

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----------|--|---|---|
| 保険業法施行規則 | | | |
| 1 | 第 53 条第 1 項第 4 号、 第 211 条の 30 第 4 号 | 書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことが求められる「保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報につき、保険契約の内容のうち重要な事項」とは、規則第 227 条の 2 第 3 項第 1 号に掲げる契約概要・注意喚起情報に記載する事項を指すとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 2 | 第 53 条第 1 項第 4 号 | 規則第 53 条第 1 項第 4 号にいう「団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」の後に続く「に際して」は、保険業法第 300 条第 1 項柱書にある保険募集「に関し」と同一の意味と理解することによいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、保険業法第 300 条第 1 項は、保険契約の締結や保険募集等に関する禁止行為を規定しているものです。他方、規則第 53 条第 1 項第 4 号は、保険契約の締結や保険募集等に際して、保険会社や保険募集人が保険契約者等に対して講じる必要のある措置を定めているものです。 |
| 3 | 第 53 条第 1 項第 4 号、 第 211 条の 30 第 4 号 | 現行規則第 53 条第 1 項第 10 号および第 211 条の 30 第 7 号の「被保険者」は、括弧書きで「保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。」とされていたが、改正案第 53 条第 1 項第 4 号および第 211 条の 30 第 4 | 改正保険業法において導入された情報提供義務に係る規定は、原則として被保険者も情報提供の対象とした上で、一定の場合については適用除外とすることとされており、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--|---|---|
| | | 号の「被保険者」にはこの括弧書きがない。一方、改正案第 211 条の 30 第 2 号の「被保険者」には現行（同条第 5 号）どおりこの括弧書きが残っている。改正案で表現を分けた理由を教えてください。 | 号イ～ニにおいて、被保険者に対する情報提供義務が適用除外となる場合を規定しております。これを受け、情報提供に係る体制整備義務を定めた規則第 53 条第 1 項第 4 号及び第 211 条の 30 第 4 号においても、規則第 227 条の 2 第 1 項第 7 号イ～ニの場合 |
| 4 | 第 53 条第 1 項第 4 号、 第 211 条の 30 第 4 号 | 現行の規則第 53 条第 1 項第 10 号および第 211 条の 30 第 7 号においては、「(保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）」との括弧書きがある。これは、古くから言われる「何人も不可能なことを義務付けられない。」という法の原則を明確にしていたものと考えられるが、今回この括弧書きが削除されたのは、当然のことであるから、敢えて注記の必要がないとの趣旨と解してよいか。ただ、第 11 条第 1 項第 2 号の 2 および改正案第 211 条の 30 第 2 号においては、「(保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）」の文言が依然として存在しており、差異を設けた趣旨も併せて解説を要望する。 | には、被保険者に係る体制整備義務が適用除外とされております(規則第 53 条第 1 項第 4 号括弧書き)。 他方、規則第 11 条第 1 項第 2 号の 2 及び第 211 条の 30 第 2 号は、改正保険業法において導入された情報提供義務等の対象となるものではないため、従前どおりの取扱いをすることとしております。 |
| 5 | 第 53 条第 1 項第 5 号、 第 227 条の 8 | 本規定で求められている体制整備義務の水準については、従来の監督指針(Ⅱ-4-2-2(5)①カ、および、Ⅱ-4-2-2(5)②注 2)と同程度であり、現行法令・監督指針を踏まえた対応で足りるとの理解でよいか。 | 本規定で定める措置については、これまでと同様に、保険会社又は保険募集人等が顧客に対して行うのと同程度の情報提供等が適切に行われることを確保するための措置を講じる必要があります。なお、当該情報提供等を行うに当たっては、今般の改正で情報提供義務等が新たに導入されていること |
| 6 | 第 53 条第 1 項第 5 号、 第 227 条の 8 | 「当該団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供 | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---|--|---|
| | | <p>されること及び当該保険契約者による当該保険契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置」とあるが、現行の監督指針で求められる体制（募集と同等の情報提供・意向確認）と同等の体制を整備していれば足りると理解して良いか。</p> | <p>等についても留意が必要です。</p> |
| 7 | 第 53 条第 1 項第 5 号 | <p>「第二百二十七条の二第二項各号の規定による加入させるための行為」は、「第二百二十七条の二第二項各号の規定により加入させるための行為」の誤記ではないか。</p> | <p>法制上、問題ないものと考えております。</p> |
| 8 | 第 53 条の 7、 第 227 条の 7 | <p>保険契約者から被保険者に対し必要な情報が適切に提供されることが期待できない団体保険に係る加入させるための行為については、規則第 53 条の 7 および規則第 227 条の 7 によって、保険会社・保険募集人等に対し、意向把握に係る体制整備義務が課されるとの理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。保険契約者から被保険者に対し必要な情報が適切に提供されることが期待できない団体保険に係る加入させるための行為については、募集を行う保険会社又は保険募集人等に対して、情報提供・意向把握に係る体制整備義務が課されます。</p> |
| 9 | 第 53 条の 12 の 2、 第 227 号の 2 第 3 項第 5 号、 第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 3 号 | <p>規則第 53 条の 12 の 2 について、直接支払いサービスを提供する場合に別途の情報提供義務・体制整備義務が適用される「当該商品等の内容又は水準について説明を行う場合（当該説明に係る当該商品等の内容又は水準が保険契約の締結に係る判断に重要な影響を及ぼす場合に限る。第二百二十七条の二第三項第五号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第三号において同じ。）」とは具体的にどのような保険契約を想定しているか。</p> | <p>規則第 53 条の 12 の 2 に規定する、「当該提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合（当該提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準が、保険契約締結に係る判断に重要な影響を及ぼす場合）」とは、例えば、保険募集時に、保険会社から提携事業者へ直接保険金を支払うことに加えて、当該提携事業者を活用した場合には優先的にサービスを提供することなど、保険金の支払い</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--|--|--|
| | | <p>例えば、海外旅行中に提携医療機関で受診した場合には、キャッシュレスで利用できるようなキャッシュレスを主目的とした保険契約についても含まれるのか。</p> | <p>事由・保険給付の内容以外に、保険会社の提携事業者が提供するサービスの内容・水準に言及（書面に記載がある場合を含む。）する場合のように、当該言及内容（提携事業者のサービスの内容・水準）が保険商品選択時の重要な判断材料となる場合が考えられます。</p> <p>ご質問の保険契約については、募集時に説明している提携医療機関のサービスの内容又は水準が、保険契約締結の判断に重要な影響を及ぼすものであるか否かを個別具体的に確認する必要があるため、お答えできませんが、仮に、当該契約が、提携事業者のサービスの内容・水準に言及して保険募集を行わずに、単にキャッシュレスで利用できる旨のみを説明する程度であれば、基本的には保険契約締結に重要な影響を及ぼすものとまでは言えないと考えられます。</p> |
| 10 | <p>第 53 条の 12 の 2、 第 227 条の 2 第 3 項第 5 号、 第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 3 号</p> | <p>直接支払いサービスについて、約款や重要事項説明書上で説明していなければ対象とならないという理解でよいのか。</p> <p>「商品等の内容又は水準について説明を行う場合」とあるが、どの程度言及すると対象となるのか。一言でも言及すると対象となるのか。</p> | <p>保険募集に際し、提携事業者の行うサービスの内容又は水準が顧客の保険契約締結の判断に係る重要な判断材料となる場合には、直接支払いサービスに係る規制対象となることに加えて、情報提供義務により、当該サービスの内容又は水準について、顧客に対して適切に説明を行うことが求められます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---|---|---|
| | | | <p>なお、説明には約款や重要事項説明書に記載のある場合以外にも、例えば、パンフレット等の書面に記載している場合も含まれます。</p> |
| 11 | <p>第53条の12の2、 第227条の2第3項第5号、 第234条の21の2第1項第3号</p> | <p>第53条の12の2等に規定する直接支払いサービスに関する規制は、定額保険である第1分野保険（死亡保険）及び第3分野保険（医療保険等）だけでなく、例えばペット保険・費用保険などの実損填補型の第2分野保険においても規制対象となる場合があり得るとの理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 12 | <p>第85条第5項第3号</p> | <p>情報提供義務違反（法294条第1項の違反）は不祥事件としての届出が定められているが、第227条の2第3項第1号に定められた書面交付等を被保険者に対して行わなかった場合は情報提供義務違反には該当しないと考えてよいか。</p> | <p>規則第85条第5項第3号又は第192条第4項第3号においては、法第294条第1項の規定に違反する行為が定められており、同各号に規定する違反行為がある場合には、届出が必要となります。</p> <p>規則第227条の2第3項第1号は、法第294条第1項を受けた内閣府令であるため、同号の規定違反は、法第294条第1項の違反として、不祥事件届出の対象となります。</p> |
| 13 | <p>第85条第5項第3号、 第192条第4項第3号</p> | <p>情報提供義務違反（法第294条第1項違反）の不祥事件（規則第85条第5項第3号・第192条第4項第3号）とは、保険契約の締結、保険募集又は加入勧奨に関して、情報提供義務に違反する行為が1件あった場合には、届出が必要となるのか。</p> | <p>規則第85条第5項第3号又は第192条第4項第3号においては、法第294条第1項、第294条の2及び第234条の21の2第1項の規定に違反する行為が定められており、同各号に規定する違反行為がある場合には、件数にかかわらず、届出が必要となります。</p> |
| 14 | <p>第85条第5項第3号、</p> | <p>意向把握・確認義務違反（法第294条の2違反）の不祥</p> | <p>法第294条の2は、「顧客の意向の把握」「これに沿</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--|---|--|
| | 第 192 条第 4 項第 3 号 | 事件（規則第 85 条第 5 項第 3 号・第 192 条第 4 項第 3 号）とは、意向把握・確認義務に違反する行為が 1 件あった場合に届出が必要となるのか | った保険契約の締結等の提案」「当該保険契約の内容の説明」「保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供」で構成されます。 |
| 15 | 第 85 条第 5 項第 3 号、 第 192 条第 4 項第 3 号 | 特定保険契約に係る情報提供義務（規則第 234 条の 21 第 1 項）に違反する行為が 1 件あった場合には、不祥事件届出が必要となるのか。 | また、規則第 85 条第 5 項第 6 号（外国保険会社等にあつては規則第 166 条第 4 項第 5 号）に基づき、保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて、規則第 85 条第 5 項第 1 号から第 5 号まで（外国保険会社等にあつては規則第 166 条第 4 項第 1 号から第 4 号まで）に掲げる行為に準じるものに該当する行為を行った場合についても、届出が必要となる点にご留意下さい。 |
| 16 | 第 85 条第 5 項第 3 号、 第 192 条第 4 項第 3 号 | 意向把握・確認義務に関して創設された監督指針の定めは多数に及んでいるところ、それらの定めのうちごく僅かな一部分に抵触するのみでは、意向把握・確認義務違反とまで評価する必要はないとも考えられるように思われるが、この点、意向把握・確認義務に違反すると評価すべきポイントが如何なるものであるのか、解釈の指針となる見解を示していただきたい。 | |
| 17 | 第 85 条第 5 項第 3 号、 第 192 条第 4 項第 3 号 | 規則第 85 条第 5 項第 3 号・規則第 192 条第 4 項第 3 号では、法第 294 条の 3 違反は不祥事件として示されていないが、これは、措置構築義務違反があつたと評価される場合に、法第 307 条第 1 項第 3 号の「この法令」違反があつたものとして、規則第 85 条第 5 項第 3 号・規則第 192 条第 4 項第 3 号に該当すると評価される場合があり得るという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 18 | 第 227 条の 2 | 情報提供義務の導入については評価できるが、情報提供の項目、仕方を以下のように明示し、義務化すべきである。 | 貴重なご意見として承ります。ご指摘のような方法も含めて、保険契約の内容に係る情報提供にあた |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---------|---|--|
| | | <p>消費者にとって、注意すべき重要な項目は保険商品の説明の冒頭に分かりやすく明示し、説明する。例えば「保障限定条件（保障は、契約日から91日目）」「保障期間と更新時保険料と保障内容」「保険料支払総額と保険金、給付金等の保障額の対比」等を一覧表にして消費者に理解しやすく説明する。</p> <p>現状の保険募集ツールにも記載はされているが、文字が小さい、記載箇所が分かりにくい場所にある等、消費者にはわかりにくい。</p> <p>商品の比較検討においても、商品それぞれに一覧表があれば消費者は比較しやすい。</p> | <p>っては、顧客の立場に立って、保険契約の種類や特質等を踏まえ、適切な方法が用いられるべきものと考えます。</p> |
| 19 | 第227条の2 | <p>規則第227条の2で定める「団体保険」の範囲は、現行監督指針で定めている「団体保険又は団体契約、財形保険」の範囲と異なるとの認識でよいか。</p> <p>同条項及び法第294条を素直に読むと、例えば、「法人を保険契約者、従業員を被保険者とする単生保険である養老保険」にも適用があるようにも読める。このような保険についても規則第227条の2が定める「団体保険」と解してよいか。</p> | <p>規則第227条の2第1項が規定する「団体保険」（規則第53条第1項第4号、法第294条第1項ご参照）には、ご指摘のような、現行監督指針記載の団体保険又は団体契約、財形保険（企業等が保険契約者となり、従業員等が被保険者となる財形保険）の範囲と異なる場合があると考えられます。</p> <p>ご想定のような、法人が保険契約者であり、当該法人の従業員の一人のみが被保険者として加入する養老保険も、法第294条第1項に規定する「団体保険」の要件を満たすことはありえるものと考えられます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------|---|--|
| 20 | 第 227 条の 2 | <p>「団体保険の契約者から、保険契約に加入させるための行為の委託を受けた者」とは、企業の人事部や総務部等団体内での保険募集の実務を行う福利厚生部門の担当者との理解でよいか。</p> | <p>ご指摘の人事部・総務部の社員・職員等の、団体内部で、団体の機関として活動する者が行う「加入させるための行為」は、基本的には、団体自体が行う「加入させるための行為」と考えられます（なお、規則第227条の2第1項括弧書に基づき除外される場合についてご注意ください。）。</p> |
| 21 | 第 227 条の 2 | <p>規則 227 条の 2 第 2 項に規定されている団体における団体保険について、保険契約者の担当者に代わって保険募集人が説明する場合は、情報提供義務、意向把握義務などが発生するというのは、規制としてアンバランスな感じがするかどうか。団体として、自分たちよりしっかり説明できると考え、保険募集人に委託するのだと思うが（団体自治の範囲内）、その場合のみわざわざ法律で規制する必要まではないのではないか（被保険者保護の観点からは、保険契約者が説明した方が説明が不十分になるおそれがあるのではないか。）。</p> <p>特に「意向把握」義務が必要となると、保険募集人はそれ用の書面を作成しなければならないことから、気軽に保険契約者に代わって説明しなくなるおそれがあることを危惧している（たとえば、団体の担当者が不在の時やよく説明できない時に、募集人に説明をお願いしたら、突然、意向把握義務というのは難しいのではないか）。</p> | <p>当初の団体保険契約の締結又は保険募集を行った保険会社又は保険募集人（保険募集人等）に加入させるための行為が委託される場合には、委託元の団体による管理が働きにくいことが想定されるため、適切な情報提供を確保するために、法令上の義務を課すものです。</p> <p>なお、加入させるための行為に至らない範囲で、保険募集人等が団体を支援することを妨げるものではありません。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------|--|--|
| | | <p>今般の保険業法施行規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体や保険業法施行規則第 227 条の 2 第 1 項に定める特殊の関係にある者の中には、被保険者となる団体構成員を保護する観点から、加入勧奨は一定の説明能力を保有する保険会社又は保険募集人により行われる方が望ましいと判断し、保険会社又は保険募集人との自主的な取り決めに基づき、当該団体は説明機会の提供や検討時間の確保に努める一方、留意事項や不利益な情報等については保険会社又は保険募集人が説明するなどの運用を現に行っているところもある。</p> <p>保険業法施行規則の改正案は、少なくともこうした自主的な取り決めや運用の抜本的見直しを求めるものではないと受け止めているが、念のため確認しておきたい。</p> | |
| 22 | 第 227 条の 2 | <p>新旧対照表（保険業法施行規則）において、現行規則第 227 条の 2（顧客に対する説明）を示さず、新規則を（新設）したかの如く表示した理由如何。</p> <p>表示したとしても、</p> <p>第 227 条の 2（情報の提供）法第 294 条第 3 号に規定する内閣府令で定める事項は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保険募集人の商号、名称又は氏名 二 保険募集人が保険募集再委託者の再委託を受けるときは、当該保険募集再委託者の商号又は名称 | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>改正前規則第 227 条の 2 については、新規則第 227 条の 2 第 8 項として新旧対照表に記載し、新規則第 227 条の 2 第 3 項第 15 号に係る新旧対照表についても用例に基づき作成しております。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------|---|--|
| | | <p>であり簡単で明瞭なものであるが、これを削除したのなら（削除）（削る）と表示すべき。また同じ「第 227 条の 2」 として規定するための措置であるなら、表題の「(情報の提供)」を改定（傍線表示）しているのであるから、条文も傍線表示とすべき。</p> <p>なお、第 227 条の 2（情報の提供）第 3 項 15 号は、現行規則 211 条の 30（業務運営に関する措置）第 3 号を改定したものであるが、これを示さず（新設）とした理由も上記同様説明されたい。</p> | |
| 23 | 第 227 条の 2 第 1 項 | <p>「法第 294 条第 1 項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者」について、「団体保険に係る保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入させるための行為の委託を受けた者その他これに準ずる者」とあるが、当該準ずる者として想定されている具体例を確認させていただきたい。</p> | <p>「その他これに準ずる者」としては、労働者派遣契約に基づき外部から当該保険契約者に派遣された者などが該当すると考えられます。</p> |
| 24 | 第 227 条の 2 第 1 項 | <p>「その他これに準ずる者」とは、具体的にどのような者をいうのか。</p> | |
| 25 | 第 227 条の 2 第 1 項 | <p>規則第 227 条の 2 第 1 項に「その他これに準ずる者」とあるが、どこまで委託に近い関係があれば「準ずる者」として情報提供義務の例外となる一要件を満たすということになるのか。「準ずる者」という要件を設けるにあたり想定した対象を例示するなど解釈の指針を示していただきたい</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------|---|--|
| | | い。 | |
| 26 | 第 227 条の 2 第 1 項 | <p>保険募集人は、自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る団体契約に加入することを勧誘する行為に関して、情報提供義務を負うが、これは、当該募集人個人が同義務を負うということで、当該募集人が所属する代理店やその代理店の他の募集人は同義務を負わないということによいか。</p> | <p>保険契約の締結、保険募集又は保険契約に加入させるための行為においては、当該顧客に対する勧誘行為に実質的に関与する保険募集人と共に、当該保険募集人をその役員又は使用人とする保険会社・保険募集人（保険代理店）も情報提供義務・意向把握義務を負うものと考えられます。</p> <p>なお、「保険契約に加入させるための行為」については、一定の場合に保険募集人等の情報提供義務・意向把握義務の適用除外が認められていることにご留意ください。</p> |
| 27 | 第 227 条の 2 第 2 項 | <p>規則第 227 条の 2 第 2 項第 1 号から第 14 号については、あくまで情報提供義務、意向把握義務の適用除外となる場合を定めているに過ぎず、団体保険として商品認可がなされることを前提としたものではないという理解によいか。</p> <p>また、同項第 15 号においては、「「保険商品・サービスの提供等のあり方に関するワーキング・グループ」の報告書脚注 40(ii)」に掲げられている「構成員と団体との間の密接性」との要件も勘案されるとの理解によいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 28 | 第 227 条の 2 第 2 項 | <p>①：平成 10 年に廃止された通達（昭和 61 年蔵銀第 634 号）には、第 I 種から第 III 種の団体が定められていたが、当該団体がその所属員に対して加入勧奨を行う場合は、規</p> | <p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、①については、規則第 227 条の 2 第 2 項各号の要件を満たす必要がありますが、基本的には、</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------|--|--|
| | | <p>則第 227 条の 2 第 2 項に定める場合に該当するとの理解で よいか。</p> <p>②：上記①以外の団体のうち、カード会社や金融機関等 が契約者となりその会員や預金者等が被保険者となる団体 のような団体から所属員等に対し必要な情報が適切に提供 されることが期待できると認められない団体については、 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める場合に該当しないとの理 解でよいか。</p> | <p>ご質問の以下の団体がその要件に該当し得るもの と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被用者団体（同一企業体又は同一官公庁に所属 する者の団体） ○職域組合団体（同一企業体又は同一官公庁に所 属する者によって組織された労働組合、協同組 合、互助会、単独設立の厚生年金基金、共済組 合等の所属員の団体） ○連合設立の厚生年金基金の団体 |
| 29 | 第 227 条の 2 第 2 項 | <p>「金融審議会保険WG（第 8 回）の事務局説明資料掲載 の「団体定期保険の運営基準」における団体類別基準（概 要）」に列記された第 I 種～第 III 種団体については、損保の 団体保険においても、当該団体がその構成員に対して加入 勧奨を行う場合は、規則第 227 条の 2 第 2 項に定める場合 に該当するとの理解でよいか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○共済組合の団体（地方職員共済組合、公立学校 共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、市 町村職員共済組合、都市職員共済組合、農林漁 業団体職員共済組合、私立学校教職員共済の所 属員の団体） ○「親子関係の企業体」の職域による団体（「親 子関係の企業体」に所属する者によって組織さ れた単一の労働組合、協同組合、互助会等の所 属員の団体） ○「親子関係の企業体」における子の企業体に所 属する者の団体 ○協同組合の団体 ○商工会等の団体 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|--|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○同一業種の団体 ○連鎖化事業の団体 ○総合設立の厚生年金基金の団体 ○下請業者団体 ○特定同業者団体 ○議員団体 |
| 30 | 第 227 条の 2 第 2 項第 15 号 | <p>具体的には如何なる団体を指すのか、明確化してほしい。 (具体的に示してほしい。いわゆる第 4 種団体は含まないという理解でよいか)。</p> | <p>本規定に該当する団体としては、具体的には、例えば、以下の団体が該当し得るものと考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被用者団体（同一企業体又は同一官公庁に所属する者の団体） ○職域組合団体（同一企業体又は同一官公庁に所属する者によって組織された労働組合、協同組合、互助会、単独設立の厚生年金基金、共済組合等の所属員の団体） ○連合設立の厚生年金基金の団体 ○共済組合の団体（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、都職員共済組合、市町村職員共済組合、都市職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、私立学校教職員共済の所属員の団体） ○「親子関係の企業体」の職域による団体（「親 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------|---|---|
| | | | <p>子関係の企業体」に所属する者によって組織された単一の労働組合、協同組合、互助会等の所属員の団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「親子関係の企業体」における子の企業体に所属する者の団体 ○協同組合の団体 ○商工会等の団体 ○同一業種の団体 ○連鎖化事業の団体 ○総合設立の厚生年金基金の団体 ○下請業者団体 ○特定同業者団体 ○議員団体 <p>上記以外の団体のうち、規則第 227 条の 2 第 2 項第 1 号から第 14 号に該当しない団体は、同項第 15 号の要件に照らし、個別具体的に総合的に判断する必要があります。</p> |
| 31 | 第 227 条の 2 第 2 項 | 「一の会社もしくはその連結子会社等またはその役員もしくは使用人が構成する団体がその構成員または親族を相手方として行う共済」は施行令第 1 条の 3 第 2 号で保険業法適用除外とされているところであるが、そのような団体 | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|----------------|--|--|
| | | <p>において団体保険に加入させるための行為を行う場合は15号に該当するとの理解でよいか。</p> | |
| 32 | 第227条の2第2項 | <p>規則第227条の2第2項と施行令第1条の3第2号との関連性はどのようになっているか。</p> <p>同条第1号及び第3号には触れられているのでこちらも同じように考えてよいか。</p> <p>また、保険業法施行規則第227条の2第2項第15号が良く分からない。「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方」脚注40には「構成員と団体との間の密接性」や、「同視できる程度の関係」にも触れられているが、このようなことも反映されるとわかりやすいのではないか。</p> | <p>ご指摘の保険業法施行令第1条の3第2号は、規則第227条の2第2項第15号に該当するものと考えられます。</p> <p>規則第227条の2第2項第15号は、保険契約者である団体と被保険者との間に一定の密接な関係があることにより、団体内において保険契約者から被保険者に対する必要な情報提供が行われることが期待できる場合に、保険会社及び保険募集人等から被保険者への情報提供義務の適用を除外する規定です。</p> |
| 33 | 第227条の2第2項第15号 | <p>必要な情報が適切に提供されることが認められるかを判断するための要件として、規則第227条の2第2項第15号に掲げられている「団体保険に係る保険契約に関する利害の関係」、「団体の構成員となるための要件」、「団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係」について、それぞれ具体的な考え方を確認させていただきたい。</p> | <p>規則第227条の2第2項第15号に規定する、必要な情報が適切に提供されることが認められるかを判断するための要件の具体的な考え方は以下のとおりです。</p> <p>「団体保険に係る保険契約に関する利害の関係」について、利害関係が一致している場合とは、「保険事故発生によって団体と構成員の双方が損害を被り得るところを、当該保険事故により取得される保険金により、双方が利益を受ける（損失をてん補される）関係にある」ことを想定しています。</p> |
| 34 | 第227条の2第2項第15号 | <p>規則第227条の2第2項第15号においては、「一定の密接な関係があることにより、当該団体から当該加入させる</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|---|---|
| | | <p>ための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるとき」と規定されているが、具体的にどのような場合には密接な関係があり、どのような場合には密接な関係がないとされることになるのか、当局の解釈指針をお示しいただきたい。</p> | <p>「団体の構成員となるための要件」については、単に会費等を支払えば構成員（被保険者）となり得るだけでなく、構成員（被保険者）となるための一定の要件が設けられていることを想定しています。</p> <p>「団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係」については、団体の活動（役務サービスや物品の販売活動）に参加・利用したことに伴う事故等の損害を補償するなど、当該活動と保険による補償内容との間に関係性が認められることを想定しています。</p> <p>上記要件等に照らして、個別具体的に総合的に判断する必要があります。</p> |
| 35 | 第 227 条の 2 第 2 項第 15 号 | <p>規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号の根拠条文である法第 294 条第 1 項では、加入勧奨に原則として適用される法第 294 条第 1 項の適用除外ケースが、法第 294 条の 2（意向把握義務）及び法第 300 条第 1 項においても、同じく適用除外となることを規定する。</p> <p>この点、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号は、専ら情報提供義務のみを念頭に置いた条文構成となっているように思われる（「(前略) 必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるとき」）。が、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号には、法第 294 条の 2 や法第 300 条第 1 項に係る</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>法第 294 条第 1 項は「当該保険契約者から当該団体保険に係る保険契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められるとき」について内閣府令に委任しています。そして、法第 294 条第 1 項は、そのようなときについて、同項にいう「加入させるための行為」から除かれるものとする形で、保険募集人等に直接の情報提供義務・意向把握義務等を課さないとしているものです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|---|--|
| | | 読み替え規定を設ける必要がないかについてご検討いただきたい。 | |
| 36 | 第 227 条の 2 第 2 項第 4 号 | 「会社を保険契約者とし、同一の会社の集団に属する他の会社を被保険者とする団体保険」とあるが、保険契約者である会社自身が被保険者に含まれる場合でも、団体と被保険者の間には、規則第 227 条の 2 第 2 項第 4 号の団体保険と同等の一定の密接な関係が認められ、第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に該当するという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 37 | 第 227 条の 2 第 2 項第 15 号 | <p>団体信用生命保険や団体信用就業不能保障保険は、</p> <ul style="list-style-type: none"> －信用供与機関や信用保証機関（信用供与機関や信用保証機関の事業者団体や、いわゆる親子関係等にある複数の信用供与機関や信用保証機関の集合体を含む）が保険契約者となり、 －債務者（債務者が中小企業の場合、その連帯保証人を含む。以下同じ）を被保険者として、その保険金額が、保険事故が発生した際の債務者の債務額や返済額に連動する保険契約であるところ。 <p>この保険契約への加入勧奨については、</p> <ul style="list-style-type: none"> －団体の信用供与・信用保証といった活動に伴う債務の不履行により発生する損失を補てんするため、当該団体の活動と保険による補償内容との間に関係性が認められると考えられること、 | <p>貴見のとおりです。</p> <p>これらの保険は、規則第227条の2第2項第15号の各要件に照らして、団体と所属員との間に一定の密接な関係があることにより、必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合に該当すると考えられます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|--|---------|
| | | <p>－保険事故の発生により発生しうる債務不履行の損失に対し、信用供与機関や信用保証機関は、保険金により債権の保全が図られるという利益を享受でき、同時に、債務者およびその遺族は、債務の返済を免れ、生活の安定が図られるといった利益を享受できるように、双方が利益を受ける関係にあり、利害の関係が一致しているとも考えられることから、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号の要件に照らし、団体と所属員との間に一定の密接な関係があることにより、必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合に該当すると考えるが、その理解でよいか。</p> | |
| 38 | 第 227 条の 2 第 2 項第 15 号 | <p>銀行が契約者、被保険者が住宅ローン等債務者であり、被保険者（＝債務者）が死亡・高度障害状態となった場合に支払われる保険金が債務返済に充当され、以後の住宅ローン等の債務返済が不要となる団体信用生命保険については、契約者と被保険者との間に一定の密接な関係があることから、必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合に該当すると考えるが、その理解でよいか。</p> <p>また、死亡・高度障害状態となった場合のみならず、がん等の疾病に罹患した場合にも以後の住宅ローン等の債務返済を不要とする特約を付けた団体信用生命保険もある</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|---|--|
| | | が、当該ケースについても必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合に該当すると考えるが、その理解でよいか。 | |
| 39 | 第 227 条の 2 第 2 項 15 号 | 「当該団体の活動と当該保険契約に係る補償の内容との関係等に照らし」とあり、「補償」という文言が用いられているが、第一分野および定額型の第三分野についても本規定の対象であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 40 | 第 227 条の 2 第 2 項第 15 号 | 商品の販売やサービスの提供等を行う事業者が契約者となり、その商品・サービスの購入者・利用者を被保険者とする団体保険など、団体類別基準に合致しない団体保険であっても、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に掲げる各要件に照らして一定の密接な関係が認められる団体保険については、同 15 号に該当すると理解してよいか。 | ご質問にあるような団体保険についても、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号の要件を満たす場合には、同号に該当するものと考えられます。 |
| 41 | 第 227 条の 2 第 2 項第 15 号 | 銀行が保険契約者、被保険者が住宅ローン等債務者であり、被保険者（＝債務者）が病気やけがなどにより 1 か月間就労できなくなった場合に支払われる保険金を毎月のローン債務の返済に充当するとともに、就労不能状態が長期間になった場合には、その時点のローン残債の全額を保険金として一括補償される保険については、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号の要件に照らし、団体と所属員との間に一定の密接な関係があることにより、必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合に該当すると | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--------------------------------------|---|---|
| | | 考えるが、その理解でよいか。 | |
| 42 | 第 227 条の 2 第 3 項、 第 234 条の 21 の 2 | 「情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行う」とあるが、条文上書 面交付が義務付けられている場合には、被保険者に対しても 保険契約者と同様に書面交付が義務付けられていると考えて よいか。 | 貴見のとおりです。 なお、規則第227条の2第7項第1号に該当する保険 契約については、被保険者への情報提供は求められ ておりません。 |
| 43 | 第 227 条の 2 第 3 項 | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項柱書は、「保険契約者及び被保険者 に対して」として、保険契約者のみならず、「被保険者に対 して」も、情報の提供を行うべきことが規定されているが、 これは、通常の合理的解釈からすれば、契約者に対して各号 所定の「参考となるべき情報の提供」を行ったとしても、被 保険者に対して各号所定の「参考となるべき情報の提供」を行 わなかった場合には、法令違反になることを意味するものと 解される。</p> <p>しかしながら、保険業法第 294 条第 1 項には、情報提供 義務の相手方は明記されておらず、かつ、明文による下位規 範に委任する旨の規定がないにもかかわらず、下位規範であ る保険業法施行規則において情報提供義務の相手方を明記す ることは、法規制として不合理なものと言わざるを得ない。</p> <p>また、規則第 227 条の 2 第 3 項各号の内容を見ると、契 約者との関係で情報の提供を行うべきであるものの、被保</p> | <p>法第294条第1項は、「内閣府令で定めるところにより」、 情報の提供を行わなければならないとして、情報提供をすべ き内容、情報提供の方法、情報提供の相手方等、情報提供に 係る事項を包括的に内閣府令に委任しているものと解され ます。</p> <p>なお、実務をふまえ、一定の事項につきましては、規則 第227条の2第7項第1号等に基づき被保険者に対する適 用除外が規定されている点にご留意ください。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---------------|---|-----------|
| | | <p>険者との関係で情報の提供を行うのが現実的ではない内容も含まれている（典型例として、第4号比較推奨販売における説明等）。</p> <p>については、規則第227条の2第3項柱書の「保険契約者及び被保険者に対し」とある部分は、削除すべきである。</p> | |
| 44 | 第227条の2第3項 | <p>保険仲立人扱いの保険契約の場合、保険仲立人が法第294条第1項に規定する情報提供義務及び法第294条の2に規定する意向把握義務を履践すれば、保険会社が改めてそれらの義務を履践することは不要との理解でよいか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 45 | 第227条の2第3項 | <p>規則第227条の2第3項第1号々に規定するADR等に係る事項については、保険仲立人扱いの保険契約の場合には、いわゆる「注意喚起情報」には保険会社等又は外国保険会社等のADR等に係る事項を記載し、保険仲立人のADR等に係る事項については「注意喚起情報」とは別の書面（例えば改正後保険業法第294条第4項に規定する書面）に記載して説明及び交付をすることも許容されるという理解でよいか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 46 | 第227条の2第3項第1号 | <p>情報提供が求められる事項として掲げられている規則第227条の2第3項第1号イ～レについては、従来の監督指針Ⅱ-4-2-2(3)②において規定されるア.「契約概要」の項目、及びイ.「注意喚起情報」の項目に対応するものと考えられるが、情報提供を行うべき事項の範囲を従来よりも</p> | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------------|---|---|
| | | <p>拡大するものではなく、現行監督指針Ⅱ-4-2-2 (3) ②で求められる情報提供を行っていただければ足りるとの理解でよいか。</p> | |
| 47 | 第 227 条の 2 第 3 項第 1 号、第 2 号 | <p>商品の仕組み、保険給付に関する事項等、規則第 227 条の 2 第 3 項第 1 号に列挙されている事項については、当該事項を記載した書面を用いて説明を行い、かつ、当該事項の記載された書面の交付を行うことを定めている。</p> <p>他方、同項 2 号では、説明態様の定めはないことから、これは 1 号とは異なり、必ずしも、書面使用、書面交付を求めないということによいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 48 | 第 227 条の 2 第 3 項第 1 号レ、第 2 号 | <p>第 227 条の 2 第 3 項第 1 号レ、と第 2 号とは、共にバスケット的な規定であるが、どのような差異があると理解すればよいか。</p> | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 2 号は、いずれも、保険契約者又は被保険者による保険契約の締結又は保険契約への加入の判断に参考となるべき情報提供事項を定める規定です。</p> <p>同項第 1 号は、書面を用いた説明が必要となる事項を定める規定であり、このうち、同号レの事項としては、具体的には、監督指針上、契約概要・注意喚起情報として掲げられている事項を想定しております。</p> <p>他方、同項第 2 号は、書面を用いた説明に限らず、口頭等による説明も可能な事項を定める規定であり、上記の契約概要・注意喚起情報以外の事項を想</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--|--|--|
| | | | <p>定しております。具体的には、付帯サービスについては、保険契約（保険契約の趣旨・目的、保険事故、保険給付の内容・方法等）と関連性が大きい付帯サービスに係る事項、例えば、自動車保険の付帯サービスとしてのロードサービス（但し、レッカーけん引サービス等の重要なロードサービスに限ります。）に係る事項を想定しております。</p> |
| 49 | <p>第 227 条の 2 第 3 項第 2 号、 第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 1 号</p> | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号中、「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」とは具体的に何を想定しているのか、確認したい。</p> | <p>「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」（以下「参考となるべき事項」といいます。）とは、保険契約者又は被保険者が保険契約の締結又は保険契約への加入の際に合理的な判断をするために必要な事項をいい、具体的には当該保険契約の種類及び性質等に応じて判断されます。</p> |
| 50 | <p>第 227 条の 2 第 3 項第 2 号、 第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 1 号</p> | <p>「参考となるべき事項」とは、たとえば、保険会社の財務状況、格付のような情報が該当するという理解でよいか。</p> | <p>参考となるべき事項には、改正前法第300条第1項第1号の「保険契約の契約条項のうち重要な事項」のうち規則第227条の2第3項第1号に規定する事項以外の事項が含まれます。</p> <p>また、保険契約の契約条項以外に係る参考となるべき事項としては、例えば、保険契約（保険契約の趣旨・目的、保険事故、保険給付の内容・方法等）と関連性が大きい付帯サービス（例：自動車保険に</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---------------------------------|---|---|
| | | | おける付帯サービスとしてのロードサービス)の内容に係る事項や直接支払いサービスを行う場合に情報提供することとされている事項等が想定されます。 |
| 51 | 第 227 条の 2 第 3 項 | 施行規則においては、「保険契約者及び被保険者に対し次に掲げる方法により行うものとする。」とあるが、監督指針Ⅱ-4-2-9 保険募集人の体制整備義務（法第 294 条の 3 関係）(5) においては顧客と記載されており、顧客への情報提供で足りるという理解でよいか。 | 規則第227条の2第3項は法第294条第1項の委任を受けた行為規制の規定であって保険契約者及び被保険者を情報提供の相手方としていること、同項はご指摘の体制整備の規定とは異なることにご留意ください。なお、ご指摘の「顧客」に被保険者が含まれる場合があると考えられることにご留意ください。 |
| 52 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号柱書、同項第 6 号 | 「保険契約を取り扱う場合」とは、法第 294 条第 1 項の「保険契約の締結、保険募集又は（省略）加入させるための行為」を行う場合との趣旨であるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 53 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号柱書 | 「保険契約者又は被保険者との合意に基づく方法その他当該保険契約の特性等に照らして、」とあるが、情報提供の方法に係る保険契約者等との合意は必須ではないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 54 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号 | 規則第 227 条の 2 第 3 項 3 号に規定する「理解に資する他の方法」について、どのような方法に依ったのかについての記録及びその方法について顧客が合意したことについての記録を残す必要はないという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。必ずしも保険契約者又は被保険者の理解に資する他の具体的な方法やその方法について顧客が合意したことについての記録を残す必要までを求めているものではありません。いず |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|--|---|
| | | | <p>れにしても、保険契約者等の保護の観点から、各社にて適切に情報の提供がなされることが重要であり、また、規則第227条の7に基づき適切に体制整備を行う必要があります。</p> |
| 55 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号 | <p>更改時に提供すべき情報に、前契約と比べて変更がないときは、「情報提供義務」「意向把握義務」は不要となっているが、前契約の契約締結から 1 年以上も時間が経過しており、契約者が当時説明を受けたことをすべて記憶しているとは限らないし、前契約と更改契約では契約者等のリスクが変化していたり、保険の対象物等の用途等が変わっていたりする場合がある。本来の趣旨から考えれば、前契約と変更のない契約も対象とすべきではないか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>既に締結している保険契約の更改時に、当該契約の内容に変更がない保険契約を締結する場合については、既に情報が提供され、意思決定がなされていたことを考慮し、保険業法上の情報提供義務・意向把握義務を一律には課さないこととしております。ただし、損害保険会社に係る更改契約であっても、保険の対象物等の用途等の変更等により、保険料等の変更が生じた場合には、同項第3号二により、当該変更部分については情報提供が必要となることに留意が必要です。</p> |
| 56 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イ | <p>「事業者の事業活動に伴って生じる損害をてん補する保険契約その他その内容の個別性又は特殊性が高い保険契約」とあるが、現行監督指針のⅡ-4-2-2 (3) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係、同 (5) ②意向確認に係る体制整備関係で同規定の適用対象外とされている「事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品」はこれに含まれるとの理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|---|---|
| 57 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イ | 「その他その内容の個別性または特殊性が高い保険契約」に自賠責保険は該当すると考えてよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 58 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号イ | 工場の火災保険等、事業者向けの個別性・特殊性が高い損害保険契約は、必ずしも「契約概要」・「注意喚起情報」を用いての情報提供を行うのではなく、顧客の保険知識の程度に応じて適切に情報提供が行われればよいと理解しているが、保険種類が生命保険の場合、例えば総合福祉団体定期保険等の事業者向けの個別性・特殊性が高い生命保険契約も、必ずしも「契約概要」・「注意喚起情報」を用いての情報提供ではなく、顧客の保険知識の程度に応じて適切に情報提供が行われればよいとの理解でよいか。 | 総合福祉団体定期保険等の生命保険契約の場合には、規則第227条の2第3項第3号イではなく、同号ハの規定により、保険契約者に対する情報提供に係る部分に限り、「契約概要」・「注意喚起情報」によらずに他の方法によることが許容されます。 なお、例えば総合福祉団体定期保険としての生命保険の場合、保険法第38条に基づく被保険者同意が必要であり、かかる同意の前提となる適切な情報提供が必要となることにご留意ください。 |
| 59 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロ | 「1 年間に支払う保険料の額が 5 千円以下である保険契約」について、例えば、6 千円の保険料の支払いで保険期間が 2 年間の傷害保険など、1 年を超えるような保険契約について、一括で 6 千円の振込みを行ったような場合については、どのような考え方になるのか。全く、この対象とらないのか。 | 保険期間が1年を僅かに超える保険契約については、基本的には、保険期間を1年に換算した場合の額が5千円以下であるか否かで判断することになります。ご提示の、6千円の保険料支払いで保険期間が2年間の傷害保険について、一括で支払いを行った場合は、当該規定の対象になると考えられます。 ただし、保険期間が1年を大幅に超えるなど長期間にわたる保険契約については、当該規定の対象とらないことに留意が必要です。 |
| 60 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロ | 「保険期間が一年未満であって、保険期間を更新することができる保険契約」にあつては、一年間当たりの額に換算 | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|----------------|--|---|
| | | した額」とあるが、更新することができる保険契約のうち、保険期間1年で契約できるものについては、「保険期間を1年とみなして算出した年間保険料」をもって判断することによいか。 | |
| 61 | 第227条の2第3項第3号ロ | 当初は契約者の意向や一般的な保険料水準等から考えて、「5千円」以下の保険料に収まると判断していたが、契約条件を検討する段階の情報提供により補償内容を見直した結果、適用保険料が5千円を超過するケースも想定されるが、こうしたケースへの対応については、生損両協会のガイドラインや各保険会社の定めるルールに委ねるとの認識によいか。 | 「5千円」を超える保険料の場合には、規則第227条の2第3項第3号ロの適用はなく、同項第1号及び第2号による情報提供が必要になることに留意が必要です。 |
| 62 | 第227条の2第3項第3号ニ | 既契約の変更部分に係る情報提供については、現行実務上、手続時に用いる請求書類等により行う場合や、変更手続処理前には変更後の正確な保険料を算出することが困難な場合もありうるが、このような場合には、手続前に変更後の概算保険料を記載した書面を保険契約者に通知し、実際の変更手続処理（相当期間経過）後に正確な保険料を記載した明細を通知する対応をとることで問題ないとの理解によいか。 | 貴見のとおりです。 いずれにしても、保険契約者等の保護の観点から、各社にて適切に情報の提供がなされるよう創意工夫を行うことが必要です。 |
| 63 | 第227条の2第3項第3号ニ | 「既に締結している保険契約の一部を変更することを内容とする保険契約」について変更部分に係る情報の提供を行うにあたっては、規則第227条の2第3項第1号に定め | ご指摘の例示の場合、基本的には、規則第227条の2第3項による情報提供は求められないものと考えられます。ただし、一般論として、同項に掲げる |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--|---|--|
| | | <p>る標準的手法によらなくともよいとされているが、例えば、同号に掲げるセーフティーネットについての制度変更があった場合、既契約の一部の変更を行うタイミングにおける情報提供に代えて、顧客宛一斉通知を行うことも認められるとの理解でよいか。</p> <p>また、規則第 227 条の 2 第 3 項に掲げる事項の変更に係る情報が、例えば、ADR 機関が一般社団法人から公益社団法人に変更となった場合のような軽微な変更に係る情報であって、当該情報が保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に必要となる保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき事項に該当しない場合には、本規定による情報提供は求められないとの理解でよいか。</p> | <p>各事項のうち、契約内容の一部を構成しないものの重要な部分に変更があった場合には、規則第53条の7第1項に基づき、顧客保護の観点から、適切な情報提供が行われる体制整備が求められることに留意が必要です。</p> <p>なお、規則第227条の2第3項に掲げる事項が、例えば約款に記載されているなどによって、契約内容の一部を構成していると認められる場合には、かかる事項の変更は、同項第3号二に当たることから、当該変更内容の情報を提供する必要があると考えられます。</p> |
| 64 | 第 227 条の 2 第 3 項第 3 号二、 第 227 条の 2 第 7 項第 2 号 | 「既に締結している保険契約（既契約）の一部の変更をすることを内容とする保険契約」には、満期を迎えた契約の更改契約も該当するとの理解でよいか。 | 例えば、短期の損害保険契約について、当該契約が満期を迎えたことにより、当該契約を更改する場合には、基本的には「既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約」に該当するものと考えられます。ただし、更改契約の内容が従前の契約と比べて大幅に変更されるなど、実質的に新契約であると評価されるような場合には、「既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約」に該当しない点にご留意ください。 |
| 65 | 第 227 条の 2 第 3 項第 | 既に締結している保険契約の保険期間中に、契約締結時 | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|----------------------------------|--|--|
| | 3号二、 第227条の2第7項第2号 | に情報提供した「契約概要」・「注意喚起情報」に該当する事項その他規則227条の2第3項で情報提供が求められる事項に該当しない事項のみの変更を行う場合は、「イ. 当該変更に伴い既契約に係る第三項の規定による情報の提供の内容に変更すべきものがないとき」に該当するという理解でよいか。 | |
| 66 | 第227条の2第3項第3号二、 第227条の2第7項第2号 | 第227条の2第3項第3号二、同条第7項第2号では、既契約の一部の変更をすることを内容とする「保険契約」となっており、あたかも既契約とは別にもう1件異なる保険契約が存在するかのような表現になっている。生命保険、損害保険の中には既契約とは別の新たな保険契約で既契約を一部変更する仕組みを有するものが存在するのかもしれないが、既契約の証券番号の変更を伴わずに既契約の約款内で認められた特約中途付加等の手続きを行うことは、ここでいう「既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約」には含まれないという理解でよいか。 | <p>特約中途付加など、保険契約の一部を変更する契約（変更契約）も、法第294条第1項の「保険契約」に該当するものであり、当該変更契約のうち変更に係る部分について、保険契約者等に参考となるべき情報がある場合には当該情報の提供を求めるべきものとして、規則第227条の2第3項第3号二は規定されています。</p> <p>なお、証券番号は、保険証券に係る法定の記載事項ではなく、各社が管理のために付する番号に過ぎませんので、証券番号の記載の変更を伴わないかどうかは、規則上の「既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約」を分ける判断指標にはならないものと考えられます。</p> |
| 67 | 第227条の2第3項第4号 | 規則第227条の2第3項4号において、「イからハまでに定める事項の説明」とあるが、情報提供の方法は問われなという理解でよいか。 | ご指摘の「当該提案の理由」が、規則第227条の2第3項第4号ロ又はハの「当該提案の理由」であれば、その提供方法は特段制限はありません。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------------------|---|--|
| | | | また、提案理由の説明は、十分に顧客の理解が得られるように行うことが求められます。 |
| 68 | 第227条の2第3項第4号 | <p>第4号イ、ロ、ハに掲げられた説明事項は、書面等説明の手法は限定されないという理解でよいか。</p> <p>「当該提案の理由」の説明は口頭でも良いか。また、当該提案の理由については、顧客のレベルに応じて顧客が十分理解していることを確認する必要があるか。</p> | |
| 69 | 第227条の2第3項第4号、 第234条の21の2第1項第2号 | <p>規則第227条の2第3項第4号イおよび規則第234条の21の2第1項第2号イは、比較に係る情報提供を行う際の規制であるという理解でよいか。</p> <p>また、規則第227条の2第3項第4号ロおよびハ並びに規則第234条の21の2第1項第2号ロおよびハは、推奨を行う際の規制であるという理解でよいか。</p> | <p>規則第227条の2第3項第4号イ及び規則第234条の21の2第1項第2号イについては、貴見のとおりです。</p> <p>規則第227条の2第3項第4号ロ及びハ並びに規則第234条の21の2第1項第2号ロ及びハは、二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から、同各号ロ又はハの規定による選別をすることにより、提案契約の提案をしようとする場合の規制です。</p> |
| 70 | 第227条の2第3項第4号イ | 第4号イはこういったケースを想定した規定か。 | 規則第227条の2第3項第4号イは保険商品の比較そのものを行う場合の規定です。同項は、保険業法第300条第1項第6号に基づき二以上の所属保険会社等を有する保険募集人等が商品比較をする際に行うべきこと等について、情報提供義務としても明確にしたものです。 |
| 71 | 第227条の2第3項第 | 規則第227条の2第3項第4号イおよび規則第234条の | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--------------------------------------|--|--|
| | 4号イ、 第234条の21の2第1項第2号イ | 21の2第1項第2号イにおける比較に係る情報提供については、現在、法第300条第1項第6号に基づき現行監督指針において求められている対応以上に、新たな対応を求めるものではないとの理解でよいか。 | |
| 72 | 第227条の2第3項第4号イ、 第234条の21の2第1項第2号イ | 「当該比較に係る事項」とは、法第300条第1項第6号に関する現行の監督指針の規定を踏まえれば、例えば、客観的事実に基づく事項又は数値を表示すること、保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に表示すること等を指しているという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 73 | 第227条の2第3項第4号イ、 第234条の21の2第1項第2号イ | 規則第227条の2第3項第4号イには、同号ロ及びハと異なり、「同種の保険契約」という文言が入っていないが、「引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容を比較した事項を提供しようとする場合」の比較は、「同種の保険契約」に限定されないという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 74 | 第227条の2第3項第4号 | 「二以上の比較可能な同種の保険契約」に該当し得るかどうかは、主契約の実質的な保障（補償）内容で判断するという理解でよいか。 | ある保険契約が、「二以上の比較可能な同種の保険契約」に該当するかどうかは、保険募集人等が顧客の意向の把握過程において把握しようとする顧客の意向との関係で、一般人の合理的な期待を基準として、当該保険契約が「比較可能な同種」のものと言えるかについて、個別具体的かつ実質的に判断されるべきものです。 |
| 75 | 第227条の2第3項第4号 | 「二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別する」とあるが（施行規則第227条の2第3項4号ロ）、「同種」というのは、具体的にはどのような範囲をいうのか。 | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|-----------------------|--|---|
| 76 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | 規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号に記載の「二以上の比較可能な同種の保険契約」に該当するかどうかについて、どのように判断すればよいのか。 | その際には、主契約程度の意向の共通性が手がかかりとなり得ますが、従前特約で付されていたものが主契約化する傾向や、アカウント型保険のようなものもありますので、最終的には、顧客の具体的な意向、保険契約の対象となるリスクの種類及び保険給付の内容、保険契約の特性・類型等を踏まえつつ、実質的に判断されるべきものと考えられます。 |
| 77 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | 「比較可能な同種の保険契約」における「同種」は保険募集人が定めると考えてよいか。 | |
| 78 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | <p>「比較可能な同種の保険契約」とあるが、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人でも、以下の例のように同種の保険契約（商品）を取り扱っていないような場合は、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号の規制は対象外との理解でよいか。</p> <p>(例)</p> <p>①生保会社 1 社とペット保険専門の損保会社 1 社を所属保険会社としており、保険会社の商品認可上、同種の保険契約がない場合</p> <p>②生保会社 1 社と損保会社 1 社を所属保険会社としており、保険会社の商品認可上は同種の保険契約（第三分野商品）が存在するが、いずれか一方の保険会社から当該保険契約の取扱いの委託を受けていない場合。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 79 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | 「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人」とあるが、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者のい | 生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者の内訳は問わず、2 社以上の所属保険会社等を有す |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---------------|---|---|
| | | <p>ずれかについて、それぞれ2社以上の所属保険会社等を有する場合の保険募集人との解釈か、あるいは生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者の内訳は問わず、2社以上の所属保険会社等を有する場合には該当するか。</p> | <p>場合には該当する可能性があります。例えば、生命保険会社1社、損害保険会社1社に所属する保険募集人であっても、第三分野においては、比較可能な二以上の同種の保険契約が存在することが想定されます。</p> |
| 80 | 第227条の2第3項第4号 | <p>「二以上の所属保険会社等」について、例えば、所属生命保険会社が1社、所属損害保険会社が1社の場合でも、「二以上の所属保険会社」に該当するのか。</p> | |
| 81 | 第227条の2第3項第4号 | <p>ロについて、顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約とは、第三分野においては生命保険会社、損害保険会社双方の同種の商品も対象となるとの理解でよいか。</p> | |
| 82 | 第227条の2第3項第4号 | <p>「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要」とあるが（施行規則第227条の2第3項4号ロ）、「概要」というのは、具体的にはどのような内容をいうか。</p> | <p>「顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要」の情報提供は、保険募集人が、二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別する過程において（当該選別は複数回になされることも想定されます）、各選別が終了した場面において、当該選別によっては最終的に除外されなかった範囲の複数の保険契約についてすることが想定されます。</p> <p>したがって、そこでの「概要」とは、顧客が保険商品を絞り込むための契機となる情報であり、基本的には、保険商品のパンフレットの商品概要に記載している内容を提示することが想定されます。</p> |
| 83 | 第227条の2第3項第4号 | <p>ロについて、明示すべき比較可能な同種の保険契約の概要とは、どのようなものか例示願いたい。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|-----------------------|--|--|
| 84 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | <p>ロについて、対象となる顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由とは、顧客の意向をアンケート等で比較可能な同種の保険契約を 3 乃至 10 程度の複数商品に絞り込みを行った後、概要及び当該提案の理由を説明すれば足りるか。</p> | <p>顧客の意向をアンケート等で聴取し、当該意向に対応した絞り込みを行った場合には、絞り込み後の商品についての概要と、絞り込みの理由（当該アンケート等により把握された、保険商品の選別の基準となる、顧客の具体的な意向）を説明する必要があります。</p> |
| 85 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | <p>ハについて、法人代理店としては複数の生命保険会社に乗合を行っているものの、各営業部では担当保険会社が其々 1 社となっており、いわゆる募集人個々はその代理店内において一社専属の状態の商品案内を行っており、顧客の加入意向を聞く前に保険商品を絞り込んで募集を行い、顧客の加入意向が別の保険会社の場合は、希望する保険会社を担当する営業部の専属募集人から再度、商品提案、保険募集を受けるなどの事業モデルを採用している。このケースでは、ハが適用となり、提案の理由を示すことで足りるか。</p> | <p>ご指摘のような場合でも、法人代理店としての保険募集人は二以上の所属保険会社等を有することから、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号が適用され、その限りで、使用人である保険募集人を通じて必要な情報提供をすることになる点にご留意ください。</p> |
| 86 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | <p>2 以上の所属保険会社等を有する保険募集人において、集団扱いの保険を募集する際は、当該団体にて集金事務委託契約を締結している保険会社以外の保険契約の内容も比較しなければならぬか。また、当該団体が集金事務委託契約を 2 以上の保険会社のうち 1 社のみと締結している際は、保険募集人は顧客に対し専属保険募集人と同等範囲の</p> | <p>ご指摘の集団扱い保険についても、当該保険以外に「比較可能な同種の保険契約」がある場合で、それらの保険契約の中から保険募集人が提案契約の提案をする場合には、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ロ又はハが適用されます。</p> <p>また、集金事務委託契約の締結の有無に関わら</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---------------------------------------|--|--|
| | | 情報提供で良いか。 | ず、「比較可能な同種の保険契約」がある場合で、保険募集人が選別を行う場合には、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ロ又はハが適用されます。 |
| 87 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号 | 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が、提案契約を提案する場合において説明を要する「提案の理由」について、その商品を提案する理由を説明すればよく、その商品以外の取扱いのある比較可能な同種の商品を提案しない理由までは説明を要しないという理解でよいか。 | <p>規則第227条の2第3項第4号ロに該当する場合には、同号ロの規定による選別を行っていることから、「提案の理由」としては、顧客の意向に沿った商品の絞り込みと対応関係にある理由が必要となりますが、そのような理由の説明がされた場合には、ご指摘の当該商品以外の商品を「提案しない理由」が含まれることになるため、改めて「提案しない理由」を述べることまで求められるものではありません。</p> <p>同号ハに該当する場合も、提案の理由が示されれば足り、必ずしもご指摘の当該商品以外の商品を「提案しない理由」まで述べる必要はないものと考えられます。</p> |
| 88 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号、 第 227 条の 14 | 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が、自らの体制整備として、二以上の比較可能な同種の保険商品の中から顧客の意向に沿った保険商品を選別して提案する場合、その説明を書面又は電磁的記録等を自ら作成してわかりやすく行うこととするは、保険募集人に対して課されている比較した事項の提供の適切性を確保するための措 | <p>ご指摘の「評価」の意味する内容が必ずしも明らかでないため、お答えできません。</p> <p>なお、ご指摘の「比較した事項の提供の適切性を確保するための措置」は規則第227条の2第3項第4号イに対応する体制整備規定であり、「顧客の意向に沿った保険商品を選別して提案する場合」の体制整</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--------------------------|--|---|
| | | <p>置（規則第 227 条の 14）として積極的に評価され、募集過程の全般において顧客の意向を適切に把握することを求める改正監督指針Ⅱ-4-2-2(3)④イに照らしても、保険募集人の体制整備の一環として要請されているものと考えられるが、このような措置を講ずることを妨げる行為は、法令に定める保険募集人の義務の履行を妨げるものとして不適切と評価されると理解してよいか。</p> | <p>備規定は規則第227条の14第2項である点にご留意下さい。</p> |
| 89 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ロ、ハ | <p>「当該提案の理由」とは、保険募集人の判断に基づく保険商品の絞込みの理由という理解でよいか。</p> <p>なお、上記を踏まえれば、二以上の比較可能な同種の保険契約の中から、保険募集人による一又は二以上の保険契約の選別・提案がされることがなく、顧客の判断のみにより、保険契約の締結又は保険契約への加入の対象となる保険商品が特定された場合には、規則案第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ロおよびハはいずれも適用されないとの理解でよいか。</p> <p>乗合保険会社の中から、顧客の指定のあった特定の保険会社の商品を提示するような販売方法をとる場合は、「顧客が選別する」ものであって、募集人が選別するものではないため、ロ、ハ、のいずれにも該当しないと理解してよいか。</p> | <p>保険募集人による一又は二以上の保険契約の選別・提案がされることがなく、顧客の判断のみにより、顧客から特定の保険会社又は特定の保険商品が指定され、その結果、保険契約の締結又は保険契約への加入の対象となる保険商品が特定された場合には、規則案第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ロ及びハはいずれも適用されません。</p> |
| 90 | 第 227 条の 2 第 3 項第 | 推奨販売を行う場合に情報提供すべき事項が規定されて | 規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ロは、複数の比較 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|-----------------------------------|---|--|
| | 4号口、ハ、 第234条の21の2第1 項第2号口、ハ | <p>いるが、規則第227条の2第3項第4号口に規定されている「当該提案の理由」は、数ある同種のラインナップの中から当該商品を選別した理由（絞込みの理由）を含む提案理由であり、同号ハに規定されている「当該提案の理由」とは、求められているレベルが異なるという理解でよいか。</p> <p>また、同号ハに規定されている「当該提案の理由」については、商品特性に関するものではなく、例えば特定の保険会社との資本関係等を説明することで足りるという理解でよいか。</p> | <p>可能な同種の保険契約の中から、顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、特定の保険契約の推奨を行うものであり、「当該提案の理由」を説明するにあたっては、当該特定の保険契約が顧客のいかなる意向に対応したものであるかについて、説明される必要があります。</p> <p>他方、同号ハは、上記選別を行わずに、特定の保険契約の推奨を行う場合の規定であり、同号ハにおける「当該提案の理由」の説明には、例えば、特定の保険会社との資本関係等を説明することも含まれると考えられます。</p> |
| 91 | 第227条の2第3項第 4号口、ハ | <p>二以上の比較可能な同種の保険契約から顧客の意向に沿った選別を行っている場合には、最終的に提案する段階において、顧客の意向に沿った選別をすることなく保険募集人の判断で特定の保険契約に絞り込んで提案する場合も含め、規則案第227条の2第3項第4号口の規定が適用されるとの理解でよいか。</p> | <p>最終的に提案する段階において、顧客の意向に沿った選別をすることなく保険募集人の判断で特定の保険契約に絞り込んで提案する場合には、当該絞り込みの部分については、当該絞り込みは、「口の規定による選別をすることなく」行なうものであるため、規則第227条の2第3項第4号ハが適用されません。</p> |
| 92 | 第227条の2第3項第 4号口、ハ | <p>例えば、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取扱商品をランキング形式で顧客に提示する場合には、規則案第227条の2第3項第4号口の規定が適用されるとの理解でよいか。</p> | <p>保険募集人がその取り扱う保険契約をいわゆるランキング形式で顧客に提示することが規則案第227条の2第3項第4号口又はハの要件に該当するかどうかは、一義的には、そのような提示が、一又は</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------------------------|---|---|
| | | | <p>二以上の保険契約を提案しようとする場合に該当するか、また、該当する場合に当該ランキングの主題が保険契約の選別に係る顧客の意向と合致しているかどうかにより判断されるべきものです。</p> <p>いずれにしても、ランキングの提示が保険契約の提案に該当するかどうかは、保険募集の過程における個別具体的な事情に即して判断されるべきものです。</p> |
| 93 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ハ | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ハの「口の規定による選別をすることなく」というのは、顧客の意向に関わらず特定の保険契約を提案する場合が想定されているとの理解でよい。また、その場合、法第 294 条の 2 で「顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案」を行うことが求められていることとの関係性を確認したい。</p> | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ハの「顧客の意向に沿った保険契約を選別することなく」特定の商品推奨する場合についても法第 294 条の 2 の規定に基づき顧客の意向を把握する必要があります。</p> <p>意向把握を行った上で、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ハに該当するケースとしては、例えば、顧客の意向に沿った商品群の中から、資本関係等を理由に特定の保険商品を提案する場合があります。その場合、当該提案の理由を顧客に情報提供する必要があります。</p> |
| 94 | 第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ハ | <p>第 227 条の 2 第 3 項第 4 号ハは、「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から口の規定による選別をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合」とあるが、当該規定に該当</p> | <p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、貴見ご指摘のWG報告書脚注55は、代理店都合の理由の提示を許容しておりますが、顧客に対して提示されるべき理由は、一定の具体性を有する</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---|--|--|
| | | <p>する場合とは、法第 294 条の 2 に基づく意向把握義務で求められるプロセスに従い顧客の意向に沿った保険契約を提案することを前提として、保険WG報告書の脚注 55 に示されているような理由により特定の商品（群）のみを提示する場合を指すという理解でよいか。</p> | <p>理由であることを要するものと考えられる点にご留意ください。</p> |
| 95 | <p>第 227 条の 2 第 3 項第 6 号、7 号、10 号、 第 234 条の 2、 第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 4 号、5 号、8 号</p> | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 6 号、7 号、10 号（以下、「3 つの条項」）に記載されている保険契約（規則第 74 条第 1 号及び第 3 号に掲げる保険契約、保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約 など）はいずれも、「特定保険契約」（規則第 234 条の 2）の定義に照らして、特定保険契約のことを指しているものと思われる。</p> <p>一方、3 つの条項と同様の内容が、（特定保険契約に関して規定されている）規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 4 号、5 号、8 号としても掲載されている。</p> <p>規則第 227 条の 2 と規則第 234 条の 21 の 2 に同様の内容を規定されている理由を確認させていただきたい。</p> | <p>規則第 227 条の 2 と規則第 234 条の 21 の 2 に同様の内容を規定しているのは、特定保険契約の団体保険に係る保険契約に加入させるための行為については、法第 294 条第 1 項が適用される（当該行為については、法第 294 条第 2 項及び法第 300 条の 2 は適用されない）ためです。</p> |
| 96 | <p>第 227 条の 2 第 3 項第 9 号</p> | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号の乗換に関する規定は、既存契約を付保している保険会社から、他の会社へ新たに付保する場合も含まれると理解すべきか。すなわち、代理店での販売は顧客の意向に応じて、A 社の保険を解約して、新たに B 社の同種の保険加入を勧める場合もでてくると考えられるが、その場合も顧客に A 社の既契約と B 社の新契</p> | <p>第 227 条の 2 第 3 項第 9 号は、既契約の保険者と新契約の保険者が異なる場合については適用されません。なお、当該改正は、従前の規則第 53 条第 1 項第 4 号の規定を情報提供義務として位置づけるものです。</p> <p>「その他保険契約に関する重要な事項」について</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|--------------------------------------|--|---|
| | | <p>約が対比できる書面を作成し、交付する必要があるか。</p> <p>「その他保険契約に関する重要な事項とは」具体的にどのような事項のことなのかを確認したい。(約款を見ないと分からない事項であるなら、旧契約付保先の保険会社に乗り合っていない代理店は顧客から約款の入手ができないと契約内容の詳細が分からず、乗換のお勧めができないといった状況が考えられる)。</p> | <p>は、新監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑥をご参照下さい。</p> |
| 97 | 第227条の2第3項第9号 | <p>「既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約（新契約）の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約を取り扱う場合」とあるが、これは同一保険会社における「転換契約」を想定した条文なのか確認したい。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 98 | 第227条の2第3項第9号イ、 第234条の21の2第1項第7号イ | <p>保険の乗換に関する情報提供義務について</p> <p>(1) 現在の保険業法施行規則53条1項4号で説明を確保すべきとして定められている内容（既契約を継続したまま保障内容を見直す方法が可能であること及びその方法）をそのまま情報提供義務（規則第227条の2第3項9号ロ）の対象としているが、これにとどまらず、乗換を勧める場合には、乗換の方が顧客の意向に適合する合理的な理由の明示まで含めるべきである。</p> <p>(2) 当初保険契約後の健康状態の変化により新たな保</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、規則第227条の2第3項第9号及び規則第234条の21の2第1項第7号は、改正前規則第53条第1項第4号（業務運営に関する措置）の内容を、情報提供義務の内容の一つにしたものです。</p> <p>また、今般の改正において、保険募集人等には、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約を提案する義務が課されており（法第294条の2）、そのプロセスの中でも一定の説明がなされることが期待</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|-------------------------|---|---|
| | | <p>険には加入できなくなっていることがしばしばあるので、健康状態の変化により新たな保険に入れなくなっていないことを確認してからでないと乗換の勧誘に入れないようにするべきである。</p> <p>(3) 保険の乗換の際に、交付する書面に記載される保険契約に関する重要な事項（保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号イ、同第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 7 号イ）に、免責期間の定めのある場合において既契約の消滅による不利益が発生することを回避するため、免責期間に関する事項も含めるべきである。</p> | <p>されます。</p> <p>なお、監督指針Ⅱ-4-2-2 (2) ⑩エにおいても規定を設けていますが、苦情の発生状況等を注視してまいります。</p> |
| 99 | 第 227 条の 2 第 3 項第 15 号ロ | <p>新設された施行規則第 227 条の 2 第 3 項(13 号～15 号が少額短期保険業者関連) 15 号ロの「少額短期保険業者が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額は、二千万円（令第一条の六第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については千万円）を超えてはならないこと」の根拠規定は何か。</p> <p>法 294 条第 3 号「その他内閣府令で定める事項」で委任されているのは「保険募集人が募集時に顧客に明らかにしなければならない事項（＝ここでは保険金額の合計額の限度があること）」であり、その事項の内容（＝定義した契約者および被保険者についての限度の額）は規則第 211 条の 33 のロでいう「一の被保険者」についての保険金額限度で</p> | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 15 号ロは、新保険業法第 294 条第 1 項の委任を受けた規定です。</p> <p>なお、ご指摘の保険業法施行令第 1 条の 6 に規定する保険金額の限度額については、同号イに規定されているものと考えております。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|---|
| | | <p>はなく、法の委任により「その他内閣府令」より優先する令第1条の6による「一の保険契約者に係る一の被保険者」についての保険金額限度となる。</p> <p>これと同類の論議は前回改定時のコメントに対する金融庁の考え方（H24.7.19）の「令第1条の6関係」において難解な説明をされたが、今回こそ誤解の生じない説明を法＞令＞規則の関係、および国家行政組織法を踏まえ示されたい。</p> | |
| 100 | <p>第227条の2第4項、 第234条の21の2第2項、 第11条第6号、同条第6号の2</p> | <p>今回の改正では、無解約返戻金型商品のみ、署名・押印に代わる措置として、「これに準ずる措置」が認められているが、この意味は、現行、変額保険、外貨建保険、転換契約において「署名」と解釈されているサインタブレット等への手書きサインが認められなくなったという意味ではなく、例えば、インターネット契約で書面受領した旨のボタンを押下する対応も認められることとなったという意味であることを確認したい。また、規則第234条第1項第6号の「署名」についても、現行と同様引き続きサインタブレット等への手書きサインが認められることを確認したい。</p> | <p>「これに準ずる措置」には、例えばインターネットを介した保険契約の締結において、書面に代わり電磁的方法による提供が認められる事項について、署名に準じた本人の意思確認の方法を取る場合を含みます。</p> <p>そうした意思確認の方法には、当該保険契約の締結の際に、保険契約の締結の前に当該事項について電磁的方法による提供を受けたことを、インターネットブラウザ等における顧客の操作により確認する方法が含まれます。</p> <p>紙の文書に対する署名と同程度に、紙に対する署名に準じた筆跡が確認できる入力形態で、文書の内容と署名主体との結びつきが維持され、改ざんのしにくさがある場合には、規則第11条第6号に規定</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|---|--|
| | | | <p>する「署名」については、いわゆるサインタブレットへの手書きサインによる署名も含まれると解されます。</p> |
| 101 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号柱書 | <p>「次に掲げる保険契約（被保険者が当該保険契約の当事者以外の者であるものに限る）」とあるが、「複数の被保険者の中に、当該保険契約の当事者が含まれている契約は全体として適用除外にならない」という趣旨ではなく、「複数の被保険者のうち、当該保険契約の当事者を除く他の被保険者については適用除外となる」という理解でよいか。</p> | <p>本規定は、WG 報告を踏まえて、保険契約者と被保険者が異なる保険契約を取り扱う場合であって、被保険者の保険料負担が零である場合などについて、被保険者に対する情報提供等を義務付けないこととする規定ですが、ご指摘のとおり、「複数の被保険者の中に、当該保険契約の当事者が含まれている契約」についても規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号の保険契約に含まれるものと考えられます。</p> |
| 102 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号柱書 | <p>「被保険者が当該保険契約の当事者以外の者であるものに限る。」との文言があるが、被保険者の範囲を保険契約の当事者たる保険契約者およびその他の者とした場合もこれに含まれないと解してよいか。</p> | <p>なお、条文の規定振りについては、ご指摘を踏まえ、明確化させる趣旨から、次のように修正します。（下線部修正）</p> <p>次に掲げる保険契約（<u>被保険者が当該保険契約の当事者以外の者であるものに限る。</u>）を取り扱う場合（当該保険契約に係る<u>保険契約者以外の者</u>に対する情報の提供に係る場合に限る。）</p> <p>イ 被保険者（<u>保険契約者以外の者に限る。ロにおいて同じ。</u>）が負担する保険料の額が零である保険契約</p> <p>ハ 被保険者に対する商品の販売若しくは役務</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------------|---|---|
| | | | <p>の提供又は行事の実施等（以下ハにおいて「主たる商品の販売等」という。）に付随して引き受けられる保険に係る保険契約（当該保険契約への加入に係る被保険者（<u>保険契約者以外の者に限る。</u>）の意思決定を要しないものであって、当該主たる商品の販売等に起因する損害等を対象とするものその他の当該主たる商品の販売等と関連性を有するものに限る。）</p> |
| 103 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号 | <p>「保険契約者」の文言を用いず、「保険契約の当事者」の文言を用いた理由は何か。</p> <p>第 7 項第 1 号の「保険契約の当事者」は「保険契約者」としなかった理由を教えてください。「保険契約の当事者」は定義されていないので、括弧書きでも明確にすべきと思われる。</p> | <p>条文の規定振りについては、ご指摘を踏まえ、明確化させる趣旨から、「保険契約者」の文言に修正します。（下線部修正）</p> <p>次に掲げる保険契約（<u>被保険者が当該保険契約の当事者以外の者であるものに限る。</u>）を取り扱う場合（当該保険契約に係る<u>保険契約者以外の者</u>に対する情報の提供に係る<u>場合に限る。</u>）</p> <p>イ 被保険者（<u>保険契約者以外の者に限る。ロにおいて同じ。</u>）が負担する保険料の額が零である保険契約</p> <p>ハ 被保険者に対する商品の販売若しくは役務の提供又は行事の実施等（以下ハにおいて「主たる商品の販売等」という。）に付随して引き受けられる保険に係る保険契約（当該保険契約</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------------|---|--|
| | | | <p>への加入に係る被保険者（<u>保険契約者以外の者に限る。</u>）の意思決定を要しないものであって、当該主たる商品の販売等に起因する損害等を対象とするものその他の当該主たる商品の販売等と関連性を有するものに限る。）</p> |
| 104 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イ | <p>「被保険者の負担する保険料の額が零である保険契約」という文言があるが、例えば、カード発行会社が保険契約者となり、クレジットカード会員を被保険者とする傷害保険のようにカード会費等を通じて間接的に被保険者に保険料が転嫁され、保険料負担が明示されない場合には、「保険料の額が零」と解してよいか。</p> | <p>明確に被保険者に保険料負担を求めるものでなくても、カード会費等により、被保険者が負担する実質的な保険料がある場合には、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イに基づく適用除外にはならないことに留意が必要です。</p> <p>なお、ご指摘の場合について、カード発行会社が保険契約者であり、クレジットカード会員を被保険者とする、被保険者の意思決定を要さない傷害保険については、同号ハが適用される場合があることにつきご注意ください。</p> |
| 105 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ロ | <p>「被保険者が負担する保険料の額が千円以下である保険契約」という文言があるが、被保険者が複数でかつ個々の被保険者の負担額が不明の場合には、保険料が被保険者数に千円を乗じた額以下であればこの基準を満たしていると解してよいか。</p> | <p>「被保険者が負担する保険料の額が千円以下」であるかどうかは、個々の被保険者ごとに判断されません。</p> <p>ご指摘の「被保険者が複数でかつ個々の被保険者の負担額が不明の場合」が具体的にどのような場合なのか分からないため、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ロに該当するかどうか、一概に申し上げること</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|---|
| | | | は困難であり、個別具体的に判断する必要があります。 |
| 106 | 第 227 条の 2 第 7 項 | <p>規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号で、「イ 被保険者が負担する保険料の額が零である保険契約」が加入勧奨に関する情報提供義務の適用対象外とされているが、保険契約においては、保険契約者が保険料を支払うものの、事実上、被保険者が保険契約者に対して保険料の全部又は一部を何らかの形で支払うことによって、実質的に被保険者が保険料の全部又は一部を負担しているという団体保険の形は往々にしてあるものと思われるが、そのような団体保険の実態がある場合は、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イの「被保険者が負担する保険料の額が零である保険契約」に該当しないことになるのか。</p> | <p>規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イに該当するケースとしては、例えば、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられますが、ご指摘のように実質的に被保険者が保険料の全部又は一部を負担している場合には、同号には該当しないと考えられます。</p> |
| 107 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハ、 Ⅱ-4-2-2(2)㉠エ、 Ⅱ-4-2-2(4) | <p>監督指針Ⅱ-4-2-2(4)に記載のクレジットカード等に付随する保険に係る規定に関わらず、年会費無料のクレジットカードは、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハの規定により、情報提供義務の適用除外と考えてよいか。また、施行規則第 227 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、意向把握・確認義務の適用除外と考えてよいか。</p> <p>また、年会費有料のクレジットカードについても、監督指針「Ⅱ-4-2-2(2)㉠エ」のとおり、「被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有する</p> | <p>カード会社が契約者となり、その会員が被保険者となる団体保険のうち、加入勧奨を行い、被保険者の意思決定があるものについては、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハ及び規則第 227 条の 6 第 1 項第 1 号の規定には該当しないことから、適用除外となりません。</p> <p>上記以外のクレジットカードのサービスに付随して引き受けられる保険契約については、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハなどの要件を満たす場合に</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|--|
| | | ものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、意向把握・確認義務の適用除外と考えてよいか。 | 限り、適用除外に該当することに留意が必要です。 |
| 108 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号、 第 227 条の 6 第 1 号 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イに該当する保険契約（被保険者が負担する保険料が零である保険契約）で、被保険者が保険契約者でない場合は、被保険者に対する法 294 条第 1 項の情報提供義務や、意向把握・確認義務の適用除外と考えてよいか。 | 貴見のとおりです。 なお、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号イに該当するケースとしては、例えば、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられますが、明確に被保険者に保険料負担を求めるものではないが、被保険者が負担する実質的な保険料がある場合には適用除外とならないことに留意が必要です。 |
| 109 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハ | 第 7 項第 1 号ハは、団体保険のみに係る規定とは考えられないので、「当該保険契約への加入に係る被保険者の意思決定」は「当該保険契約の締結又は当該保険契約への加入に係る被保険者の意思決定」とすべきではないか。（第 1 項第 2 号の表現を参考） | 「保険契約への加入」は団体保険への加入のみならず、団体保険以外の保険に係る保険契約の被保険者となることを含みます（法第 294 条の 2 参照）。 |
| 110 | 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハ、 第 227 条の 6 第 1 号、 第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハ | 自動車リース会社は自動車リースの車両に係る自動車保険を日々大量に締結することから事務処理の便宜及び効率化のため損害保険会社との間にかかる保険に適用される条件を用途・車種に応じて一律かつ機械的に定める旨の特約を締結している。このためかかる自動車保険については、 | ご質問の内容だけではご指摘の保険契約が、「被保険者（保険契約者以外の者に限る。）の意思決定を要しないもの」であるなど、規則第 227 条の 2 第 7 項第 1 号ハの要件を満たしているかどうか、一概に申し上げることは困難であり、いずれにせよ、同 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------------|--|-----------------------------------|
| | | 自動車リースの賃借人たる被保険者の当該保険の加入に係る意思決定を実質的には要しないといえるため、かかる保険は規則案 227 条の 2 第 7 項 1 号ハに該当するとの理解でよいか。 | 号ハに規定する要件等に照らし、個別具体的に判断する必要があります。 |
| 111 | 第 227 条の 2 第 7 項第 2 号 | 規則第 227 条の 2 第 7 項第 2 号「既契約の一部を変更することを内容とする保険契約を取り扱う場合」については、いわゆる保全手続については各社の約款により様々な方法がある中で、受取人変更など、明らかに「保険契約の締結」に該当しないと認められる保全手続については、規則第 227 条の 2 第 7 項第 2 号の「既契約の一部を変更することを内容とする保険契約を取り扱う場合」には該当しないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 112 | 第 227 条の 2 第 7 項第 2 号口 | 規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号の定めにより変更部分について情報提供を行っている場合には、規則第 227 条の 2 第 7 項第 2 号口の規定により当該変更部分以外の部分について「保険契約者等の保護に欠けるおそれがないもの」として適用除外となるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 113 | 第 227 条の 6 第 1 項第 1 号 | 「規則 227 条の 2 第 7 項に掲げる場合」とあるが、情報提供義務同様、同項第 1 号に該当する場合は、同項第 2 号に該当する場合と異なり、被保険者に対してのみ適用除外されるという理解で良いか。 | 貴見のとおりです。 |
| 114 | 第 227 条の 6 第 1 項第 | 自賠償保険は、本号に該当すると理解して良いか。 | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------|--|---|
| | 2号 | | |
| 115 | 第227条の7等 | <p>募集人に求められる体制整備義務に関し、生命保険会社において保険募集活動を行う営業職員については、例えば、保険会社が募集の適切性を確保する観点から適切な研修・指導などの体制整備をしている場合には、当該指導に従い研修に参加することなど、保険会社の指導・監督に従い、適切に業務を実施することで十分な水準を確保していると考えられるとの理解でよいか。</p> | <p>ご質問の、生命保険会社において保険募集活動を行う営業職員については、例えば、保険会社が募集の適切性を確保する観点から実施する研修に参加するなど、保険会社の指導・監督に従い、適切に業務を実施することで対応することが考えられます。</p> |
| 116 | 第227条の10 | <p>個人情報保護法によりセンシティブ情報の管理等が厳格化されているが、それ以上の対応を求めるものではないと考えてよいか。</p> | <p>顧客情報管理（外部委託先を含む）については、保険募集人の規模や業務特性に応じた取扱いを求めています。個人情報の保護に関する法律等の関係法令等に規定される個人情報に含まれる情報を取り扱う場合には、同法等を遵守する必要があります。</p> |
| 117 | 第227条の11 | <p>Ⅱ-4-2-1（注4）「保険募集人が保険募集業務そのものを外部委託することは、法第275条第3項に規定する保険募集の再委託に該当するため、原則として許容されないことに留意する。」については、施行規則第227条の11における保険募集業務を第三者に委託することを想定した記述「保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務を第三者に委託する場合には、当該委託した業務の実施状況を定期的に又は必要に応じて確認し、必要に応じて改善を求める</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>規則第227条の11に規定する「保険募集の業務」とは、法第294条の3に規定する「保険募集の業務」である点にご留意下さい（規則第227条の7ご参照）。</p> <p>なお、具体例としては、ダイレクトメールの発送業務等が想定されます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| | | <p>など、当該業務が的確に実施されるために必要な措置を講じなければならない。」と矛盾するのではないか。</p> <p>仮に矛盾しないとした場合、施行規則で想定する「保険募集の業務を第三者に委託する場合」とはどのようなケースが想定されるか。</p> | |
| 118 | 第 227 条の 12 | <p>「当該保険募集人が保険会社の委託を受けた者又はその者の再委託を受けた者でないと顧客が誤認することを防止するための適切な措置」とあるが、現行法第 294 条の権限等明示に加えて、新たな明示を求めるものではないとの理解でよいか。</p> | <p>本改正により、何らかの積極的な明示行為が追加的に求められるものではありませんが、各募集人に対する教育・指導等により、顧客の誤認を招くような表示・説明を行わないようにするための措置が求められます。</p> |
| 119 | 第 227 条の 12 | <p>規則案第 227 条の 12 は、以下の措置を講ずるべきことまでは義務付けていないという理解でよいか。</p> <p>(1) 実際には取扱いのない保険会社からも保険募集の委託を受けていると顧客が誤認することを防止するための措置</p> <p>(例えば、A 保険会社と B 保険会社から委託を受けている保険募集人について、顧客が自分の既契約を引き受けている C 保険会社の取扱代理店であると誤認していると見られる際に、これを敢えて訂正せずに A 保険会社の商品への乗換えを勧める等 (適切な名乗りを実施していることを前提))</p> <p>(2) 取扱いは可能であるが実際にはほとんど販売してい</p> | <p>規則第227条の12は、ご指摘の措置を求めるものではないものと考えられます。</p> <p>なお、保険契約の締結又は保険契約への加入の判断に係る事項について、顧客が重大な誤認をし、保険募集人等が、顧客に当該誤認があることを知りながら敢えて看過するような事態は、保険募集人等の健全かつ適切な業務の運営を確保する観点から、適切ではないものと評価される場合がありうることにご注意ください。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| | | ない保険会社についても販売実績があると顧客が誤認することを防止するための措置 | |
| 120 | 第 227 条の 13 | 規則第 227 条の 13 は、自己の商標等の使用を他の保険募集人に許諾した保険募集人に係る誤認防止を定めているが、逆に、商標等の使用を許諾された保険募集人には、誤認防止に関して遵守すべき定めが設けられていない。この点、商標等の使用を許諾された保険募集人においては、誤認防止策を講じる必要がないという理解でよいか。 | 規則第 227 条の 13 は、商標等の使用の許諾を受けた保険募集人（被許諾募集人）に、ご指摘の措置を求めるものではありません。 なお、商標等の使用を許諾した保険募集人（許諾募集人）は、規則第 227 条の 13 に基づき、被許諾募集人が顧客の誤認防止のための適切な措置をとっているかを確認し、措置が適切に取られていない場合には適切な対応を求めることが必要となること（最終的には、被許諾募集人に対する商標等の使用の許諾を適切に終了させる措置を含みます。）にご留意ください。 |
| 121 | 第 227 条の 13 | A 保険代理店の店舗における掲示板またはインターネット上のホームページにおける「店舗一覧」欄に、 「 『A 保険代理店』 in 『B 保険代理店』 」 「 『A 保険代理店』 at 『B 保険代理店』 」 と表示している場合、A 保険代理店と B 保険代理店が保険募集に関して同一の業務を行うものと顧客が誤認することはなく、B 保険代理店であることが明確であると評価され、規則第 227 条の 13 の観点で問題となることはないという理解でよいか。逆に、あたかも B 保険代理店に設置された A | ご指摘の状況が必ずしも判然とせず（例えば、商標等の使用許諾の有無等の A と B の関係）、明確なお答えが困難ですが、ご指摘のような表示を B がすることを A が B に対して許諾している場合、「自己の商標、商号その他の表示」を使用させることに当たり、規則第 227 条の 13 に該当すると考えられます（A の商標等を B が表示し、それにより、保険募集の業務に関して B が A と同一の業務を行うものと顧客が誤認する可能性がある状況であると考え |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| | | <p>保険代理店の店舗のように誤認されかねないと評価され、A 保険代理店の責任で何らかの修正がなされなければならないと解されるのか。</p> | <p>られます)。 その場合、店舗における掲示板あるいはインターネット上のホームページにおける「店舗一覧」欄にご指摘のような記載をするのみで、常に規則第 227 条の 13 に規定する措置を満たすことになるとは言えないものと考えられます。 なお、規則第 227 条の 13 は「同一の業務」を行うことの誤認防止措置である点にご留意ください。</p> |
| 122 | 第 227 条の 13 | <p>規則第 227 条の 13 所定の「顧客が誤認することを防止するための適切な措置」の一態様として、例えば、顧客に対して、(商標許諾を与えた) 甲保険代理店と(商標許諾を受けた) 乙保険代理店とは別組織であって、品揃えも異なることがわかる趣旨のチラシを配布することは、同条所定の誤認防止策の一つになり得るという理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。 なお、顧客保護の観点からは、保険契約の締結に係る顧客の意思決定の前に、なるべく早く顧客がチラシを実際に見ることができるようにすることが望ましい点にご留意ください。</p> |
| 123 | 第 227 条の 13 | <p>誤認を防止するための適切な措置として、それぞれの役割を口頭で顧客に説明することで足りると考えてよいか。</p> | <p>誤認を防止するための適切な措置については、書面性要件が常に求められるものではありません。 「それぞれの役割」が何を指されているかが不明確ですが、例えば、フランチャイジーにおいて取り扱う保険商品の品揃えが、フランチャイザーが顧客に宣伝しているものと異なる場合には、顧客に対して、品揃えの相違点を説明することなど、フランチャイザーとフランチャイジーの保険募集の業務の</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------|---|--|
| | | | 内容（取扱商品、保険募集の業務の方法又は条件等）が異なることについて誤認を生じさせないための措置が必要となります。 |
| 124 | 第 227 条の 14 | 保険募集人が、保険募集に際して、自ら取扱いのない保険商品を比較の対象として提案契約を提案することについては改正規則案に定めがないが、これは無登録募集に該当するため当然に禁止されているという理解でよいか。 | ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、ある行為が無登録募集に該当し、禁止されていると言えるかは、当該行為が保険募集に当たるか、当該行為が保険募集に当たるため法第276条に基づき登録を要する場合には登録がなされているかにより、判断されることとなります。 |
| 125 | 第 227 条の 14 第 1 項、第 2 項 | 規則第 227 条の 14 第 1 項は、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号イ。同様、比較推奨販売を行うかどうかには抛らず、保険商品の比較そのものを行う場合の規定であり、業法第 300 条 1 項 6 号で禁止されている事項を行わないような措置が求められるという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 126 | 第 227 条の 15 | 保険募集の業務以外の業務（自動車販売や整備業など）を主たる業務とし、保険募集の業務を副業とするフランチャイズにおいて、フランチャイザーがフランチャイジーに対して、顧客との接点を強化し売り上げ増につなげるために、「新車販売時には車両保険をお勧めしましょう」、「お客様に自動車保険をお勧めする際は『当店で自動車保険に加入いただくと、加入手続き時点のみならず万一の事故発生時や故障発生時にも便利です』といった話法を使いま | 保険募集人指導事業は、「他の保険募集人に対し、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項（当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る。）を定めて」指導を行う事業であるところ（規則第 227 条の 15、法第 294 条の 3）、他の保険募集人に対する指導について「保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項」を定めているものでは |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------|--|---|
| | | <p>しょう」といったマーケティングやセールストークの指導を行うにとどまる場合は、規則第227条の15に規定する「保険募集人指導事業」に該当しないと考えてよいか。</p> | <p>なく、また、指導の内容が例示のような「保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項」を含まない程度のマーケティング手法やセールストークの指導を行うにとどまる場合は、基本的には、「保険募集人指導事業」には該当しないものと考えられますが、それが「保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項」に係るものである場合には、マーケティング手法やセールストークの指導も、「保険募集人指導事業」に該当する可能性があるものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、具体的にどのような場合が「保険募集人指導事業」に該当するかについては、個別具体的な事情に則して判断されるべきものと考えられます。</p> |
| 127 | 第227条の15 | <p>保険募集の業務以外の業務を主たる業務とし、保険募集の業務を副業とするフランチャイズにおいて、フランチャイザーがフランチャイジーに対して、保険募集に関するマニュアル等（保険会社が作成又は監修している場合に限る。）をフランチャイザーの名義で配布する場合は、規則第227条の15に規定する「保険募集人指導事業」に該当するかどうかについては、法第294条の3の各要件に照らして判断されるという理解でよいか。</p> | <p>規則第227条の15に規定する「保険募集人指導事業」に該当するかどうかは、ご指摘のような法第294条の3の各要件に照らして、個別具体的に判断することになります。なお、「保険募集人指導事業」に該当するかどうかは、マニュアル等だけでなく、全ての事情が考慮されるべきことにご留意ください。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| | | <p>その際、例えば、マニュアル等の内容において保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項が記載されているか、マニュアル等の内容についてフランチャイズ契約(同契約の効力が及ぶ別紙や別途合意等のほか、黙示の合意も含む。)上フランチャイジーがフランチャイザーに拘束されているか(マニュアル等の内容に違反している場合にフランチャイザーが契約を解除可能な場合等を含む。)といった「保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項を定めて」いるかや、フランチャイザーとフランチャイジーの間で保険募集について継続的な指導が行なわれているかといった「継続的に保険募集の指導を行う事業」を実施しているかといった法第 294 条の 3 に規定する保険募集人指導事業の要件が考慮されるという理解でよいか。</p> | |
| 128 | 第 227 条の 15 | <p>委託型募集人の適正化措置として損害保険会社を中心に採用されている、保険会社、統括代理店及び非統括代理店の三者を当事者とする募集委託契約を締結する方式(いわゆる三者間スキーム)における、統括代理店による被統括代理店に対する教育、指導、管理は、保険募集人指導事業に該当せず、統括代理店は規則案第 227 条の 15 に定める体制を整備しなくてよいと理解してよいか。</p> | <p>委託型募集人の適正化のための三者間スキーム(保険会社、受皿代理店、新規保険代理店(受皿代理店が委託契約を締結していた保険募集人)の間で三者間契約を締結し、受皿代理店が新規代理店の指導・教育・管理をするスキーム)において、受皿代理店の新規保険代理店に対する指導が、保険募集人指導事業に該当するかどうかは、法第 294 条の 3 の要件に該当するかどうかで判断されます。</p> <p>保険募集のフランチャイズ事業等を想定して法</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| 129 | 第 227 条の 15 | <p>いわゆる委託型募集人の適正化で導入された勤務型代理店等の三者間契約スキームにおける統括代理店の勤務型代理店等の教育・指導・管理については、今回新たに設けられた「保険募集人指導事業」がそのまま適用されるわけではないと理解してよいか。</p> <p>この場合、統括代理店は、規則第 227 条の 15 に定めるフランチャイザーと同等の態勢は求められておらず、委託保険会社の定めるルールに沿って勤務型代理店等に対する教育・指導・管理を適切に行うことで可との理解でよいか。</p> | <p>第 294 条の 3 に規定する保険募集人指導事業が規定された沿革に鑑みますと、受皿代理店による新規保険代理店に対する保険募集の業務の指導について、基本的事項が具体的に定められていない限り、法第 294 条の 3 に規定する「保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項（当該他の保険募集人が行う保険募集の業務の方法又は条件に関する重要な事項を含むものに限る。）を定めて」には該当しないものと考えられます。</p> |
| 130 | 第 227 条の 15 | <p>法人である保険募集人が、当該法人の役職員である保険募集人を指導する業務は保険募集人指導事業に当たらないと考えてよいか。</p> | <p>法人である保険募集人が、自己の事業である保険募集に関して、当該保険募集に従事する自己の役職員である保険募集人に対し、主体的に行う指導は、自己の事業を執り行うための前提行為であり、「事業」（法第 294 条の 3）に該当するとはいえないため、保険募集人指導事業には該当しないと考えられます。</p> |
| 131 | 第 236 条の 2 | <p>銀行は銀行法第 25 条にもとづく立入検査を受検していることから、仮に特定保険募集人に該当する銀行に対して法第 305 条にもとづく立入検査等を行う場合には、銀行法にもとづく立入検査との調整を行った上で実施する等、実効的かつ効率的な運営をお願いしたい。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 132 | 第 236 条の 2 | <p>帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が義務付けら</p> | <p>保険募集人にも体制整備義務が導入されたこと</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| | | れる保険募集人の基準は何か。 | <p>に伴い、改正保険業法の施行後は、一部の大規模乗合代理店（改正保険業法第 303 条にいう「特定保険募集人」）において帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。</p> <p>具体的には、以下のいずれかに該当する場合が対象となります。</p> <p>① 直近の事業年度末における所属する保険会社の数が 15 以上の場合</p> <p>② 所属する保険会社が 2 以上で直近事業年度の手数料、報酬等の合計額が 10 億円以上の場合</p> <p>なお、①②は、生命保険・損害保険・少額短期保険ごとに判断します。例えば、直近の事業年度末における所属保険会社の数が生命保険会社 10 社、損害保険会社 5 社の場合には①に該当しません。</p> <p>また、生命保険・損害保険・少額短期保険の 3 業態のうち、一つでも基準に合致した場合、3 業態すべての業態について帳簿書類の作成・保存や事業報告書の提出が必要となります。</p> |
| 133 | 第 236 条の 2 | 「特定保険募集人等の基準」の一つに「所属保険会社数」があるが、この社数には「提携はしているものの、現在、商品の新規販売の取扱いがない保険会社」も含まれるのか。 | 規則第 236 条の 2 に規定する「所属保険会社等の数」については、商品の新規販売に関わらず、代理店委託契約を締結している所属保険会社等が含まれます。 |
| 134 | 第 236 条の 2 | 各号に記載の「手数料、報酬その他の対価の額」については、施行規則第 237 条の 2 第 4 号と同様、「保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた」額と理解してよいか。 | 規則第 237 条の 2 第 1 項第 4 号は保険契約者ごとに記載すべき帳簿書類の記載事項ですが、仮に保険契約者ごとに特定できない対価があったとしても保 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | | <p>保険募集に関して受けた対価であれば該当し得ることにご留意ください。</p> |
| 135 | 第 236 条の 2 | <p>「手数料・報酬その他の対価の額の総額」を算出するに当たり、保険募集再委託により得た対価は、「保険募集再委託者が所属保険会社等から得た対価から、保険募集再委託者が保険募集受託者に支払った対価を控除したもの」が対象となる、ということが良いか。</p> | <p>ご指摘の場合には、所属保険会社等から受けた対価の額そのものが対象となり、再委託の際に支払った額は控除の対象にはなりません。</p> |
| 136 | 第 236 条の 2 | <p>三者間スキームによる被統括代理店を抱える統括代理店について、法第 303 条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」（規則第 236 条の 2）には、被統括代理店が收受する「手数料、報酬その他の対価の額」は含まれないと理解してよいか。</p> | <p>「手数料、報酬その他の対価の額」については、個別具体的に判断する必要がありますが、単に代理受領をしているにとどまるのであれば、統括代理店が所属保険会社から受けた「手数料、報酬その他の対価の額」には含まれないと考えられます。</p> |
| 137 | 第 236 条の 2 | <p>保険会社から收受する金銭のうち、法第 303 条に規定する特定保険募集人への該当性を判断する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」（規則第 236 条の 2）に含まれるものが何かを判定するにあたっては、事業報告書の「記載上の注意」に照らして、保険会社から提供される手数料等支払明細書等に記載されるものを基準に判定すれば良いと理解してよいか。例えば、代理店がマーケティングに際して費用を負担したときに、その実費を保険会社が負担する約束がある場合、保険会社から事後的に支払われるコスト額は、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に含まれないと理解してよいか。</p> | <p>貴見の例示が規則第236条の2に規定する「手数料、報酬その他の対価の額の総額」に該当するかは個別具体的に判断する必要がありますが、「手数料、報酬その他の対価の額の総額」とは、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から收受している全ての金銭（加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む）を言うものです。</p> |
| 138 | 第 236 条の 2 | <p>「手数料、報酬、その他の対価の額」は、保険会社から提供される手数料の支払い明細書等に記載された数字を転</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | <p>記すればよいのか。例えば代理店が独自に作成した募集帳票の作成費用を保険会社から受領した場合や損害調査の援助に要した費用の弁済を受けたような場合は、業務の対価とは言えないので含まれないとの理解でよいか。</p> | |
| 139 | 第 236 条の 2 | <p>規模が大きい特定保険募集人は、当該特定保険募集人の事業年度末の乗合会社数および手数料等の額に基づいて該当・非該当を判断することとされているが、当該事業年度末から特定保険募集人となるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日から法第 303 条に規定する帳簿書類の保存義務が生じ、また、当該事業年度末の翌日から三月以内に法第 304 条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要があるという理解でよいか）。</p> <p>また、それまで規模の大きい特定保険募集人であったものが、ある事業年度末で基準を満たさなくなった場合は、当該事業年度末から規模の大きい特定保険募集人ではなくなるという理解でよいか（その結果、当該事業年度末の翌日以降、法第 303 条に規定する帳簿書類の保存義務が課されず、従前法第 303 条に基づき保存してきた帳簿書類を引き続き保存する義務も消滅し、また、法第 304 条に規定する事業報告書（当該事業年度末に係る事業年度の事業報告書）を作成・提出する必要はないという理解でよいか）。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 140 | 第 236 条の 2 | <p>「規模の大きな特定保険募集人」とこれに該当しない比較推奨販売を行う乗合代理店との間において、帳簿書類の備付と事業報告書の提出の実施を除き、求められる体制整</p> | <p>保険募集人に求められる体制整備の内容は、一律に決まるものではなく、保険募集人それぞれにおいて、保険業法及び同法施行規則並びに監督指針Ⅱ-</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------------------|---|---|
| | | 備義務の内容に差異はないとの理解でよいか。 | 4-2-9に基づき、適切な体制整備を行う必要があります。 |
| 141 | 第 236 条の 2 | <p>「規模の大きな特定保険募集人」に該当した場合、過去 3 年度分の事業報告書を提出する必要があるが、過年度分については今回の改正を踏まえた統計やシステム手当が出来ておらず、報告用の数字が把握できないことも想定される。</p> <p>従って、施行後一定期間は可能な範囲内で作成、提出すれば可とする経過措置を設けていただく必要があるのではないかと考えるが、この点どうか。</p> | 施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。 |
| 142 | 第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2 | 事業報告書の別紙では、過去 3 ヶ年の実績値記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は、法施行後のもののみで足り、過去分については不問であるという理解でよいことを、念のため確認させていただきたい。 | |
| 143 | 第 236 条の 2 | <p>帳簿書類の保存については、保険会社と代理店との間で明確な役割分担を行うことにより、全て代理店が保管する必要はないとの理解でよいか。</p> <p>また、電子的データとして保管されている場合は、瞬時に当該データを引き出せないことも想定されるが、一定期間の猶予は認められると考えてよいか。</p> | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能です。また、貴見にある「一定期間の猶予」がどの程度か分かりませんが、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。 |
| 144 | 第 236 条の 2 | 所属生命保険会社等、所属損害保険会社等、所属少額短期保険業者等の数は、事業年度末における取扱商品の有無を問わず、代理店委託契約を締結していれば含めると考え | 規則第 236 条の 2 に規定する「保険会社等の数」については、事業年度末時点において、代理店委託契約を締結している所属生命保険会社等、所属損害 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------------|---|--|
| | | てよいか。 | 保険会社等、所属少額短期保険業者のそれぞれの数です。 |
| 145 | 第 237 条、 第 237 条の 2 | 帳簿書類の作成・保存とは、具体的にはどのような対応が求められるのか。 | <p>特定保険募集人(改正保険業法第 303 条にいう「特定保険募集人」)に該当する保険募集人は、事務所ごとに、保険料、手数料等を記載した帳簿書類を作成し、保険契約締結の日から 5 年間、適切に保存することが必要となります。</p> <p>なお、帳簿書類の保管にあたっては、社内規則等に規定されていれば、紙による保管のほか、電磁的記録により保存することも可能です。</p> |
| 146 | 第 237 条 | 特定保険募集人は、保険契約の締結の日から 5 年間、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに規則第 237 条の 2 に記載している事項を記載し、保存することが求められるが、この帳簿書類は、紙媒体ではなく、電磁的手段で保存することも可能と考えてよいか。 | 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。 |
| 147 | 第 237 条第 1 項 | 法第 303 条に規定する帳簿書類を備え、保存しなければならない「事務所」とは、規則案別紙様式第 25 号の 2 の(5)事務所の状況に列挙すべき事務所と同じという理解でよいか。 | 法第 303 条に規定する帳簿書類の備付については、規則別紙様式第 25 号の 2 の 1. (5) 同様、保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。 |
| 148 | 第 237 条第 2 項 | <p><媒介の委託を受けたことを証する書面></p> <p>再保険契約、日本の物件への海外直接付保、海外物件の保険契約の締結の媒介等の場合、国際的慣習のために委託</p> | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | <p>契約書の作成が困難な場合があり、そのような場合を想定して規則案第 237 条第 2 項第 3 号の「顧客から保険契約の締結の媒介の委託を受けたことを証する書面」が規定されたものと理解している。</p> <p>保険契約の手配を依頼する依頼状、電子メール（を印刷した書面）、ファクシミリ、レター等の形式による、保険契約の締結の媒介に係る顧客と保険仲立人との間の一連のやり取りについての各書面（例えば、顧客がその希望する保険契約の内容、引受けの条件、保険会社の基準等を記載し、保険仲立人が顧客のそれらの希望に合った保険会社の情報や、保険会社との交渉の結果等を記載したものが考えられる。）と、事後の保険契約の成立を証する書面（例えばクロージングスリップ、ポリシー等の保険会社が当該保険を引き受けを確認する書面が考えられる。）により、「当該保険契約の締結の媒介を委託する顧客の保険仲立人に対する明示又は黙示の意思表示」及び「当該委託を受けることについての当該保険仲立人の当該顧客に対する明示又は黙示の意思表示」があったものと証することができれば、上記「顧客から保険契約の締結の媒介の委託を受けたことを証する書面」ということができるという理解でよいか。</p> | |
| 149 | 第 237 条の 2 | <p>当グループの銀行では、銀行が保険契約者としての団体保険を取り扱っている。</p> | <p>法第303条に基づく帳簿書類の備付けについては、被保険者ごとの帳簿の備付けを求めるものでは</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| | | <p>については、団体保険についても被保険者ごとの帳簿の備付けの必要があるかを確認したい。</p> | <p>ありません。</p> |
| 150 | 第 237 条の 2 | <p>帳簿書類は、保存する資料等に同条の項目が網羅されていれば、様式等は特段問われないという理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 151 | 第 237 条の 2 | <p>a. (a) 帳簿の備付けは、事業所ごととあるが、当該事務所とは営業単位と考えてよいか。 (b) 「特定保険募集人は事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。」とあるが、事務所とは各営業支店という理解でよいか。</p> <p>b. 事務所ごとに帳簿を作成するが、所管部署において、一括保管することよいか。</p> <p>c. (a) 電磁的方法での保管でもよいか。 (b) 保存は書類でなくても電磁的なものでよく、本店で一括保存するが、事務所ごとに分かる体制になっていればいいという理解でよいか。</p> <p>d. 第 1 項第 3 号の保険契約に係る保険料の記入は、平準払の場合、1 回分（月払いであれば、1 カ月分、年払いであれば、1 年間分）の保険料を記入することよいか。</p> <p>e. 第 1 項第 4 号の保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額についても、平準払の場合、1 回分（月払いであれば、1 カ月分、年払いであれば、1 年間分）の手数料等を記入することよいか。</p> | <p>a)について 保険募集人が所在する「事務所」ごとに備付けを行う必要があります。</p> <p>b)について 帳簿については、事務所において、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。</p> <p>c)について内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に基づき、電磁的記録により保存することが可能であり、常時閲覧できる体制が整備されている必要があります。</p> <p>d)について 貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>e)について 初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。</p> <p>また、その他の対価等について、契約者ごとに按</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|--|--|
| | | <p>か。</p> <p>また、その他の対価（例えば、ボーナスコミッション等）があった場合は、契約者ごとに按分する必要があるか。</p> | <p>分できる場合には按分することが望ましいですが、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められます。</p> |
| 152 | 第 237 条の 2 第 1 項 | 同項に規定する事項は契約単位と解して良いか。 | 規則第237条の2第1項に規定する事項については、一契約ごとに記載する必要があります。 |
| 153 | 第 237 条の 2 第 1 項 | <p>① 第 1 号 保険契約の締結の年月日は、契約日と考えてよいか。</p> <p>② ○第 3 号 記載する保険料は、第 1 回保険料と考えてよいか。平準払いの場合は、毎月、毎年、半年ごとに保険会社が領収しているが、帳簿に記載する保険料を毎月、毎年等で更新する必要はないと考えてよいか。 ○第 3 号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>③ ○第 4 号 手数料は、第 3 号の保険料に相当するものと考えてよいか。平準払いの場合は、継続手数料として、新規受付後にも保険会社が保険料を収納するタイミングにより、手数料を受領している。帳簿に記載する手数料は、手数料を毎月、毎年等受領するたびに、データ更新する必要はないと考えてよいか。 ○第 4 号における分割払の場合の考え方を明示いただきたい。</p> <p>④ 第 4 号 代理店では、手数料を契約成立月の翌月以降に受領しており、それまで手数料金額がわからない場合がある。手数料の額の記載は翌月以降でも可と考えてよい</p> | <p>①について 施行規則第 237 条の 2 第 1 項第 1 号については、契約日と考えます。</p> <p>②について 貴見のような場合において、月払い、年払い等の支払い方法を記載した上で、1回分の保険料額を記載しておくことも認められます。</p> <p>③について 初回の手数料等の金額を記載し、その後、更新する方法も考えられますが、初回の手数料等の金額を記載し、2回目以降の手数料額に係る計算式を記載することも認められます。 また、その他の対価等について、契約者ごとに按分できる場合には按分することが望ましいですが、按分することが困難な場合にはまとめて記載することも認められます。</p> <p>④について 貴見のような場合においては、翌月以降に記載することも認められます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------|--|--|
| | | <p>か。</p> <p>⑤ 第4号 手数料の表示は、税込、税抜いずれかによるのかを明示いただきたい。</p> <p>⑥ 掲載する明細は、法の施行前の契約も含まれると考えてよいか。</p> | <p>⑤について 税込み、税抜きのどちらの表示であるかが分かるように記載されていれば、どちらの表示でも構いません。</p> <p>⑥について 法の施行前の契約は含まれません。</p> |
| 154 | 第238条 | <p>事業報告書への記載項目は、取扱保険商品の月別契約件数等の状況について、保険会社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告することを求められているが、これらはあまりにも細微な分類であることから、代理店の負担が過大である。</p> <p>1. 拠点ごとに代理申請保険会社が異なる代理店の場合でも提出する事業報告書は法人単位でよい（代理申請保険会社別に作成した事業報告書を提出する必要はない）との理解でよいか。</p> <p>2. 複数年の記載が求められている箇所があるが、報告対象年度は法施行後のものであって、過去分は不問という理解でよいか。</p> <p>3. 取扱保険商品の月別契約件数等の状況について保険会社別・商品名別・月別に契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて新契約・保有契約（損保の場合：更改契約）・合計ごとに報告を求められているが、負担が過大なため、例えば取扱高上位5商品のみ報告等、簡素化を図ることを検討していただきたい。</p> | <p>1. について 貴見のケースが必ずしも明確ではありませんが、例えば、主たる事務所と従たる事務所が別個に登録されている場合においては、規則第236条の2に規定される手数料等の総額の判定にあたっては、一つの法人単位で判断し、主たる事務所である本店の所在する財務（支）局に提出する必要があります。ただし、別個に登録された事務所ごとに集計したものを束ねて、本店の所在する財務（支）局に提出することも認められます。</p> <p>2. について 施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p> <p>3. について 貴重なご意見として承ります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------------------|---|---|
| 155 | 第 238 条 | <p>「事業報告書」を作成する単位は、募集人登録上の代理店単体（支店を有する場合は支店を含む）との理解でよいか。</p> <p>例えば、当該代理店の傘下に人的関係・資本関係を有する代理店が存在する場合、「事業報告書」に含めて記載する必要はないという理解でよいか。</p> | <p>事業報告書については、法人であれば法人単位で作成すれば足ります。</p> |
| 156 | 第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2 | <p>事業報告書は、代理店登録単位ごとに各 1 通提出する必要があるのか、それとも、法人全体で 1 通提出する必要があるのか。</p> <p>法第 304 条が委任する規則第 238 条第 1 項によれば、特定保険募集人の法人・個人の別により、別紙第 25 号の 2 ないし 3 により作成しなければならない旨が定められているのみであるため、明確にしていきたい。</p> | |
| 157 | 第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2 | <p>規則第 238 条第 1 項所定の事業報告書は、追加的ルールの導入に伴う監督の実効性を確保すべく、監督当局が乗合代理店の募集形態や販売実績等を把握するために求められるものと理解している（保険 WG 報告書 20 頁）。</p> <p>しかしながら、今般公表された規則第 238 条が求める別紙第 25 号の 2 による事業報告書の様式は、かかる規制趣旨に照らして、明らかに代理店の負担が過大となりすぎることから、以下に述べる箇所をはじめ、更なる簡素化が図られるべきである。</p> <p>①規則別紙第 25 号の 2 の「(1) 取扱保険契約等の状況」の「取扱保険商品数等」においては、「保険代理店における取扱商品数」を「いわゆるペットネーム単位」で記載す</p> | <p>①について</p> <p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されている保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。</p> <p>ただし、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> <p>また、販売を取止めた商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|--|---|
| | | <p>ることとされている（脚注「記載上の注意」欄）。</p> <p>しかし、ペットネームは各保険会社において多数設けられており、かつ新商品販売等で年度内においても加除が多く見られることもあり、保険会社から自動的に取扱商品となり理論的には販売可能となる多くの商品名称（ペットネーム）を、乗合代理店において逐一把握するのは事実上困難である。</p> <p>生損保合わせて数十社にわたる所属保険会社の乗合がある場合には、かかる報告義務の負担は、さらに過大となることが容易に想定される（なお、そもそも、保険会社から報告させることにより正確かつ迅速に把握できるはずである。）。</p> <p>したがって、ペットネームではなく「保険種類単位」にするなど、趣旨を満たす簡素化した記載要領としていただきたい。</p> <p>②規則別紙第 25 号の 2 の「(2) 取扱保険契約等の内訳（直近 3 ヶ年度）」では、「法人」「個人」毎、「保険種類」毎、かつ「年度」毎に、契約件数、保険料、募集手数料のそれぞれにつき、直近 3 年度分を記載することになっている。</p> <p>しかし、保険種類（特に生保の分類）や、法人・個人の別は、大型の乗合保険代理店においてすらシステム対応をしていない会社の方が多いのが実情であり、更には、現状、保険会社においてすらシステム対応していない部分もあるところであり、作業が不相当に過大となること</p> | <p>数に含める必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>②について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>③について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>④について 貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、2. (2)「取扱保険契約等の内訳」における「募集手数料」については、保険募集に関係のない手数料の計上は不要であり、内訳を求めるものではありません。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|---|---------|
| | | <p>が容易に懸念される。</p> <p>上記の報告要領のまま施行されるならば、今後、そのためのシステム開発を要することになり、その負担はきわめて甚大なものとなる。</p> <p>したがって、保険種類や法人・個人を別にして報告を求める上記報告要領は、事業報告書の立法趣旨を満たすために必要不可欠な限度に留めるべく、可及的な簡素化が図られるべきである。</p> <p>また、事業報告書の導入にあたっては、まずは保険会社の体制（システム対応等）を整備するよう指導いただくことを求める。</p> <p>③規則別紙第 25 号の 2 の「(3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況」においては、保険会社別・商品名別・月別に、契約件数・保険料・募集手数料のそれぞれについて、新契約・保有契約（損保の場合には更改契約）・合計ごとに報告することが求められている。</p> <p>しかし、現状は、「(2) 取扱保険契約等の内訳」以上に対応が著しく困難である。乗合保険代理店において、上記 (3) の記載要領に沿うシステム対応は全くできていないのが実情であるうえ、「保険会社別」に「保険商品」毎の報告が要求されているため、乗合保険会社が多ければ多いほど膨大な作業報告量となることが容易に想定される。</p> <p>これについても実施しなければならないということになると、システム開発コストも相当に大きくなることが</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|--|
| | | <p>想定される。</p> <p>そもそも、現状、保険会社においてすら、システム対応していない部分もあるところである。</p> <p>したがって、「保険商品名でなく保険種類」、「全取扱い保険会社でなく、取扱高上位3社のみ」、「取扱高上位5商品のみ」といった程度の報告に留めるなど、極めて大幅な簡素化が図られるべきである。</p> <p>どうしても、かかる報告を乗合代理店に求めるということならば、まずは保険会社のシステム対応を指導いただくなど、保険会社の体制（システム対応等）を整備することの指導を先行すべきである。</p> <p>④規則別紙第25号の2「(2) 取扱保険契約等の内訳」においては、「募集手数料（報酬、その他の対価の額を含む。）」を記載し報告することとされている。</p> <p>しかし、募集の対価以外の各種手数料の内訳を示すことは、保険業に全く関係のない手数料についても示すことになり、保険専門代理店ならともかくとして、保険専門ではない複数の事業を有する代理店においては、報告義務履行のための事務が趣旨を逸脱し不相当に過大となることが容易に懸念される。</p> <p>したがって、「その他の対価の額」については、より限定し簡素化した記載で足りるものとされるべきである。</p> | |
| 158 | 規則別紙様式第25号の2 | <p>「(規模の大きい特定保険募集人)</p> <p>第236条の2 法第303条に規定する内閣府令で定めるものは、事業年度末において次の各号のいずれかに該当す</p> | <p>施行規則第236条の2第2号に規定する「手数料、報酬その他の対価の額」には、自賠責保険、海上保険（船舶・貨物）に係るものも含まれます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|---------|
| | | <p>るものとする。</p> <p>二 所属保険会社等のうち損害保険会社および外国損害保険会社等の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。」と規定されていますが、一方 施行規則 別紙様式第 25 号の 2(第 238 条第 1 項関係)(法人の場合)の「事業報告書」の書式の中で、</p> <p>2. 取扱保険契約等の状況</p> <p>(2) 取扱保険契約等の内訳(直近 3 ヶ年度)</p> <p>イ. 「損害保険」欄において、(記入上の注意)で下記のような記載があります。</p> <p>「1. (その他)新種には、自賠償保険・海上保険(船舶・貨物)を除いた数値を記載すること。」</p> <p>つきましては、保険業法施行規則に記載している特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上の中に、「事業報告書」の(記入上の注意)に記載の自賠償保険・海上保険(船舶・貨物)を除くとなっていけますが、募集手数料を除くこととなると、自賠償保険・海上保険(船舶・貨物)の手数料、報酬その他の対価の額が大きい募集人は、特定保険募集人から外れる場合もあると考えられるが、特定保険募集人の手数料、報酬その他の対価の額に自賠償保険・海上保険(船舶・貨物)は含むのか。ご説明いただきたい。</p> | |
| 159 | 規則別紙様式第 25 号 | a. (a)「2. 取扱保険契約等の状況(1) 取扱保険商品数等」 | a. について |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|---|--|
| | の2 | <p>には、販売を取止めた商品についても、保全があり、また、手数料を受け取っていることから、取扱商品数に含めて記入しなければならないか。</p> <p>(b) 第2面の「2. 取扱保険契約等の状況」「(1) 取扱保険商品数等」につき、記載しなければならない「取扱商品数」の商品数とは、乗合保険会社が現在販売している全商品数ではなく、提出者（事業報告書を提出する特定保険募集人）が現在販売している、各保険種目ごとの商品数であるとの理解でよいか。</p> <p>b. 「2. 取扱保険契約等の状況 (2) 取扱保険契約等の内訳 (直近3カ年度)」は、最初の事業報告は改正保険業法施行後の年度分からでよいか。また、外貨建て保険商品の場合は、円換算して記入するのか。その場合の為替レートは契約時の保険会社の為替レートで計算してよいか。</p> <p>c. 「2. 取扱保険契約等の状況 (3) 取扱保険商品の月別契約件数等の状況 (直近年度)」は、保有契約において中途解約等があり、手数料等を保険会社へ返却しなければならない場合、返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入することで構わないか、それとも返却分は考慮する必要はないか。</p> <p>d. 団体保険についても、「2. 取扱保険契約等の状況」に記入するのか。</p> | <p>規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険商品数をペットネーム単位で記載する必要があります。</p> <p>ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>また、販売を取止めた商品についても、同様です。なお、事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。</p> <p>その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> <p>b. について</p> <p>施行日以降、最初に提出する事業報告書等において、仮に過去3事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。</p> <p>また、外貨建て保険商品に係る取扱いについては、円換算して記入する必要がありますが、為替レートの計算方法は貴見の方法も認められます。</p> <p>c. について</p> <p>返却する手数料等が受け取る手数料等より多い場合は、マイナス表示で記入する必要があります。</p> <p>d. について</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------------|--|--|
| | | | 団体保険についても記入する必要があります。 |
| 160 | 規則別紙様式第 25 号の 2 「2.(3)」 | 取り扱っている保険会社の保険商品の明細については、新規契約を受け付けているものに限り作成する取扱いとしていただきたい。 (既に新規契約を停止した商品についてまで明細を作成するとなると、対象商品が多く過重な事務負担が生じるため。) | 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。 ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。 なお、販売を取止めた商品についても、保険料や手数料が発生している商品については、別紙様式に従い、「保有契約」として計上する必要があります。 |
| 161 | 規則別紙様式第 25 号の 2 | 法第 304 条において規定する事業報告書作成の起算日は、直近 3 カ年の項目もあることから法施行日を起算日と解釈してよいか。 | 施行日以後に開始する事業年度の事業報告書等において、仮に過去 3 事業年度の数値を記載することが困難である場合には、必ずしも記載することを求めるものではありません。 |
| 162 | 規則第 238 条第 1 項 | ①事業報告書作成に際し、保険会社からのデータを使用することは許容されるか。 ②別紙様式 25 号の 2 (法人の場合) 項番 1 (4) 「役員及び使用人の状況」内「使用人」は当社と直接雇用関係にある者の数を記載すれば良いか。または、派遣社員を含む全従業者数を記載すべきか。 ③同様式項番 1 (7) 「比較・推奨販売の方法について、以下の (ア) ~ (ウ) のうち最も適当なものを選択してください。」について、会社規則等により規定されていることを前提に、部門によって方法が異なるときは、最も高い割合のものを選択すると解すれば良いか。(企業グルー | ①許容されます。 ②当該代理店において保険募集に従事する役員及び使用人を報告する必要があり、その中には派遣社員も含まれます。 ③実態に応じて複数選択し、必要に応じ、簡潔に補足することが求められます。なお、様式に「記載上の注意」を追加しました。 ④「実収保険料」とは、保険会社が現に収受した保険料をいいます。 「成績保険料」とは、保険会社が特定保険募集人の成績評価に用いる保険料をいいます。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------|---|--|
| | | <p>プ内とグループ外とで募集する保険商品が異なる場合を想定しています)</p> <p>④同様式項番 2 (2)「取扱保険契約等の内訳 (直近 3 カ年度)」内「ア」における「実収保険料」、「イ」における「成績保険料」のそれぞれの定義を明示して頂きたい。</p> | |
| 163 | 規則別紙様式第 25 号の 2 | <p>保険業法施行規則別紙様式第 25 号の 2 (第 238 条第 1 項関係)「1. (7) 比較・推奨販売方法について、(ア)～(ウ)のうち最も適当なものを選択してください。」となっているが、商品特性や顧客属性等に応じて別々の方法で行う場合、取扱いが多い方法を選択するのか、それとも複数の方法を選択するのか確認したい。</p> | |
| 164 | 規則別紙様式第 25 号の 2 | <p>施行規則の別紙様式 (法人の場合) の「2. 取扱保険会社商品数等」について、取扱商品数は「ペットネーム単位」としているが、例えば、損保なら自動車保険、火災保険、傷害保険等、生命保険であれば低減定期保険、終身保険、養老保険等のように、保険会社間で共通性のある商品名でのカウントも可としていただきたい。ペットネーム単位での商品数把握は非常に困難であり、仮に、ペットネーム単位以外は認めないとする場合には、その目的と理由を明示いただきたい。</p> | <p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での商品数の把握に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類の数を記載することも認められます。</p> <p>ただし、その場合には、保険種類の数を記載したことを記載する必要があります。</p> |
| 165 | 規則別紙様式第 25 号の 2 | <p>事業報告書：提示義務条件について</p> <p>①新規申込のない保険会社の商品を取扱っている場合、その保険会社は、所属保険会社数に含めるのか。</p> <p>事業報告書：取扱保険契約等の内訳に関して</p> <p>②生保の保険種類の区別は、ペットネームごと/保険種類ご</p> | <p>① 代理店委託契約を締結している場合には、所属保険会社数に含める必要があります。</p> <p>② 2. (2) 取扱保険契約等の内訳については、保障内容に応じて分類した保険種類ごとに、記載する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------------|---|---|
| | | <p>とに区別可能なのか。同一商品でも、保障内容によって報告区分を変える必要があるのか。</p> <p>③保険料は、実収ベースでの報告ということだが、年度途中の報告の場合、月払いなどの平準払い契約は、年換算保険料を計算して報告するのか。</p> <p>④保険料は、増減額後の保険料を報告するのか、契約当初の保険料を報告するのか。</p> <p>⑤共同募集の場合、実収保険料、手数料は、代理店分担割合を換算した保険料を報告すればよいのか。</p> <p>⑥欄外に記載の「その他の対価の額」とは何を指すのか。 事業報告書：取扱保険商品の月別契約件数等の状況に関して</p> <p>⑦集計単位は、ペットネーム単位でよいのか。</p> <p>⑧保有契約の考え方として、年金保険の場合、保有契約としてカウントするのは契約成立から年金支払終了までと考えてよいのか。</p> <p>⑨報告単位が新規契約と保有契約に分かれているが、新規契約は保有契約に含めないのか。</p> | <p>③④ 報告の対象となる当該事業年度における実収保険料額を記載する必要があります。 なお、この場合、保険料の払い方に応じた年換算は要しません。</p> <p>⑤ 貴見のとおりです。</p> <p>⑥ 「その他の対価の額」とは、その名称を問わず、保険募集に関して特定保険募集人が保険会社から收受している全ての金銭（加入勧奨に係る金銭の收受があればそれを含む）のうち、報酬及び手数料以外のものをいいます。</p> <p>⑦ 貴見のとおりです。</p> <p>⑧ 規模の大きな特定保険募集人が、所属保険会社から販売を委託されており、保険料又は手数料が発生している保険契約について、保険商品名ごとに記載する必要があります。 ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>⑨ 例えば、新規契約に係る契約件数については、契約月は「新契約」として計上し、翌月以降は「保有契約」として計上する必要があります。</p> |
| 166 | 規則別紙様式第 25 号の 2 「2.(1)」 | <p>取扱商品数、取扱保険会社名は、特定保険募集人の事業年度末時点のものを記載すればよいと考えてよいのか。 また、保険会社との代理店委託契約は継続しているものの、取扱商品がない保険会社名も記載する必要があると考えてよいのか。</p> | <p>取扱商品数及び取扱保険会社名は、事業年度末時点のものを記載する必要があります。 また、取扱商品のない保険会社の場合、取扱商品数を「0」として記載願います。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 167 | 規則別紙様式第 25 号の 2 「1.(7)」 | <p>特定保険募集人の事業報告書様式（別紙様式 25 号の 2）の項目 1. (7) に、「比較・推奨販売の方法」があるが、「(ア) 取扱っている全ての保険商品の比較を行い、顧客に提示している」とは、具体的にどのようなものが該当するのか。</p> <p>保険商品の一覧表を顧客に提示し、顧客が主体的に商品を選択するための情報提供を行っている場合は、「(ア)」に該当すると考えて差し支えないか。</p> | <p>貴見を踏まえ、様式を修正しました。</p> <p>なお、貴見の事例が必ずしも明確ではありませんが、例えば、Ⅱ-4-2-9 (5) ①②に該当する場合は、「商品特性や保険料水準等の客観的な基準や理由等により、保険商品を絞り込んで、顧客に提示している。」に該当することとなります。</p> |
| 168 | 規則別紙様式第 25 号の 2 「4」 | <p>特定保険募集人の事業報告書様式（別紙様式 25 号の 2）の項目 4 に、「保険募集にかかる苦情の発生件数」があるが、自行が知り得た苦情件数と考えるとよいのか。</p> | <p>当該特定保険募集人が受け付けた苦情件数のほか、保険会社等が受け付けた苦情について保険会社から連携されている場合には、その件数も計上する必要があります。</p> |
| 169 | 規則別紙様式 25 号の 2 「2(1)」 「2(2)ア」 「2(3)」 | <p>①日本工業規格とあるのは、A4 版、B4 版のいずれでもよいと考えてよいのか。</p> <p>②「2. (1)」の「取扱商品数」、「取扱保険会社名」には、現在は販売を終了、休止等している過去に販売していた商品は含めないと考えてよいのか。</p> <p>③「2. (2)ア」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、「2. (3)」の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」の合計を記載することと考えてよいのか。</p> <p>④「2. (3)」の「新契約」は契約成立ベースの件数、記載上の注意の「実収保険料」は保険会社の収納ベースの金額と考えるとよいのか。</p> <p>また、平準払の場合、該当年度内の代理店の募集手数料の合計で、未収手数料は含まないと考えてよいのか。</p> <p>⑤「2. (3)」の「新契約」と「保有契約」については、先月</p> | <p>① A4版であるため、ご指摘を踏まえて別紙様式25号に追記させていただきました。</p> <p>②販売を取止めた商品についても、保険料又は手数料が発生している場合には、取扱保険商品数に含める必要があります。ただし、手数料の発生が既に終了している契約については省略することも可能です。</p> <p>③</p> <p>2. (2) の「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、当該保険種類に区分される保険商品に係る 2. (3) の合計値を記載することとなります。</p> <p>④ 2. (3) の「新契約」には、新契約が成立したものを計上する必要があります。</p> <p>また、「保険料」に実収保険料を記載する場合に</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|---|
| | | <p>新規に成約した契約は、翌月には保有契約とすると考えてよいか。</p> <p>⑥「2. (3) ア」の「新契約」には、積立利率変動型の個人年金保険の延長（更改）は含まないと考えてよいか。</p> <p>⑦「2. (3) イ」について、共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」と「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載すると考えてよいか（共同保険分を合計して記載するのは困難であるため）。</p> <p>⑧外貨建保険の外貨保険料を円換算する為替レートの基準を明示していただきたい。</p> | <p>は、保険会社が現に収受した金額を計上する必要があります。</p> <p>また、「募集手数料」については、「規模の大きい特定保険募集人」が受け取った金額を記載するものであり、未収手数料の計上は不要です。</p> <p>⑤貴見のとおりです。</p> <p>⑥既契約の延長（更改）は「保有契約」に計上する必要があります。</p> <p>⑦共同保険の場合、「契約件数」、「保険料」、「募集手数料」は、それぞれの保険会社の状況として、分担割合に応じて記載することも認められます。</p> <p>⑧例えば、保険会社が手数料計算時に用いている為替レートを使用することが考えられます。</p> |
| 170 | <p>規則別紙様式第 25 号の 2、規則別紙様式第 25 号の 3</p> <p>(2) 記載上の注意</p> | <p>「法人・個人の区分について、正確な把握・区分が困難な場合には、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記すること。」とあるが、例えば、契約の 1 件 1 件を手作業で確認をすれば法人・個人の件数を確認できなくはないものの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに法人・個人別の件数が示されていない様なケース（保険会社では保険契約について法人・個人の別を正確なデータとして保有する慣行がない）においては、法人・個人の正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解でよいか。</p> | <p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、法人・個人の正確な把握・区分に莫大なコストが必要となる場合には、記載上の注意にあるとおり、合計に全体値を記載し、備考に把握可能な範囲での法人・個人の割合を併記することも認められます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|--|
| 171 | 規則別紙様式第 25 号の 2、規則別紙様式第 25 号の 3 2(3)記載上の注意 | <p>『保険商品名ごとに正確な把握・区分が困難な場合には、当該取扱保険商品が属する「保険種類」を保険商品名の欄に記載のうえ、当該数値を合計欄に記載すること。</p> <p>その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を備考に簡潔に記載すること。』とあるが、例えば、契約の 1 件 1 件を手作業で確認をすれば各保険商品別の件数を確認できなくはないものの、年間の契約取扱い件数が莫大で、かつ、保険会社等から受領するデータに各保険商品ごとのデータが示されていない様なケース（保険会社では代理店の取扱契約件数や保険料等の数値について、細かな保険商品単位で集約・管理する慣行がない）においては、これらデータの正確な把握・区分を行うためには莫大な対応コストがかかることから、「正確な把握・区分が困難な場合」にあたるとの理解で良いか。</p> <p>また、その場合の「正確な把握・区分が困難である理由」は、「保険会社から保険商品別のデータ提供がなく、また、社内で保険商品別の数値を管理指標として用いていない」といった理由でよいか。</p> | <p>事業報告書の作成を効率的に行う体制が整っていない中で、ペットネーム単位での記載に莫大なコストが必要となる場合には、保険種類単位で記載することも認められます。</p> <p>また、「正確な把握・区分が困難である理由」については、貴見のような理由も考えられます。</p> |
| 172 | 規則別紙様式第 25 号の 2 | <p>損害保険代理店の代表者は、募集を行うか否かを区分しての登録はなされていないため、1(4)の「役員」に含める必要はないとの理解でよいか。</p> | <p>損害保険代理店の代表者は、「役員」に含める必要があります。</p> |
| 173 | 第 238 条第 1 項、規則別紙様式第 25 号の 2 | <p>規則案別紙様式第 25 号の 2 の (5) 事務所の状況の「主たる事務所」とは、財務(支)局に届出している本店のことでよいか。</p> <p>いわゆる契約取扱出先（法人代理店において、本店同様</p> | <p>保険募集人が所在する「事務所」のうち、本店を「主たる事務所」とし、それ以外を「主たる事務所」以外として記載する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|---|
| | | <p>に保険募集を行う支店、支社、営業所等の本店以外の拠点)は「主たる事務所」に該当するか。</p> <p>また、同様式には「主たる事務所」以外として、具体的にはどのような事務所を記載すればよいのか。</p> | |
| 174 | その他 | <p>急速に普及してきた保険ショップが手数料の高い商品に偏った勧誘行為等しないため、業務に関する帳簿書類作成義務が定められたのは高く評価できる。しかし、作成義務が課されるのは規模の大きい特定保険募集人のみである。規模の小さい特定保険募集人にも義務付けるべきではないか。(しかし、手数料に偏らない中立公正な勧誘行為がなされるためには、一番の利害関係者であり、当事者である契約者に対しても手数料の意味をしっかりと教育することである。)</p> | <p>貴重なご意見として承ります。今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今般の府令改正は、所属保険会社等からの独立性が高い等、従来の所属保険会社等を通じた方法では募集形態の実態把握が典型的に困難な規模の特定保険募集人について、保険業法第303条に基づき、その規模が大きいものとして内閣府令で定めるものの基準を定めるものです。</p> |
| 175 | その他 | <p>本改正における3つの義務を課すにあたり、保険契約時の顧客に対する負担を軽減するよう保険会社へ努力義務を課すべきと思われる。</p> <p>これまでの意向確認書をはじめとする各種手続きにおいて、実態として顧客の意思確認が形骸化しており、特に今回の意向把握義務においても同様の形骸化が想定される。</p> <p>そういった形ばかりの意向確認ではなく、顧客の視点に立ったわかりやすい説明書類のガイドラインを設定していただきたいと思う。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>保険の信頼性を確保するため、ご意見を含め、改正法令等に則り、適切な監督に努めてまいります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|--|
| | | <p>当方は生損保乗合代理店で募集人として勤めているが、保険会社のための意向確認ではなく顧客のための意向確認となるよう常々感じている。</p> | |
| 176 | その他 | <p>大手来店型ショッピングチェーンに対して手数料テーブル自体を変えている保険会社とコンティンジェントコミッションで上乘せ提供している会社がある。保険会社は民間企業なので販売促進の施策を設定する権利もあると思うし、ボーナス手数料部分を代理店営業本部の収益として手数料を現場に多く戻しているチェーン店もある。こうしたそれぞれの企業活動そのものは決して違法ではないはずである。また乗合代理店の商品選択すべてが手数料第一に行われるわけではないのも事実である。</p> <p>顧客第一で考えれば(当社の場合)資産性の高い長期契約などでは特にソルベンシーマージンや格付けも考慮して社内カンファレンスで商品と保険会社を選択している。しかし、これらは顧客提示が禁止されているわけであるから、選択基準の開示そのものが業法違反になる恐れがある。各社ごとの年次レポートは店頭置く義務があるので、お客様に渡してご自分で見てもらえば良いのかという矛盾もある。当該ページに付箋をつけたら限りなくグレーになる危険があるかもしれない。となると、顧客に見せられる選択基準は返戻率だけということになるが、利回りの良い会社</p> | <p>ご質問の趣旨が必ずしも明確ではありませんが、ご指摘の選別・提案については、それが顧客の意向に沿った選別であるかどうかにより、規則第227条の2第3項第4号ロが適用されるか、同号ハが適用されるかが分かれるものと考えられます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|--|--|
| | | <p>が結果的に経営危険度が高かったのは明白である。そのようにして現金を集めなければ経営が回って行かなくなっていたからである。生保だけでも書ききれないほど問題点を含んでいる。損保の場合は近年の大型合併の際に、ある会社は支払いを抑えて収支を改善し合併の際の株式の交換比率を高める施策をとった。これは代理店にも顧客にもサービスの低下を意味した。別の会社は大型契約の入札の際等とにかく保険料を下げた短期間の収保アップを図った。これも同じ目的のために違った手法をとった結果である。不健全な保険料が出回ることで業界全体にとってはマイナス要因を作ったことは間違いない。</p> <p>乗合代理店にとっては「今」「この地域では」この保険会社のサービスが良いのでお勧めですといった選択が顧客サイドに立った現実的な提案であるが、それを評価できるのか。</p> | |
| 177 | その他 | <p>法第 294 条の情報提供義務及び法第 294 条の 2 の意向把握義務につき、「保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものとして内閣府令で定める場合」に、「保険契約において法人等が保険契約者となる場合」を追加願いたい。</p> <p>金融商品取引法においても、法人等については「特定投資家（プロ）」として「一般投資家（アマ）」と峻別し、規制の柔軟化を図っている。保険取引においても、金融商品</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、法人であることのみをもって、情報提供等をしなくても「保険契約者等の保護に欠けるおそれのないもの」とはいえないものと考えられます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|--|--|
| | | 取引法の規制対象と同レベルの行為規制の柔軟化を図るべきと考える。 | |
| 178 | その他 | 乗合代理店が自らの取扱商品の中から顧客の意向に合致している商品のうち、2以上の所属保険会社等を有する保険募集人の判断により、さらに絞り込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合の説明事項として、単に「商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等」とするのではなく、当該代理店の受け取る手数料水準の明示をも求めるべきである。 | 貴重なご意見として承ります。 今般の法改正・政府令改正において、乗合代理店による保険商品の比較販売について、一定の適切な体制が整備・確保されると考えられることなどから、現時点においては、一律に手数料水準の明示を求めてはおりません。 |
| 179 | その他 | <p>保険会社の代理店であるにもかかわらず、ブローカーのような表示方法は消費者に誤解を与えることになることから、代理店として委託されている保険会社から手数料を得ていること、その額がいくらであるか、とすることを明示させるのは消費者に正しい知識を提供することは必要だと思われる。</p> <p>ただし、手数料を明示すると、消費者側から「ファンドを示された」として値引き交渉の材料にならないように、消費者側にも縛りを明確にする必要があると考える。</p> | |
| 180 | その他 | 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人については、自分を取り扱っている商品の中から商品の絞り込みを行なって顧客に商品を奨める場合、その方法が客観的・合理的に見える場合であっても、「公正・中立」を標榜するこ | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|---------|
| | | <p>とは止めさせるべきと考える。また、保険募集人が保険会社と契約者との間で公正・中立であると契約者が誤認することのないよう、保険募集人の立ち位置について契約者に正しく認識させるためにも、保険募集人が保険会社から販売手数料を受け取っている場合には、販売手数料を当該保険会社から受け取っていることを契約者に開示し、契約者が求めた場合にはその金額についても開示することを強く促すべきと考える。</p> <p>資産形成・運用の手段として利用される保険商品については、投資信託など他の金融商品との比較が必要になる。投資信託においては販売会社が受け取る報酬はもちろん投資信託の運営に関わる事業者の受け取る報酬の開示が義務づけられている。銀行等で資産形成・運用を相談する中で保険商品を奨められることも多く、このような場合に販売手数料が開示されないのはバランスを欠いていると考える。金融経済教育において、消費者に対して、金融商品を選択する際に自分が負担するコストについても十分に留意するよう注意喚起を行っているところであり、このような観点からも、販売手数料の開示は積極的に行うよう指導をお願いしたい。</p> | |
| 181 | その他 | <p>情報提供義務の導入は高く評価できるが、金融商品の収益、損失に大きな影響を与え、また、顧客の商品選択に大</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|--|--|
| | | <p>きな影響を与える手数料の開示をも義務付けるべきである。</p> <p>契約者が自らのお金の行く先の詳細を知ることができない、また、そういう状況で契約せざるを得ない。それが法により担保されているが、その理由・根拠は何なのかわからない。</p> <p>仲立人には手数料開示が義務付けられている。同じ業法内で一方には義務付けられ、他方には義務付けられていない。業法内の規制の不公平、アンバランスの感がぬぐえない。</p> <p>金融商品全般を見回してみると、消費者が利用する金融商品の多くで手数料開示が義務付けられている。例えば、投資信託、株式などと比べると、保険の方がむしろ手数料が高いと言われている。また、より広く一般に利用されている。それだけ、手数料が契約者に与える影響は大きいはずである。</p> | |
| 182 | その他 | <p>意向把握は保険会社からの委託業務なのかという点と意向把握時における個人情報の取扱いについて確認したい。</p> <p>例えば、2以上の所属保険会社等を有する保険募集人において、扱い保険会社を選定する前に意向把握を行う場合は、顧客から取得する個人情報は当該保険募集人が直接取得した個人情報と解して良いか。または、当初より最終的な扱</p> | <p>意向把握義務は、保険業法上、保険募集人に直接課せられた義務ですから、保険募集人による意向把握は、保険募集人自身の業務としての性質を有します。他方、意向把握義務は保険会社と保険募集人の双方に課された義務であり、保険会社が保険募集人に意向把握を委託することも考えられますが、いず</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|--|
| | | <p>い保険会社の委託による個人情報の取得となるか。前者の場合、意向把握の段階により保険会社を決定した際は、そこから後に取得する個人情報が保険会社からの委託による個人情報の取得と解すのか。</p> | <p>れにせよ保険会社からの委託業務であるかどうかは個別具体的な契約解釈の問題となると思われます。</p> <p>また、「取得」についてご質問するご趣旨が必ずしも明確ではありませんが、募集過程における情報をいかなる主体が取得したといえるかは、募集過程の状況や保険会社と代理店の契約内容など個別具体的な事情により異なりうると考えられることから、一律のお答えは困難です。</p> <p>なお、保険募集人は、規模・特性に応じて規則第227条の9、第227条の10等に基づく体制整備義務を負う点にご留意ください。</p> |
| 183 | その他 | <p>法第300条1項1号の重要事項不告知について、「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とは、具体的にどのような事項を指すのか。</p> <p>現行監督指針における法第300条1項1号関連の準則が法第294条関連に移項したのを受け、どの程度の説明義務違反が重要事項不告知と判断されるのかが不明確となっており、この点、ご教示願いたい。</p> | <p>「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」とは、当該事項が告知されないことにより、保険契約の締結又は保険契約への加入の判断の結論が異なることとなる相当程度の可能性がある事項をいいますが、契約の種類や、個別具体的な事情に即して当該事項への該当性が判断されることとなります。</p> |
| 184 | その他 | <p>保険業法の適用除外である制度共済や企業内共済等においても改正保険業法や施行規則等が援用されることとなると解して良いか。</p> | <p>保険業法の適用対象外の問題となり、お答えはできません。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|--|
| 185 | その他 | <p>消費者の意向把握は重要であり、当規定に対し評価する。現在、保険会社が使っている意向把握確認書は、契約した保険商品の留意事項が記載されているだけで、加入者がはじめどのような希望を持ってきたかは分からず、営業職員がなぜ推奨したかも分からない。消費者の保険を希望するはじめの理由、保険募集人の保険商品を勧めた理由を明確にし、文書で残すことを義務化すべきである。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p> |
| 186 | その他 | <p>意向把握義務の導入は高く評価できるが、それを更に一歩進めて適合性の原則を明文化することが望ましい。</p> <p>同じ保険でも、投資性保険には適合性の原則の適用がある。しかし、それよりもっと一般の人々の生活に密接な関係のある一般の保険には適用されない。一般保険こそ最も適合性の原則が重視されるべき分野である。“意向”に止まらず、保険における適合性として規制すべきであろう。</p> <p>古くから、保険業法の理念のなかに、適合性の原則がなかったわけではない。すでに、保険業法施行規則（平成 8 年 2 月 29 日大蔵省令第 5 号）で、「顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない」との規定が置かれている。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|--|
| | | <p>適合性の原則は投資の理念であり、保険の理念ではないという考えも根強いが、適合性原則は既に法システムの中に位置づけられている。</p> <p>一般保険への適用もある金融商品販売法では、第3条第2項（説明の程度）で、以下のように適合性の原則遵守が明確に定められている。</p> <p>「前項の説明は顧客の知識、経験、財産の状況、及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。」</p> <p>以上の法的環境、また複雑な商品が多数登場し顧客に一律に情報提供するだけでは問題の解決にはならない状況が加速している現状等に鑑みれば、適合性の原則の業法への導入は避けて通れない事項と思われる。</p> | |
| 187 | その他 | <p>〈保険募集人に対する体制整備義務の導入について〉</p> <p>当導入規定は評価する。</p> <p>それらに加え、保険募集人資格の有無を消費者にはつきり明示できるよう義務化していただきたい。26年4～5月にかけて、当方の団体が行った調査では、34件の乗合い代理店、銀行、郵便局の窓口対応者が渡してくれた名刺には「ファイナンシャルプランナー」「コンシェルジュ」「営業」などの肩書で、保険募集人と言うのは1件もなく、名乗る</p> | <p>貴重なご意見として承ります。今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|------------------------|------|--|-----------------------|
| | | <p>保険募集人もいなかった。パンフレットや保険のしおりなどには「保険募集人への告知は告知にならない」と重要なことを示しながら、消費者には誰が募集人か分からない。以上から、募集人資格の有無を勧誘前に表示、説明義務化が必要である。</p> | |
| 保険会社向けの総合的な監督指針 | | | |
| 188 | 全般 | <p>全体として、保険の募集において保険契約者等の利益を害するような行為があるという現状を踏まえて、保険会社及び保険募集人の管理募集態勢の適正化を促すべく、監督上の評価項目の具体化・新設が行われたことを評価します。</p> <p>特に、情報提供義務と意向把握義務の導入に伴う規定が定められたことを評価します。</p> <p>募集の意義を示し、募集に該当する行為の判断基準が明示されたこと、また、募集のプロセスにおいて、直接には募集行為には該当しない行為を募集関連業務と位置づけた上で、募集関連業務においても、契約者の誤認を誘導する虞れのある不適切な行為が行われうるという認識に基づき、保険会社及び保険募集人に対して具体的な留意項目を提示したことを評価します。</p> <p>なお、第三者が特定の保険会社又は保険募集人から委託されて、比較サイトを用いて商品情報を提供するサービスを行う場合、その第三者が単に保険会社や保険募集人から</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | 提供される情報を転載する場合であっても、当該保険会社又は保険募集人と業務委託契約を締結している旨を、消費者が適切に認識しうる方法で開示することを求めることも必要と考えます。 | |
| 189 | Ⅱ-4-2-1(1)② | 「保険会社又は保険募集人と資本関係等を有する場合」とあるが、資本関係以外のどのような関係が該当するか。 | Ⅱ-4-2-1(1)②はⅡ-4-2-1(1)①「エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介」の該当の適否を判断するうえでの要件であり、そのうちア. に規定する「資本関係等」には、例えば、役職員の |
| 190 | Ⅱ-4-2-1(1)②ア. | Ⅱ-4-2-1(1)②ア. に記載の「資本関係等」には、人的関係（兼職、出向等）も含まれるとの理解でよいか。 また、資本関係・人的関係以外であっても、保険会社又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情がある場合は、Ⅱ-4-2-1(1)②ア. に該当する可能性があるとの理解でよいか。 | 出向・派遣などの人的関係も含まれ、それによって保険会社又は保険募集人が行う募集行為との一体性や連続性を推測させることがあるものと考えられます。 |
| 191 | Ⅱ-4-2-1(1)②ア. | 「資本関係等を有する場合など」とあるが、親族関係その他の「人的関係」も「等」に含まれるとの理解でよいか。 | なお、個別具体的な事案においては、親族関係についても、一体性・連続性を推測させる要素となるケースが考えられます。 |
| 192 | Ⅱ-4-2-1(1)②ア. | 「資本関係等」とは、僅かな資本関係であっても含む趣旨なのかを明確にしていきたい。当然のことながら、資産運用の観点から、上場株式を保有することがあり得るところ、資産運用の観点から（僅かな）資本関係を有するに至った場合でも、そのみをもって、保険募集に該当し得ることはないということを明確にしていきたい。 「資本関係等」の「等」が、何を指すのかを明確にしていきたい。人的関係の認められる特定関係法人からの紹介であることのみをもって、保険募集に該当し得ること | 貴見のような、資産運用の観点から僅かな資本関係を有するに至ったことのみをもってⅡ-4-2-1(1)②ア. に該当するものではありません。例えば、平成10年大蔵省告示第238号第1条第1号イからニに掲げる法人に該当するような場合には、一定程度、保険会社又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情がある場合とみなし得ると考えられますので、人的関係、取引関係その他の事情を考慮し、Ⅱ-4-2-1(1)②ア. の該当性を判 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------------|--|---|
| | | はないということを明確にしていきたい。 | <p>断することになると考えます。</p> <p>「資本関係等」には、役職員の出向・派遣などの人的関係も含まれ、貴見に例示のある行為についても、その人的関係性や具体的な商品説明の程度等によっては保険募集に該当する場合もあると考えます。</p> |
| 193 | Ⅱ-4-2-1(1) ① | <p>一連の生命保険募集プロセスをA・B両生命保険募集人が役割分担するケースがある。</p> <p>一方のAが、生命保険募集プロセス当初の段階で、「家計の見直し相談」「ライフプランニング」等を行い、もう一方のBが、Aによる行為の結果を踏まえ、その後、生命保険募集行為を行ったというケースにおいて、Aによる行為は、Aが生命保険募集人の立場であることも踏まえると、その後の、Bにより行われた生命保険募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があると考えてよいか。</p> <p>その際、A・Bが共同して一連の生命保険募集に該当し得る行為を行ったとして、A・B双方へ保険会社から生命保険の募集手数料を支払うことについて、直ちに問題にならないという理解でよいか。</p> | <p>貴見のような保険募集人であるAの行為は、個別具体的に判断する必要がありますが、一般的には保険募集に該当すると考えられます。</p> <p>また、A、Bそれぞれが募集行為を行い、それらが一連の生命保険募集に該当する場合に、保険会社からA、B双方へ募集手数料を支払うことは問題ないものと考えます。</p> |
| 194 | Ⅱ-4-2-1(2) Ⅱ-4-2-9 | <p>「保険募集の業務」（改正保険業法第294条の3第1項）は、狭義の保険募集よりも先行して行われることがありうるが（例：見込客の発掘）、保険募集の業務全般を保険代理店が行う場合、保険募集は名乗りからスタートするため（改正保険業法第294条第3項）、先行する保険募集の業務と狭義の保険募集の境目を「名乗り」に置いた上で、名乗り以</p> | <p>保険募集を行おうとする時には名乗りが必要ですが、名乗りより先行する一連の行為の中で顧客の正しい商品理解の妨げとなるおそれのある行為等を行っていた場合には、法第294条第3項違反以外に法第300条違反等となる場合があることに注意が必要です。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | <p>前には保険募集を行ってはならず（すなわち具体的な保険商品の説明に入る場合には事前に名乗りを行わなければならない）、名乗り以降は厳格な保険募集のルールに従って行動しなければならない、という形で適正な保険募集態勢を構築することを検討しているが、このような態勢構築は改正法に沿ったものと考えてよいか。</p> | |
| 195 | Ⅱ-4-2-1(1)(2) | <p>複数の保険代理店が共同して一つの保険販売を取扱う共同募集は、改正法のもとで以下のとおり取り扱われるという理解でよいか。</p> <p>(1) 一の保険代理店（「A代理店」）が他の保険代理店（「B代理店」）に保険募集を委託するものではなく、保険募集行為を分担して行うものであるから、保険募集の再委託には該当しない。</p> <p>(2) 一の保険代理店が他の保険代理店に保険募集を委託するものではないから、委託先管理責任の問題は発生しないが、保険募集行為を分担して一つの保険募集を行うものであるから、保険募集の過程で問題が生じた場合、それがB代理店の募集活動であることだけでA代理店が免責されるわけではない。</p> <p>(3) 「保険募集の業務」（改正保険業法第294条の3第1項）のうち、A代理店が狭義の保険募集に先行する行為（見込客の発掘、具体的な保険商品の説明に至らない保険ニーズの顕在化）を担当し、B代理店が狭義の保険募集を担当するという役割分担が可能である。</p> <p>(4) A代理店とB代理店の間に取扱うことができる保険会</p> | <p>195(1)について 貴見のとおりです。</p> <p>195(2)について 貴見のとおりです。 ただし、共同募集の場合においても、法第294条の3に規定する「保険募集の業務」の一部を委託する場合は、委託業務の的確な実施のために必要な措置を講じることが求められます。</p> <p>195(3)について ご指摘のケースは、A代理店が募集関連行為を行い、B代理店が保険募集を行うケースと考えられますが、代理店が共同して保険募集を行う中で、その行為が貴見のように分担して行われる場合には、募集規制の潜脱にならないよう留意する必要があります。</p> <p>195(4)について 取り扱うことのできる保険会社に差があることは禁止されていませんが、共同募集において取り扱うことのできるのは、両代理店に共通する商品のみ</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| | | <p>社に差があること自体は禁止されていない。</p> <p>(5) A代理店とB代理店が共に狭義の保険募集を行う場合、結果としてA代理店の取扱いのない保険商品がB代理店において販売された場合でも、A代理店がその保険商品につき具体的な説明をしていなければ、無登録募集となるわけではない。</p> <p>(6) 前(5)において、A代理店の活動が成約に寄与していることは疑いが無いため、B代理店がA代理店に対して、保険会社から得た手数料の一部を支払うことは禁じられていない。</p> | <p>です。</p> <p>195 (5) (6)、196について</p> <p>個別具体的に判断する必要がありますが、貴見のケースは、法第282条等の募集規制の潜脱になっていないか、Ⅱ-4-2-1 (1) に照らして、自らが取り扱っていない保険商品の募集を行っていないか、またⅡ-4-2-1 (2) (注2) に照らして、募集関連行為でなく保険募集に該当していないか、Ⅱ-4-2-1 (2) (注) に照らして、本来行うことができない具体的な保険商品の推奨・説明を行っていないかに留意する必要があります。</p> |
| 196 | Ⅱ-4-2-1 (2) | <p>委託型募集人の適正化措置として損害保険会社を中心に採用されている、保険会社、統括代理店及び被統括保険代理店の三者を当事者とする募集委託契約を締結する方式（いわゆる三者間スキーム）において、個人である被統括代理店が取り扱える生保商品は一社専属制により原則として1社に限られるが、募集活動の中で自らは取扱いがなく統括代理店において取扱いがある生保商品のニーズが顕在化した場合、（自らはその生保商品につき募集ができないため）これを統括代理店の保険募集人に取扱わせることになる。</p> <p>この場合、被統括代理店は、保険会社から支払われる手数料のうち一定割合（例えば50%）を、紹介手数料として統括代理店から受領することになるが、このような紹介手数料の受領は、Ⅱ-4-2-1 (2) (注2) や同末尾(注)等の記載に照らしても制限を受けるものではないという理</p> | <p>なお、手数料の一部を支払うことは禁止されないものの、高額な紹介料やインセンティブ報酬を支払う場合の留意点を記載したⅡ-4-2-1 (2) を踏まえ、支払手数料の設定については慎重な対応が必要となります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|----------------|
| | | 解でよいか。 | |
| 197 | Ⅱ-4-2-1(1)② | <p>監督指針案の表現は、いかなる行為が保険募集に該当するか否かを判断する基準としては、非常に分かりづらく、また、客観的に全く同じ行為でありながら、紹介者と被紹介者の間に資本関係等が認められるか否かによって、保険募集に該当するか否かの判断が変わり得るようにも読めるが、かかる規制であるならば、著しく不合理であると考えられるため、例えば、以下のとおり、修正すべきである。</p> <p>「なお、上記エ. に該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえたうえで、判断する必要があるところ、例えば、以下のような顧客を紹介する行為は、上記エ. に該当し得ることに留意する必要がある。</p> <p>ア. 具体的な保険商品の推奨・説明を行ったうえで、保険会社又は保険募集人に対して顧客を紹介する行為</p> <p>イ. 特定の保険会社の商品（群）のみの説明を行ったうえで、保険会社又は保険募集人に対して顧客を紹介する行為</p> <p>但し、以上のような行為でないとしても、保険会社又は保険募集人などからインセンティブ報酬（※1）を受け取る場合や、保険会社又は保険募集人と資本関係等（※2）を有する場合など、保険会社又は保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情がある場合には、紹介者によって保険募集が行われることがないよう、いっそう留意しなければならない。」</p> | 貴重なご意見として承ります。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------|--|--|
| | | ※1 インセンティブ報酬という表現は明確化されるべき ※2 資本関係等という表現は明確化されるべき | |
| 198 | Ⅱ-4-2-1(1) | <p>保険募集の定義は、(1) のとおりであるが、エ. については、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえ、以下のア. 及びイ. の要件に照らして、総合的に判断するものとされている。</p> <p>当グループの銀行において、保険についての相談のある顧客又は見込み客を、営業店の保険募集人が、より保険の専門的知識のある本部所属の保険専門担当者へ取り次ぐ（トスアップ）場合がある。</p> <p>当該取次行為は、具体的な保険商品の推奨・説明を行うものではないことから、保険募集に該当せず、銀行窓販における保険募集に係る業務にも該当しないことを確認したい。</p> | <p>本部における募集行為が、営業店における行為と一連のものとして行われているのであれば、営業店における行為も保険募集及び保険募集に係る業務に該当し得ると考えられます。</p> |
| 199 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>監督指針案では、「募集関連行為」について規定されているが、非公開保険情報保護措置（Ⅱ-4-2-6-2(2)）においては、「保険募集に係る業務」という定義に基づき範囲を定めている。</p> <p>「保険募集」、「募集関連行為」と「保険募集に係る業務」の関係性はどのように整理すればよいのかご教示願いたい。</p> | <p>「保険募集」と「保険募集に係る業務」は、いずれも保険募集人が行う業務ですが、「保険募集に係る業務」には保険募集に直接つながる業務も含まれるものと整理しています。一方、「募集関連行為」は、保険募集人以外の者も行うことができる、広義の保険募集プロセスのうち保険募集に該当しない行為と整理しています。</p> |
| 200 | Ⅱ-4-2-1(2) (注 2) イ. | <p>Ⅱ-4-2-1(2) (注 2) イ. では、「保険会社等から報酬を得て」いるケースを例示しているが、「資本関係等を有する保険会社または保険募集人に対して見込み客を紹介して」いるケースも、具体的な保険商品の推奨・説明を伴う</p> | <p>貴見の行為が保険募集に該当するかについては、Ⅱ-4-2-1(1) ②ア. 及びイ. に照らして総合的に判断する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------------------|--|---|
| | | ものであれば、「保険募集」に該当し得るとの理解でよいか。 | |
| 201 | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア. | 「業として」ではなく、保険会社又は保険募集人が、保険に興味ある知人を紹介（単なる紹介）して頂いた方に報酬等を支払う「お知り合い紹介キャンペーン」を行う場合、紹介者の行為は（注2）の記載にある保険募集に該当はしないとの理解でよいか。 | |
| 202 | Ⅱ-4-2-1(1) | 今般の監督指針改正は、「エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介」の解釈の指針を示したにすぎず、ア. ～ウ. の該当性の考え方については、特に変更されるものではないという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 203 | Ⅱ-4-2-1(1)② | 保険募集人ではない者がインターネットのHP等に独自の意見・見解等を掲載しているようなケースにおいて、Ⅱ-4-2-1(1)②ア. イ. の両方に該当する場合については、保険募集に該当する蓋然性が高いという理解でよいか。 | Ⅱ-4-2-1(1)①エ. への該当の適否判断にあたっては、特定の行為がⅡ-4-2-1(1)②ア. とイ. のいずれにも該当するか否かを判断することとしており、Ⅱ-4-2-1(1)②ア. とイ. の両方に該当する場合には、具体的な報酬額の水準や商品の推奨・説明の程度などから総合的に判断することとなります。 |
| 204 | Ⅱ-4-2-1(1)②イ. Ⅱ-4-2-1(2)(注3) | 保険会社や保険募集人の広告を掲載するのみに留まらず、例えば「アフィリエイト広告に見られるアフィリエイトの行為など、保険会社等からの情報に関する独自の見解を表明し、顧客を当該情報に誘引する行為」は、Ⅱ-4-2-1(1)②イ. の「具体的な保険商品の推奨・説明」に該当する蓋然性が高いという理解でよいか。 | |
| 205 | Ⅱ-4-2-1(1)② | Ⅱ-4-2-1(1)②の両要件の総合的判断について、（ア. を充たすものが）、具体的な保険内容や優位性に触れるものでなければ、単に会社名や保険商品・種目名、代理店名に触れたことをもって、ただちに募集行為にあたるものではないとの理解でよいか。 | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|--|------------------|
| 206 | Ⅱ-4-2-1(2)(注1) | <p>Ⅱ-4-2-1(2)(注1)の比較サイトに関する例示の「保険会社や保険募集人からの情報を転載するにとどまるもの」の考え方として、保険会社等からの転載情報の脇に、比較サイト独自の特定商品の優劣が類推される推奨文言を掲載しているケースや、意図的に転載情報を並び替えて特定保険商品を推奨しているケースについては、「転載するにとどまるもの」を超え、Ⅱ-4-2-1(1)②イ.の「具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為」として「保険募集」に該当するという理解でよいか。</p> | |
| 207 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>「募集関連行為」について、「比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち、保険会社又は保険募集人からの具体的な商品情報を転載するにとどまるものが考えられる」(Ⅱ-4-2-1(2)(注1))とありますが、保険会社又は保険募集人からの具体的な商品情報を転載すると、「具体的な保険商品の説明を行う行為」に該当する場合があります(Ⅱ-4-2-1(2)(注2)イ.)。この場合、「保険会社又は保険募集人などから報酬を得て」と、募集関連行為を超えて、保険募集に該当し得ることになるのでしょうか。</p> | |
| 208 | Ⅱ-4-2-1 | <p>既に申込手続を行った顧客に対し、契約成立までに、社外の委託業者から、申込内容や当該申込内容に係る留意点等の再確認を電話で行うことに関し、当該再確認が上記の内容に限定されていれば、当該委託業務に係る事務委託手数料を支払っていたとしても、「保険募集」に該当しないとの理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------|---|--|
| 209 | Ⅱ-4-2-1 | <p>適正な保険募集の管理態勢に関し、以下のようなケースは保険募集とみなすと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>(1) 税理士及びその事務所に勤める職員が顧問先である法人やその経営者、従業員に保険加入を勧め、特定の保険会社や募集人を紹介し、加入実績に応じ報酬を受け取る場合。</p> <p>(2) 社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー及びその事務所に勤める職員がその顧客に特定の保険会社や募集人を紹介し、加入実績に応じ報酬を受け取る場合。</p> <p>(3) 保険募集を前提として保険会社、募集人より報酬を得て保険会社や募集人を紹介する行為。インターネットサイトなどの利用を含む。</p> | <p>Ⅱ-4-2-1 (1) ②ア. に該当しているケースについてのご質問と考えられますが、Ⅱ-4-2-1 (1) ②イ. に該当するか否かを判断した上で、具体的な報酬額の水準や商品の推奨・説明の程度などから総合的に判断することとなります。</p> <p>なお、本件のような場合には、Ⅱ-4-2-1 (2) (注2) に該当する可能性があり、また、Ⅱ-4-2-1 (3) ③にも留意することが必要です。</p> |
| 210 | Ⅱ-4-2-1 | <p>保険代理店が会計事務所や不動産事業者と業務提携を通じた紹介案件による保険募集プロセスについてお伺い致します。</p> <p>ワーキング・グループによる話し合いの中で、下記のような取り決めがあったかと思えます。</p> <p>1. 保険会社又は保険募集人等からの（保険契約の成約に連動して支払われる等の）報酬を受け取るなど、保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があり、</p> <p>かつ、</p> <p>2. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うもの</p> <p>例えば、顧客紹介に対する業務提携契約書において、具</p> | <p>例えば、業務提携契約書に貴見のような条項等を設ける場合には、その実効性を確保するため、継続的なモニタリング等を行うことも必要であると考えます。</p> <p>また、業務提携契約を締結する相手方の選定や、紹介手数料の設定にあたっては、Ⅱ-4-2-1 (2) に留意したうえで、適切に行うことが求められます。</p> <p>なお、保険会社においては、Ⅱ-4-2-1 (3) ③に留意する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|---|---|
| | | <p>体的な保険商品の推奨・説明は絶対に行わない旨を明記し、もし具体的な保険商品の推奨・説明を行った疑いがある場合には契約を破棄する等の条項を設けた場合には、保険契約の成約に連動した紹介手数料を支払う事は問題ないのでしょうか。</p> <p>潜脱的募集行為・無資格募集行為・無登録募集行為に関する一覧表等を業務提携契約書に添付し、当該行為を行わない旨を契約書に明記した上で締結していれば、紹介案件に対して紹介手数料、報酬等を支払う事は問題ないのでしょうか。</p> <p>または、顧客紹介に対する業務提携契約を締結する相手は法人に限る等の制約を設けた方がよろしいのでしょうか。</p> <p>場合によっては、代理店手数料に連動する紹介手数料ではなく、年間を通じた貢献度等に応じた顧問料等の形式にて支払うべきものなのでしょうか。</p> | |
| 211 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>見込み客から、具体的な商品に紐づかないニーズを聞いても（例えば、「死亡した場合の遺族保障を望む」というニーズを聞くだけで、具体的な商品提案は行わない）それだけでは、保険募集には該当しないということよろしいのでしょうか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 212 | Ⅱ-4-2-1(2)(注1) | <p>(注1)「募集関連行為とは、例えば、保険商品の推奨・説明を行わず、契約見込客の情報を保険会社又は保険募集人に提供するだけの行為」との規定があるが、以下a～cのようなケースは指針Ⅱ-4-2-1(1)②要件ア.のような</p> | <p>基本的に「保険募集」・「募集関連行為」にも該当しないものとしては、(注3)に例示するとおりであり、貴見にある例示については、いずれも報酬としての金銭を受け取らずに行われる場合であるもの</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|--|--|
| | | <p>募集行為との一体性・連続性を推測させる事情が弱く、また、委託またはそれに準じる関係にあたらなないと考えられ、「保険募集」・「募集関連行為」のいずれにも該当しないと考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケース a. 当該行為が保険会社・募集人等からの報酬を受け取らずに行われている場合（使途や換金性が限定されている金券や物品類等の社会通念上妥当なお礼の提供にとどまる場合） ・ ケース b. 当該行為が保険会社・募集人等との「資本関係等」を有するものの「報酬」を受け取らずに行われている場合であり、かつ、保険以外の本業取引顧客に対して、別途同意等を得て、本業に関連するサービス紹介の一環として、付随的に代理店に紹介を行うケース ・ ケース c. 当該行為が保険会社・募集人等との「資本関係等」を有するものの「報酬」を受け取らずに行われている場合であり、かつ、福利厚生制度の一環として対象従業員等の同意等を得て、代理店に紹介を行うケース | <p>の、その実態の経済的な価値や目的等に照らして、総合的に判断すべきものであると考えます。</p> |
| 213 | Ⅱ-4-2-1(1) (2) | <p>保険代理店が、既存顧客や地域の有力者等に、商品等の特定を行うことなく、単に見込み客の紹介のみを依頼する場合で、保険商品の説明は行わず、保険代理店から報酬（社会通念上妥当な範囲内のお礼は除く）も支払われていない場合は、当該紹介依頼行為は募集行為にも募集関連行為にも該当しないと理解でよいか。</p> | |
| 214 | Ⅱ-4-2-1(1) ②イ. | <p>「チラシの備え付け」を行っている事業者が当該チラシに対し、独自見解の表明や具体的説明を行った場合について</p> | <p>単にチラシを備え置いた場合には、Ⅱ-4-2-1(1) ②イ.には該当し得ないものと考えられます</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|--|--|
| | Ⅱ-4-2-1(2)(注3)ア. | ては、Ⅱ-4-2-1(1)②イ.に記載の「具体的な保険商品の推奨・説明」に該当し、募集関連行為への該当のみならず保険募集にも該当する可能性があることに留意する必要があるとの理解でよいか。 | が、当該チラシにある保険商品を推奨・説明するような行為が伴った場合には、それらの行為を個別具体的に見て、Ⅱ-4-2-1(1)②イ.に該当するかどうか判断する必要があります。 |
| 215 | Ⅱ-4-2-1 | Ⅱ-4-2-1(2)(注3)には、「基本的に保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる」として、ア.～エ.を例示していますが、これらの行為は、報酬を得て行っている場合であっても、保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないと理解してよいでしょうか。 | 貴見のとおりです。 |
| 216 | Ⅱ-4-2-1 | Ⅱ-4-2-1(1)(2)に関し、例えば、募集人がショッピングセンターと契約し、店内に募集人名義のパンフレット立てを設置。買物客がパンフレットを読み、パンフレットに記載の方法で保険を申し込む方法は、募集行為・募集関連行為のいずれにも該当しないと考えてよいでしょうか。 当該募集人は、センターに対してパンフ立て設置料および成約件数に応じた対価を支払い、センターはパンフレットの在庫管理等を行うのみで保険商品に関する説明等は一切行わないものとします。 | 貴見のケースにおけるショッピングセンターの行為は、基本的には募集行為・募集関連行為のいずれにも該当しないものと考えられますが、Ⅱ-4-2-1(1)及び(2)に照らして、個別の事案ごとに総合的に判断する必要があります。 |
| 217 | Ⅱ-4-2-1 | 見込客の紹介を受けること自体が、その紹介者に対し保険募集関連行為を行わせることに該当しないことを確認したい。 現状でも法人等に対して、紹介代理店委託を行うなどにより、紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払い、その | 委託又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合でない限りは、委託先管理等を行う必要はありません。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------|---|--|
| | | <p>他の便宜供与を行うことは禁止されているため、見込客の紹介業務の委託自体が禁止されていると理解しており、見込客は紹介先が自発的に発掘し、保険募集人に紹介しているが、この場合でも当該紹介者に対して指導等の対応が必要となるか。</p> | |
| 218 | Ⅱ-4-2-1 | <p>比較募集については、Webサイトが強く言及されておりますが、雑誌などの紙メディアは、どのような扱いになるかも明記すべきだと思います。</p> <p>ランキング系の企画を定期発行している雑誌も多く、ここでは各保険商品の詳細や保険料比較が載っており、それらの雑誌には保険会社の広告が多く投入されています。</p> | <p>Ⅱ-4-2-1(2)では、募集関連行為のうち、保険会社又は保険募集人が委託又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合の留意点を記載しています。</p> <p>なお、Ⅱ-4-2-1(2)(注3)エ.のとおり、保険会社又は保険募集人の広告を掲載する行為は、保険募集にも募集関連行為にも該当しないものと考えます。</p> |
| 219 | Ⅱ-4-2-1 | <p>「比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が・・・」という記述がありますが、「比較サイト等」に限定する理由はなぜでしょうか。</p> <p>ホームページに限らず、無資格者がいわゆる保険の顧客紹介により収益を得ているケースは多くあり、対象は限定すべきでないと考えます。</p> <p>「商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が・・・」とすべきではないでしょうか。</p> <p>金融庁が定めた監督指針に対して保険会社が過剰に反応し、結果として、顧客の保護や利便性を損なっているケースが多いと感じています。</p> <p>今回の導入で保険会社が、こういったルールを代理店にしき、消費者に対して、実際に、どういう影響があるかまで深く考えてもらえれば幸いです。</p> | <p>また、監督指針においては、例示として比較サイトを記載しています。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| 220 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>「比較サイト等」とあるが、この表現を使うのであれば、どのようなサイトが比較サイトを指すのか、その定義を明確にしていきたい。</p> | <p>「比較サイト」とは、例えば、保障内容や保険料等に係る希望の条件を入力すると、複数の保険会社の商品間における、それら条件に基づいた比較内容が表示されるインターネットサイト等を想定しています。</p> |
| 221 | Ⅱ-4-2-1(1) | <p>比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、保険会社の広告として、当該保険会社の保険商品の情報をそのまま転載する場合は、保険会社の広告を掲載する行為として、募集関連行為にも該当しないとの理解でよいか。また、同広告中、当該保険商品を推奨する内容が記載されていたとしても、広告である以上、募集関連行為にも保険募集にも該当しないとの理解でよいか。</p> | <p>保険会社又は保険募集人の広告を掲載する行為は、保険募集にも募集関連行為にも該当しないと考えます。</p> <p>ただし、その広告とあわせて、独自の見解として当該商品を推奨する内容を記載している場合には、Ⅱ-4-2-1(1)②ア.とイ.のいずれにも該当するか否かを判断し、Ⅱ-4-2-1(1)②ア.とイ.の両方に該当する場合には、具体的な報酬額の水準や商品の推奨・説明の程度などから募集行為への該当性を総合的に判断し、保険募集に該当しない場合であって、保険会社又は保険募集人において、当該行為を第三者に委託又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、募集関連行為従事者の行為に該当するものと考えます。</p> |
| 222 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>インターネット等の媒体において、複数の具体的な保険商品の広告を掲載しても、広告を掲載する媒体運営者の行為は、基本的に保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないという理解で良いか。</p> <p>インターネットにおいて、具体的な保険商品の広告を単に掲載し、それを閲覧した顧客がその広告をクリックすると特定の保険会社や保険募集人が開設するホームページに遷移する仕組みは、現代社会におけるインターネット広告そのものであり、当該広告が複数掲載されたとしても、当該広告を掲載する媒体運営者の行為は、基本的に保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないという理解で良いか。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|---|
| | | <p>インターネット広告と「比較サイト等」との違いは、媒体運営者が、単に広告出稿者のために広告を掲載しているのか、インターネット等を閲覧した顧客の意思に働き掛けるような仕組みを導入しているのかによって区別されるという理解で良いか。</p> | |
| 223 | <p>Ⅱ-4-2-1(2)(注1) Ⅱ-4-2-1(注2)イ.</p> | <p>Ⅱ-4-2-1(2)(注1)および同(注2)イ.に例示される「比較サイト」に類する一括見積サイトにおいて、サイト独自の推奨文言の記載や一括見積の結果を画面上に独自に一覧表示するような行為等が伴わない場合は、「保険募集」に該当せず、「募集関連行為」に該当するという理解でよいか。</p> | <p>「比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービス」については、Ⅱ-4-2-1(2)(注1)で「募集関連行為」への該当性を、Ⅱ-4-2-1(2)(注2)イ.で「保険募集」に該当し得る場合を規定しているものであり、これらの規定に照らして総合的に判断すべきものと考えます。</p> |
| 224 | <p>Ⅱ-4-2-1(2)(注2)イ.</p> | <p>比較サイトに商品情報を掲載した上で、保険会社等のサイトに遷移する仕組みを構築して報酬を得る行為は、どのように位置付けられることになるのか。</p> <p>保険募集に該当し得る例として挙げられている、Ⅱ-4-2-1(2)(注2)イ.の「推奨・説明」という要件との関係でいえば、上記の例でいうところの比較サイトは、具体的な保険商品の推奨・説明を行っているわけではなく、保険募集の意義(Ⅱ-4-2-1(1)①)にいう「ア. 保険契約の締結の勧誘」ないし「イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明」に該当しないのであれば、「保険募集」とは解されないと考えるが、そのような理解でよいか確認させていただきたい。</p> <p>また、比較サイトにおいて、「推奨・説明」しているとみられるのは、具体的にはどのような表示・仕組みとなって</p> | <p>比較サイトに商品情報を掲載したうえで、保険会社等のサイトに遷移する仕組みを構築して報酬を得る行為が、保険募集に該当するかは、報酬の多寡や当該サイトの画面構成、具体的な表示内容等を踏まえたうえで、総合的に判断する必要があります。</p> <p>なお、当該比較サイトが、仮に具体的な保険商品の推奨・説明を行っていない場合は、Ⅱ-4-2-1(1)②に照らして、基本的には「保険募集」に該当しないものと考えられます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| | | いる場合をいうのか、具体的に例示していただきたい。 | |
| 225 | Ⅱ-4-2-1 | <p>募集関連業務の利用に関し、保険会社及び募集人が行う以下の行為は不適切な行為と考えますがよろしいでしょうか。</p> <p>(1) 保険会社及び募集人がその広告方法を確認できないまま、保険比較サイトなどより保険の見込客情報を買う行為。例えばアフィリエイト広告などの手法などで、不特定多数の者が間接的な報酬を得て簡単な記事やコメントを掲載しているインターネットサイトや電子メールなどをいう。</p> <p>(2) 見込客に高額な報酬を支払って商談を行う行為。 例えば初回面談で数千円から数万円の報酬を見込客に支払うことをPRしている比較サイトなどを利用して間接的に見込客に報酬が支払われる場合も含まれる。</p> | <p>募集関連行為に該当する比較サイトの運営者との間に、委託又はそれに準じる関係がある場合には、保険会社及び保険募集人はⅡ-4-2-1(2)に留意した対応を行うことが求められます。</p> |
| 226 | Ⅱ-4-2-1(2) 柱書 | <p>「規模や業務特性に応じて」とは、例えば「小規模保険代理店は自ら社内規則等を作成するのではなく、保険会社のマニュアル等を遵守すれば足りる」といった趣旨という理解でよいか。</p> <p>小規模保険代理店であっても、仮に大規模保険代理店と同等の委託等を行っているような場合は、保険会社のマニュアル等を遵守したうえで、なおかつ当該委託レベルに足る管理体制が求められる（募集関連行為事業者が当該項目の潜脱等を行うことを看過してよいという趣旨ではない）という理解でよいか。</p> | <p>小規模保険代理店において、独自の社内規則等の策定が難しい場合には、保険会社や協会のマニュアルやガイドラインを自らの社内規則等と位置付け使用することも考えられます。</p> <p>また、小規模保険代理店が募集関連行為を委託する場合には、当該行為の内容・範囲等に応じた適切な委託先管理を行う必要があります。</p> |
| 227 | Ⅱ-4-2-1(2) | 募集関連行為従事者が個人である場合（いわゆる個人紹 | 募集関連行為従事者が個人であるか法人である |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| | | <p>介代理店)も、全く同じように考える必要があるという理解で良いか。</p> <p>募集関連行為従事者が法人である場合と個人である場合で、相違点があるならば、その相違点を明確にしてください。</p> | <p>かのみをもって、求められる対応に差異を設けるものではありません。</p> |
| 228 | II-4-2-1(2) | <p>保険WG報告書(P23・24(2-4-1 募集規制の適用範囲の再整理・明確化について))において、「募集関連行為を行う第三者(以下「募集関連行為従事者」という。)が不適切な行為を行った場合や募集規制の潜脱行為を行った場合には、顧客に不利益が及ぶこととなることから、保険会社や保険募集人が募集関連行為を第三者に行わせる場合には、当該保険会社や保険募集人は当該募集関連行為従事者が不適切な行為を行わないよう、適切な管理態勢を整備することが求められる」と記載されている。</p> <p>保険募集人が募集関連行為を行わせている募集関連行為従事者に対して、保険会社が直接的に教育・管理・指導を行うことは困難であるため、保険会社は「保険募集人による募集関連行為従事者の管理体制等が適切であるかを確認」することで足りるという理解でよいか。</p> <p>上記を前提とすると、保険会社が「保険募集人による募集関連行為従事者の管理体制等が適切であるかを確認」している場合、仮に募集関連行為従事者の行為により顧客被害が生じたとしても、直ちに体制整備義務違反とならないという理解でよいか。</p> | <p>保険会社は、保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うよう指導する必要があります。</p> <p>また、保険募集人は、保険会社の指導も踏まえつつ、その規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行う必要があります。</p> |
| 229 | II-4-2-1 | <p>募集関連行為従事者への適切な委託先管理等とは、当該</p> | <p>II-4-2-9(8)において、保険募集人の規模や</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---|
| | | 委託先に対する関係諸法令への適切な態勢整備等の確約を書する契約書等の手交で足りるか | 業務特性に応じた保険募集管理態勢を求めており、例えば、委託先との間で、関係諸法令を踏まえた適切な態勢整備等を確約する旨の契約を締結すること等に加え、その実効性を確保するため、継続的なモニタリング等を行うことも必要であると考えます。 |
| 230 | Ⅱ-4-2-1 | 募集関連行為を行わせる先への指導方法としては、どのような方法が想定されるか。 保険募集人の創意工夫により各々の実態に応じた指導方法でよいか。 | |
| 231 | Ⅱ-4-2-1(2) | 「規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行う」とあるが、保険募集人に比べて規模が大きく、かつ、金融庁の直接の監督を受ける保険代理店(例えば銀行等代理店)から、規模の小さな保険募集人が顧客の紹介を受けるような場合には、規模の大きな保険代理店において適切な管理態勢が構築される限り、紹介を受ける規模の小さな保険募集人による委託先管理等を行わなくても支障はないという理解で良いか。規模や業務特性を考慮せず、一律、委託先管理等を行わなければならないとすることは、現実的とは思えない。 | 募集関連行為に係る委託先管理については、委託者の規模や業務特性に応じた適切な管理を行うことが求められており、適正な業務遂行が見込める委託先の選定・管理を行うことが必要であると考えます。 |
| 232 | Ⅱ-4-2-1(1)(2) | Ⅱ-4-2-1(1)(2)により、保険募集および募集関連行為の位置づけが明確化されたことは、不適切な勧誘・紹介行為や比較サイト等の是正につながるものであり、消費者保護及び健全な生保市場の発展に資するものとする。ただし、不透明な形態であるものも多く、新たな不適切なビジネスモデル等が出現することも想定されるため、きめ細やかな監督を行っていただくようお願いしたい。 | 貴重なご意見として承ります。 |
| 233 | Ⅱ-4-2-1(2) | 法第283条により、保険募集人が保険募集について保険契約者等顧客に加えた損害を賠償する責任は、所属保険会 | 募集関連行為従事者が行う募集関連行為については、保険募集人からの委託又はそれに準じる関係 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|---|--|
| | | <p>社が負うこととされている一方、募集関連行為従事者が顧客に与えた損害に対する損害賠償や免責事由を定めた規定は保険業法には存在しない。</p> <p>したがって、募集関連行為従事者が顧客に与えた損害について、保険業法第 283 条にもとづき、所属保険会社が賠償責任を負う必要はないとの理解でよいか。</p> | <p>に基づく行為であることから、法第 283 条第 1 項に規定する「保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害」に該当するか否かにより判断するものと考えられます。</p> |
| 234 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>募集関連行為従事者の不適切な行為によって保険契約者に損害が発生した場合、保険業法第 283 条によって、当該募集関連行為従事者に委託していた保険募集人(保険会社)の所属保険会社が賠償責任を負うことになるのか。</p> | |
| 235 | Ⅱ-4-2-1(2)① Ⅱ-4-2-2(6)～(17) 規則第 85 条第 5 項第 3 号 規則第 166 条第 4 項第 3 号 | <p>監督指針Ⅱ-4-2-1(2)①で、募集関連行為従事者による潜脱が禁じられる旨が述べられているが、そもそも「保険募集に関し」という要件を満たさない利益提供であれば、募集関連行為従事者による潜脱と評価されることはないという理解で良いか。</p> | <p>特別利益の提供(法第300条第1項第5号)は、保険募集に関する行為について規定したものです。</p> <p>なお、規則第234条第1項のとおり、何らの名義によってするかを問わず、当該禁止規定を免れる行為も禁止されています。</p> |
| 236 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>募集関連行為従事者自身の負担による当該従事者のビジネスのための利益提供であれば、募集規制の潜脱にならないことを確認させていただきたい。</p> <p>趣旨からすれば、保険募集人が、募集関連行為を募集関連行為従事者に委託したときに、保険募集人が募集関連行為従事者をして、募集行為の潜脱に及ぶかもしれないということがかかる規制を置いたものと思われるところ、募集関連行為従事者が、自らの負担によって自らのビジネスの</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | ために利益を提供するという場合には、上記の趣旨が妥当しないと考えられる。 | |
| 237 | Ⅱ-4-2-1(2) | 「募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる行為」とありますが、「それに準じる行為」とは、具体的にどのような関係をいうのでしょうか。 | 例えば、両者が一定の関係のもとにおいて指図を受ける関係（親会社・子会社の関係等）が考えられます。 |
| 238 | Ⅱ-4-2-1 | 委託に準ずる関係とは具体的にはどのようなものか。施行規則第227条の11では委託に限定している。例示を示していただきたい。 | なお、紹介料その他の報酬（金銭等）を支払わないことのみをもって、「それに準じる関係」に該当しないと直ちに判断できるものではありません。 |
| 239 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>「それに準じる関係」とは、具体的にどのような関係を指すのか。</p> <p>保険募集人が第三者に対して募集関連行為を委託する旨の契約を締結していない場合であっても、例えば、保険募集人が第三者に対して紹介料その他の報酬（金銭等）を支払う場合は、かかる関係に該当するという理解になるのか。</p> <p>例えば、保険募集人が第三者に対して紹介料その他の報酬（金銭等）を支払わない場合は、かかる関係に該当しないという理解で良いか。</p> <p>紹介料その他の報酬（金銭等）を支払わないにもかかわらず、委託先管理等を行わなければならないとするのは、現実的とは思えない。</p> | |
| 240 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>保険募集人が市販されている名簿や人名録（以下「名簿等」という。）を購入し、保険募集に利用しようとする場合、保険募集人に対して当該名簿等を販売した者は「募集関連行為従事者」にはあたらないとの理解でよいか。</p> <p>このことは、当該名簿等を購入した保険募集人が保険募</p> | 個別具体的に判断する必要がありますが、委託又はそれに準じる関係に基づいて行われる行為と関連して行われるものでなければ、基本的に募集関連行為従事者には該当しません。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | 集に利用することを当該名簿等の販売者において認識していた場合も同様に「募集関連行為従事者」にはあたらないとの理解でよいか。 | |
| 241 | Ⅱ-4-2-1(2) | Ⅱ-4-2-1(2) 柱書に「第三者に委託し、又はそれに準じる関係」との記載があるが、契約見込客の情報を保険会社又は保険募集人に提供する者については、募集関連行為従事者として、委託・取引関係にある保険会社又は保険募集人の適切な管理指導が必要という理解でよいか。 | 提供する者との間に委託又はそれに準じる関係がある場合には、適切な管理・指導を行う必要があります。 |
| 242 | Ⅱ-4-2-1(2) | 保険募集人等が、見込み客の紹介等の募集関連行為について委託等を行う際は、自らが取り扱っている商品への言及のみならず、例えば、「保障見直しを前提とした、既契約保険商品の劣位性の説明」といった紹介対象の顧客が現在加入している商品への言及についても、当該募集関連行為従事者が行わない様、留意する必要があるとの理解でよいか。 | 募集関連行為従事者が見込み客の既契約保険商品について言及する場合には、保険募集人が募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行わないよう留意する必要があります。 |
| 243 | Ⅱ-4-2-1(1)②ア. | <p>「報酬」には、いかなる体系の報酬であっても含まれるのか。</p> <p>監督指針案の他の箇所では「高額な紹介料やインセンティブ報酬」という表現が採用されているが、どのようなものを指すのかが明確ではないうえ、箇所によって表現を使い分ける趣旨も不明であるため、表現の意味や表現を使い分ける趣旨について明確にしていきたい。</p> <p>紹介1件当たりの紹介料を固定化する（保険料の多寡に応じて紹介料が変動しない）いわゆる定額制の紹介料の設定であれば、紹介者が、具体的な保険商品の推奨・説明を</p> | <p>「報酬」には、いかなる体系の報酬であっても含まれ得るものと考えます。</p> <p>また、「高額な紹介料やインセンティブ報酬」はⅡ-4-2-1(2)(注)に記載のある蓋然性を高める場合として使い分けているものです。</p> <p>また、紹介1件当たりの紹介料が固定化されていることと保険募集の該当性との関係性についてのご意見は、必ずしも明確ではありませんが、いずれにしても、「保険募集」(Ⅱ-4-2-1(1)①エ.)への該当の適否判断にあたっては、特定の行為がⅡ</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|---|---|
| | | 行わず、かつ、特定の保険会社の商品（群）のみを紹介するものでない限り、保険募集に該当しないと考えられるので、その旨を明確にしていきたい。 | －4－2－1(1)②ア.とイ.のいずれにも該当するか否かを判断したうえで、具体的な報酬額の水準や商品の推奨・説明の程度などから総合的に判断する必要があります。 |
| 244 | Ⅱ－4－2－1(2)③(注) | インセンティブ報酬の支払い自体を否定しているのではないとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 245 | Ⅱ－4－2－1(2)(注) | 保険募集人が、見込み客の紹介を行った募集関連行為に従事者に対して、保険契約の成立を条件とする紹介料を支払うことがありますが、かかる紹介料が成約した保険の条件等に連動しない一律かつ定額のものであって、かつ、Ⅱ－4－2－1の「高額な紹介料」に該当しない場合は、「インセンティブ報酬」には該当しないという理解でよいか。 | 保険契約1件あたり定額の紹介料を支払うことは、件数の増加により紹介料総額も増加することから、インセンティブ報酬に該当する場合があります。 |
| 246 | Ⅱ－4－2－1 | 保険募集人が紹介者に対し高額なインセンティブを支払うことは、無登録での保険募集を行わせる危険を惹起することは確かであるが、募集関連行為への十分な指導等の態勢が整備されている場合は、この限りでないことを確認したい。 | Ⅱ－4－2－1(2)及びⅡ－4－2－1(2)(注)に留意したうえで適切な対応を行うことが必要です。 |
| 247 | Ⅱ－4－2－1(2)③ | 「募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。」とあるが、支払手数料が契約者・被保険者に還元されるなど、「保険料の割引・割戻し」や「特別利益の提供」の潜脱行為に至ることがないように、社会通念上の景品程度の範囲内で、現金によらず物品・金券類を提供するにとどめることは、「慎重な対応」に当たるという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 248 | Ⅱ－4－2－1(2) | Ⅱ－4－2－1(2)③で、「インセンティブ報酬」という語 | 高額な紹介料に該当するか否かについては、Ⅱ－ |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------|--|---|
| | | <p>が登場するが、「成果連動型報酬」と「インセンティブ報酬」とは同義と理解されているのか、考え方をご教示願いたい。</p> <p>（「インセンティブ報酬」という語の定義は、監督指針上何ら示されているものではないが、一般的な語義としては、インセンティブとは、成功報酬のことを指すのであって、成果の何割という決め方の報酬であるとは限らないと思われる。</p> <p>そのため、無用な萎縮的効果をもたらすことのないよう、監督指針が念頭に置いている「インセンティブ報酬」という語が、実際にどのようなものを念頭に置いているのかを具体的に明示していただきたい。）</p> | <p>4-2-1 (2) (注) の趣旨に鑑み、個別具体的に判断する必要があります。</p> <p>また、インセンティブ報酬とは、紹介者数や紹介により成約に至った保険契約の手数料等に応じて増加する報酬を指すものと考えます。</p> |
| 249 | II-4-2-1 (2) ④ (注) | <p>「高額な紹介料」とあるが、どの程度を想定しているのか、明確にしていきたい。</p> <p>「インセンティブ報酬」とは、どのような報酬を指しているのか、明確にしていきたい。保険料や代理店手数料の一定割合を紹介者に対して支払う体系（いわゆる保険料連動制の紹介料）の全てが「インセンティブ報酬」に該当するものではないことを確認させていただきたい。</p> <p>高額なインセンティブ報酬ではなく、僅かなインセンティブ報酬であっても、ここでいう「インセンティブ報酬」に含む趣旨なのかを明確にしていきたい。</p> | |
| 250 | II-4-2-1 (1) (2) | <p>募集関連行為に関し、「高額な報酬やインセンティブ報酬」の判断基準については、当局が示すことはなく、業界の自主的取り組みに委ねられているとの理解でよいか。</p> | |
| 251 | II-4-2-1 (1) ② | <p>具体的な保険商品の「推奨」というのは、具体的にどの</p> | <p>具体的な保険商品の「推奨」とされる行為は、事</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|---|---|
| | イ. | <p>ような場合をいうのか。</p> <p>推奨とは「良いものであるとし、人にすすめること」(広辞苑)であるが、例えば、商品内容については一切説明せず、ア.「この商品は評判がいい」(バリエーション：A誌でプロが選ぶ第1位)、イ.「この商品は人気がある」(他バリエーション：人気ランキング1位)、ウ.「この商品は資料請求(問い合わせ)が多い」などと言った場合は、ここでいう「推奨」に該当するのか。</p> | <p>案に応じて様々であり、一連の行為の中で、当該行為の位置付けや内容を踏まえ総合的に判断する必要があると考えます。</p> |
| 252 | Ⅱ-4-2-1 | <p>「保険募集の意義」にて、「具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。」とあるが、どのような情報が推奨・説明に該当するのか、詳しく明記して欲しい。</p> <p>例えば、「私(〇歳 男性)で加入したら保険料は〇〇円でした」という一例の紹介を載せただけでも募集行為とみなされるのか。</p> | |
| 253 | Ⅱ-4-2-1(1)② イ. | <p>保険会社や一社専属制にある保険募集人への紹介行為については、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人への紹介行為に比して「具体的な保険商品の推奨・説明」を行っている蓋然性が高いと考えられるため、Ⅱ-4-2-1(1)②イ.に該当する蓋然性が高いとの理解でよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-1(1)②イ.に該当するかは、一連の行為の中で、当該行為の位置付けや内容を踏まえ総合的に判断する必要があると考えます。</p> <p>また、Ⅱ-4-2-1(2)(注2)イ.に該当する場合は、保険募集に該当し得ることに留意する必要があります。</p> |
| 254 | Ⅱ-4-2-1(1)② イ. | <p>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人へ見込み客を紹介する行為であっても、必然的に特定の一商品へ絞り込まれるケース(例えば、当該商品の引受を行う保険会社が業界で1社しか存在しないケース、紹介先の保険募集人が当該商品の引受会社となる所属保険会社を1社しか有していないケース等)については、実質的に特定の保険会社</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|--|---------|
| | | <p>の商品（群）を紹介することになり、Ⅱ-4-2-1（1）②イ．に該当する蓋然性が高まる懸念があるため、留意が必要であるとの理解でよいか。</p> | |
| 255 | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア. | <p>紹介者が、保険会社の名称を出さず、かつ、保険商品の名称も出さずに（当然、保険商品の内容も説明せずに）、保険募集人に対して保険ニーズの認められる顧客を紹介する行為は、紹介者と被紹介者の関係如何にかかわらず、保険募集に該当しないという理解で良いか。</p> <p>例えば、医療保険のニーズがある顧客、火災保険のニーズがある顧客という紹介の仕方にとどまる行為は、保険募集に該当しないという理解で良いか。</p> <p>かかる抽象的なニーズを有するに過ぎない顧客を紹介する行為までが保険募集に該当し得るとすることは、見込み客紹介の実態からあまりにも乖離した解釈であって、保険ニーズを有する顧客に対して保険募集人を紹介する行為を萎縮させるものであるから、かえって顧客の利益を損ねる事態となりかねない。</p> | |
| 256 | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア. | <p>紹介者が、反復継続して紹介する意図をもって、特定の保険会社を紹介する行為は、保険商品の名称を説明せず（当然、保険商品の内容も説明せず）とも、保険募集に該当し得るのか。</p> <p>そうであれば、紹介者が、紹介先に当たる特定の保険会社の概要を説明した上で（当該保険会社の保険商品の名称や内容は説明しない。）、当該保険会社に対して顧客を紹介する行為は、およそ保険募集に該当し得るという理解で良</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------------|---|--|
| | | <p>いか。</p> <p>特定の保険会社の概要を説明したとしても、特定の保険会社に対して当該保険会社を紹介する行為であれば、保険募集に該当しないが、乗合代理店に対して特定の保険会社を紹介する行為であれば、保険募集に該当し得るという解釈には、合理性が認められないと考えられるため、いかなる行為について保険募集に該当し得ると指摘したいのか、明確にしていきたい。</p> | |
| 257 | Ⅱ-4-2-1(1)②イ. | <p>優良性には言及せず、保険会社名・商品名を顧客に伝えるのみの行為であったとしても、Ⅱ-4-2-1(1)②イ.に該当する蓋然性が高いことに留意する必要があるとの理解でよいか。</p> | <p>一連の行為の中で、特定の保険会社や保険商品を推奨するような意味合いで保険会社名等を告げる行為は、Ⅱ-4-2-1(1)②イ.に該当する場合もあり得ることに留意が必要と考えます。</p> |
| 258 | Ⅱ-4-2-1(1) Ⅱ-4-2-1(2) | <p>代理店が、個人契約者等から知人・友人等の紹介を受けるケースがある。これに対し、事前約定もなく、事後的に社会通念上妥当な範囲での現金謝礼を支払う行為程度であれば、そもそも事前約定もないため、募集行為との一体性・連続性も認められず、また、委託またはそれに準じる関係にもあたらないものであり、「規制対象外」と考えて良いか。</p> | <p>委託又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、委託先管理等を行う必要があります。</p> |
| 259 | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア.およびイ. | <p>「保険会社又は保険募集人などから報酬を得」とあるが、保険会社・保険募集人以外に報酬の提供主体として、どのような者が想定されているか確認したい。</p> | <p>募集関連行為従事者に対して、保険会社や保険募集人以外の第三者を経由して支払手数料が支払われる場合を想定したものです。</p> |
| 260 | Ⅱ-4-2-1(2)(3)③ | <p>改正案Ⅱ-4-2-1(2)と同(3)③については、内容を整理・統合あるいはそれぞれの個所の関係性、相違点について明確にすべきと考えます。</p> <p><理由></p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | <p>改正案Ⅱ-4-2-1(2)は今回新設された個所であり、広い意味での保険募集プロセスのうち保険募集に該当しない「募集関連行為」の留意点について記載しています。</p> <p>一方、同(3)③は従来からある個所ですが、いわゆる法人紹介代理店の留意点に関する記載です。</p> <p>法人紹介代理店は登録を行わずに保険会社や保険募集人に見込み客を紹介する法人のことですが、同(3)③では法令等を潜脱する行為の排除や対価性のない金銭の支払い等がないかを留意点として挙げています。</p> <p>法人紹介代理店が行う紹介行為は今回新設された同(2)の「募集関連行為」に含まれると考えられますが、同(2)①には「募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか」と、同(2)には「募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか」と、同(3)③と同趣旨の留意点が新設されています。</p> <p>このように、改正案Ⅱ-4-2-1(2)と同(3)③では内容に重複する部分があるため両者を整理・統合するか、あるいは両者の留意点に相違があるのであればその違いが明確にわかるようにすべきです。</p> | |
| 261 | Ⅱ-4-2-1(2) | <p>「第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合」とあるが、例えば、既存の顧客等に対し「どなたか紹介いただけませんか」など見込み客の紹介をお願いするようなものは、これにあらず、「委託」の名称を用いているかどうかを問わず、一定の行為を継続的に第三</p> | <p>「第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合」とは、委託の名称の如何によるものではありませんが、第三者に行わせる根拠や第三者が行う行為の内容、その行為に対する報酬の水準等を考慮したうえで両者の関係性を判断する必</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|---|---|
| | | 者に行わせるもので、その行為に対して報酬を支払うようなものが、これにあたるという理解でよいか。 | 要があると考えます。 |
| 262 | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア. | 保険募集人が見込客の紹介を受け、当該紹介行為を行った者に対して謝礼や報酬を支払うこととする場合については、紹介行為を行う者は、原則として「募集関連行為従事者」に該当するものであるが、その内容等によっては紹介行為が「保険募集」に該当することとなることもあるとの理解でよいか。 | 募集関連行為に該当する行為を委託又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、当該行為者は募集関連行為従事者に該当し、Ⅱ-4-2-1(2)(注2)に該当する場合には、保険募集に該当し得ることに留意する必要があります。 また、Ⅱ-4-2-1(2)(注2)は、「保険募集」に該当し得る場合を例示したものであり、具体的な報酬額の水準や商品の推奨・説明の程度などをⅡ-4-2-1(1)②ア.やイ.に照らして総合的に判断する必要があります。 |
| 263 | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア. | 『具体的な保険商品の推奨・説明』は行わずに(特定の保険会社の商品群のみを紹介せずに)、契約見込客の情報を提供し、かつ、報酬を得る行為」は、どのように位置付けられることになるのか。 保険募集に該当し得る例として挙げられている、Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア.の「特定の保険会社の商品(群)のみ」や「積極的に紹介」という要件との関係でいえば、契約見込客の情報を提供する行為は、「特定の保険会社の商品(群)」のみを「積極的に紹介」するものではないため、上記ア.には該当しないと考えられるが、そのような理解でよいか。 | |
| 264 | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア. | Ⅱ-4-2-1(2)(注2)ア.の1つの例として、「保険以外の本業を有する事業者が、本業顧客に対して付随的に、提携先代理店名や同代理店が取り扱う特定の保険会社の商品名に触れ、本業顧客の了承を得たうえで提携先代理店に紹介を行い、提携先代理店から報酬を得るケース」などは、具体的な保険内容や優位性に触れることもなく、積極的な | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| | | 紹介にまでは至らないものとして、「募集関連行為」に留まると考えて良いか。 | |
| 265 | Ⅱ-4-2-1(2)① | 保険代理店等が法第 300 条、規則第 234 条により自らが募集出来ない分野の保険商品について、外部の保険代理店等に自社の従業員等を紹介し、紹介手数料等の対価を得るようなケース（報酬の名目が異なるケースも含む）については、Ⅱ-4-2-1(2)①に該当するとの理解でよいか。 | 保険会社又は保険募集人は、募集関連行為従事者による募集規制の潜脱が行われないう留意すべきとするものであり、貴見にある例示についても、Ⅱ-4-2-1(2)①に該当し得る場合があると考えます。 |
| 266 | Ⅱ-4-2-1(2)① | 規則第 212 条等の潜脱を目的として、銀行等が外部の保険代理店等に融資先企業の従業員等を紹介し、紹介手数料等の対価を得るようなケース（報酬の名目が異なるケースも含む）については、Ⅱ-4-2-1(2)①に該当するとの理解でよいか。 | |
| 267 | Ⅱ-4-2-1(2)① | 法第 282 条等の潜脱を目的として、保険代理店と募集関連行為従事者（紹介業者等）を兼業し、状況に応じ保険募集人と募集関連行為従事者の立場を使い分けるといったケースについては、Ⅱ-4-2-1(2)①に該当するとの理解でよいか。 | |
| 268 | Ⅱ-4-2-2(2) | 保険募集の際の情報提供義務とはどのような規定なのか。 | <p>情報提供義務は、保険募集人等が、保険募集を行う際に、保険契約者・被保険者が保険契約の締結又は加入の適否を判断するのに必要な情報の提供を行うことを求めるものです。</p> <p>具体的には、以下の事項を提供することが求められます。</p> <p>① 顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | | <p>(保険金の支払い条件、保険期間、保険金額等)</p> <p>② 顧客に対して注意喚起すべき情報 (告知義務の内容、責任開始期、契約の失効、セーフティネット等)</p> <p>③ その他保険契約者等に参考となるべき情報 (ロードサービス等の主要な付帯サービス、直接支払いサービス等)</p> |
| 269 | Ⅱ-4-2-2(2) | <p>情報提供義務が導入されることで、これまでと何か変わる点はあるのか。</p> | <p>これまで監督指針において「契約概要」・「注意喚起情報」等として提供することを求めていたものを中心に法令上の義務として規定されます。また、法第300条第1項第1号の不告知等に対して罰則が適用される事項の範囲は、「保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項」として、従来より限定したものとなっています。</p> |
| 270 | Ⅱ-4-2-2(2) | <p>最初の項目の「参考となるべき情報」という表現は法から来ているが、「あいまい」と思う。 中身を具体的に書くか、以下の項目の内容の中に含まれているのであれば、以下の通りと記載すべきではないか。</p> | <p>監督指針Ⅱ-4-2-2(2)①に記載されている「保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報」とは、規則第227条の2第3項に規定するものであり、参考となるべき情報を網羅的に示すことはできませんが、主な参考となるべき情報は、Ⅱ-4-2-2(2)②イ.(ク)セーフティネットなど、Ⅱ-4-2-2(2)において記載しています。</p> |
| 271 | Ⅱ-4-2-2(2) | <p>「保険業法等の一部を改正する法律の概要」には、情報提供義務の創設とあるが、今回の監督指針ではどの部分に対応していますでしょうか。 また、この記載の中では「取扱商品のうち比較可能な商</p> | <p>従来、監督指針で規定していた「契約概要」や「注意喚起情報」を、今回の法改正により法令上の義務として規定したものです。 監督指針においては、その実務上の留意点等につ</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | <p>品の一覧」との記載があるが、監督指針では定義しないとのことでしょうか。</p> <p>顧客保護のために、保険加入検討に際して取扱商品の情報提供はかなり高度な情報が求められると考えられます。</p> <p>例えば、保険契約の概要として定義されているもの以外に、保険料免除になる事由、将来の契約内容変更や追加加入に関する事項、保険商品以外にも保険会社の安全性や支払余力、販売高や契約件数などを一覧（比較表などの形式）で知りたいとのご要望が多いです。</p> <p>一方で、現在、保険会社は募集人による資料作成に厳しい制限を設け、原則、比較表の作成は認めていない状況で顧客への情報提供義務が果たせない状況です。</p> <p>顧客の求める情報を提供する必要はないのでしょうか。</p> <p>例えば、比較表を作成する場合、募集人が主体となり保険会社の監督責任は自社分の記載のみとするなど何らかの対応が望まれると思います。</p> | <p>いて、Ⅱ-4-2-2 (2) 等において規定しています。</p> <p>また、比較推奨販売を行う際にⅡ-4-2-9 (5) ①に基づく場合には、顧客の意向に沿った比較可能な商品の「概要」を明示することが必要となります。</p> <p>なお、顧客の求める情報を分かりやすく提供するために比較表を用いる場合には、法第300条第1項第6号にも留意したうえで、適切な情報提供を行う必要があります。</p> |
| 272 | Ⅱ-4-2-2 (2) ② | <p>現行、契約概要・注意喚起情報に「分類のうえ」告げることとされていた事項については、引き続き、分類して告げることのほか、タイトル部分等に「契約情報」であることを示したうえで、一体化して告げることも可能とする理解でよいか。</p> <p>また、一体化した場合、各項目にそれぞれ契約概要・注意喚起情報の表示を行う方法や、各項目には表示せず、冒頭タイトル部分等に、掲載する各項目が「契約情報」である旨を記載する方法も否定されるものではないとの理解で</p> | <p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、一度に提供される情報量等に配慮し、注意喚起情報を申込み時に交付することも引き続き認められます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| | | よいか。 | |
| 273 | Ⅱ-4-2-2(2)② | 「契約概要」・「注意喚起情報」の項目について、例えば、「保険期間」と「責任開始期」など、あわせて説明したほうが、顧客にわかりやすいと思われるような項目がある場合は、まとめて一体的に記載することも認められるという理解でよいか。 | |
| 274 | Ⅱ-4-2-2(2) | 平成18年2月18日付で公表された契約概要・注意喚起情報関連のパブリックコメントにおいて示された金融庁の考え方のうち、情報提供義務の創設等の法改正を受けて変更された部分があるならば、何らかの形で公表していただきたい。 | 貴重なご意見として承ります。 |
| 275 | Ⅱ-4-2-2(2)② | 「これに代替する電磁的方法」とは、例えば、改正保険業法第100条の5で規定する「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるもの」も、この場合の「電磁的方法」にあたと理解してよいか。 | Ⅱ-4-2-2(2)②に規定される書面の交付に「代替する電磁的方法」とは、規則第14条の5に定める電磁的方法をいいます。 |
| 276 | Ⅱ-4-2-2(2) | 既契約の内容の変更箇所に係る情報提供の方法は、必ずしもⅡ-4-2-2(2)②の方法に拠らずともよいこととされているが、契約者の理解に資する情報提供の方法として、例えば、申込書や変更依頼書の変更箇所を示すなどの方法も認められるとの理解でよいか。 | 既契約の変更を行う場合には、当該変更箇所について、商品特性や契約手続に応じて、適切な手法を用いて、顧客に対して情報提供を行う必要があります。 |
| 277 | Ⅱ-4-2-2(2)⑨ | 「ア. 規則第227条の2第3項第3号イに規定される場合においても、顧客が個人事業主であるか、法人であるかを問わず、顧客の保険に係る知識の程度に応じて適切な説明を行う必要がある。」とあるが、該当するようなケースに | 保険会社においては、保険募集人に対し、事業者である顧客に情報提供を行う場合にも、顧客の保険に係る知識の程度に応じた適切な説明を行うよう教育・管理・指導する必要があります。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|---|---|
| | | <p>においては、顧客とのやりとりの中で、不明点等があれば適宜説明を補うなどの配慮を行うことが考えられ、保険会社においては、そのような対応を行うよう募集人に対し指導を行うことを想定しているが、そういった対応で足りると理解してよいか。</p> | |
| 278 | II-4-2-2(2)⑨エ. | <p>家財保険のいわゆる総括契約方式について、不動産賃貸借契約の際には、入居者（＝被保険者）には家財保険の加入が事実上義務付けられており、なんらかの家財保険に加入しないと不動産賃貸物件に入居できない現状がある。</p> <p>このような状況下で、家財の総括契約方式を大別すると、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 損害保険会社の提供する総括契約方式（不動産賃貸物件の管理会社が保険契約者） 2. いわゆる「駆けつけサービスや家賃保証サービス」等に家財保険を付加した総括契約方式（サービス提供会社が保険契約者） 3. 一部少額短期保険会社が実施している「不動産賃貸物件の大家等」を契約者にして入居者を被保険者にする「ミニ総括契約」の3パターンがある。 <p>いずれのパターンも家財保険が入居物件に自動付帯されている様な形態をとっているが、入居者（＝被保険者）が事実上保険料の負担をしているにもかかわらず、被保険者に対して補償内容の選択権が与えられておらず、また、中途解約における保険料の返戻がされることがない。</p> <p>更に、この契約形態において被保険者である入居者に対</p> | <p>貴見にあるような保険契約においても、保険加入について被保険者に対しても情報提供を行うことが適切である商品については、被保険者に対して適切な情報提供が行われ、加えて被保険者に対する意向把握・確認が行われる必要があります。</p> <p>また、「一定の密接な関係」の有無については、規則第227条の2第2項第15号を踏まえて判断することとなります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|---|---------|
| | | <p>して、付帯される家財保険に関する契約内容等の情報提供や被保険者（＝入居者）への意向把握・意向確認が十分になされていないパターンが存在すると考えられる。</p> <p>上記の様な総括契約方式を今後実施するには、保険募集人が契約者・被保険者（＝入居者）に対して保険内容に関する説明や情報提供を十分かつ適時適切に行い、加えて、被保険者の意向把握・意向確認を行ったうえで保険契約を成立させる必要があると考えるが、如何か。</p> | |
| 279 | II-4-2-2(2)⑨エ. | <p>左記エ.の規定に関連するが、主たる商品・サービスの中に含まれている保険の内容に関し被保険者が明示的に納得・了解しない限り、主たる商品・サービスの契約の成立自体が困難となることが想定されるものについては、たとえ保険料がおまけ程度の金額であっても、被保険者の意思決定を要すると解すべきであると考え。</p> <p>具体的には、いわゆる家財総括契約と呼ばれるもので、不動産賃貸借契約やそれに付随する家賃保証契約、駆けつけサービス契約などの不動産管理サービスに自動的に付帯させる形で家財保険を付加している例を近時目にする事が多い。</p> <p>不動産賃貸借契約においては、入居者に家財保険・入居者賠償責任保険の加入が義務付けられていることが一般的である以上、自動付帯される家財保険の内容如何によっては、不動産賃貸借契約上の義務を履行できなくなるおそれがあることから、入居者は、自動付帯される保険の補償内容の妥当性を確認した上で、大元の不動産賃貸借契約やそ</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | <p>れに付随する不動産管理サービス契約を締結するか否かの判断をするはずである。</p> <p>これは、すなわち、保険加入について被保険者の意思決定を要する契約であり、情報提供義務の適用を受ける契約であると考えるが、これでよろしいか。</p> <p>加えて、このような家財総括契約型の団体保険については、駆けつけサービス会社、家賃保証会社や不動産管理会社等が契約者であって、その物件に入居する者が被保険者となっていることから、規則第 227 条の 2 第 2 項第 15 号に謳う「当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できる」ような「一定の密接な関係」は存在しないと考えられるが、当局の見解はいかがか。</p> | |
| 280 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩ | <p>財形保険（勤労者財産形成促進法第 6 条に規定する保険契約）は現行実務どおり、保険会社・保険募集人が作成した重要事項説明書を事業者経由で被保険者に提供する方法が認められると理解してよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 281 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩エ. | <p>現行「口頭により行われているか。」の条文の意味合いと、今般の「口頭により行われる体制が整備されているか。」の実質的な違いにつき具体的にお示し願いたい。</p> <p>行動規範に加え体制整備を求める主旨であるとした場合、保険会社及び保険募集人に対し、それぞれ具体的にどのような体制整備を求めているのかお示し願いたい。</p> | <p>情報提供義務に関して、保険会社及び保険募集人に対して、適切に情報提供を行うための体制の整備を求めるものであることから、表現の適正化を図ったものであり、具体的な体制としては、当該規定に基づき、これまでと同様のものと考えます。</p> |
| 282 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩オ. | <p>現行「十分な時間が確保されているか。」の条文の意味合いと、今般の「十分な時間が確保される体制が整備されて</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------|--|--|
| | | <p>いるか。」の実質的な違いにつき具体的にお示し願いたい。</p> <p>行動規範に加え体制整備を求める主旨であるとした場合、保険会社及び保険募集人に対し、それぞれ具体的にどのような体制整備を求めているのかお示し願いたい。</p> | |
| 283 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩カ. | <p>現行「情報の提供及び説明が行われているか。」の条文の意味合いと、今般の「情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。」の実質的な違いにつき具体的にお示し願いたい。</p> <p>行動規範に加え体制整備を求める主旨であるとした場合、保険会社及び保険募集人に対し、それぞれ具体的にどのような体制整備を求めているのかお示し願いたい。</p> | |
| 284 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩カ. | <p>対面販売において情報処理端末の提示等の電磁的方法を用いて説明を行う場合については、Ⅱ-4-2-2(2)⑩ア.からオ.の規定が適用されることとなるとの理解でよいか。</p> <p>上記の理解を前提とすれば、対面販売において電磁的方法による説明を行った上で、書面については事後的に郵送することも認められるとの理解でよいか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 285 | Ⅱ-4-2-2(2)②イ(コ) | <p>損害保険契約のうち傷害疾病定額保険に係るものについては、生命保険契約と同様、複数契約しても補償重複とならないことから、同様にこのような商品については、注意喚起情報に「補償重複に関する事項」の項目を設けないことも認められるとの理解でよいか。</p> | <p>規則第227条の2第3項を踏まえ、Ⅱ-4-2-2(2)②③が規定されており、当該項目が該当しない保険商品の場合においても記載する必要があります。</p> <p>ただし、貴見のような保険契約は生保契約と類似しており、例外的に「補償重複に関する事項」の項目を設けないことも認められます。</p> |
| 286 | Ⅱ-4-2-2(2)②(注1) | <p>「その他の参考情報を除く」の「その他の参考情報」が不明確なので修正されたい。</p> | ご意見を踏まえ修正しました。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------------------|---|--|
| 287 | 現行監督指針Ⅱ-4-2-2(3)② (注1)(注3) | 監督指針Ⅱ-4-2-2(2)③(注1)及び同(注2)が削除された趣旨をご説明いただきたい。 | 貴見の示す箇所が必ずしも明確ではありませんが、今般の法令改正により、情報提供義務の適用範囲が法令上、明確に定められたため、現行監督指針Ⅱ-4-2-2(3)②(注1)(注3)を削除したものです。 |
| 288 | Ⅱ-4-2-2(2) | 情報提供義務について、法令・指針に規定する「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面等による情報提供を義務付けない場合にはどのような場合があるのか。 | <p>情報提供については、法令上、原則として「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面等を用いるなどの一律・画一な手法で行うこととされています。一方、金融審議会保険WG報告書では、『情報提供義務の一般原則は適用するものの、情報提供の際に標準的な方法によることを求めないもの』との考え方が示されており、法令・指針に規定する「契約概要」・「注意喚起情報」を記載した書面等による情報提供よりも、別個の方法を認めた方がよりわかりやすい説明が期待できる場合や、商品内容が比較的単純で、一律の手法を強制すると過度な負担になると考えられる以下の場合には、一律の手法によらない情報提供を許容することが適当とされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約内容の個別性・特殊性が高い場合（工場の火災保険等の事業者向けの保険等） ・ 保険料の負担が少額（年間5千円以下）の場合 ・ 団体保険契約において、保険契約者である団体に対して行う情報提供 ・ 既存契約の一部変更の場合（変更部分について |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | | のみ) |
| 289 | II-4-2-2(2) | <p>情報提供義務が適用除外となる場合にはどのような場合があるのか。</p> | <p>保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者に対する情報提供を求める必要性が乏しい一部の案件については、被保険者に対する情報提供義務は、適用除外とされています。具体的には、以下の場合が適用除外の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の保険料負担が零である場合 ・ 保険期間が極めて短期間（1ヶ月以内）かつ、被保険者が負担する保険料の額が極めて少額（1千円以下）である場合 ・ 被保険者に対するイベント・サービス等に付随して提供される場合（加入について被保険者の意思決定を要さず、かつ、主たるイベント・サービス等の提供と関連性を有する保険契約である場合）（お祭りの主催者が参加者に付保する傷害保険等） ・ 公的年金制度等の加入者（年金制度等を運営する団体を保険契約者とし、その年金制度等の加入者を被保険者とする保険契約である場合） ・ 団体内での適切な情報提供が期待できる場合（保険業法の適用除外団体、団体（契約者）と構成員（被保険者）との間に「一定の密接性」がある場合） <p>等</p> <p>ただし、これまでと同じく、団体（契約者）から</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------|--|--|
| | | | <p>の必要な情報提供・適切な意向確認を確保するための体制整備が求められること（規則第 53 条第 1 項第 5 号、同第 211 条の 30 第 5 号、同第 227 条の 8）に留意が必要です。</p> <p>また、既存契約の一部を変更することを内容とする保険契約については、情報提供の内容に変更すべきものがないときはすべての情報について、一部変更すべきものがある場合であっても他の変更する必要がない情報については、保険契約者に対しても被保険者に対しても適用除外の対象となります。</p> |
| 290 | Ⅱ-4-2-2(2)⑨ | <p>ウ。（注）において、「なお、保険法に基づき被保険者の同意が求められる場合には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足る情報が提供される必要があることに留意する必要がある。」とあるが、現行の被保険者同意の実務に追加等の対応を求められるものではないとの理解で良いか。</p> | <p>他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認については、これまでと同様に当指針Ⅱ-4-2-4、Ⅳ-1-16に基づいて対応する必要があります。</p> |
| 291 | Ⅱ-4-2-2(2)⑨ | <p>社会通念上、景品（おまけ）程度のものとはどの程度を想定されているか。</p> | <p>社会通念上、景品（おまけ）程度と認められる相当な額については、主たる商品の金額等によって異なり、一律な金額を画することは困難であり、個別具体的に判断する必要があります。</p> |
| 292 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩エ. (ウ) | <p>転換についての説明文「（前略）、転換（規則第 227 条の 2 第 3 項第 9 号に規定する既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新契約の責任準備金又は保険</p> | <p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------------------------|---|--|
| | | 料に充当することによって保険契約を成立させること。) (後略)」に、特定保険契約に関して同様の内容が規定されている規則第234条の21の2第1項第7号が併記されていない理由について、確認させていただきたい。 | |
| 293 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩キ. Ⅱ-4-2-2(3)①カ. | 「規則第227条の2第2項に定める団体保険」について、「団体保険」とあるが、団体契約および財形保険も含まれるとの理解でよいか。 | 規則第227条の2第2項に規定する「団体保険」については、従来まで監督指針に記載していた「団体契約」及び「財形保険」も含まれるものです。 |
| 294 | Ⅱ-4-2-2(2) Ⅱ-4-2-2(3) | 団体保険における情報提供や意向把握は、保険契約者と被保険者の両方に行う必要があるのか。 | 適用除外にならない場合には、基本的に、保険契約者と被保険者の両方に情報提供や意向把握を行う必要があります。 団体と構成員との間に一定の密接性が認められ、団体（契約者）から被保険者への適切な情報提供が期待できる場合には、被保険者への情報提供・意向把握に係る義務は適用除外となりますが、団体（契約者）からの必要な情報提供・適切な意向確認を確保するための体制整備が求められることに留意が必要です。 |
| 295 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩キ. Ⅱ-4-2-2(3)④イ. (注) | 監督指針改正案Ⅱ-4-2-2(2)⑩キ. およびⅡ-4-2-2(3)④イ. (注)で求められている体制整備義務の水準については、従来の監督指針Ⅱ-4-2-2(5)①カ. およびⅡ-4-2-2(5)②(注2)と同程度であり、現行法令を踏まえた対応で足りるとの理解でよいか。 | 規則第227条の2第2項に定める団体については、規則第53条第1項第5号又は第227条の8に基づき、これまでと同様に、保険会社又は保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報提供、意向確認が適切に行われることを確保するための措置を講じる必要があります。 |
| 296 | Ⅱ-4-2-2(2) | 施行規則第227条の2第7項第1号に定める場合は、行為規制に関する留意点であるⅡ-4-2-2(2)①から⑧お | 規則第227条の2第7項第1号に該当する場合、被保険者に対する情報提供は求められず、Ⅱ-4-2 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | よび体制整備に関する留意点であるⅡ-4-2-2(2)⑩は保険会社又は保険募集人には適用されないと理解してよいか。 | -2(2)の適用はありませんが、保険契約者に対する情報提供は免除されるものではなく、Ⅱ-4-2-2(2)が適用されることに留意する必要があります。 |
| 297 | Ⅱ-4-2-2(2) | 施行規則第227条の2第2項に定める団体保険の加入勧奨における被保険者に対する情報提供義務については、行為規制に関する留意点であるⅡ-4-2-2(2)①から⑧は適用されないと理解してよいか。 | 貴見のとおりです。 なお、規則第227条の2第2項に定める団体保険の加入勧奨については、規則第53条第1項第5号、第227条の8、及びⅡ-4-2-2(2)⑩ア.～カ.に規定する内容と同程度の体制整備が求められることに留意する必要があります。 |
| 298 | Ⅱ-4-2-2(2)② | 団体保険の契約者である団体に対する情報提供義務については、施行規則第227条の2第3項第3号に基づき、標準的手法を求めないとされていることから、保険会社又は保険募集人は、保険契約の種類及び性質等を踏まえ、Ⅱ-4-2-2(2)②に記載の「契約概要」「注意喚起情報」によらずとも、重要事項説明書、約款等の他の方法により、保険契約の内容やその他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を適切に行えばよいと理解してよいか。 | 団体保険の保険契約者である団体に対する情報提供においては、貴見のとおり、「契約概要」「注意喚起情報」を用いた情報提供が求められるものではありません。保険契約の種類及び性質等に応じて、重要事項説明書、約款等を用いた説明が保険契約者の理解に資する場合には、当該方法により、保険契約の内容やその他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を行うことも認められます。 |
| 299 | Ⅱ-4-2-2(2)② | Ⅱ-4-2-2(2)②に列挙された項目については、施行規則第227条の2第2項に該当しない団体保険における加入勧奨行為にも適用される項目であり、その場合は、ア.(コ)において「解約返戻金…」とあるのを「脱退一時金」と、イ.(キ)において「解約と解約返戻金…」とあるのを「脱退と脱退一時金」と読み替える等、適宜読み替えて適用されると理解してよいか。 | Ⅱ-4-2-2(2)②の項目については、規則第227条の2第2項に該当しない団体保険における加入勧奨行為にも適用されるものであり、適用にあたっては、適宜、例示にあるように読み替えるなどした上で、契約概要・注意喚起情報の項目として記載する必要があります。 |
| 300 | Ⅱ-4-2-2(3)①オ. | 団体保険の契約者である団体に対しては、保険契約の個 | 団体保険の契約者である団体に対する意向把 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|--|--|
| | | <p>別性・特殊性が高いことから、情報提供にあたっては、規則第227条の2第3項第3号ハに定めるとおり、同号イの事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険等と並んで、契約者の理解に資する他の方法による情報提供が認められている。</p> <p>同様に、Ⅱ-4-2-2(3)①オ. に準じて、適切な意向把握及び意向確認をすることで足りるとの理解でよいか。</p> | <p>握・確認については、Ⅱ-4-2-2(3)①オ. に準じて行われることが考えられます。</p> |
| 301 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩ク. 第227条の2第4項 第234条の21の2第2項 | <p>監督指針改正案Ⅱ-4-2-2(2)⑩ク. では、書面交付の受領確認に係る体制整備の対象について、規則第227条の2第3項第8号が除かれ、規則第234条の21の2第1項第6号が含まれているが、当体制整備は、無解約返戻金型商品については、特定保険契約に該当する場合のみ求められるものとの理解でよいか。</p> <p>なお、内閣府令においては、無解約返戻金型商品が特定保険契約である場合についても、電磁的交付による説明が可能となっているが、上記の理解を前提とした場合には、規則第227条の2の第4項等の規定についての内閣府令の修正が必要ではないか。</p> | <p>ご理解のとおりです。無解約返戻金型商品が特定保険契約に該当する場合には、書面交付の受領確認に係る体制整備が求められます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、規則第11条第6号及び第6号の2並びに、規則第227条の2第4項及び規則第234条の21の2第2項について、規則案を修正いたします。</p> |
| 302 | Ⅱ-4-2-2(2)⑩コ. | <p>監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑩コ. は規則第227条の2第3項第1号の情報提供を行う場合に係る規定との理解でよいか。</p> | <p>監督指針Ⅱ-4-2-2(2)⑩コ. は、規則第227条の2第3項又は準用金融商品取引法第37条の3第1項及び規則第234条の21の2第1項に規定する情報提供を行う際に整備されている必要のある態勢を規定したのですが、提供する必要のある主な情報については、Ⅱ-4-2-2(2)②ア.、イ. を参照ください。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| 303 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>保険募集の際の意向把握義務とはどのような規定なのか。</p> | <p>顧客の意向の把握等として、保険を募集する際における顧客意向の把握、当該意向に沿った保険プランの提案、当該意向と当該プランの対応関係についての説明、当該意向と最終的な顧客の意向の比較と相違点の確認を行うことが求められることとなったものです。</p> <p>これまでは、体制整備の一環として、契約を締結する商品と顧客の意向が合致しているかを確認（意向確認）することなどが求められていましたが、今回の保険業法の改正により、意向の把握から、提案商品の説明、意向確認などの一連のプロセスが顧客の意向の把握等として新たに求められることとなりました。</p> |
| 304 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>当該項目は、保険募集人の創意工夫とあることから、プリンシプルとして考えてよいか。</p> <p>意向把握・確認は個別プランの提案ごとに行う必要があるか。意向に合致していることが明らかな場合は、当該プロセスを省略することは可能か。</p> | <p>当規定については、意向把握・確認義務に関して、全商品・募集形態を通じて満たすべき水準と、その具体的な例示をしたものです。</p> <p>また、保険会社又は保険募集人は、Ⅱ-4-2-2(3)に基づき、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.～カ.又はこれと同等の方法を用いて適切に履行する必要がある、例えば、一つの意向について合致しているからといって、当該プロセスを全て省略することは原則困難です。</p> |
| 305 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>法第294条の2は、一般的義務規定（プリンシプル）であり、具体的な手法については、保険会社・保険募集人に</p> | <p>例えば、法第300条第1項のような一般的義務規定であっても、違反した場合は、規則第85条の届出対</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | <p>よる創意工夫が認められると理解しているが、不祥事件届出の対象となる法第 294 条の 2 違反とは、具体的にどのようなケースが想定されるか確認させていただきたい。</p> | <p>象として規定されています。</p> <p>なお、法第294条の2に抵触する行為とは、例えば、契約者等からの苦情を端緒として、募集時に顧客の意向の把握・確認が不適切であったことが判明したケースなどが想定されます。</p> |
| 306 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>「保険会社『又は』保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を（後略）」とあることから、「保険募集人」が意向の把握や保険契約の内容との合致の機会の提供等を適切に行っていれば、当該保険募集に関しては、保険会社が独自に意向の把握・確認等を行わなくとも意向の把握・確認義務違反にはならないとの理解でよいか。</p> | <p>保険募集人が適切に意向把握・確認を行っている場合においては、保険会社が独自に意向把握・確認を行うことまでは求めていません。</p> |
| 307 | Ⅱ-4-2-2(3)③ | <p>保険契約者からの申出によって保全対応・異動処理が行われる場合は、当該申出に沿った対応・処理が行われさえすれば足り（当然、当該申出に沿った対応・処理になっているかは、保険契約者が所定の請求書等に署名や押印する等して確認することになる。）、それ以外に保険契約者の意向を把握するためのプロセスまで求められるものではないという理解で良いか。</p> <p>他方、保険契約者からの申出によらず、保険会社又は保険募集人からの積極的な働き掛けによって、保全対応・異動処理が行われる場合は、最終的な意向に沿った対応・処理が行われさえすれば足りるものではなく、それ以外に保険契約者の意向を把握するためのプロセスまで求められる（但し、新契約時と異なる事情が認められる場合は、当該事情を考慮したプロセスをもって許容される）という理解</p> | <p>保全対応・異動処理の定義によるものの、通常はⅡ-4-2-2(3)の対象にはならないと思われませんが、実質的な変更を伴うものであれば、Ⅱ-4-2-2(3)を行う必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | で良いか。 | |
| 308 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>本項の冒頭に「保険会社又は募集人は」としているが、以下の小項目では「保険会社及び募集人は」とし、次では、また「保険会社又は募集人のいずれか」となっている。</p> <p>他の項目でも同様の記載がみられるが、そもそも保険会社と募集人に対する監督事項を同一の記載の中で伝えることは困難と思われる。</p> <p>今回の改正の趣旨を踏まえれば、「募集人用の監督指針」を別に作成して明確化を図らないと、募集人が何をすればいいのか、が不明確になる。</p> | 貴重なご意見として承ります。 |
| 309 | Ⅱ-4-2-2(3)① | <p>単に「意向」と表現しているところと、「主な意向」と表現しているところがある。</p> <p>このように表現を分けている趣旨について、教えていただきたい。</p> | <p>「意向」は、顧客の様々な意向の総称です。</p> <p>「主な意向」は、その中で、保険会社又は保険募集人が重要と考える意向です。</p> |
| 310 | Ⅱ-4-2-2(3)①ウ. | <p>「主な意向と個別プランの比較を記載」することと、「顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明」することが合わせて規定されており、前者のみ、「主な」意向とされているが、前者と後者の「意向」の範囲には差異があるものではないという理解でよいか。</p> <p>また、「顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明」するための方法には多様なものがあると考えられることから、商品や募集形態によって、例えば、顧客の意向と個別プランの対応関係を記載するなどの方法を用いることでよいとの理解でよいか。</p> | <p>個別プランとの比較を記載するのは把握した意向のうち「主な」ものを想定していますが、個別プランとの関係性をわかりやすく説明する際には、「主な」意向以外の意向との関係性についても説明する必要があります。</p> <p>また、保険会社又は保険募集人の創意工夫により、適切に「顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明」する必要があり、顧客の意向と個別プランの対応関係を記載した上で、それを適切に説明する方法を用いることも認められます。</p> |
| 311 | Ⅱ-4-2-2(3) | 通信販売の形態は、顧客がカタログスタンド等から商品 | 保険募集プロセスは、保険募集人による顧客アプ |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| | | <p>資料を自ら取得の上で申込を行い、あるいは顧客からの資料請求に基づき、保険募集人（もしくは保険会社）が当該商品資料を送付する等、顧客自らの意思により商品選択することから募集プロセスが開始する。</p> <p>一方で、対面販売の形態は、概ね顧客の意向を汲み取ることから募集プロセスが開始する。</p> <p>従って、募集形態にはそれぞれの特徴があり、必ずしも一律的方法での対応が求められるものではなく、それぞれの特徴に応じた対応を定めることでよいか。</p> | <p>ローチの前段階に行われる行為についても含むものであり、必ずしも貴見のような時点から始まるものではありません。いずれにしても、Ⅱ-4-2-2 (3) に基づき、募集形態等を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、Ⅱ-4-2-2 (3) ①ア. ～カ. 又はこれと同等の方法を用いて適切に履行することが求められます。</p> |
| 312 | Ⅱ-4-2-2 (3) | <p>保険業法の第 294 条の 2 においては、保険募集人等は「顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない」とされています。</p> <p>保険会社向けの総合的な監督指針の改正案（Ⅱ-4-2-2 (3) ）においては、意向把握・確認の具体的方法として、「取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、保険会社又は保険募集人の創意工夫により」としつつ、6 つの具体的な方法またはそれと同等なものを用いなければならない、としています。</p> <p>つきましては、監督指針のⅡ-4-2-2 (3) について、募集形態にはそれぞれの特徴があり、必ずしも一律的な対応が求められるものではなく、それぞれの特徴に応じた対応を想定して定められている、との理解でよいか。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| 313 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>通販やインターネットなど非対面の方式により複数保険会社の保険商品の募集を行う場合、消費者に、保険会社の基準を満たして承認された募集文書である媒体を用いて情報提供を行い、保険会社作成の商品パンフレットや申込書等を送り、それに対して、消費者が自ら商品を選択し、申込みを行うといった方式であれば、消費者が自らの意向を踏まえて商品を選んで申込みを行ったものとして、意向把握義務や情報提供義務（推奨理由の説明等を含む）を果たしていると解釈してもよろしいでしょうか。</p> <p>ただし、この場合、消費者の質問に対応するコールセンターを設定していることを前提としています。</p> | <p>商品特性等にもよりますが、貴見のように、商品パンフレットや申込書を送り、それに対して消費者が申込みをしたことのみをもって、必ずしも意向把握義務を果たしていると解釈することは困難です。</p> <p>情報提供義務については、保険会社が作成したパンフレットや申込書を送ること等によって適切に行われる場合もあると考えられますが、特に比較推奨販売を行う際には、Ⅱ-4-2-9(5)を満たさない限り、情報提供義務を果たしたものとは言えないことに留意が必要です。</p> |
| 314 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>通信販売（郵便による申込みや、インターネットによる申込み）の場合は、「当初の意向」と「最終的な意向」を別々に把握することは困難で、本監督指針案に記載の方法では意向把握・確認ができないのではないかと。</p> <p>明確化の観点から、通信販売の場合を想定した基準を別途明らかにすべきである。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 315 | Ⅱ-4-2-2(3)① | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①に掲げられた方法は、お客さまと保険募集人の対話を一層進め、お客さまと保険募集人の認識のギャップを埋めることに資するものであり、お客さまの意向により沿った商品、契約内容を提供することに繋がると認識している。</p> <p>このような認識の下、保険募集人が当該プロセスを確実に遂行し、漏れなく義務を履行するためには、保険会社が一定程度汎用的な募集実務を構築することが望ましいと考</p> | <p>取り扱う商品や募集形態に応じ、保険会社又は保険募集人の創意工夫により、適切な意向把握・確認が行われる必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---|
| | | <p>えている。</p> <p>その上で、お客さまのご都合や考え、家族環境等により、アプローチ段階から契約締結に至るまでの期間、提案回数、活用する媒体・ツール等が区々である中、お客さまの利便性を損ねることやお客さまサービスの低下に繋がらないよう、画一的な対応や保険募集人の過度な負担となる対応は避けるべきと考えているが、このような理解で良いか確認したい。</p> | |
| 316 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>顧客から商品指定で申込要請を受けた場合、顧客利便性を勘案すれば、そのまま申込を受付すべきと考えるが、その場合は、意向把握（例：アンケート）などを省略しても問題ないと考えてよいか。</p> | <p>貴見にあるケースにおいても、Ⅱ-4-2-2(3)に基づき、募集形態を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.～カ.又はこれと同等の方法を用いて適切な意向把握を行う必要があります。</p> <p>従って、顧客が具体的な加入商品の希望を表明した場合であっても、意向把握を省略することは認められず、また、顧客が、自身で希望した加入商品の内容、特性等を十分に理解した上での意向であるかといった点に留意して、その後の募集プロセスを行う必要があります。</p> |
| 317 | Ⅱ-4-2-2(3)①ウ. | <p>一般的には、ペット保険は、顧客の意向に合わせオーダーメイドする商品はなくパターン販売である。ペットショップ（保険募集人）で顧客がペットを購入する際に、ペット保険契約を締結することが多いが、販売可能な全てのパターンを顧客へ伝え、その中から顧客が1つのプランを選択し、当該プランでの契約締結を希望する場合は、当該プ</p> | <p>貴见到例示のあるパターン販売のケースにおいても、Ⅱ-4-2-2(3)に基づき、募集形態等を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.～カ.又はこれと同等の方法を用いて適切に履行する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---------|
| | | <p>ランの保険申込書を作成し、顧客の最終的な意向を確認した上で署名・押印等を求めることで、適切な意向把握・確認ができていると考えるがどうか。</p> | |
| 318 | Ⅱ－４－２－２(３)①ウ. | <p>ネット等で保険商品を販売する場合は、補償・保障を望む顧客は自らの意思でサイトにアクセスし、顧客の属性情報や意向等を入力することにより、加入可能な全プランが表示される。顧客は、提示されたプランの中から、意向に合致するプランを1つ選択する。(もしくは意向に合うプランが無い場合は契約を行わない。)</p> <p>その後、顧客は画面に沿って、商品内容や重要事項説明等を確認し、住所・氏名等の情報を入力すると、契約内容を確認する画面が表示され、意向と一致していると申込みが完結する仕組みである。</p> <p>このようなプロセスを踏んだ場合、適切な意向把握・確認ができていると考えるがどうか。</p> | |
| 319 | Ⅱ－４－２－２(３)①ウ. | <p>一般的には、賃貸住宅入居者向け家財保険は、顧客の意向に合わせオーダーメイドする商品はなくパターン販売である。顧客と不動産会社（保険募集人）が賃貸借契約を締結する際に、保険契約を締結することが多いが、一般的に不動産会社は入居人数や部屋の広さ等を把握しているため、顧客が望む補償を的確に把握し、パターンの中から最適な個別プランを作成・提案することが可能である。</p> <p>不動産会社が把握した顧客の意向と個別プランの関係性を顧客へわかりやすく説明した結果、顧客が当該プランでの契約締結を希望する場合は、当該プランの保険申込書を</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---------|
| | | 作成し、顧客の最終的な意向を確認した上で署名・押印等を求めることで、適切な意向把握・確認ができていると考えるかどうか。 | |
| 320 | Ⅱ－４－２－２(３)①ウ. | <p>死亡保険や医療保険など第1分野保険及び第3分野保険を取り扱う生命保険会社の一部では、過去から現在に至るまで保険商品の販売は、複数のレディメイドプランを予め準備する中で、顧客の希望する保障内容にもっとも近いプランがあれば、成約に至る募集プロセスが採用されてきた。このため、現状においても、明瞭性にはやや欠けるところがあるものの、プリミティブな意味での顧客意向の把握は行われているものとする。</p> <p>今般の新法では、顧客意向の把握がより明確かつ具体性をもって求められているが、一部の生命保険会社の実情を踏まえ、財務の健全性を損なうことのない範囲内で、左記ウ. 記載内容とほぼ同等の実質的かつ簡素な手法による顧客意向の把握を実現させることが妥当であると考えられるかどうか。</p> | |
| 321 | Ⅱ－４－２－２(３) | <p>少額短期保険会社の場合は、一般免許保険会社に比べて、販売する保険金額は法によって制限されており、販売している商品も単品に近い実態にあります。</p> <p>従って、販売している保険商品の保障分野も所謂総合保険タイプではなく単一の保障分野のみの場合で、商品の名称においても「葬儀費用プラン」のようにターゲットを絞ったケースなどでは第二分野の商品と同様に意向把握の段階で顧客のニーズが共有され、意向がある程度見えており</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------|---|---------|
| | | <p>個別プラン提案に入れると考えても差し支えないのではないかと。</p> <p>更に、保険金額面でも定型プランで設計し、全てのプランがパンフレットに掲載されていることから、顧客は単にその中から選択するにとどまっています。</p> <p>このことから、上記のような場合は、パンフレットの冒頭に、当該保険の目的、定型化された保険金額の設定理由を明確にし、それ以外の保険金額では契約を引き受けがたいことも明記し、それらを説明し顧客の意向に合致していれば、その中から選択を求める等の工夫をすることで、敢えて書面による意向把握等の証跡管理を残さないでも、顧客が自らの意向にしたがって自主的に選択していることが判断できると考えるが如何か。</p> <p>なお、申込書には顧客が自己の意向に合致していることを確認して署名したことが判明する内容にすることを前提にしております。</p> | |
| 322 | Ⅱ-4-2-2(3) ①ウ. | <p>賃貸住宅等の入居に伴う補償を望む顧客に対して、意向を推定（把握）して、パターン化された家財の火災保険契約を提案する場合の意向把握は当方法に該当するものと理解してよいか。</p> | |
| 323 | Ⅱ-4-2-2(3) ① | <p>意向把握・確認の方法について、保険会社または募集人が個別プランを設計するのではなく、あらかじめパンフレット等に記載された定型プランから顧客が任意に選択して申込みを行う保険商品の場合、プラン数（保険金額の選択や付保できる特約の限定性）等を総合的に勘案したうえで、</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| | | <p>次のような方法もアからカと同等の方法と解し得るという理解で良いか。</p> <p>① 保険商品および定型プランの保障内容がどのような意向を推定（把握）しているかの説明を行い、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</p> <p>② その後、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</p> | |
| 324 | Ⅱ－４－２－２（３）①ウ. | <p>ここで言う「個別プラン」とは、一定の顧客意向を想定した上で、レディメイドで用意するパターン型商品（型売り販売商品）を含むという理解でよいか。</p> | <p>Ⅱ－４－２－２（３）①ア.～ウ.に記載の「個別プラン」には、貴見にあるパターン型商品が含まれ得るものと考えます。</p> |
| 325 | Ⅱ－４－２－２（３）① | <p>意向把握を行うにあたっては、顧客保護等に鑑みた適切な対応が重要と考えられるが、商品特性等に応じて顧客利便性にも配慮した、保険会社の創意工夫も認められるべきと思料する。</p> <p>例えば、第二分野において、住宅等の建物賃貸借契約に伴って火災（家財）保険の募集をする場合、顧客が求める補償内容等の意向は推定できる情報があり、把握すべき意向は、地震保険の要否、家族構成等に応じた保険金額の設定など、他の保険商品に比して比較的範囲の限定された事項になるものと考えられる。</p> <p>また、建物賃貸借契約の締結過程で、保険商品の提案に必要な賃貸物件等に入居する家族構成等をすでに聴取している。これらのことなどから、顧客にとって意向把握を必</p> | <p>「意向把握・確認義務」を履行するうえでの具体的な方法については、Ⅱ－４－２－２（３）に基づき、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、Ⅱ－４－２－２（３）①ア.～カ.又はこれと同等の方法を用いて適切に履行する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | <p>要とする事項の解りやすさや保険契約手続きの負担軽減等、顧客利便性に配慮した、会社の創意工夫による意向把握が認められるべきと思料する。</p> | |
| 326 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>銀行等においては、保険募集に係る業務に先立って非公開金融情報の利用に係る事前同意を顧客から取得する必要があるが、顧客の意向把握の方法として例示されている「アンケート等」が専ら保険募集を目的とするものではなく、金融商品全般に関する顧客の意向や投資方針等を把握するためのものである場合、仮に当該アンケートが「死亡した場合の遺族保障」、「医療保障」等、保険商品の保障内容を含むものであっても、当該アンケートによる意向把握は「保険募集に係る業務」には該当しないとの理解で良いか。該当しないとすれば、事前同意は不要との理解でよいか。</p> | <p>法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、意向把握の手段として保険商品の保障内容を含むアンケートを用いるのであれば、「保険募集」に該当します（当然に「保険募集に係る業務」にも該当します）。なお、貴見のアンケートが保険募集を目的とするものではなく、保険募集に直接つながらないものであれば、「保険募集に係る業務」に該当しないと考えます。</p> |
| 327 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>保険募集に当たり、顧客の意向を把握（推定）して、その意向に合致した提案を行うことは非常に重要であると理解している。</p> <p>しかしながら、銀行等代理店においては、顧客の意向を把握（推定）し得るだけの十分な非公開金融情報を有しているケースであっても、非公開金融情報保護措置が「保険募集に係る業務（保険募集に直接つながる業務）」よりも前に顧客から適切な同意を得ることを求めているため、本来であれば、スムーズに顧客の意向を把握（推定）しうるにもかかわらず、かかる把握（推定）を行えず、顧客対応に支障が生じている（例えば、何故、我が家の資産状況を詳しく把握しているのに、我が家にとって適した提案をスム</p> | <p>非公開金融情報保護措置は、銀行等が固有業務（預金、貸付、為替等）を行うことを通じて得た情報を保険販売に不当に利用しないよう、保険商品の特性にかんがみ、特に設けているものです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | <p>ーズに行ってもらえないのか、という顧客からの不満に接することがある。)</p> <p>したがって、顧客の意向の把握（推定）の重要性を踏まえて、非公開情報保護措置に定められている「保険募集に係る業務」という表現を「保険募集」に改めるなどして、銀行等代理店においても、スムーズに保険に関する顧客の意向を把握（推定）する作業を行えるようにすべきである。</p> <p>なお、かかる改正は、顧客の意向のみならず、財産の状況等にも適合した金融商品の勧誘を行うべきとする適合性原則にも合致するものと思料する。</p> | |
| 328 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>保険商品のみに関する顧客の意向の把握（推定）を行う作業は、非公開金融情報保護措置に定められている「保険募集に係る業務」に該当するという理解で良いか。</p> <p>他方、顧客のニーズがどのあたりにあるのが判明しない段階で、保険商品を含めた様々な金融商品・サービスに関する顧客の意向の把握（推定）を行う作業は、保険募集に直接つながる業務に該当しないと考えられるため、非公開金融情報保護措置に定められている「保険募集に係る業務」に該当しないという理解で良いか。</p> <p>金融商品取引法の要請により顧客の知識、経験、財産の状況等を把握するために使用しているアンケート等と同一の書面で、保険商品に関してもその意向を把握（推定）することは、顧客の意向の把握（推定）を行う上で有効であると考えますが、かかる把握（推定）の取組みは、「保険募集に係る業務」に該当しないという理解で良いか。</p> | <p>法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、意向把握の手段として保険商品の保障内容を含むアンケートを用いるのであれば、「保険募集」に該当します（当然に「保険募集に係る業務」にも該当します）。なお、貴見のアンケートが保険募集を目的とするものではなく、保険募集に直接つながらないものであれば、「保険募集に係る業務」に該当しないと考えます。</p> <p>なお、適合性の原則で確認すべき内容と意向把握すべき内容は必ずしも同じものではないと考えます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------------------------------|---|--|
| 329 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>銀行等代理店が保険に関する顧客の意向の把握（推定）をスムーズに行うために、銀行等代理店が非公開情報保護措置に関する説明書面を送付、交付又はホームページ上で公表したうえで、当該書面又はホームページ上に明記した期間内に異議の申出がないことをもって、銀行等代理店が非公開金融情報等を利用して保険に関する顧客の意向の把握（推定）に努める作業（保険募集に直接つながる準備行為）を行うことは、保険契約の申込み時点までに書面等の手段により非公開情報の利用に関する顧客の同意を取得するという前提で行われる限り、意向把握・確認義務の観点からも、非公開情報保護措置の観点からも、許容されるという理解で良いか。</p> | <p>インターネットを利用して、非公開情報保護措置に係る顧客同意をとることは可能ですが、貴見のような同措置に関する説明書面を事前に送付又は公表した上で一定期間内に異議の申出がないことをもって同意したとみなすことは許容されません。</p> |
| 330 | Ⅱ-4-2-2(3) ① Ⅱ-4-2-2(3) ④ ア.(注) | <p>銀行等の窓口において法第294条の2に基づく意向把握を行うにあたっては、例えば、非公開金融情報の利用に際し、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得る等の弊害防止に係る規制を遵守する必要があるという理解でよいか。</p> <p>また、銀行等の窓口販売における弊害防止措置等を遵守するという前提で、顧客の意向把握の際に使用する帳票（アンケート等）のつくりによっては、金融商品取引法で定められた顧客の適合性を確認、把握するための帳票「顧客カード」と同一書面としても差し支えないとの理解でよいか。</p> | <p>今回改正において、非公開金融情報保護措置に関して、見直しは行っておりません。</p> <p>非公開金融情報保護措置等、銀行窓販における弊害防止措置等が適切に遵守されていれば、意向把握に係る帳票の様式は、問いません。</p> |
| 331 | Ⅱ-4-2-2 | <p>複数の保険代理店による共同募集において、一の代理店が意向把握あるいは意向確認を顧客に対して行えば、他の保険代理店においては一連の保険募集であることから、共</p> | <p>保険募集人が、保険会社の管理下において、共同募集を行う場合においても、共同かつ一連の保険募集の中で適切に意向把握・確認が行われる形で、共</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | 同募集行為を保険会社の適正な管理下において行うことで足りるか | 同募集が行われる必要があります。 |
| 332 | Ⅱ-4-2-2(3) | 複数の代理店が共同で募集する場合や、同一代理店内で募集プロセスの役割を分担している場合、当初の顧客の意向の把握をする代理店や担当者と、最終の意向を確認する代理店や担当者とが異なることになるが、その場合、当初の意向の把握と最終の意向確認について、それぞれ別個に行うことではなく、連携して行う必要があるのか。 | |
| 333 | Ⅱ-4-2-2(3) | 主に通信販売等による保険販売において、施行日以前に意向の把握を行わずに保険契約締結に必要な書面等を送付していた顧客から当該書面等を使用して施行日以後に申込みがあり、保険契約の締結を行おうとする場合、そのまま契約を締結することは適切ではなく、あらためて意向の把握・確認を行ったうえで契約を締結しなければならないという理解で良いか。 | 貴見の場合においては、あらためての意向把握を必ずしも求めるものではありませんが、契約を締結する際には、改正保険業法に則って、適切に意向の確認を行う必要があります。 |
| 334 | Ⅱ-4-2-2(3) | 意向把握・確認の方法に関する監督指針では、「当初の意向と最終の意向が相違する場合には、その相違が生じた経緯」を履歴として保存することになっているが、その「相違が生じた経緯」については、募集人により、どのように説明することが想定されているのか。 相違が生じた経緯の記述として、例えば、「募集人の説明を聞いて判断した」、「家族に相談して判断した」といった包括的な説明で足りるのか。 | 「相違が生じた経緯」については、Ⅱ-4-2-2(3)①を踏まえ、それぞれの事案に応じ適切に説明する必要があり、これにより、顧客自身が自らの意向に沿っているものであることを認識した上で、保険加入できるようにする必要があります。 |
| 335 | Ⅱ-4-2-2(3) | 推定した意向と実際の見込み客の意向を比較して、その結果相違点が認められたときの対応としては、Ⅱ-4-2-2 | 推定した意向と実際の見込み客の意向が相違する場合には、実際の見込み客の意向に沿った個別プ |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|--|---|
| | | (3) ①イ. 相違点について口頭で説明し、新たに意向に沿った提案書を提示するという解釈でよろしいでしょうか。 | <p>ランを提案する必要があります。</p> <p>また、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する必要があります。</p> |
| 336 | Ⅱ-4-2-2(3) ①ア.イ. | <p>顧客意向の把握方法として、Ⅱ-4-2-2(3) ①ア.については、アンケート等による方法が記載されているが、例えば、保険募集人が個別プランを説明する前に、顧客から意向についてヒアリングを実施するとともに内容を保存し、「最終的な顧客の意向が確定した段階」において、保険募集人が保存した当該意向と顧客の最終的な意向の比較を実施する対応も許容されとの理解でよいか。</p> <p>一方、Ⅱ-4-2-2(3) ①イ.については、例示は無いが、顧客意向を把握する方法についてアンケート等に限定されるものではなく、例えば、保険募集人が推定意向にもとづき顧客に提案（コンサルティング）を実施した際に、顧客から意向についてヒアリングを実施するとともに内容を保存し、「最終的な顧客の意向が確定した段階」において、保険募集人が保存した当該意向と顧客の最終的な意向の比較を実施する対応も許容されとの理解でよいか。</p> <p>また、上記のような方法が容認されとのことであれば、意向把握に用いた帳票等については、必ずしも顧客の署名等の取得まで求めるものではないという理解でよいか。</p> | <p>保険会社又は保険募集人においては、Ⅱ-4-2-2(3)に基づき、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、Ⅱ-4-2-2(3) ①ア.～カ.又はこれと同等の方法を用いて、Ⅱ-4-2-2(3) ②にあるような顧客の意向に関する情報を適切に把握する必要がありますが、意向把握に用いた帳票等への顧客の署名まで求めるものではありません。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| 337 | Ⅱ-4-2-2(3)① | <p>当協会では、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.～カ.又はこれらと同等と考えられる意向把握・確認の方法として、商品特性や募集形態等に応じたより具体的な対応例や、留意点等を取りまとめることを検討しているが、プリンシプルベースとされる同義務の趣旨に鑑み、会員各社や保険募集人がその取りまとめた内容に基づき、必要に応じて創意工夫し、業務を遂行することは、本規定を遵守する有効な手段と考えてよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①は、全商品・募集形態を通じて満たすべき水準と、その具体的な実務の例示を規定したものであり、実務においては、保険会社又は保険募集人の創意工夫により適切に行われることが望まれます。なお、貴見のような取組みも、そのために有効な取組みであると考えます。</p> |
| 338 | Ⅱ-4-2-2(3)①イ. | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①イ.の(注)で、「その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。」とあるが、以下の理解でよいか。</p> <p>Ⅱ-4-2-2(3)①イ.の方法であっても、募集過程のいずれかの時期に顧客の意向を把握し、当該意向と最終的な顧客意向との比較を実施、両者が相違している場合は、その対応箇所・相違点および相違が生じた経緯を説明することが必要であるとの理解でよいか。</p> <p>「事前に把握した顧客の意向」に関し、保険会社又は保険募集人は、自社の商品特性や募集形態を踏まえ、募集過程において顧客意向の把握を合理的な一定の時期とする旨を社内規則等で定めることが可能との理解でよいか。</p> | <p>「事前に把握した顧客の意向」に係る「把握すべき時期」については、商品特性や募集形態を踏まえ、募集過程のいずれかの時期とすることは可能です。その時期について、社内規則等で定める場合には、商品特性や募集形態に加え、顧客の意向の認識度合いにも十分に配慮した上で、個々の顧客に対して、適切かつ的確な意向把握が可能であると考えられる時期である必要があります。</p> <p>なお、商品特性や募集形態にもよりますが、例えば、「最終的な顧客の意向が確定した段階」の直前等を「把握すべき時期」として定めた場合、適切かつ的確な意向把握は困難なものと考えます。</p> |
| 339 | Ⅱ-4-2-2(3)① | <p>オ.「事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約」とあるが、規則第227条の2第3項第3号イ.</p> | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①オ.は事業者向けですが、規則第227条の2第3項第3号イ.に記載の「その他その</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------------------|--|--|
| | | に記載の「事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約その他その内容の個別性又は特殊性が高い保険契約」と同義との理解でよいか。 | 内容の個別性又は特殊性が高い保険契約」は必ずしも事業者向けに限らないものです。 |
| 340 | Ⅱ-4-2-2 (3) | Ⅱ-4-2-2 (3) ①オ. に定める事業性の損害保険契約に関する意向把握及び意向確認については、適切に行われる必要があるが、「意向確認書面」の使用は不要であり、同項④意向把握・確認義務に係る体制整備関係の規定の準用にあたっては、各保険仲立人の業務の特性に応じて適切に行われるものとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 341 | Ⅱ-4-2-2 (3) ④イ. | ①オ. に定める事業性損害保険契約については、「意向確認書面」の作成を求められておらず、保険仲立人の特性に応じ仕様書等の書面の説明・交付により適切な意向確認が行われていれば足りるとの理解でよいか。 | 貴見のとおりです。 |
| 342 | Ⅱ-4-2-2 (3)①オ. Ⅱ-4-2-2 (3)④ | 事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約における意向把握および意向確認については、画一的方法に抛らず、その商品特性や募集形態に応じて、各社の創意工夫により、多様な方法が認められるという理解でよいか。 | 事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約における意向把握・確認については、Ⅱ-4-2-2 (3) ①オ. に基づき適切に行われる必要があり、各社の創意工夫により多様な方法が認められます。 ただし、「顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて」との記載のとおり、事業者に対して個人向けの保険契約を募集する場合には、その商品特性等を踏まえた上で、Ⅱ-4-2-2 (3) ①ア. ～エ. 又はこれと同等の方法を用いることが適切な場合もあることにご留意ください。 |
| 343 | Ⅱ-4-2-2(3)①イ. | Ⅱ-4-2-2 (3) ①イ. の(注)で、「その後、最終的な | 「意向把握・確認義務」を履行するうえでの具体 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | <p>顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。」とあるが、以下の理解でよいか。</p> <p>「事前に把握した顧客の意向」に関し、顧客意向の把握方法として、Ⅱ-4-2-2(3)①ア. については、アンケート等による方法が記載されている。</p> <p>一方、Ⅱ-4-2-2(3)①イ. については例示は無いが、顧客意向を把握する方法についてアンケート等に限定されるものではなく、例えば、推定意向にもとづき顧客に提案（コンサルティング）を実施した際に、顧客から表明された意向を次回提案（コンサルティング）時に設計書等に記載する方法等も認められるとの理解でよいか。</p> <p>「その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較」に関し、比較の実施方法については、自社の商品特性や募集形態を踏まえ、創意工夫の下で対応を行うことが可能との理解でよいか。</p> | <p>的な方法については、Ⅱ-4-2-2(3)に基づき、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.～カ. 又はこれと同等の方法を用いて適切に履行する必要があります。</p> |
| 344 | Ⅱ-4-2-2(3)①イ. | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①イ. の本文には「個別プランを提案する都度～（略）意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い」、（注）には「例えば、～（略）個別プランの作成・提案を行う都度～（略）、保険会社又は保険募集人が推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載のうえ説明」と記載があるが、顧客は、保険募集人が提案する都度、必ず自らの意向を表明す</p> | <p>個別プランを提案する際には、当該個別プランを作成する上で前提とした保険会社又は保険募集人が推定（把握）した顧客の意向と、当該個別プランとの関係性についてわかりやすく記載のうえ説明する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|--|---|
| | | <p>るとは限らない。</p> <p>よって、提案の都度、必ず顧客の意向を把握したうえで個別プランとの関係性を説明することまでは求められておらず、提案の都度、顧客の意向を推定し個別プランとの関係性を説明する対応も否定されないとの理解でよいか。</p> | |
| 345 | Ⅱ-4-2-2(3)①イ.(注) | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①イ.(注)に記載の「その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで」に関し、仮に、比較時点で「事前に把握した主な顧客の意向」が事前に表明した顧客意向と異なる(との申出があった)場合であっても、最終的な意向が顧客意向に合致しているのであれば、再度、意向を把握したり、両者を比較した帳票等を修正する必要はないとの理解でよいか。</p> <p>また、上記内容については、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.(注)に記載の「その意向と、保険会社又は保険募集人が当初把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで」に関しても同様との理解でよいか。</p> | <p>貴見のケースにおいては、比較に用いた帳票等の修正を必ずしも求めるものではありませんが、Ⅱ-4-2-2(3)④ア.に規定する、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置が講じられている必要があります。</p> |
| 346 | Ⅱ-4-2-2(3)①イ. | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①イ.(注)で、「その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。」とあるが、転換においては、当初意向・最終意向いずれについても、既契約を起点として、保障内容の追加・削除、保険金額の変更等に関する意向を把</p> | <p>転換募集については、規則第227条の2第3項第9号に規定する既契約と新契約の対比に加え、新契約に係る意向について把握する必要があります。例えば、新契約について、どのような分野の保障を望んでいるか等の主な意向の把握に始まり、個別プランの提案、主な意向と最終的な意向の比較など、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.、イ.又はこれと同等の方法を用いて適切に履行する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------------|--|--|
| | | 握することでもよいか。 | |
| 347 | Ⅱ-4-2-2(3)③ | 「実質的な変更該当する場合」とあるが、どういった変更が実質的な変更にあたるか確認したい。 | 例えば、一般的には、保険金額、保険期間や解約返戻金有無等の変更は契約内容の重要な変更であり、実質的な変更該当します。 |
| 348 | Ⅱ-4-2-2(3)① Ⅱ-4-2-2(3)③ | 「更新や一部変更」については、Ⅱ-4-2-2(3)③の意向把握・確認義務の適用除外において、「実質的な変更該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行う」とされているが、意向把握・確認の方法については、ア.～ウ.の方法に拠らずとも、エ.～カ.と同様、更新・一部変更の特性を踏まえた適切な方法に拠ることも認められるという理解でよいか。 | 既存契約の更新や一部変更時に、実質的な変更がある場合については、意向把握・確認を行う必要があります。なお、その際は、Ⅱ-4-2-2(3)①に基づき、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、各保険会社等の創意工夫のもと、変更の内容、程度に応じて、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.～ウ.ないしはエ.～カ.又はこれと同等の方法を選択の上、適切に履行する必要があります。 |
| 349 | Ⅱ-4-2-2(3)③ | <p>既存契約の更新・一部変更（保全手続）については、顧客からの電話でのお申出に基づき郵送で処理するなど実務上の創意工夫が行われていることを踏まえ、情報提供義務において規則案第227条の2第3項第1・2号の標準的方法によらない方法が認められている（同項第3号）。</p> <p>本監督指針案においても、Ⅱ-4-2-2(3)③の意向把握・確認の適用除外に規定いただいているとおり、既存契約の更新・一部変更の特性を踏まえ、Ⅱ-4-2-2(3)①ア.イ.の意向把握・確認の方法以外の手続きの特性に応じた適切な方法での対応が認められるとの理解でよいか。</p> | |
| 350 | Ⅱ-4-2-2(3) | 「既存契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする」とありますが（Ⅱ-4-2-2(3)）、この場合の意向把握の方法としては、当該変更部分が顧客の意向に沿ったものであるかどうかを顧客に確認す | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | <p>るといふことによろしいでしょうか。</p> | |
| 351 | Ⅱ-4-2-2(3)④ | <p>既契約の更新や一部変更において、意向把握・確認の遂行を確認できる措置としては、例えば、更新時の申込書や変更依頼書に変更箇所を記載するなどの方法も認められるとの理解でよいか。</p> | |
| 352 | Ⅱ-4-2-2(3)③ | <p>顧客が既に参加している医療特約から新たな医療特約へ変更する場合で、保険期間や解約返戻金有無等の変更を伴うものの、給付金の種類や給付金額等は変更前と同様であり、危険選択も要さない場合には、当該変更は、実質的な変更該当しない既存契約の一部変更と考えて差し支えないか。</p> | |
| 353 | Ⅱ-4-2-2(3)①ウ. | <p>「海外旅行傷害保険」及び「保険期間1年以下の傷害保険」の、①意向把握・確認の方法は、Ⅱ-4-2-2(3)①ウ. に拠ることによいか確認したい。</p> | <p>貴見にある保険商品の意向把握・確認を行う場合、Ⅱ-4-2-2(3)①ウ. に拠ることも可能と考えられます。</p> |
| 354 | Ⅱ-4-2-2(3)①エ. | <p>Ⅱ-4-2-2(3)①エ. では、年間保険料が5,000円以下である保険契約における適切な意向把握については、商品内容・特性に応じた柔軟な方法に拠ることが認められると理解しているが、単に年間保険料が5,000円以下の契約のみではなく、旅行保険などで見られるように、契約条件に応じて一部5,000円超となる契約を含むものであっても、主たる販売プランが5,000円以下である募集形態については、本取扱いの対象となり得るという理解でよいか。</p> | <p>貴見にあるような、主たる販売プランが5,000円以下であるなかに、契約条件に応じて一部5,000円超となるプランが含まれることのみをもって、Ⅱ-4-2-2(3)①エ. に準じた意向把握・確認を行うことが直ちに否定されるものではありません。</p> |
| 355 | Ⅱ-4-2-2(3)① | <p>2以上の所属保険会社の商品を取り扱う保険募集代理店（保険募集人）が、顧客の意向把握を行い、複数の保険商品を提案した後に、顧客が実際の申し込みの提案を受けた</p> | <p>保険会社又は保険募集人は、一連の保険募集の中で適切に意向把握・確認を行う必要があり、保険会社及び保険募集人が連携しながら、適切に意向把</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | <p>保険商品を取扱う保険会社で直接行うケースにおける意向把握については、以下の理解でよいか。</p> <p>代理店が消費者の意向を把握し、以下のとおり複数の保険会社の商品を消費者に提案する。 （代理店にて意向を把握し、提案する保険） 入院時の保障が欲しい → 医療保険（A保険会社）を提案 老後の保障が欲しい → 年金保険（B保険会社）を提案</p> <p>その後、消費者は、その代理店経由での申込みを行わず、A保険会社（同社は年金保険を取り扱っていないと仮定）から直接申込みした。</p> <p>このとき、A保険会社が最終的な意向確認時に比較する当初把握した顧客の意向は、A保険会社が保険会社として法令上求められる意向把握義務に対応した申込みプロセスにおいて把握したものとなる。 （A保険会社が年金保険を扱っていない以上、同社の意向把握プロセスで、提供できない商品に対応した意向を把握することは想定し難い（A保険会社が取り扱っていない商品に係る顧客意向の把握は不要）と考えている）</p> | <p>握・確認を行う必要があります。</p> |
| 356 | Ⅱ－４－２－２（３）①イ. | <p>例えば、Ⅱ－４－２－２（３）①イ. に準じた募集プロセスにおいては、顧客による具体的な加入商品の希望の表明が、顧客が重要な意向を表明した段階と考えられることから、</p> | <p>貴見にある「顧客が商品の提案を希望した時点における、加入商品に対応した大まかな意向」と最終的な顧客意向を比較することは、否定されるもので</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---|
| | | 「保険募集人が顧客の意向を推定してきた結果、顧客が商品の提案を希望した時点における、加入商品に対応した大まかな意向」と「契約の申込みを行おうとするにあたって顧客が最終的に自らの意向であると判断した意向」を比較することも否定されないとの理解でよいか。 | はありません。 |
| 357 | Ⅱ-4-2-2(3) | 意向把握書面を作成するとした場合、募集人が、顧客から確認した内容を記載し、その内容を顧客に確認してもらえば足りる(顧客の署名や押印までは必要不可欠ではない)という理解で良いか。 | 貴見にある場合には、必ずしも顧客の署名や押印まで求めるものではありません。 |
| 358 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | 意向把握に用いた帳票等は、顧客が作成せず、保険募集人が作成して顧客に確認を求める(顧客の署名や押印を不要とする)体裁のものでも許容されるという理解で良いか。 | |
| 359 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | 最終的に保存する帳票等以外に、募集過程で作成される顧客の意向を把握し得る書類等は保存しないことも許容されるという理解で良いか(募集過程で作成された書類等を全て保存しなければならないとするのは、現実的ではない)。 | 募集過程で作成された書類全てを保存する必要はなく、Ⅱ-4-2-2(3)④ア.を踏まえて、適切に行う必要があります。 |
| 360 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | 適切な方法により、保険募集のプロセスに応じて、保存すべきものは、意向把握に用いた帳票等(例えば、設計書とアンケート等)と顧客の最終的な意向決定プロセスにおいて比較した意向、及び最終的な意向を確認したものの多くとも3時点の証跡を保存することで足りるか。 あわせて、各段階の設計書等は必ずしも保存の必要はないか。 | |
| 361 | Ⅱ-4-2-2(3) | 記録上、当初の意向と最終の意向を確認できれば足り、 | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | 途中段階の意向を記録に残す必要は法的にはないという理解で良いか。 | |
| 362 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>当初の意向は、当初に顧客から確認し、かつ、その確認時点で書面にしておく必要があるのか。</p> <p>または、そこまでせずに、内部の募集記録を確認し、最後にまとめて、意向把握書面を作成するということが許容できるということか。</p> | <p>貴見の方法も、Ⅱ-4-2-2(3)を満たすものであれば、直ちに否定されるものではありませんが、個別プランの提案、説明前に把握した意向について帳票等で保存するなどの措置を講じる必要があります。</p> |
| 363 | Ⅱ-4-2-2(3) | 1回の保険募集により申込みまで至った場合も、当初の意向と最終の意向との相違の有無・相違している場合はその経緯を確認し、帳票を作成することが必要となるのか。 | 1回の保険募集で申込みまで至る場合も、Ⅱ-4-2-2(3)に基づき適切な意向把握・確認を行う必要があります。 |
| 364 | Ⅱ-4-2-2(3) | 見込み客の意向を予め推定する「意向推定型」の場合、Ⅱ-4-2-2(3)①イ. 保険会社の提案書(設計書)を用いて説明すれば良く、代理店独自のアンケート等帳票類の準備は不要と理解してよろしいでしょうか。 | 保険会社の提案書(設計書)を用いた説明により、Ⅱ-4-2-2(3)①イ. が満たされる場合は、代理店独自のアンケート等帳票類の準備は不要です。 |
| 365 | Ⅱ-4-2-2(3)①、④ | <p>「最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、保険会社又は保険募集人が当初把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</p> <p>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認(=「意向確認」)する。」と記載されているが、最終的な顧客の意向と当初把握した主な顧客の意向との比較をするための書面と、意向確認書面は同一書面としても差し支えないとの認識でよいか確認させてい</p> | <p>貴見のケースについては、</p> <p>①当初の意向と最終的な意向が記載され、それを比較したプロセスを確認することのできる資料</p> <p>②最終的な意向と申込内容が合致していることを確認する意向確認書面</p> <p>①②それぞれが、分離して記載されている形を前提に、同一の書面として構成されていることも許容されると考えます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------|---|---|
| | | ただきたい。 | |
| 366 | Ⅱ-4-2-2(3) ① | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ①イ. の(注)に記載の「その意向と、保険会社又は保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで」に関し、当該比較を記載した書面と意向確認書面を一体とし、かつ意向確認書面の記載レベルを満たしている場合は、例えば、申込書等で当該比較を記載した書面にて意向確認を実施済である旨の確認を行った上で、当該書面の写しを顧客に交付することも否定されないとの理解でよいか。</p> <p>また、上記内容については、Ⅱ-4-2-2(3) ①ア. の(注)に記載の「その意向と、保険会社又は保険募集人が当初把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで」に関しても同様との理解でよいか。</p> | |
| 367 | Ⅱ-4-2-2(3) ④ ア. | <p>意向把握に用いた帳票等は、申込書と一体型のものや、現行の意向確認書面と一体型のものであっても、許容されるという理解で良いか。</p> <p>いわゆる意向推定型(Ⅱ-4-2-2(3) ①イ.)ではなく、事前把握型(Ⅱ-4-2-2(3) ①ア.)によって、顧客の意向を把握するケースであっても、最終的に保存する帳票等については、便宜上、申込書や現行の意向確認書面と一体型のものとする事は、許容されるという理解で良いか。</p> | |
| 368 | Ⅱ-4-2-2(3) ④ イ. | <p>損害保険商品はニーズが顕在化しており、提案から契約締結まで短期間で終了するケースも多いことから、ア. の意向把握に係る体制整備とイ. の意向確認に係る体制整備の証跡として保存する書面は同一のものが許容されるとい</p> | <p>貴見のケースについては、</p> <p>①主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載している資料</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | う理解でよいか。 | <p>②最終的な意向と申込内容が合致していることを確認する意向確認書面</p> <p>①②それぞれが、分離して記載されている形を前提に、同一の書面として構成されていることも許容され则认为ます。</p> |
| 369 | Ⅱ-4-2-2(3) | 見込み客に提示した提案書（設計書）を意向把握の記録とする場合Ⅱ-4-2-2(3)④ア.) 設計書自体を保管するのではなく、その意向把握の内容（意向の変化を含め）を別途記録しておけば良いとの解釈でよろしいでしょうか。 | 例えば、Ⅱ-4-2-2(3)①イ.の方法で設計書を用いて意向把握を行なう場合については、意向把握に用いた帳票の設計書自体についても、一定期間の保存が求められます。 |
| 370 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | <p>「意向把握に用いた帳票等」(アンケートや設計書等)は、原本での保存が必要か。電子媒体での保存は可能か。</p> <p>「意向把握に用いた帳票等」(アンケートや設計書等)は、営業店での保存が必要か、それとも全営業店分を本部等一か所で保存する方法でも構わないか。</p> | 「意向把握に用いた帳票等」は、電子媒体での保存も可能であり、また、本部等一か所で保存することも認められます。 |
| 371 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | 意向把握に用いた帳票等の保存方法に定めはない（原本それ自体を保存せず、原本をスキャンして電磁的な記録として保存することで良い）という理解で良いか。 | |
| 372 | Ⅱ-4-2-2(3)④ | 複数の保険募集人が共同して、顧客（見込み客）への保険募集を行う場合、意向把握・確認結果の記録保存義務は、いずれか一方のみが果たせばよいとの理解でよいか。 | 複数の保険募集人が共同して保険募集を行う場合、意向把握に係る記録の保存は、複数のうちの一人の保険募集人が行うことも認められます。 |
| 373 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | 意向把握に用いた帳票等で顧客の意向に係るものを保存する場合には、Ⅱ-4-2-2(3)②に規定する顧客の意向のうち主なものを保存すれば足りるとの理解でよいか。 | 意向把握に係る業務の適切な遂行を確認するためには、Ⅱ-4-2-2(3)④ア.に基づき、実際に意向把握に用いた帳票等を保存する必要があります。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| 374 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、保険会社又は保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明し、その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と保険会社又は保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認するとしている点は、顧客の意向が刻々と変化する場合についての合理的な確認方法とはいえるが、当初の意向が誤った説明や問題のある勧誘によって曲げられる場合もあるので、後日の検証の資料として、当初の意向とその変化の理由を記録させるべきである。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認するためには、Ⅱ-4-2-2(3)④ア. に基づき、実際に意向把握に用いた帳票等を保存する必要があります。</p> |
| 375 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | <p>「例えば、適切な方法により、保険募集のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等（例えば、アンケートや設計書等）であって、Ⅱ-4-2-2(3)①ア. からウ. に規定する顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。」に関しては、「顧客の意向と契約の申込みを行なおうとする保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供」や「各社が自社の商品特性や募集形態を踏まえ社内規則等に定めた意向把握プロセスを確認・検証」するにあたって、適切と考える内容を保存すればよいという理解でよいか。</p> | <p>貴見において引用しているⅡ-4-2-2(3)④ア. は、意向把握に係る体制整備について規定したものであり、各社が自社の商品特性や募集形態を踏まえた意向把握プロセスの適切な履行等について、事後的に確認・検証を行うにあたり、必要となる書面を保存する等の措置を求めるものです。</p> |
| 376 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア. | <p>「確認できる措置を講じているか」については、例えば第二分野の賃貸住宅等の入居に伴う補償を望む顧客等、ど</p> | <p>貴見のようなケースにおいても、Ⅱ-4-2-2(3)①ウ. 又はそれと同等の方法を用いて適切に意向把</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| | | <p>のような補償内容を望んでいるか等の意向が明確に推定できる顧客に対して、意向に沿うパターン化された単純な火災（家財）保険の募集をする場合には、パンフレット等に推定する意向内容を記載するなどによって明示し、記載した意向把握部分が申込書に反映されていることを確認する文書で足りるか。</p> | <p>握・確認を行い、Ⅱ-4-2-2(3)④ア.に基づき、実際に用いた帳票を保存する必要があります。</p> |
| 377 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>保険代理店段階で意向把握帳票が作成された場合に、保険会社が当該帳票を保存することも許容されるという理解で良いか。</p> | <p>保険会社が当該帳票を保存することも許容されます。</p> |
| 378 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>監督指針には、「保険会社又は保険募集人のいずれか、又は双方において、」意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているかと規定されているため、「保険会社」「保険募集人」「双方」の3パターンがあるということになるが、代理店業務委託契約において、保険代理店が保存することになっている場合は、保険代理店がこれを履行しなかったとしても、保険会社としての態勢が整っていなかったということにならないことを確認させていただきたい。</p> <p>もし、保険会社としての態勢が整っていなかったということになるとすれば、保険会社としては、結局のところ、すべての保険代理店の意向把握の履歴を残しておかなければならないようにも思われるが、そうすると、監督指針が「保険会社又は保険募集人のいずれか、又は双方において、」と定めた趣旨が有名無実化されることから、確認させていただきたい。</p> | <p>貴見のような保険代理店が意向把握の履歴を保存することになっているケースにおいては、保険会社において意向把握の履歴を残すことまで求めるものではありませんが、保険会社は、保険代理店に対し適切に保存を行うよう求めるなどの態勢を整備する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------|--|--|
| 379 | Ⅱ-4-2-1(3) ④ | 元受保険会社が提供する意向把握書面を代理店として使用した場合は、元受保険会社が書面を保存すれば、代理店としては書面等を残さなくてよいと考えてよいか。 | 意向把握に用いた書面について、保険会社で保存する場合に、代理店での保存まで求められるものではありません。 |
| 380 | Ⅱ-4-2-2(3) ④ ア. | 保険仲立人扱い契約における「意向把握に用いた帳票等」について、保険仲立人が保存する体制を整備しているほか、保険仲立人が保存する旨保険会社との間の業務契約において約定している前提で、保険仲立人から保険会社に提出する必要はなく、保険会社には保存する義務がないとの理解でよいか。 | 意向把握に用いた帳票等を保険仲立人において保存する場合、保険会社における保存までを求めるものではありません。 |
| 381 | Ⅱ-4-2-2(3) ④ ア. | 保険募集人において、意向把握を行い、保険募集に該当する行為も行ったが、結果として成約に至らなかった顧客に関する「意向把握に用いた帳票等」を保存するなどの措置を講じることまでは求められていないとの理解でよいか。 | 成約に至らなかった顧客に関する「意向把握に用いた帳票等」の保存は、法令上求められるわけではありませんが、個人情報保護法令にも十分留意しつつ、事後的な検証・改善を図る観点から、不成立となった意向把握に用いた書面の一部を保険会社又は保険募集人が適当と考える期間残すことも考えられます。 |
| 382 | Ⅱ-4-2-2(3) | 保険契約が成立しなかった場合には、意向把握帳票を保存する必要はないという理解で良いか。 | |
| 383 | Ⅱ-4-2-2(3) ③ ア. | 「(略) 最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか」とあるが、業務の適切な遂行を確認できる状態であることを前提に「電磁的方法による保存」で差し支えないか。 また、保存期間は最低何年とすれば良いか。 | 意向把握に用いた帳票等の保存期間については、保険契約締結日から、保険会社又は保険募集人が事後的に検証するために適当と考える期間保存することが求められます。 なお、必要に応じ、保存期限や保存方法を見直す必要があるほか、帳票により保存期限が異なる場合も生じると考えます。 |
| 384 | Ⅱ-4-2-2(3) ④ ア. | Ⅱ-4-2-2(3) ④ア. について、アンケートや設計書といった「意向把握に用いた帳票等」の保存期限については、各社が自社の商品特性や募集形態を踏まえ、適切な期間を社内規則等に定めればよいとの理解でよいか。 | また、意向把握に用いた帳票等を電磁的方法により保存することも認められます。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | <p>また、一旦規定した後でも、適宜見直しを行うことができる、という理解でよいか。</p> <p>「意向把握に用いた帳票等」については、複数の帳票が存在することが想定されるが、必ずしも全ての帳票を同じ期間保存する必要はないとの理解でよいか。</p> | |
| 385 | Ⅱ-4-2-2(3)④ | <p>意向把握の適切な遂行を確認できる措置について、意向把握に用いた帳票等を保存する場合の保存期間については、特に定めが設けられていないが、各社が適切な期間を判断し、社内規則等に定めることで差し支えないか確認したい。</p> | |
| 386 | Ⅱ-4-2-2(3)④ | <p>意向把握に用いた帳票等の保存期間は、特定保険募集人は保険契約の締結の日から5年間でよいか。</p> | |
| 387 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>意向把握帳票の保存期間は、特定保険募集人の場合、保険契約の締結の日から5年間でよいか</p> | |
| 388 | Ⅱ-4-2-2(3)④ | <p>意向把握のために使用した帳票の保存期間については、特に明示がないが、どのように考えればいいのか確認したい。</p> | |
| 389 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>意向把握帳票は、いつまで保存しなければならないのか。保険契約が成約に至った場合でも、保険会社や保険代理店が任意で保存期間を決めて、その期間経過後には廃棄できるという理解で良いか。</p> | |
| 390 | Ⅱ-4-2-2(3)④ | <p>意向把握に用いた帳票等の保存期間に定めはない（作成後、一定期間を経過した後に廃棄するという運営を行うことで良い）という理解で良いか。</p> <p>もっとも、銀行等代理店の場合は、意向把握に用いた帳</p> | <p>意向把握に用いた帳票等が、保険募集時の説明に係る記録等に当たるかはケースバイケースですが、いずれにしましても、保険募集時の説明に係る記録等については、保険期間が終了するまで保存する必</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| | | 票等は、「保険募集時の説明に係る記録等」のひとつとして、保険期間満了時まで保存しなければならないという理解で良いか。 | 要があります。 |
| 391 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>Ⅱ-4-2-2(3)④ア.「保険募集のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等(例えば、アンケートや設計書等)」に関し、特に生命保険については、意向を把握し、提示・推奨する保険商品の絞込みを行う過程においては、被保険者の病歴等のセンシティブ情報に接することが少なくない。</p> <p>病歴等を顧客から聴取した場合、顧客によっては募集人が当該情報をメモに残すことすら同意しないケースもあるが、仮にかかるといった情報を顧客の意向にしたがって記録しないこととした場合、把握した意向の内容および商品絞込みの理由が、後で確認できない(注)可能性がある。このような状況下における意向に関する情報(特にセンシティブ情報)の保存・記録は、どのように行うべきか。</p> <p>(注)Ⅱ-4-2-9(5)④における「その実施状況を確認・検証する態勢」の構築にも影響がある。</p> | センシティブ情報については、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき、適切に取得、利用する必要がある、これに反してまでセンシティブ情報の保存を求めるものではありません。なお、仮に事情により保存する場合には、意向把握に用いた帳票等とは別途管理できる体制を構築する必要があります。 |
| 392 | Ⅱ-4-2-2(3) | 第二分野の保険商品の場合、現状の監督指針案によれば、例えば、自動車保険については、若年運転者不担保特約、運転者限定特約の有無といった細かな内容を、意向把握・確認の対象である「顧客が求める主な補償内容」として例示しているが、「顧客が求める主な補償内容」という通常の語義に比して監督指針の例示は細かすぎるように思われる。 | 保険募集に際しては、顧客の意向を把握し、当該意向に沿った商品を提案することが求められており、Ⅱ-4-2-2(3)②の例示以外にも重要な意向はありますが、いずれにしても、意向を把握してそれに沿って提案することが求められています。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--|---|--|
| | | <p>かかる特約の要否は、申込段階で確認されるものであるから、第二分野の保険商品の場合、第一分野や第三分野と異なり、申込段階で、当初の意向との相違の有無・相違している場合はその経緯を確認すれば足りるという理解で良いか。</p> | |
| 393 | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ①イ. Ⅱ-4-2-2(3) ②ア.</p> | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ①イ. の(注)に記載の「事前に把握した顧客の意向」に関し、把握すべき顧客意向の内容は、Ⅱ-4-2-2(3) ②ア. に記載されているが、(ア)から(ウ)の全ての項目を「意向把握に用いた帳票等」に記載する必要はないという理解でよいか。</p> <p>例えば、(ア)(イ)を「主な意向」として「意向把握に用いた帳票等」に記載するとともに、(ウ)については設計書等の別帳票へ記載し対応することも許容されるとの理解でよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ①イ. に基づき保険募集を行う場合には、保険商品に応じ、Ⅱ-4-2-2(3) ②ア. (ア)(イ)に加え、Ⅱ-4-2-2(3) ②ア. (ウ)に規定されるとおり、顧客に保障期間等の希望がある場合にはその旨も把握する必要があります。</p> <p>ただし、必ずしも(ア)から(ウ)の全ての項目を「意向把握に用いた帳票等」に記載する必要はなく、貴見の例示の方法も否定されるものではありません。</p> |
| 394 | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ①ウ.</p> | <p>「主な意向・情報を把握したうえで」とあるが、その内容はⅡ-4-2-2(3) ②イ. (ア)及び(イ)のレベルで問題ないとの理解でよいか。</p> <p>なお、(イ)のレベルの顧客の意向については、個別プランの内容や保険料の水準等も考慮しながら、募集プロセスの過程で把握できる場合もあると考えられるが、必ずしも、個別プランの作成・提案前の把握が求められるものではなく、上記のような募集プロセスの過程で把握することも許容されるとの理解でよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ②イ. (ア)から(ウ)のうち、商品提案に必要となる主な意向と考えられるものは、個別プランの提案前に把握する必要があり、それ以外のものは、その後の募集プロセスの中で把握することも認められます。</p> |
| 395 | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ②ア.</p> | <p>Ⅱ-4-2-2(3) ②ア. (ウ)について、意向把握においては、例えばⅡ-4-2-2(3) ①ア. に準じた保険募集プ</p> | <p>貴見のような対応も否定されません。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------------|--|---|
| | | ロセスである場合、顧客から収集するアンケート等において、顧客から申し出があった場合に特記事項欄等に記載するといった対応をすることも否定されないとの理解でよいか。 | |
| 396 | Ⅱ－４－２－２(３) ② ア. | 加えて、例えばⅡ－４－２－２(３) ①イ. に準じた保険募集プロセスである場合、保険金額や保険料を含めた個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の顧客に交付する書類の目立つ場所に、保険募集人が推定している顧客の意向と当該提案内容の関係性についてわかりやすく記載・説明する中で、当該箇所に明記した「保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨」といった記載を確認した顧客から、当該優先事項について申し出があった場合に、申し出内容を次回提案に反映する対応も否定されないとの理解でよいか。 | |
| 397 | Ⅱ－４－２－２(３) ② イ.(イ) | 「(イ) 顧客が求める主な補償内容」では、海外旅行傷害保険、および保険期間が１年以下の傷害保険について、「保険の目的」が例示されているが、具体的にどのような情報を把握・確認する趣旨か確認したい。 | ご意見を踏まえ、修正しました。 |
| 398 | Ⅱ－４－２－２(３) | 意向把握義務が適用除外になる場合にはどのような場合があるのか。 | 意向把握を求める必要性が乏しい一定の場合については、意向把握義務の適用除外とされています。具体的には、以下の場合が適用除外の対象となります。 ① 情報提供義務の適用除外とされている保険契約である場合（契約者と被保険者が異なり、被保険者への情報提供だけが適用除外となる場合（契約 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------------|---|--|
| | | | <p>者への情報提供は必要である場合)には、意向把握についても同様に、被保険者への意向把握だけが適用除外(契約者への意向把握は必要))</p> <p>② 他の法律により加入が義務付けられている保険である場合</p> <p>③ 勤労者財産形成促進法第6条に規定する保険契約である場合</p> |
| 399 | Ⅱ-4-2-2(3)④イ. | <p>(カ) 意向の確認事項の例示「主契約や特約ごとの具体的な補償内容、保険料(保険料払込方法、保険料払込期間を含む。)及び保険金額、補償期間、配当の有無など」は、②意向把握・確認の対象にあわせて「(3)②の事項」を指すとの理解でよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-2(3)④イ.(カ)に記載されている事項は、顧客が申込みを行おうとする保険契約の内容のうち、顧客が自らの意向に合致しているかの確認を特に必要とする事項であり、Ⅱ-4-2-2(3)②の事項にとどまるものではありません。</p> |
| 400 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>「法第294条の2 関係(意向の把握・確認義務) 意向把握・確認義務に係る体制整備」では「以下のような体制が整備されているか。」としていながら、以下の項目で「最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。」として、「措置義務」にとどめている。</p> <p>せっかく「体制整備」を求めているのであれば、ここでは単なる行為を示す「措置」と受け止められやすい表現よりも、体制整備という言葉にすべきではないか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 401 | Ⅱ-4-2-2(3)④ア.(注) | <p>保険会社から保険募集の委託を受けた保険募集人(代理店)が収集した顧客の意向は、保険契約申込の前に当該顧客の同意を得ず、保険会社に提供してもよいと考えてよいか。</p> | <p>貴見のような場合については、個人情報保護法等に基づき適切に行われる必要があります。</p> |
| 402 | Ⅱ-4-2-2(3)④ | <p>意向把握・確認に係る体制整備として、プロセス等を社</p> | <p>貴見のとおり、意向把握・確認プロセスの有効性</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|--|---|
| | | <p>内規則等に定め、所属する保険募集人に対する教育・管理・指導を実施することが求められているが、社内規則等や教育・管理・指導の実施内容については、意向把握に関する苦情の発生状況を分析し、必要に応じ見直すことが出来るとの理解でよいか。</p> | <p>や苦情の発生状況を定期的に検証する等しながら、社内規則等や教育・管理・指導の実施内容について必要に応じて改善していくことが考えられます。</p> |
| 403 | Ⅱ-4-2-2(3) ④ | <p>二以上の所属保険会社を有する保険募集人が意向把握・確認の主体である場合、加入申込みのあった自社商品以外の顧客意向について、保険会社が把握することは困難であることが想定される。</p> <p>については、保険会社に求められる態勢整備や教育・管理・指導について、以下の理解でよいか。</p> <p>①二以上の所属保険会社を有する保険募集人が意向把握・確認の主体である場合、保険会社に加入申込みのあった自社商品以外の意向把握・確認に係る教育・管理・指導については、監査等を通じて当該募集人の体制整備状況を確認すること以外は困難であるため、保険会社は、適切な監査等に加え、「加入申込みのあった自社商品に係る意向把握・確認が適切であるかを確認」すればよいこと。</p> <p>②上記を前提とすると、保険会社が適切な監査等に加え「加入申込みのあった自社商品に係る意向把握・確認が適切であるかを確認」している場合、仮に当該保険募集人の行為により顧客被害が生じたとしても直ちに体制整備義務違反とはならないこと。</p> | <p>貴見の①のような対応も否定されるものではありません。</p> <p>なお、仮に当該保険募集人の行為により顧客被害が生じた場合における保険会社の体制整備義務の在り方については、個々の事実関係や発生原因等を総合的に勘案すべきものと考えられます。</p> |
| 404 | Ⅱ-4-2-2(3) ④ | <p>監督指針において、「業務の遂行及び保険会社等の選択にあたって、顧客の目的財産の状況等を考慮するとともに、</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | <p>自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言する」ことの遵守が必要とされている保険仲立人によって募集された保険契約と、保険募集人によって募集された保険契約とでは、保険募集プロセスに対する保険会社の関与の性質も違うことから、保険会社における本体制整備のあり方もそのような性質の違いに応じて異なるものとなり得る、と理解してよいか。</p> | |
| 405 | Ⅱ－４－２－２(３)④イ. | <p>Ⅱ－４－２－２(３)①ア.～ウ.又は、これと同等の方法を用いる場合においては、④イ.(ア)～(サ)の措置を講じることとされているが、現行監督指針の意向確認に係る規定で、適用範囲外の保険商品におけるニーズの再確認が求められている第二分野の保険商品等については、これまでも、現行規定を踏まえ、顧客のニーズの再確認を適切に行うための措置を講じてきており、今後も引き続き、これまでも同等の方法で適切に意向確認を行うことも認められるという理解でよいか。</p> | <p>各社の実施してきたこれまでと同等の方法を否定するものではありませんが、今後は本規定の趣旨を踏まえて適切に行う必要があります。</p> |
| 406 | Ⅱ－４－２－２(３)④ | <p>顧客の意向の把握・確認に関する義務が保険募集過程全般を通じて求められることとなった結果、比較推奨販売モデル(乗合代理店が二以上の比較可能な同種の保険商品の中から顧客の意向に沿った保険商品を選別して提案する事業モデル)を採用する保険募集人は、商品の比較を行う過程でも顧客の意向の把握・確認に際して利用した帳票等や意向に関するものを証憑として保存しなければならないことになる。</p> | <p>貴見にある比較表といった保険募集に使用する資料は、各種法令を順守する必要があるほか、業界全体で策定している自主ガイドラインも参考に作成する必要があると考えますが、各作成主体の責任において適正に作成、使用される必要があります。</p> <p>なお、募集人が作成した資料を保険会社が承認するかどうかは、一義的には私人間の契約上の問題であると思われませんが、保険会社においても、適切な</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| | | <p>(Ⅱ-4-2-2 (3) ④ ア.)</p> <p>申込をする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保することを求めるⅡ-4-2-2 (3) ④ イ. に照らしてみても、比較推奨の過程は証憑化することが適切であり、保険会社から提供される募集資料のみでは不十分であると考えられるが、このような保険募集人の法令等遵守のための努力に対して、例えば、保険会社が自社の営業上の理由で、そのような募集資料の使用を拒んだり、比較用に作成した募集資料の承認を不合理に留保又は遅延したりする行為は、保険募集人の法令等遵守のための活動を阻害する行為として、保険会社の適正な保険募集態勢の構築義務に違反するものとの理解でよいか。</p> | <p>保険募集を行うよう保険募集人に対して教育・指導・管理を実施する中で、適切な比較推奨販売を行うよう求めたり、問題があれば改善策を提示することが望ましい対応と考えられます。</p> |
| 407 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>乗合代理店での募集プロセスにあたり、お客さまが保険会社を選択するまでの手続は、いわゆる“コンサルティング業務”であり、監督指針等に則って代理店が説明を進めるとすると、この段階は元受保険会社が代理店委託契約書で代理店に募集文書についての承認行為を求めるものとは異なると考えられるがいかがか。</p> | |
| 408 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>各保険会社の商品内容等を並べた比較一覧表を用いて、顧客に比較推奨を行う場合、当該比較一覧表は募集文書にあたるとして、各保険会社の事前の審査を受け、その承諾を得る必要があります（保険会社との代理店委託契約の中で、募集文書については事前に保険会社の審査を受け、その承諾を得ないと、利用することができないこととなって</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|---------|
| | | <p>います。)</p> <p>そして、この審査には数週間を要しているのが現状です。しかも、こうした比較一覧表は見込み客ごとに作成するものであるため、厳密に言えば、各顧客に提案する都度、保険会社の審査を受けることになります。</p> <p>御庁の示す監督指針を遵守していれば、保険会社の審査・承諾を得ずに、比較一覧表を用いて、比較推奨を行うことは可能であると解釈できるでしょうか。</p> | |
| 409 | II-4-2-9(5) | <p>平成 27 年 2 月 18 日に発表された保険ショップへの販売規制案についてご質問します。</p> <p>弊社は消費者視点に立った「各保険会社の保険商品の内容を一覧化した比較表を作成できるシステム」の構築を検討しております。</p> <p>以下について確認したく、ご回答のほどお願い致します。</p> <p>(1) 保険ショップが顧客に提示する資料について、各保険会社の比較一覧表は紙媒体で、プリント出力もしくは印刷したものでいいか。</p> <p>(2) その比較一覧表の募集資料審査は必要なのか。</p> <p>(3) 比較一覧表は、各保険会社自らの商品内容について募集資料審査は可能と想定できるが他社と比較されている内容（例えば、比較一覧表の状態）において一部比較可否か判断する事は困難である事が想定される。</p> <p>この場合、比較一覧表の募集資料審査は、誰が誰に申請・認可するのか。</p> <p>(4) その比較一覧表は、一般的に募集資料として文字のサ</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---|--|---|
| | | <p>イズ設定されている8 p t 等文字サイズの制限は必要なのか。</p> <p>(紙で出力した場合にはプリンター出力によって文字サイズが保障できない場合がある為)</p> | |
| 410 | <p>規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号</p> <p>Ⅱ-4-2-9</p> | <p>代理店が比較すべき事項を偏りなく説明する場合、口頭だけでは難しいため比較表を文書で作成して、契約者に説明する場合、この比較表は「募集文書」にあたるが、この比較表の内容のチェックは、代理店自らの責任で行うのか。</p> <p>本来、「募集文書」は保険会社にチェックをしてもらっていたが、複数の保険会社の商品内容を記載させた「募集文書」は他の保険会社の商品内容を見ることができないため、チェックが難しく、このような「比較表」は作成してこなかった。</p> <p>代理店のレベルを考えると、すべての代理店が問題のない比較表を作成及びチェックできると思えない。</p> <p>どうすればよいか。</p> | |
| 411 | Ⅱ-4-2-9 | <p>保険募集人が、提案契約を提案する場合において、自らが委託を受けていない保険会社の商品を比較の対象の一つに加えた上で提案を行うことは、従前から、Ⅱ-4-2-2(9)に定める契約概要の速やかな入手が実質的に困難であり、また、無登録募集に該当するおそれもあるため不可と理解していたが、その理解でよいか。</p> | |
| 412 | Ⅱ-4-2-2(3) | <p>施行規則第 227 条の 6 に定める場合は、行為規制に関する留意点であるⅡ-4-2-2(3)①、②および体制整備に</p> | <p>貴見のとおりです。</p> <p>なお、規則第227条の2第7項第1号に定める場合に</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| | | <p>関する留意点である④は、保険会社又は保険募集人には適用されないと考えてよいか。</p> | <p>おける保険契約者に対する意向把握については、Ⅱ-4-2-2(3)が適用されることに留意する必要があります。</p> |
| 413 | Ⅱ-4-2-2(3)①カ. | <p>団体保険と一体の福利厚生制度として退職等により団体保険から脱退した被保険者に退職後の保障を提供する個人保険であって、団体保険の加入勧奨と類似する募集形態をとるものに係る意向把握・確認義務については、加入勧奨と同様、顧客の意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかの確認を行えばよいと理解してよいか。</p> | <p>団体保険と、例えば保険期間、保険給付の内容等が実質的に同等の保険契約であれば、団体を介して、退職時に団体保険から脱退し個人保険を締結する場合には、Ⅱ-4-2-2(3)の規定に基づき、各保険会社等の創意工夫のもと、同項①カ. 又はこれと同等の方法を用いて適切に履行すれば許容される場合もあるものと考えられます。</p> |
| 414 | Ⅱ-4-2-2(3)② | <p>「例えば」として、意向把握・確認の対象が例示されているが、団体保険において契約者である団体を顧客とする場合は、顧客の団体保険に求める機能（企業の福利厚生規定（弔慰金規定等）の給付財源の確保、企業年金制度の資産管理・運用、従業員等の自助努力による保障確保の機会の提供、住宅ローン等の債権保全および債務者・遺族の生活保障など）を把握・確認すればよいと理解してよいか。</p> | <p>団体保険の契約者である団体に対して行う意向把握・確認においては、貴見のような方法を採用することも認められるものと考えます。</p> |
| 415 | Ⅱ-4-2-2(3)① | <p>団体保険は、主に企業が実施する福利厚生制度の一環として従業員（被保険者）に提供されており、保険会社又は保険募集人は、企業の特性に応じた福利厚生制度の設計を行うとともにそれに合致した保険商品の提供を行っている。</p> <p>そのような特性から、団体保険の契約者である団体に対する情報提供については、保険業法施行規則第227条の2第3項第3号に定めるとおり、保険WG報告書P14にある</p> | <p>団体保険の契約者である団体に対して行う意向把握・確認に関しては、貴見にあるとおり、Ⅱ-4-2-2(3)①オ. 又は、これと同等の方法を用いて適切に履行する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|--|--|
| | | <p>“契約内容の個別性・特殊性が高いことから、一律の要式によるよりも各社の創意・工夫により説明を行った方が顧客にとって分かり易い説明を行うことができる”として、標準的方法によらなくとも、当該保険契約の特性等に照らして保険契約者の理解に資する他の方法による情報の提供が認められている。</p> <p>団体保険の契約者である団体に対する意向把握・確認についても、情報提供と同様に、必ずしもⅡ-4-2-2(3)①ア. からウ. によらなくとも、その特性に照らして適切な意向把握・確認を行えばよいと理解してよいか。</p> | |
| 416 | Ⅱ-4-2-2(4) | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険の加入勧奨に関し、体制整備に係る規制が新たに設けられた趣旨は何か。</p> | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険の加入勧奨は保険募集と同等の行為であり、当該加入勧奨の対象となる被保険者については、個人契約における保険契約者と同等の保護等が与えられる必要があると考えられるため、法第294条、第294条の2、第294条の3及び第300条第1項の対象とされ、これらに基づいた取扱いが必要となります。</p> |
| 417 | Ⅱ-4-2-2(4)柱書 | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険の加入勧奨における情報提供義務及び意向把握・確認義務を負う主体は、保険契約者である団体ではなく、保険会社又は保険募集人（引受保険会社と団体の間で締結された団体保険契約について保険募集を行った者）に限られるとの理解でよいか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 418 | Ⅱ-4-2-2(4)柱書 | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険において、保険会社又は保険募集人（引受保険会社と団体の間で締結</p> | <p>例えば、保険会社又は保険募集人作成・名義の説明書面を団体が被保険者に渡す行為等、保険募集人</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------------------------|--|--|
| | | <p>された団体保険契約について保険募集を行った者)が、情報提供義務及び意向把握・確認義務の履行を、保険会社以外の保険募集人登録を行っていない者に委託することは認められないとの理解でよいか。</p> | <p>が情報提供義務に係る事実行為の一部を団体に委託することも認められる余地はありますが、かかる場合であっても情報提供義務及び意向把握・確認義務を負うのは団体保険の締結保険会社又は取扱募集人であり、同保険会社又は保険募集人自らが義務を履行することが求められます。</p> |
| 419 | Ⅱ-4-2-2(4)柱書 | <p>保険会社又は保険募集人(引受保険会社と団体の間で締結された団体保険契約について保険募集を行った者)が、情報提供義務及び意向把握・確認義務を自ら履行することが困難な場合は、団体が団体保険契約の保険契約者兼保険募集人となることで、当該義務を履行することは可能との理解でよいか</p> | <p>情報提供義務及び意向把握・確認義務の履行主体は団体保険の締結保険会社又は取扱募集人となります。したがって、団体が募集人登録を行った上で、例えば募集人として当該団体保険の一部変更を取り扱い、当該団体保険の取扱募集人となった場合には、団体が加入勧奨における情報提供義務及び意向把握・確認義務の履行主体となることが可能です。</p> |
| 420 | Ⅱ-4-2-2(4)① | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険において、保険契約者である団体が、加入勧奨を第三者(団体保険契約に関して保険募集を行った保険募集人は除く)に委託することは認められないとの理解でよいか。</p> | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険における加入勧奨は「保険募集と同等の行為」と考えられるため、募集規制に準じた取り扱いが求められます。法第275条は加入勧奨に直接適用されるものではありませんが、保険会社及び保険募集人においては、法第294条の3等に基づく体制整備義務の一環として、加入勧奨が適切に実施されるための措置を講じることが求められます。</p> |
| 421 | Ⅱ-4-2-2(4)① Ⅱ-4-2-1(2) (注4) | <p>「加入勧奨にあたっては、(中略)募集規制に準じた取扱いが求められ」とある点に関して、加入勧奨は、保険募集ではないため、加入勧奨行為の再委託は、法第275条第3項の再委託の禁止に抵触するものではないという理解でよいことを念のため確認させていただきたい。</p> | <p>なお、情報提供義務及び意向把握・確認義務を負うのは団体契約の締結保険会社又は取扱保険募集人であり、同保険会社又は保険募集人自らが義務を履行することが求められることに留意が必要です。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| 422 | Ⅱ-4-2-2(4)① | <p>「法第300条第1項に規定する禁止行為」というのは、法第300条第1項第1号のみならず、法第300条第1項第5号（特別利益の提供の禁止）を含むという理解でよいか。言い換えれば、加入勧奨について、割引・割戻しその他特別利益の提供は禁止されるということによいか。</p> | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険の加入勧奨は保険募集と同等の行為であり、被保険者の保護の必要性は保険募集の場合と変わりはないため、加入勧奨にかかる体制整備義務の規定として、法第100条の2及び法第294条の3が置かれています。</p> |
| 423 | Ⅱ-4-2-2(4)① | <p>規則第227条の2第2項に該当しない団体保険の加入勧奨に関し、募集規制に準じた取扱いが求められているが、具体的にどのような点に留意すべきか。</p> | <p>法第300条第1項各号の禁止規定は、保険契約者等の保護や保険募集の公正等を図るために一定の行為を禁止する趣旨のものであり、保険勧誘の適切性を確保する観点からは、かかる趣旨は団体保険の加入勧奨についても同様に妥当することから、加入勧奨にかかる体制整備として、当該規制の潜脱が起こらないような措置を求めるものです。</p> |
| 424 | Ⅱ-4-2-2(4)① | <p>改正保険業法第300条第1項は、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第1号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り」と定めて、改正保険業法第300条第1項各号に定める行為のうち、加入勧奨における禁止行為となるのは第1号に定める行為に限定している。また、改正保険業法は、無登録募集・無届募集との関係で、加入勧奨を有資格者に限定する旨の定めを設けていない。</p> <p>それにもかかわらず、Ⅱ-4-2-2(4)①は、「加入勧奨にあたっては、例えば、法第300条第1項に規定する禁止行為の防止など、募集規制に準じた取扱いが求められ、募集規制の潜脱が行われないような適切な措置が講じられているか。」と定められており、加入勧奨を行う場面であっても、保険募集を行う場面と同様の規制を遵守しなければならないとすれば、改正保険業法が定めた内容と全く整合しないことになる。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---------|
| | | <p>法令によって潜脱行為が禁止されている保険業法第 300 条第 1 項第 5 号との関係であれば(保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 1 号参照)、Ⅱ-4-2-2 (4) ①のような定め方をするのは理解できなくもないが、保険業法第 300 条第 1 項第 5 号以外の同条項各号に定める行為との関係や無登録募集・無届募集との関係では、Ⅱ-4-2-2 (4) ①のような漠然とした定めは、事業者に対して法令を超えた規制を強いるものであり、予見可能性ひいては法的安定性を確保できないという問題点が認められる。</p> <p>したがって、徒に混乱を生じさせることのないよう、適宜、法令と監督指針の間に不整合が生じないような調整を図っていただきたい。</p> <p>仮に、かかる法令と監督指針の間の不整合が生じないようにするための調整を行わないのであれば、せめて、監督指針上、「準じた取扱い」や「潜脱」についての具体的な内容を明確にして、予見可能性ひいては法的安定性を確保できるような内容としていただきたい。</p> | |
| 425 | Ⅱ-4-2-2(4) | <p>Ⅱ-4-2-2 (4) ①において、「加入勧奨にあたっては、例えば、法第 300 条第 1 項に規定する禁止行為の防止など、募集規制に準じた取扱いが求められ、募集規制の潜脱が行われないような適切な措置が講じられているか。」とあるが、法第 300 条第 1 項において、加入勧奨の定義が定められたことにより、保険募集と加入勧奨の定義が峻別されることになったことを受けて、明文の規定がない限り、保険募集に関する規律は加入勧奨に適用されないことが明確</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| | | 化されたという理解でよいか。 | |
| 426 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | 銀行等に加入勧奨行為を行わせる場合、銀行等の業務範囲規制に抵触しないよう留意する必要があるという理解でよいか。 | 保険募集や加入勧奨行為を実施するにあたっては、他の法令に基づく規制等にも留意しつつ、適正に実施する必要があります。 |
| 427 | Ⅱ-4-2-2(4)① | <p>実務上、保険契約者から加入勧奨の委託を受けて、カード会員に対して案内を行う業者（以下、本質問において「当該業者」という。）は、保険募集人の資格を有しないまま、案内を行うことが許容されるという理解でよいか。</p> <p>また、加入勧奨を行う当該業者（非契約者）は、取扱募集人の義務である意向把握・確認を、委託を受けて行うことも許容されるという理解でよいか。</p> <p>さらに、加入勧奨を行う当該業者は、意向把握・確認や情報提供「以外の行為」すべてについて、募集人以外の者が行うことは、特に妨げられないという理解でよいか。</p> | <p>ご質問の事例においては、「案内」の具体的内容・水準が明らかではないため、お答えできません。例えば、保険募集人作成・名義の説明書面を団体が被保険者に渡す等、保険募集人が情報提供義務に係る事実行為の一部を団体に委託することも認められる余地はありますが、かかる場合においても、規則第227条の2第2項に該当しない団体保険の加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認義務の主体は当初の団体保険を締結した保険会社又は取扱募集人であることに留意が必要となります。</p> |
| 428 | Ⅱ-4-2-2(4)① | 団体保険の加入勧奨に関して、取扱募集代理店が被保険者に対して行う案内は、取扱募集代理店が保険契約者であるか否かにかかわらず、保険募集に該当しないことが明確になったという理解でよいか。 | ご質問の事例は、具体的な事実関係が明らかではないためお答え出来ませんが、既に締結されている保険契約に被保険者として追加加入させる行為については、法第294条の3第1項の「保険募集の業務に密接に関連する業務」として再整理しました。 |
| 429 | Ⅱ-4-2-2(4) | Ⅱ-4-2-2(4)では、規則第227条の2第2項に該当しない団体保険においては、保険会社又は保険募集人が加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認等を行う場合の体制整備が求められているが、保険会社又は保険募集人が、団体を通じて情報提供や意向把握・確認を行うことも否定されるものではないという理解でよいか。 | 例えば、保険会社又は保険募集人作成・名義の説明書面を団体が被保険者に渡す行為等、保険募集人が事実行為の一部を団体に委託することも認められる余地はありますが、かかる場合であっても加入勧奨における情報提供及び意向把握・確認義務の主体は当初の団体保険を締結した保険会社又は取扱 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | | 募集人であることに留意が必要となります。 |
| 430 | Ⅱ-4-2-2(4) | <p>過去のパブリックコメントにおいて当局の考え方が示された内容には、今般の保険業法・政省令・監督指針の各改正によって、変更はあるか。変更があるのであれば、新たな解釈運用の指針をお示しいただきたい。</p> <p>具体的には、</p> <p>①平成19年12月21日監督指針改正パブコメ p15・番号23 「例えば、保険契約者たる銀行等が被保険者に対して行う「加入勧奨」は「保険募集行為」には該当しないものと考えます。」</p> <p>②平成19年12月21日施行規則改正パブコメ p26・番号4 「保険契約者である団体がその構成員である被保険者に対して行う加入勧奨は、基本的には保険募集には当たらないと考えられることから、弊害防止措置の問題は発生しないものと考えられます。一方で、銀行等である保険代理店が、弊害防止措置を潜脱する目的で団体契約の形態を利用しているような場合には、保険募集上問題となる可能性があります。」</p> <p>③平成23年9月6日施行規則改正パブコメ p14・番号33 「銀行等を代理店とする保険募集において、保険契約者である企業（団体）が福利厚生等の目的により、その従業員（構成員）である被保険者に対して行う団体傷害保険等の加入勧奨は、弊害防止措置の適用対象外であることを確認したい。」に対する当局回答として、「保険契約者又は被保険者が事業性資金の融資先である場合、原則として融資先</p> | <p>①について 変更ありません（今次法令改正において、団体保険の加入勧奨は保険募集には該当しないことを明確化しました）。</p> <p>②、③について 当時のパブコメにおいて示した考え方に変更はありませんが、今回改正において「規則第227条の2第2項に該当しない団体保険の加入勧奨は保険募集と同等の行為」と整理していることを踏まえ、監督指針において、保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨に関し、Ⅱ-4-2-6-2からⅡ-4-2-6-10を踏まえた適切な措置を講じることが必要であることを明確化しました。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | <p>募集規制の対象となります。なお、ご指摘の加入勧奨については、弊害防止措置に関する規定は、直接には適用されません。」</p> <p>と回答された点等は、今般の保険業法改正・政省令改正・監督指針改正によって、変容されることはないという理解でよいか。仮に変容されることがあるのだとすれば、加入勧奨をめぐる過去の整理に基づく業務遂行にあたり、支障を来すことは明らかであることから、その整理をお示しいただきたい。</p> | |
| 431 | Ⅱ-4-2-2(4) | <p>所定の体制の整備・対応を求められるのは、団体保険を締結した又は取り扱った保険会社又は保険募集人であって、保険会社や保険募集人に当たらない保険契約者ではないという理解で良いか。</p> <p>また、団体保険を締結した保険代理店・Aであっても、当該保険代理店以外の保険代理店・Bが当該団体保険を取り扱っている場合には、所定の体制の整備・対応を求められるのは、当該団体保険を取り扱う（手数料を収受する）保険代理店・Bであって、当該団体保険を取り扱わない（手数料を収受しない）保険代理店・Aではないという理解で良いか。</p> | Ⅱ-4-2-2(4)に規定する体制整備を求められるのは、自ら団体契約を締結した保険会社又は取扱った保険募集人となります。 |
| 432 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | Ⅱ-4-2-6-2 からⅡ-4-2-6-10 は、いずれも保険募集場面における規制であって、金融庁としても、過去、銀行窓販の全面解禁時に「保険契約者である団体がその構成員である被保険者に対して行う加入勧奨は、基本的には保険募集には当たらないと考えられることから、弊害防止 | 今般監督指針改正においては、団体保険の加入勧奨は保険募集には該当しないと整理する一方、保険契約者と被保険者との間に一定程度の密接な関係が認められない団体を被保険者団体とする保険については、被保険者保護の観点から、加入勧奨にお |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|---|---|
| | | <p>措置の問題は発生しないものと考えられます。一方で、銀行等である保険代理店が、弊害防止措置を潜脱する目的で団体契約の形態を利用しているような場合には、保険募集上問題となることがあります。」という見解を明らかにしたという経緯があるにもかかわらず、今般、「保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、Ⅱ-4-2-6-2 からⅡ-4-2-6-10 を踏まえた適切な措置が講じられているか。」という漠然とした定めを設ける趣旨は、どのような点にあるのか。団体保険の契約者＝銀行等、団体保険の被保険者＝当該銀行等の預金者、団体保険の取扱代理店＝当該銀行等というケースについては、全ての弊害防止措置を完璧に講じなければ、「弊害防止措置を潜脱する目的で団体契約の形態を利用しているような場合」に該当するという趣旨なのか。</p> <p>いずれにせよ、Ⅱ-4-2-2 (4) ③のような定めは、事業者に対して法令を超えた規制を強いるものであり、予見可能性ひいては法的安定性を確保できないという問題点が認められる。したがって、徒に混乱を生じさせることのないよう、適宜、法令と監督指針の間に不整合が生じないような調整を図っていただきたい。</p> <p>仮に、かかる法令と監督指針の間の不整合が生じないようにするための調整を行わないのであれば、せめて、監督指針上、「～を踏まえた適切な措置」についての具体的な内容を明確にして、予見可能性ひいては法的安定性を確保で</p> | <p>いて募集規制に準じたルールを新たに設けることとしました。保険募集人に係る業務運営に関する措置（法第294条の3）に基づき、Ⅱ-4-2-2(4)③は保険契約者である銀行等と被保険者である預金者の関係性にかんがみ、銀行窓販に関する諸規制（Ⅱ-4-2-6-2からⅡ-4-2-6-10）に関する監督上の着眼点を明らかにしたものです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| | | きるような内容としていただきたい。 | |
| 433 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | <p>保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、個々の被保険者となる預金者を対象として、Ⅱ-4-2-6-2 からⅡ-4-2-6-10 に定める措置を個別に講じなければならないのか。</p> | |
| 434 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | <p>団体保険の契約者＝銀行等、当該団体保険の被保険者＝当該銀行等が発行するクレジットカードの会員、当該団体保険の取扱代理店（団体保険の募集を行い、手数料の支払いを受ける保険代理店をいう。以下同じ。）＝銀行等というケースや、団体保険の契約者＝銀行等、当該団体保険の被保険者＝当該銀行等に年金受給口座を開設している預金者、当該団体保険の取扱代理店＝銀行等というケースについて、銀行等が専ら団体保険の加入勧奨を行う目的をもってクレジットカードの会員や年金受給口座の開設者をリストアップする行為は、カードローンの借入状況や口座の残高等を利用しない限り、当該会員や当該開設者から予め非公開金融情報を保険募集に係る業務（加入勧奨に係る業務を含む。）に利用することについて書面等による同意を取得していない限り、非公開金融情報保護措置を踏まえた適切な措置を講じたことにならないのか。それとも、当該会員や当該開設者から予め非公開金融情報を保険募集に係る業務（加入勧奨に係る業務を含む。）に利用することについて書面等による同意を取得していなかったとしても、加入勧奨の過程で書面等による同意を取得すれば、非公開金融情</p> | <p>貴見のケースにおいては、カードローンの借入状況や口座の残高等を利用しないという前提であれば、非公開金融情報利用についての同意は不要です。なお、本規定は、団体保険を取り扱った保険募集人等の加入勧奨における監督上の着眼点ですので、当該団体保険の取扱代理店が銀行ではない場合は適用がありません（ただし、その場合は当該取扱代理店に情報提供義務等が掛かることに留意が必要です）。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|-----------|
| | | <p>報保護措置を踏まえた適切な措置を講じたことになるのか。</p> <p>団体保険の取扱代理店が当該団体保険の契約者である銀行等代理店ではない保険代理店である場合は、銀行等が契約者として当該団体保険の被保険者となりうる顧客に対して加入勧奨を行うとしても、Ⅱ-4-2-6-2からⅡ-4-2-6-10を踏まえた適切な措置を講じる必要はないという理解で良いか。</p> | |
| 435 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | <p>保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたって、銀行等が被保険者となる預金者を対象として加入勧奨に直接つながる業務（例えば、加入申込書を含むダイレクトメールの送付）を行おうとする際に、その範囲から予め反社会的勢力を除外する行為は、非公開金融情報を加入勧奨に直接つながる業務を行うために利用したことにはならず、非公開金融情報保護措置に抵触しないという理解で良いか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 436 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | <p>保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたって、銀行等が被保険者となる預金者を対象として加入勧奨に直接つながる業務（例えば、加入申込書を含むダイレクトメールの送付）を行おうとする際に、消滅時効が完成し雑益に計上された預金口座が、銀行等におけるシステム管理からも除外されていることから、自動的に上記業務の対象から除外されてしまう行為は、非公開金融情報を加入勧奨に直接つながる業務を行うために利用したことにはならず、非公開金融情</p> | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| | | 報保護措置に抵触しないという理解で良いか。 | |
| 437 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | <p>保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたって、当該加入勧奨を担当する銀行等の行員は、保険募集人としての資格を有している必要はないという理解で良いか。住宅ローン団体信用生命保険や長期所得補償保険の加入勧奨の実務を考えると、保険募集人としての資格を有している必要はないと整理されるべきである。</p> | <p>例えば、住宅ローンに関する団体信用生命保険や団体長期障害所得補償保険等、債権者が保険契約者となり債務者が被保険者となる保険契約で、その保険金額が保険事故が発生した際の債務者の債務額や返済額に連動している場合は規則第227条の2第2項に該当する団体保険であると考えられることから、加入勧奨自体に保険募集人資格は不要です（ただし、規則第227条の8等に規定する体制整備が求められることにご留意ください）。一方、規則第227条の2第2項に該当しない団体保険についても加入勧奨自体に保険募集人資格は不要ですが、取り扱った保険募集人には情報提供義務・意向把握義務が課せられることにご留意ください。</p> |
| 438 | Ⅱ-4-2-2(4)③ | <p>既に銀行等が非公開金融情報及び非公開保険情報の利用に関して書面等によって同意を取得した（同意の有効期間内にあり、同意が撤回されていないという前提）預金者との関係では、当該書面等において「加入勧奨」という用語が明示的に記載されていなかったとしても（当然のことながら、法令の表現を踏まえ、当該書面等においては「保険募集」や「保険募集に係る業務」という用語が明示的に記載されている。）、加入勧奨に直接つながる業務を行うことができるという理解で良いか。</p> | <p>貴見のとおりです。 なお、書面の取扱いにおいて、預金者（被保険者）が保険募集と加入勧奨の違いについて誤認しないよう、十分に説明する必要があると考えます。</p> |
| 439 | Ⅱ-4-2-2(4) | <p>本体制整備が求められる保険募集人は、「自ら団体保険を取扱った団体を含む」こととされているが、これは、当該</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | <p>団体契約を取り扱った保険募集人が、団体契約の契約者と同一である場合を指すものという理解でよいか。</p> | |
| 440 | Ⅱ-4-2-2(5) | <p>「(5) 顧客の意向に基づかない補償重複に係る対応」は、現行指針にて求められる対応の範囲や内容等から変更となるものではないという理解でよいか。</p> | <p>現行監督指針においては、注意喚起情報として、補償重複に関する事項を定める規定があるところ、今回の改正では、情報提供義務の内容の一部となっています。それを踏まえて、保険会社又は保険募集人はⅡ-4-2-2(5)に基づく適切な体制整備を講じることが求められています。</p> <p>なお、事業者向け保険や団体保険の募集を行う場合、規則第227条の2第3項第3号イ、ハを踏まえた柔軟な対応も可能となります。</p> <p>また、規則第227条の2第2項に定める団体保険の加入勧奨を行う場合は、保険会社又は保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が行われる必要があります。</p> |
| 441 | Ⅱ-4-2-2(5) | <p>監督指針案では補償重複に係る取組みを行う主体が「保険会社」となっているが、保険代理店（保険募集人）もかかる取組みを行う必要があるのか。また、インターネットによる保険募集の場合、補償重複につき、具体的にどのような取組みを行う必要があるのか明らかにすべきである。</p> | <p>ご意見を踏まえ、当取組みの主体となる者（保険会社又は保険募集人）を明確化（修正）しました。</p> <p>また、インターネットによる保険募集を行う場合も、監督指針を踏まえて、適切に情報提供を行う必要があります。</p> |
| 442 | Ⅱ-4-2-8 | <p>直接支払いサービスとは何か。</p> | <p>「直接支払いサービス」とは、保険金を受け取るべき者が、保険金を対価として保険会社の提携事業者が取り扱う商品等を購入し又は提供を受けることとした場合に、保険会社が当該商品等の対価として、保険金を受け取るべき者に代わり保険金を当該</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | | <p>提携事業者に直接支払うことをいいます。</p> <p>保険募集等の際し、同サービスを受けられる旨顧客に説明し、かつ、提携事業者が提供するサービスの内容・水準に言及する場合には、情報提供義務の対象として、所定の事項の説明が求められるとともに、保険会社は適切な提携事業者を提示するための体制整備が必要となります。</p> |
| 443 | Ⅱ-4-2-8 | <p>直接支払いサービスに係る規制は、提携事業者への直接支払いを保険金・給付金の支払いの方法として組み込んだ場合には、一律に適用されるのか。例えば、いわゆるキャッシュレスサービス（ペット保険や海外旅行傷害保険などにおいて提携事業者（医療機関）で治療等を受けた場合、顧客がその費用を立て替えることなく、当該提携事業者に保険会社から直接保険金を支払うサービス）も対象か</p> | <p>今回新たに規制が課されることとなる直接支払いサービスに係る規制は、直接支払いを組み込んだ場合に、直ちに適用されるものではありません（保険金請求時の単なる指図払いの場合は適用対象外です）。</p> <p>適用対象は、保険金の支払い事由・保険給付の内容以外に、保険会社の提携事業者が提供するサービスの内容・水準に言及して保険募集を行う場合であり、例えば、提携事業者を活用した場合には優先的にサービスを提供するなど、当該言及内容が保険商品選択時の重要な判断材料となる場合です。</p> |
| 444 | Ⅱ-4-2-8(2) | <p>保険契約者・提携事業者等から紹介手数料その他の報酬を得ていないかと規定されている。</p> <p>保険業法上、直接支払いサービスにおいて、紹介手数料その他の報酬の受領を禁止する旨の直接的な規定はないが、当該監督指針案の規定の趣旨は、保険会社が相当な対価を超えた紹介手数料等を受領する場合、保険業法が規定する他業禁止規制に抵触する（許容される付随業務の範囲</p> | <p>改正監督指針において、直接支払いサービスにおける紹介手数料その他の報酬を得ていないことを留意事項としている趣旨は、保険会社による他業禁止規制の抵触を防ぐと共に不当な提携事業者等の参入により契約者保護に欠ける事態の発生を防止することにあります。</p> <p>なお、別途、付随業務であるビジネスマッチング</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | <p>を超える) おそれがあるからという理解でよいか。</p> <p>すなわち、当該規定は、他業禁止規制に鑑み相当な対価を超える手数料等の受領を禁止する趣旨であって、例えばビジネスマッチング業務として、対価性のある手数料等の受領が一律に禁止されているものではないとの理解でよいか。</p> | <p>業務として、提携事業者等の紹介を行う場合に、対価性のある手数料等を受領することが一律に当該規定に抵触するものではありません。</p> |
| 445 | Ⅱ-4-2-8(1)③ | <p>実損をてん補する保険契約であり、保険金が財・サービスの対価に対して不足・余剰が生じる仕組みでない場合には、本項目の説明は必要ないと理解してよいか。</p> | <p>商品の特性上、顧客にとって、不足・余剰が生じる可能性がないことが明らかな場合には、本項目の説明は不要となります。</p> |
| 446 | Ⅱ-4-2-8(4) | <p>保険会社自身に求められるのは、あくまで提携事業者を紹介できる状態を維持するための措置であり、財・サービスの内容・水準を確保することではないという理解でよいか。</p> <p>例えば、提携事業者A, B, Cの3社がある中で、A社の財・サービスの内容が変更され、当初保険会社が説明していた内容でなくなった場合は、A社を提携事業者から外せばよく、A社に対して財・サービスの質を確保するよう指導や折衝が必要ということではないという理解でよいか。</p> | <p>保険会社に、保険募集時に保険契約者又は被保険者に説明した内容・水準の財・サービスを提供できる提携事業者を紹介できる状態を維持するための措置を求める趣旨は、当該サービスが保険金を受け取るべき者に適切に提供される状態を確保することにあります。</p> <p>保険会社においては、提携事業者に対する指導や折衝を行うことまで求められるものではありませんが、適宜提携事業者が提供する財・サービスの質の確認を行い、問題が発見された場合には、提携事業者の入れ替えを行うことなどにより、財・サービスの内容・水準を維持するための措置を講じる必要があります。</p> |
| 447 | Ⅱ-4-2-8(1)④ | <p>例えば、代替事業者が確保できないことなどにより、サービスの内容を変更する場合や停止する場合には、契約更改時または予め相当な期間をもって契約者に説明のうえで</p> | <p>当初想定していた水準の財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となる場合として想定されるケースについては、保険募集時の情報提供が</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | 変更・停止を行うことも許容されると理解してよいか。 | 義務となっていることに留意する必要があります。 その上で、予見し難いやむを得ない事由により、当初想定していた水準の財・サービスを提供可能な提携事業者の紹介が困難となった場合には、代替事業者がないかを十分に確認し、顧客に周知を行った上で、サービスを変更・停止することも許容される場合もあると考えられます。 |
| 448 | Ⅱ-4-2-8(5) | 例えば、ケガや事故に遭い、至急、提携事業者である病院や修理業者の紹介を求める顧客の要望が明らかであるなど、緊急性の高い場合など、保険金直接支払の選択に係る説明を行うことが適当でないケースは、説明を省略することが認められうるとの理解でよいか。 | 財・サービスの提供に緊急性を有し、かつ、顧客がかかる財・サービスの提供を選択することが客観的に明らかな場合等、社会通念上、当該状況下において、保険金の選択が可能な旨の説明を行うことが期待されない場合には、当該説明を省略することが否定されるものではありません。 |
| 449 | Ⅱ-4-2-9 | 体制整備義務が新たに保険募集人に課されることで、保険募集人にはどのような対応が求められるのか。 | 保険募集人は、業務の規模・特性に応じて、「保険会社に課されている体制整備」に準じた対応を行うことが必要となります。 例えば、以下のような体制整備が法令上の対応として求められることとなります。 ① 顧客への重要事項説明等保険募集の業務の適切な運営を確保するための社内規則等の策定、および、保険募集人に対する同社内規則等に基づいた適正な業務運営を確保するための研修の実施（規則第227条の7、監督指針Ⅱ-4-2-9(1)） ② 個人情報取扱いに関する社内規則の策定（規則第227条の9、監督指針Ⅱ-4-2-9(2)） |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------|---|--|
| | | | ③ 保険募集の業務（保険募集の業務に密接に関連する業務を含む）を委託する場合の当該委託業務の的確な遂行を確保するための委託先管理（規則第 227 条の 11） |
| 450 | Ⅱ-4-2-9 | 保険募集人は規模・特性に応じた体制整備を行う必要があるということだが、どのような対応が求められるのか。 | <p>保険募集人には、法令上の体制整備義務が課されることとなります。</p> <p>今後は、保険募集人においては、自らの規模・特性に応じて、より一層の顧客の信頼を得られるように募集体制等の質の向上に努めていく必要があります。</p> <p>ただし、保険募集人の規模が小規模であったり、少ない商品数の取扱いであっても、最低限必要な体制整備が求められます。</p> |
| 451 | Ⅱ-4-2-9 | 保険会社の営業職員や保険代理店の使用人についても体制整備が必要になるのか。 | <p>生命保険会社の営業職員や保険代理店の使用人、損害保険会社の研修生・直販社員も保険募集人の体制整備義務の対象ですが、基本的には、保険会社や保険代理店の教育・管理・指導に従って（保険会社や保険代理店が作成するマニュアルに沿った業務運営、保険会社や保険代理店が実施する研修への参加等）、適正に業務を実施していることが重要です。</p> |
| 452 | Ⅱ-4-2-9 | 個人代理店や小規模の法人代理店においても体制整備が必要になるのか。例えば、対応が求められることとなると考えられる、①顧客への重要事項説明等保険募集の業務の適切な運営を確保するための社内規則等の策定、および、保険募集人に対する同社内規則等に基づいた適正な業務運 | <p>個人代理店や小規模の法人代理店も保険募集人の体制整備義務の対象ですが、所属保険会社の指導・監督に従い適切かつ主体的に業務を実施する体制を整備することで足りる。</p> <p>例えば、①や②については、独自の社内規則等の</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|---|
| | | <p>営を確保するための研修の実施や、②個人情報取扱いに関する社内規則の策定、③保険募集の業務（保険募集の業務に密接に関連する業務を含む）を委託する場合の当該委託業務の的確な遂行を確保するための委託先管理、としては、具体的にはどのような対応が求められるのか。</p> | <p>策定が難しい場合には、保険会社等のマニュアルやガイドラインを自らの社内規則等と位置付け、使用することも考えられます。また、従業員に対する研修の実施、又は従業員を所属保険会社が企画する研修に参加することを促すことが必要となります。</p> <p>③については、委託する業務の内容・範囲にもよりますが、適正な業務遂行が見込める委託先の選定・管理を行うことが必要となります。</p> |
| 453 | Ⅱ-4-2-9 | <p>「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人」については、乗合代理店に関する記述となっているので、項目を分けたほうがいいのではないか。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 454 | Ⅱ-4-2-9 | <p>Ⅱ-4-2-9 は、一義的には代理店自身に体制整備を求めるものであり、例えば、保険募集そのものは適切に行われているものの、もっぱら代理店の体制整備状況のみに問題があると認められるとき（代理店における社内規則の策定漏れなど）において、保険会社が行政処分の対象になるものではないとの理解でよいか。</p> | <p>保険会社については、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、Ⅱ-4-2-1において、保険募集人に対する教育・管理・指導を行うなど、適切な保険募集管理態勢を構築することが求められています。</p> <p>一方、Ⅱ-4-2-9については、保険募集人に係る体制整備義務を規定したものです。</p> <p>貴見については、具体的な事例をこれらの規定に照らし、また、行政処分基準等に基づき総合的に判断すべきものと考えます。</p> |
| 455 | Ⅱ-4-2-9 (1) | <p>保険会社は、乗合代理店自身が整備したマニュアルや研修について、その内容を保険会社として許容しうるものかどうかを精査し、それが許容できる内容であることを確認すれば足りるという理解で良いか。</p> | <p>保険会社においては、その委託業務について、乗合代理店が自ら策定・整備したマニュアルや研修の内容、実施状況等の確認を監査等を通じて適切に実施するとともに、代理店の保険募集の実態を把握</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------------|---|---|
| | | <p>規模の大きな乗合代理店に対して、保険会社独自のマニュアルの備え置きや研修の実施を義務づけることは、極めて非効率となり、現実的ではない。</p> | <p>し、適切な保険募集管理態勢を構築することが求められます。</p> |
| 456 | Ⅱ-4-2-9 | <p>今回の改正では、これまであまり監督指針に縁のなかった代理店が多数読者になると思われる。</p> <p>そこで、この項目に「適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。」との記載が突然でてくるが、ほかの項目では「体制」という言葉で記載している。</p> <p>そこで、「態勢」の意味を分かりやすくかみ砕いて「体制の整備とその機能が有効に発揮されていることが必要」という意味の記載にしてはどうか。</p> <p>一方でこの項目の注意書きを読むと「態勢」とは適切な「研修・指導を行う体制があればよい」としてトーンダウンしている。</p> <p>「体制整備」をあえて区分して記載している以上、もう少し突っ込んだ記載にしないと意味がないように思われる。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 457 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>外部委託先の管理に関連し、代理店(A)が他代理店(B)とアライアンスを組んで共同募集を行っている場合は、募集業務の再委託には当たらず、また、B代理店自身も体制整備義務を負っていることから、Bのリーガルチェックは法定義務ではなく、Aの自社防衛の観点から個々の経営判断で行う位置づけになるとの理解でよいか。</p> | <p>共同募集の場合においても、法第294条の3に規定する「保険募集の業務」の一部を委託する場合は、委託業務の的確な実施のために必要な措置を講じることが求められます。</p> |
| 458 | Ⅱ-4-2-9(2) Ⅱ-4-2-9(8) | <p>保険募集人が、それぞれの規模や業務特性に応じた体制を整備するにあたって、保険会社は当該保険募集人の規</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| | | 模・特性に応じて、適切な指導を行うことで足りるとの理解でよいか。 | |
| 459 | Ⅱ-4-2-9(2) | Ⅱ-4-2-9(2)で、「基本的にⅡ-4-5に準じる」とされている点に関して、Ⅱ-4-5-2では(1)①「組織体制の確立」、④ア、「責任部署を明確化」、⑥「独立した内部監査部門」といった保険会社の規模を念頭においた組織整備に係る項目等も規定されているが、「保険募集人の規模や業務特性に応じて」ということであれば、上記のような組織を代理店の規模を問わず、必ず設ける必要があるという趣旨ではないという理解でよいか。 | 貴見のとおりです。Ⅱ-4-2-9(2)の顧客情報管理(外部委託先を含む)については、保険募集人の規模や業務特性に応じた体制を整備することを求めているものです。 |
| 460 | Ⅱ-4-2-9(1) | 保険募集人は、(1)の「社内規則」について、所属保険会社の提供するマニュアル等を社内規則として採用し、同社内規則(当該所属保険会社のマニュアル等)に基づいて業務を行うことも認められるという理解でよいか。 | (1)の「社内規則」については、保険募集人の規模や特性に応じて、保険会社等のマニュアルやガイドラインを自らの社内規則等と位置付け、使用することも考えられます。 |
| 461 | Ⅱ-4-2-9(1) | 代理店が比較推奨販売や募集人指導事業など、所属保険会社のマニュアル等に記載されていないような代理店独自の業務を行っている場合は、所属保険会社のマニュアル等を社内規則等として採用したとしても、当該業務の方法は規定されていないことから、そのような業務については、代理店自身で社内規則等を定め、それに伴った募集人の教育・管理・指導のほか、監査等を通じた実態把握・改善に向けたPDCAの取り組みなどを図る必要があるという理解でよいか。 | 保険募集人の規模や特性によっては、保険会社や協会のマニュアルやガイドラインを自らの社内規則等と位置付け使用することも考えられますが、その場合でも、当該マニュアル等に記載されていない業務を行う場合には、保険募集人自身が社内規則等を定め、使用人への教育・管理・指導や、監査等を通じた実態把握・改善に向けた取り組みを行う必要があります。 |
| 462 | Ⅱ-4-2-9 | 保険募集人の規模が小さい場合、内部監査のみを行う人員を確保することが実務上困難なケースがある。 | 全ての保険募集人において、必ずしも独立した内部監査部門による監査が求められるものではありません。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | <p>監督指針Ⅱ-4-2-9 柱書の「監査等」は、必ずしも独立した内部監査部門による監査のみを示すものではなく、募集人の規模や業務特性に応じて、業務検証を行う責任者（他部署と兼務）を設置し検証を行うことで足りると理解してよいか。</p> | <p>ませんが、その場合にも、保険募集人の規模・特性に応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、実効性のあるものである必要があります。</p> |
| 463 | Ⅱ-4-2-9 | <p>保険募集人の体制整備義務に関し、小規模代理店の場合は、要員も十分ではないため、求められる機能毎に責任者を設けることは事実上困難であると考えられる。</p> <p>こうした規模感の代理店の場合には、コンプライアンスから内部監査（検査・改善）まで店主一人が責任者となってセルフチェックを行う態勢とすることも可と理解してよいか。</p> <p>その場合、外部機関（弁護士等）の活用は、経営管理の質を高めるための保険募集人独自の判断と理解してよいか。</p> <p>また、こうした規模・特性に応じた、より実効性のある体制整備のモデルは、当局が具体的に提示するものではなく、業界の自助努力を重ねることによりベストプラクティスを構築していくことが求められているとの理解でよいか。</p> | |
| 464 | Ⅱ-4-2-9(1) | <p>Ⅱ-4-2-9(1)では、「保険募集に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置」とあるが、保険募集に必要な所定の資格の取得（業界の共通試験制度に合格）や、所属保険会社から受講必須とされているコンプライアンス等の研修の受講のほか、募集人の行う業務に有</p> | <p>形式的な要件で一律に判断することは困難ですが、貴見にある措置を講じることにより、実効性が確保される態勢になっていることが求められます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | 益な研修等を必要に応じて受講・学習するよう定め、それに沿って運用されていれば、当該措置を講じていると考えて良いか。 | |
| 465 | Ⅱ-4-2-9(注) | 乗合代理店において、各保険会社から適切な研修・指導を受ける体制整備をしている場合には、当該指導に従い研修に参加することで基本的に足りるものと考えられるという理解で良いか。 | 乗合代理店におけるⅡ-4-2-9(5)に係る体制整備としては、保険会社による研修・指導を受けることに加えて、乗合代理店自らが適切かつ実効性のある体制を整備する必要があります。 |
| 466 | Ⅱ-4-2-9(3) | 保険募集人が募集関連行為を募集関連行為従事者に「委託」し、行わせるにあたっての留意点については、Ⅱ-4-2-1(2)のみならず、Ⅱ-4-2-9(2)も参照するという理解でよいか。 | 保険募集人が募集関連行為を募集関連行為従事者に委託する場合には、Ⅱ-4-2-9(2)にも留意する必要があります。 |
| 467 | Ⅱ-4-2-9(4) | 全ての保険募集人において、保険会社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行ってはいけないのか。 | 単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「保険会社と顧客との間で中立である」と顧客が誤解するおそれがある点に留意する必要があります。 |
| 468 | Ⅱ-4-2-9(4) | 例えば、「(特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由がある場合にも関わらず)保険会社間で公平・中立であること」のような表示を行うことは、顧客が誤認するおそれがあると思料するが、見解を確認させていただきたい。 | 「保険会社間で公平・中立であること」のような表示を行うことは否定されるものではありませんが、その場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する必要があります。 |
| 469 | Ⅱ-4-2-9(4) | 保険会社・代理店の方針・スローガン等として、「お客さま最優先」「お客さまと一緒に必要な補償・ライフプランを考えます」などを掲げることは一般的に行われているが、 | 貴見のような表示を行うことも考えられますが、販売手法、その他の商品説明手法とあいまって、顧客と保険会社との間で中立であると誤認させるこ |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---|
| | | このような保険募集の方針・スタンスを示すことを制限する趣旨ではないという理解でよいか。 | とのないよう留意する必要があります。 |
| 470 | Ⅱ-4-2-9(4) | 保険代理店が自身の経営理念や信条として、「お客様本位」や「お客様の視点で」あるいは「お客様の立場に立って」という表現を用いて募集活動を行うことは、他の業界と同様に永続的ビジネスの大前提であり、特に制限されるものではないとの理解でよいか。 | |
| 471 | Ⅱ-4-2-9(4) | 例えば、以下のような表示を行うことは、「保険会社と顧客との間で中立である」と顧客が誤解するおそれがあることから留意が必要であるとの理解でよいか。 <ul style="list-style-type: none"> ・どの保険会社にも属していないこと。(保険会社から独立した存在であること) ・保険会社・代理店の方針・スローガン等として、「お客さまと一緒に必要な補償・ライフプランを考えます」等を掲げること。 | 貴見の例示が直ちに「保険会社と顧客との間で中立である」と顧客が誤解する場合は、販売手法、商品説明手法等を総合的に勘案し、判断する必要がありますが、乗合代理店が保険募集を行うにあたっては、保険会社から委託を受けているという自らの立場について明示する必要があります。 |
| 472 | Ⅱ-4-2-9(4)(注) | 「単に「公平・中立」との表示を行った場合には、…」について、明確に定義し、例えば、「弊社は、生保〇社の代理店です。一方で、比較推奨をするに際して、お客様へ商品を提案するに当たっては、取扱保険会社間において、公平・中立の立場で商品を提案しています。」と表示することは可能との認識でよいか。 | 貴見のような表示を行うことは、直ちにⅡ-4-2-9(4)(注)に抵触するものではないと考えられますが、その際はⅡ-4-2-9(5)③(注)にも留意する必要があります。 |
| 473 | Ⅱ-4-2-9(5)④ | 「保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定め」とあるが、保険募集人が「公平・中立」等の表示を特に行っていない場合、新たに保険代理店の立場について表示を行うことは必要ないと | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | 考えてよいか。 | |
| 474 | Ⅱ-4-2-9(5) | 比較推奨を行う場合の保険募集人の体制整備によりどのような対応が求められるのか。個人代理店や小規模の法人代理店はどのような体制整備をすればいいのか。 | <p>比較推奨販売を行う保険募集人は、通常求められる体制整備に加えて、適切な比較推奨を行うための体制整備が必要となります。</p> <p>なお、個人代理店や小規模の法人代理店において、独自の体制整備が難しい場合でも、法令や監督指針を踏まえて、適切かつ主体的に業務を遂行する体制を整備することが必要です。</p> |
| 475 | Ⅱ-4-2-9(5) | 原則、比較推奨販売を行わない場合にも、比較推奨販売に関する体制整備が必要となるのか。 | <p>比較推奨販売を行う、二以上の所属保険会社を有する保険募集人は、日常的に適切な比較推奨販売を行うために必要な体制整備が求められます。</p> <p>一方、二以上の所属保険会社を有する保険募集人であっても、一切、顧客の意向に沿った選別を行わないこととしている場合には、そのような体制整備を行う必要はありませんが、顧客からの求めがあったときに例外的に、比較推奨販売を行う場合には、そのために必要な体制整備を行うことが求められます。</p> |
| 476 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>代理代行により、保険会社が形式的に乗合代理店（2以上の所属保険会社を有する代理店）に該当することはあり得るものの、顧客が保険会社の営業職員に対して、一般的な乗合代理店に求める比較推奨販売を期待することはないと考えられる。</p> <p>また、代理代行については、主に比較推奨販売目的ではなく、自社にない商品の供給を受けること（補完）を目的</p> | <p>Ⅱ-4-2-9(5)の対象については、法第98条第2項に基づく認可を得て、他の保険会社の業務の代理又は事務の代行を行う保険会社も対象となります。</p> <p>なお、社内規則で比較可能な同種の他社商品の販売を行わない旨を定めている場合は、対象外となります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | <p>として活用する制度であることから、必ずしもⅡ-4-2-9(5)に規定される義務を履行する必要性はないものと考えられる。</p> <p>一方で、自社に類似した商品がある場合においても、他社から商品の供給を受けるケース（自社に一般的な終身保険があり、他社から低解約返戻型終身保険の供給を受ける等）もあり得るが、保険会社は乗合代理店と異なり、比較推奨販売を行うことにより顧客満足を高めるビジネスモデルではなく、極力、自社商品を販売することを優先すると考えられ、当然ながら販売ターゲットが異なる等の整理・区分が存在するものと考えられる。</p> <p>については、代理店としての保険会社（およびその営業職員）についても、当該規定の対象外になるという理解でよい。</p> <p>仮に、代理店としての保険会社（およびその営業職員）が当該規定の対象となる場合、保険会社の営業職員等において、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、自社の商品を絞込み又は顧客に提示・推奨する際には、「その保険会社の営業職員等である」ことを説明すれば足りるとの理解でよい。</p> | <p>また、客観的な基準や理由等に基づくことなく、比較可能な同種の保険契約の中から自社の商品のみを顧客に提示・推奨する際には、「その保険会社の営業職員等である」ことが絞込みの理由であることが顧客に分かるように説明することが求められます。</p> |
| 477 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>本規定の対象となる「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人」は、施行規則第227条の2第3項第4号の考え方と同様、生保・損保・少短の内訳を問わず、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人と理解しているが、監督指針Ⅱ-4-2-2 保険契約の募集上の留意点（生命保険</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------|---|--|
| | | 募集人に係る一社専属制等) や、Ⅲ-2-1 特定保険募集人の登録等の規定では、「所属保険会社」は、生保・損保・少短それぞれ別個の単位で判断されるものであり、本規定(比較推奨販売)における「所属保険会社」の考え方は、本規定に係る部分のみに適用され、上記他の規定の考え方を変更するものではないと理解してよいか。 | |
| 478 | Ⅱ-4-2-9(5) | 乗合代理店の中で、特定の保険会社の保険募集のみを担当する保険募集人であっても、乗合代理店の保険募集人である以上、「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人」に該当するという理解で良いか。 | 貴見のとおりです。 |
| 479 | Ⅱ-4-2-9 | (5)につき、例えば、インターネットによる保険募集において、顧客が保険商品の一覧表から自由に、保障(補償)内容を選択し、その選択によって、その一覧表から機械的に保険商品が絞り込まれて行くとの仕組みがあるならば、その絞り込み結果は、顧客の意図のみが反映されたものになるので、その絞り込み表示の基準や理由等の揭示は、特段必要ないとの理解でよいか。 | 具体例に即して判断する必要がありますが、いずれにしましても、インターネットによる保険募集においても、Ⅱ-4-2-9(5)を踏まえた適切な比較推奨販売に係る体制を整備する必要があります。 |
| 480 | Ⅱ-4-2-9(5) | 比較推奨販売に関する業務は、一義的には代理店自身に体制整備を求めるものという理解でよいか。また、保険会社には、どのような対応が求められるのか確認したい。 | Ⅱ-4-2-9(5)に基づく比較推奨販売に係る体制整備については、一義的には当該販売方法を用いた保険募集を行う保険募集人に対して求められるものです。 |
| 481 | Ⅱ-4-2-9(5) ② (注1) | 保険会社は、比較推奨販売を行う代理店において、形式的には客観的な商品の絞り込みや、提示・推奨を装いながら、手数料(総報酬(名目は問わない))水準等の理由で、実質的に自社の商品が推奨されないよう、(手数料水準等について)留意する必要があるとの理解でよいか。 | ただし、保険会社においても、適切な保険募集を行うよう保険募集人に対して教育・指導・管理を実施する中で、適切な比較推奨販売を行うよう求めたり、問題があれば改善策を指示することが望ましい |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------|--|--|
| | | | 対応と考えられます。 |
| 482 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>比較推奨は代理店独自の業務プロセスになるが、この場合、保険会社はどこまでの責任を負うと考えればよいか。</p> <p>総体的な指導責任はあるが、個々の教育・管理までは要請されないと考えてよいか。</p> <p>比較表作成にあたっては、保険会社による募集文書承認が必要となるが、損保協会等が定めるガイドラインに準拠し、かつ、保険料のみを過度に強調した内容でなければ、代理店サイドの自己責任割合が大きくなることを前提に、販売サイドで自主的なガイドラインを定め、これに準拠した運営を行うことは可能と考えてよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-9(5)に基づく比較推奨販売に係る体制整備については、一義的には当該販売方法を用いた保険募集を行う保険募集人に対して求められるものです。</p> <p>従って、貴見にある比較表といった保険募集に使用する資料は、各種法令を順守する必要があるほか、業界全体で策定している自主ガイドラインも参考に作成する必要があると考えますが、各作成主体の責任において適正に作成、使用される必要があります。</p> <p>ただし、保険会社においても、適切な保険募集を行うよう保険募集人に対して教育・指導・管理を実施する中で、適切な比較推奨販売を行うよう求めたり、問題があれば改善策を指示することが望ましい対応と考えられます。</p> |
| 483 | Ⅱ-4-2-9(5)① ② ③ | <p>規則第227条の2第3項第4号イおよび規則第234条の21の2第1項第2号イに対応する規定は、Ⅱ-4-2-9(5)②(注2)という理解でよいか。</p> <p>規則第227条の2第3項第4号ロおよび規則第234条の21の2第1項第2号ロに対応する規定は、Ⅱ-4-2-9(5)①・②という理解でよいか。</p> <p>規則第227条の2第3項第4号ハおよび規則第234条の21の2第1項第2号ハに対応する規定は、Ⅱ-4-2-9(5)③という理解でよいか。</p> | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|---|
| 484 | Ⅱ-4-2-9(5)①、② | <p>Ⅱ-4-2-9(5)①は、規則第227条の2第3項第4号ロおよび規則第234条の21の2第1項第2号ロに基づき説明が求められる「当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要」に対応する規定という理解でよいか。</p> <p>また、Ⅱ-4-2-9(5)②は、規則第227条の2第3項第4号ロおよび規則第234条の21の2第1項第2号ロに基づき説明が求められる「当該提案の理由」に対応する規定という理解でよいか。</p> | 貴見のとおりです。 |
| 485 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>損保専属・生保専属の代理店の場合であっても、同種の商品（例えば、損保がん保険と生保がん保険）が存在する場合は、比較推奨販売を行う場合の体制整備義務を負う対象になるとの理解でよいか。</p> | <p>貴見にあるような損保専属・生保専属の代理店において、同種の商品が存在し、比較推奨販売を行う場合には、Ⅱ-4-2-9(5)に留意した体制を整備する必要があります。</p> |
| 486 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>乗合代理店において、募集人毎に取扱保険会社の担当を割り振り（募集人Aは保険会社Xの商品の募集、募集人Bは保険会社Yの商品の募集を行うなど。なお、募集人資格については、全募集人が全取扱保険会社の募集人資格を保有している）、各募集人は、自らの担当保険会社の商品を取り扱うこととする場合、そうした取扱いについて事前に顧客に説明して（自らの担当保険会社以外の商品も取り扱っている旨も説明する）、顧客の了解を得、顧客から、担当保険会社以外の保険会社の商品の提案も受けたいといった要望があった場合には、別の保険会社の担当募集人からも商品説明等をさせるといった対応をとることは、Ⅱ-4-2-9</p> | <p>ご指摘のような場合でも、法人代理店としての保険募集人は二以上の所属保険会社等を有することから、規則第227条の2第3項第4号が適用され、その限りで、使用人である保険募集人を通じて必要な情報提供をすることになる点にご留意ください。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | (5)の規定に抵触しないと解釈してよいでしょうか。 | |
| 487 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>当協議会の会員代理店の中には、法人代理店としては、複数の生命保険会社に乗合を行っているものの、各営業部では、担当保険会社が其々1社となっており、いわゆる募集人個々は、その代理店内において一社専属の状態の商品案内を行っており、顧客の加入意向を聞く前に保険商品を絞り込んで募集を行い、顧客の加入意向が別の保険会社の場合は、希望する保険会社を担当する営業部の専属募集人から再度、商品提案、保険募集を受けるなどの事業モデルを採用している。このケースでは、体制整備を(5)③とすることで足りるか。</p> | |
| 488 | Ⅱ-4-2-9(5)③ | <p>Ⅱ-4-2-9(5)③の規定は、客観的基準や理由などに基づくことなく、商品を絞り込んだ場合には、その絞り込み理由や特定商品の推奨理由については、「事務手続上の理由」や「経営方針上の理由」といった、抽象的・包括的な理由づけでよいとされているが、乗合代理店の内部において、特定保険会社の保険商品のみを専ら募集し、他の保険会社の保険商品は取り扱うことができないと律せられている事業部に属する募集人がいる場合は、そのような役割であることをもって、「絞り込みの理由」になると理解してよいか。</p> | |
| 489 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>当社は二以上の所属保険会社等を有する金融機関代理店であるが、基本的には比較推奨販売は行っておらず、顧客のニーズを踏まえ、当社が商品の絞り込み（例えば、予定利率が良い、特約等の機能が他にはない等）を行い、1商</p> | <p>貴見のケースは比較推奨販売に該当するため、顧客からの求めにより比較推奨販売を行う場合に限らず、Ⅱ-4-2-9(5)に留意した体制を整備する必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | <p>品のみを顧客に提示している。</p> <p>このような場合は比較推奨販売に該当しないため、本文で定める体制を整備する必要はなく、顧客からの求めにより比較推奨販売する場合に限り、例外的に応じられる体制を整える必要があるとの理解で良いか。</p> | |
| 490 | Ⅱ-4-2-9 (5) | <p>保険募集人は、今後、比較推奨販売を行うために、様々な資料を作成することが予想されるが、保険会社は、自ら作成する募集資料だけでなく、保険募集人の作成した募集資料についても、Ⅱ-4-10 を踏まえて、適切に審査していく必要があると考えているが良いか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 491 | Ⅱ-4-2-9 (5) ② | <p>例えば、代理店Aに保険募集人BとCの2名が所属している場合、顧客Dの意向を前提に、BとCが代理店A取扱商品の中から、それぞれの判断に基づき絞込みをした結果、顧客Dに対し、異なる保険商品を推奨するというのも、代理店Aの定める社内規則等に反しない限り問題ないという理解でよいか。</p> | <p>貴見のケースのように、複数の保険募集人が、Ⅱ-4-2-9 (5) に留意した適切な絞込みを行ったうえで、異なる商品を推奨することもありえると考えます。</p> |
| 492 | Ⅱ-4-2-2 (3) | <p>「複数種類の医療保険（引受基準緩和型ではない保険種類）から、顧客の意向に沿って絞込みを行い、最終的に、当該顧客において、ある保険契約Aを申し込んだところ、保険会社における引受審査の結果、保険料割増を条件とする引受を行う旨が決定された。</p> <p>ところが、かかる保険料割増の条件が付加されるならば、保険契約Aとは別に、引受基準緩和型医療保険である保険契約B、保険契約C、保険契約D、保険契約E、保険契約Fといった、絞込みを行う際には考慮しなかった別の保険</p> | <p>個別具体的事例に即して判断する必要がありますが、貴見の質問は、保険契約Aの申込みの結果として他の保険契約も比較可能な同種の保険契約に該当することとなった場合と考えられますので、遡って情報提供義務の不履行があったとはみなされないと考えます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | <p>契約についても、『比較可能な同種の保険契約』に該当することとなった。」というような事案においては、引受基準緩和型医療保険に関する「比較可能な同種の保険契約」を再び明示することによって顧客の意向を再確認しなければ、『顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要』が説明されていないとして、情報提供義務の不履行があるということになるのか。</p> | |
| 493 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>③の(注)として『各保険会社間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮しないよう留意する。』とあるが、各保険会社間における「公平・中立」を掲げない場合は、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づかない募集を行っても良いか。</p> | <p>各保険会社間における「公平・中立」を掲げない場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨することが認められますが、その場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明する必要があります。</p> |
| 494 | Ⅱ-4-2-9(5)③ | <p>Ⅱ-4-2-9(5)③の(注)において、「各保険会社間における『公平・中立』を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。」と規定されている。</p> <p>そうだとすれば、逆に、「公平・中立」を掲げないということであれば、「特定の保険会社との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮し、それらを理由として絞込みを行って商品を提示・推奨すること」も、許されるという理解でよいか。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| 495 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が、二以上の比較可能な同種の保険契約の中から、顧客の意向に沿った保険契約を選別・提案する際に求められる商品の概要の説明について、Ⅱ-4-2-9(5)①では、「保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等に基づく客観的な商品の絞込みを行った場合」には、当該絞込み後の商品の概要を明示すれば足りるとされているが、例えば、比較可能な同種の保険契約の中から、Ⅱ-4-2-9(5)③の方法で一定数まで商品を絞込み、絞込みの理由・基準を説明したうえで、その一定数まで絞り込んだ商品の中から、顧客の意向に沿って、客観的な理由・基準に基づく絞込みを行って特定の商品を提示・推奨する場合においても、Ⅱ-4-2-9(5)③の方法による絞込み後の商品の概要を明示すれば足りるという理解でよいか。</p> | <p>貴見のような方法も認められるものと考えます。</p> |
| 496 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>④は複数の保険会社の乗合代理店においては、「公平・中立」を掲げない場合は、経営上の方針、販売実績の多い保険商品、取引の多い保険会社、保障内容の優れた商品、低廉な保険料の商品等を顧客に提示・推奨する方針を社内規則に定め、原則四半期ごとあるいは必要に応じて確認・検証することで保険種類ごとに一定の保険商品に絞り込み、さらに顧客へのアンケート等で顧客の意向を把握・確認し提案理由を顧客に対し説明する体制を整備すれば足りるか。</p> | <p>推奨する理由を合理的に定め、複数ある場合は、その主たる理由を分かりやすく説明することなどが求められます。また、アンケートで顧客の意向を把握することと、あらかじめ推奨商品を絞り込んでいることとの関係性についても分かりやすく説明する必要があります。</p> |
| 497 | Ⅱ-4-2-9 | <p>保険商品は、保険会社によって分野に得意・不得意があ</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | <p>るため、比較推奨販売モデル（乗合代理店が二以上の比較可能な同種の保険商品の中から顧客の意向に沿った保険商品を選別して提案する事業モデル）を採用する保険代理店は、多数の保険会社に乗った上で、分野ごとに推奨する保険商品をあらかじめ3つ程度に絞り込んでおく方法を採用することになる。</p> <p>この場合の保険代理店の態勢として、保険募集の開始のための名乗り（改正保険業法第294条第3項）に際して、全ての所属保険会社について明らかにした上で、自社の経営方針として、それぞれの分野につき絞り込んだ3つの保険商品を基本的にお勧めすることとしている旨を告げて保険募集を開始することとし、その内容を定期的に又は随時見直すこととするのは、適切な態勢として評価してよいか。</p> | |
| 498 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>比較推奨販売モデルを採用する保険代理店であっても、社内規則等により、事例により以下のような取扱いを許容する態勢を構築することは問題ないという理解でよいか。</p> <p>(1) この顧客にはこの商品が最適であることが明白であるといった場合、形式的にマニュアルに沿って比較の説明をすることは何ら顧客の利益にならないことから、このような場合には比較のプロセスを実施せずに、顧客のニーズに合った商品のみを提案すること。</p> <p>(2) 商品内容の比較ではなく、事故事例や査定・支払の実務等をもとに商品を提案すること。</p> <p>(3) 顧客の属性に応じて、商品内容の比較をすることなく保</p> | <p>貴見のケースが必ずしも明確ではありませんが、</p> <p>(1) については、 最適な商品が分かっていることから、事前に意向を把握し当該意向に基づく絞り込みがなされていることが想定され、そのような場合にはⅡ-4-2-9(5)①及び②を行う必要があります。</p> <p>(2) については、 意向をもとに絞り込みを行っている場合には、Ⅱ-4-2-9(5)①及び②を行う必要があります。一方、あらかじめ商品を絞っている場合には、Ⅱ-4-2-9(5)③を行う必要があります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------|---|--|
| | | <p>険募集人から見て顧客にとって必要と判断する商品をプロアクティブに提案すること。</p> | <p>(3) については、 比較可能な同種の商品を取り扱っているながら、Ⅱ-4-2-9(5) ①②の手法又は③の手法のいずれも行わないことは許容されません。</p> |
| 499 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>保険WGにおける審議を踏まえ、Ⅱ-4-2-9(5)の比較推奨販売に係る体制整備について、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が行う他社の類似商品への乗換提案時にも適用されるという理解でよいか。</p> | <p>比較可能な商品を取り扱っている上で、乗換提案を行う場合には、Ⅱ-4-2-9(5)が適用されます。</p> |
| 500 | Ⅱ-4-2-9(5) ① | <p>比較可能な商品の概要を明示する行為のみであれば、法第300条第1項第6号関連の監督指針に定められている「比較表示」に該当しないという理解でよいか。</p> | <p>比較可能な商品の概要を明示し、求めに応じて内容説明している場合には、Ⅱ-4-2-2(9)に規定のある比較表示には該当しないと考えますが、概要明示の際に、実質的に契約内容を比較した場合には、該当することに留意が必要です。</p> |
| 501 | Ⅱ-4-2-9(5) ① | <p>比較可能な商品の概要を明示した後、顧客の意向を把握したところ、「2以上の商品説明を求められた」という場合、その後、2以上の商品を説明すれば、直ちに法第300条第1項第6号の適用が問題となりうる比較募集に該当することになるのか。</p> | |
| 502 | Ⅱ-4-2-9(5) ② (注2) | <p>複数の保険会社作成の見積書やパンフレットを、それぞれ交付・説明した上で、顧客自身に保険商品を選択していただくという手法は、「自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合」に該当しないとして、保険業法第300条第1項第6号関連の監督指針に定められている「比較表示」に該当しないという理解でよいか。</p> | <p>パンフレットを交付・説明するだけではⅡ-4-2-2(9)には該当しませんが、概要明示の際に、実質的に契約内容を比較した場合には、該当することに留意が必要です。</p> |
| 503 | Ⅱ-4-2-9(5) ② (注2) | <p>複数の保険会社作成の見積書やパンフレットを、それぞれ交付・説明した上で、顧客自身に保険商品を選択していただく際に、それぞれの保険商品の特徴を説明するという</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------|---|--|
| | | <p>手法は、「自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合」に該当しないとして、保険業法第300条第1項第6号関連の監督指針に定められている「比較表示」に該当しないという理解で良いか。</p> | |
| 504 | Ⅱ－４－２－９（５）②（注２） | <p>複数の保険会社作成の見積書やパンフレットを、それぞれ交付・説明した上で、顧客自身に保険商品を選択していただく際に、顧客から「どれがお勧めなのか」と問われたとしても、それぞれの保険商品の特徴を説明するにとどめ、どれがお勧めなのかを説明しないという手法であれば、「自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合」に該当しないとして、保険業法第300条第1項第6号関連の監督指針に定められている「比較表示」に該当しないという理解で良いか。</p> | |
| 505 | Ⅱ－４－２－９（５）②（注２） | <p>法第300条第1項第6号関連の監督指針に定められている「比較表示」とは、「自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合」に限定されるという理解で良いか。</p> <p>そうでないとすれば、「自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合」以外のいかなる場合が、法第300条第1項第6号関連の監督指針に定められている「比較表示」に該当するのかを明らかにしていただきたい。</p> | Ⅱ－４－２－２（９）②が法第300条第1項第6号に抵触する場合であり、比較推奨販売を行う場合の代表例を指針Ⅱ－４－２－９（５）②（注２）で示しています。 |
| 506 | Ⅱ－４－２－９（５）②（注２） | <p>法第300条第1項第6号の不適切な比較表示を禁止するルール（Ⅱ－４－２－２（９）②）は、「他の商品との比較を行う場合」一般を述べるものではなく、Ⅱ－４－２－９（５）②</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------|--|--|
| | | <p>の（注2）にあるとおり、「自らが勧める商品の優位性を示すため」である場合にのみ適用される規律であると理解してよいか。</p> <p>つまり、単純に商品を並列して案内する目的であって、その中のいずれかを勧めるものではないという募集手法をとる場合には、法第300条第1項第6号の不適切な比較表示を禁止するルールは適用されないと考えてよいか。</p> | |
| 507 | Ⅱ－4－2－9（5）②（注2） | <p>規則第227条の2第3項第4号イの場合（当該所属保険会社等が引き受ける保険に係る一の保険契約の契約内容につき当該保険に係る他の保険契約の契約内容と比較した事項を提供しようとする場合）には、「当該比較に係る事項」の説明をすることになっているところ、このイの場合には、法第300条第1項第6号関連の監督指針所定の比較表示（以下、単に「比較表示」という。）を行うことが求められるのか。</p> <p>これに対して、規則第227条の2第3項第4号ロの場合や、同号ハの場合には、「比較表示」ルールを遵守することまで求められることはないという理解でよいか。</p> <p>それとも、実務上は、顧客意向に沿った保険を選別して提案する「提案契約」として、「2件以上」の保険をご提案するケースでは、同号ロまたは同号ハの場合でも、「比較表示」の領域に入るものとして、法第300条第1項第6号関連の監督指針ルールを遵守した募集を行わなければならないのか。</p> <p>結局のところ、どのような募集が「比較表示」になり、</p> | <p>規則第227条の2第3項第4号イに該当する場合には、Ⅱ－4－2－2（9）に規定する取扱いを適切に行うことが必要です。</p> <p>同号ロ又はハに該当する場合には、上記取扱いは必ずしも必要ではありませんが、概要明示の際に、実質的に契約内容を比較した場合には、Ⅱ－4－2－2（9）に該当することに留意が必要です。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|--|
| | | <p>どのような募集であれば「比較表示」ではないということになるのか。「比較表示」となる場合と、「比較表示」にならない場合のメルクマールを明確化していただきたい。</p> | |
| 508 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>顧客が、特定の保険会社・特定商品を指定する等、比較販売を希望しない場合は、当該義務を果たす必要はないとの理解でよいか。</p> | <p>顧客が特定の保険会社・特定商品を指定し、その範囲内で保険募集が行われている場合には、Ⅱ-4-2-9(5)の対象外になると考えます。</p> |
| 509 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>新商品が発売となっても、当該新商品の教育研修等も必要であり、代理店において、すぐには当該新商品の販売態勢が整わない場合（形式上は当該新商品を販売することはできますが、研修等により募集人が当該新商品の知識等をつけるまでは、当該新商品は販売しないとの取扱いとするような場合）があります。</p> <p>このような場合に、募集人が当該新商品の提案等を行わなくても、情報提供義務には抵触しないと解釈してよいでしょうか。</p> | <p>保険募集人が比較推奨販売を行う際に、販売態勢が整っていない新商品の提案まで求められるものではありませんが、例えば、顧客からの照会等があった場合においては、当該商品を提案しない理由を説明することが望ましいと考えます。</p> |
| 510 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>保険募集人が「取り扱う商品」、「比較可能な商品」とは、どこまでの範囲を指すのか。</p> <p>募集人が保険会社から委託されたすべての保険種目ではなく、募集人が募集態勢を整備し、顧客に取扱商品として通常案内している商品であることを確認したい。</p> <p>また、多数の店舗を展開している大型代理店では、店舗の質、規模によって実際に募集する保険商品が異なることも珍しくないが、この場合、取扱商品が少ない店舗では、自店舗で扱っている商品のみを説明すれば良いか。</p> <p>あるいは、顧客から求められた場合には、他の店舗では</p> | <p>保険会社から販売を委託された商品は取扱可能な商品となります。ただし、例えば、社内規則において、店舗に応じて取扱商品を決めている場合には、その範囲内となります。なお、かかる場合には、Ⅱ-4-2-9(8)において準じて扱うものとするⅡ-4-2-2(3)④イ.(サ)を踏まえ、他店舗では異なる商品を取り扱っていることを説明することが必要と考えられます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|----------------------|--|--|
| | | <p>異なる商品を取り扱っている旨を説明する必要があるか。</p> <p>店舗により取扱商品のカテゴリーに差異がある場合（例．一般店舗は個人年金のみ、特定店舗は終身保険、医療保険）だけではなく、同一カテゴリーにおいても取扱商品に差異がある場合（例．終身保険と医療保険の取扱いが一般店舗では2商品ずつ、特定店舗ではそれぞれ5商品ずつ）も、自店舗で扱っている商品のみを説明すれば良いか。</p> <p>あるいは、顧客から求められた場合には、他の店舗では異なる商品を取り扱っている旨を説明する必要があるか。</p> | |
| 511 | Ⅱ-4-2-9 | <p>Ⅱ-4-2-9 (5) ①、②、③のいずれかの方法を行っているのか、保険募集人は自らのホームページ等で、「販売方法は「①」の方法である」等、販売方法を誤解されないよう留意した内容で明示する必要があるか確認したい。</p> | <p>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人は、Ⅱ-4-2-9 (5) に留意する必要がありますが、必ずしもどのような販売手法を行っているかを保険募集人自らのホームページ等で明示することまで求めるものではありません。</p> |
| 512 | Ⅱ-4-2-9(5) ② (注2) | <p>「他の商品との比較を行う場合には、(中略)顧客が(中略)正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示す必要がある」とは、当該商品の引受保険会社が作成する商品パンフレットや「契約概要」及び「注意喚起情報」が記載された書面を利用して説明することで足りると考えてよいか。</p> | <p>他の商品との比較を行う場合には、契約概要など、顧客の正確な判断を行うのに必要な事項を表示した書面を利用して法第300条第1項第6号及びⅡ-4-2-2 (9) をふまえて適切に説明を行う必要があります。</p> |
| 513 | Ⅱ-4-2-9 | <p>乗合代理店における比較販売で確認したい。</p> <p>乗合保険会社が多数の場合、法令施行後の保険販売において、顧客に対し全ての乗合保険会社の該当商品の概要を顧客に偏りなく比較説明するのは、説明する販売現場、それを聞く顧客とも現実的には困難であろうから、ひとつの例として以下のように進めることを考えているが、問題が</p> | <p>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人において、規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する保険契約への加入の提案を行う場合には、Ⅱ-4-2-9 (5) に基づく適切な措置を講じる必要があります。</p> <p>貴見のようなケースでは、個別具体の事例に従っ</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| | | <p>ないか確認したい。 (当初、顧客の意向を聞いて、当該意向に合致した保険種類は●●ということの説明した後)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 顧客に、乗合会社の一覧表（会社名のみ掲載）を提示し、「当社はこれらの会社の全ての商品を扱っています。」と告げる。 2. このうち、●●保険（顧客の意向に合致した保険種類）については、当社は、●●という理由で、この2社（2社～5社）の商品をお奨めしていますと言って、2社（2社～5社）商品を各々のパンフレット、見積書、設計書を利用して説明する。 3. 2社（2社～5社）商品の説明を終えて、顧客にどの商品がいいか選んでもらう。または、顧客の意向に沿ったものは●●という理由でこちらの会社の商品であると説明する。 4. 最終候補となった商品内容を契約概要・注意喚起情報を用いて、十分に説明する。 5. 顧客の意向に沿った内容であるか最終確認を行い、問題がなければ申込手続に入る。 6. お奨めする2社（2社～5社）の商品は、商品改訂や新商品販売等があるので、多数の会社の商品の中からどれをお奨めするか社内で定期的に見直しを行う。 | <p>て、Ⅱ-4-2-9 (5) ①②又は③を行う必要があります。なお、特定の保険種類について、あらかじめ2～5社に絞り込んでいる場合には、Ⅱ-4-2-9 (5) ③に該当するので、その基準や理由等を説明することが求められます。</p> |
| 514 | Ⅱ-4-2-9 (5) | <p>比較推奨販売を行う乗合代理店の中には、複数の取扱保険商品の中から予め選定した特定の商品群のみを取扱商品一覧等に記載し、顧客に選択肢として明示している場合が</p> | <p>貴見のケースのように、比較可能な同種の商品が他にあるにも関わらず、取扱商品一覧等にあらかじめ選定した特定の商品群を記載する場合には、Ⅱ-</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| | | <p>ある。</p> <p>このような場合において、当該取扱商品一覧に記載された商品をベースとして顧客の意向に基づき絞り込んだ比較可能な商品は、指針Ⅱ-4-2-9(5)①で概要を明示することが求められている「比較可能な商品」に該当するという理解でよいか。</p> <p>また、複数の取扱保険商品の中から取扱商品一覧等に記載する特定の商品群を選定した際の選定理由や基準等は保険募集指針等に記載して顧客に説明する必要があるという理解でよいか。</p> | <p>4-2-9(5)③に該当するため、その選定理由等について適切に説明を行う必要があります。そのうえで、その中から顧客の意向に基づき絞り込みを行った場合には、Ⅱ-4-2-9(5)①及び②に基づいて概要を明示し、推奨の理由を提示する必要があります。</p> |
| 515 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>見込み客に保険商品を3~5社に絞って提示する場合、絞った理由を明確にする（見込み客の意向に基づいている等）、あるいは見込み客の求めに応じていつでも全商品の提示が可能である旨を明示しておけば、必ずしも全商品の提示は必要ないとの解釈でよろしいでしょうか。</p> | <p>保険商品の絞り込みを行った基準、理由等を顧客に説明していれば、全商品の提示を行わず、絞り込み後の商品のみを提示することが認められますが、そうでない場合は、全商品の提示が必要となります。その場合において、見込み客の求めに応じていつでも全商品の提示が可能である旨を明示しておくことがその代替となるものではありません。</p> |
| 516 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>顧客が特定保険会社の既存客で、その保険会社に帰属する個人情報により保険募集に係る面談等をする場合は、顧客の依頼がない限り、乗合代理店であっても他社の商品比較情報を提供する義務はないと考えているがいかがか。</p> | <p>貴見において想定している顧客と乗合代理店の関係などは不明ですが、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人にあつては、原則、比較推奨販売を行う必要があります。</p> <p>なお、個人情報の取扱いについては、適宜顧客の同意を得るなどして、個人情報保護法に則った適切な取扱いが求められます。</p> |
| 517 | Ⅱ-4-2-9(5) | Ⅱ-4-2-9(5)①は、規則第227条の2第3項第4号 | ご意見を踏まえ、Ⅱ-4-2-9(5)を一部修正しま |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|--|--|
| | | <p>口および規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号口に基づき説明が求められる「当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要」に対応し、Ⅱ-4-2-9 (5) ②は、規則第 227 条の 2 第 3 項第 4 号口および規則第 234 条の 21 の 2 第 1 項第 2 号口に基づき説明が求められる「当該提案の理由」に対応する規定であるとすれば、当該対応の関係がやや不明瞭なのではないか。</p> <p>については、当該対応の関係を明確化する観点から修正を検討してはどうか。</p> | <p>した。</p> |
| 518 | Ⅱ-4-2-9 | <p>Ⅱ-4-2-9 (5) ①では、「保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等に基づく客観的な商品の絞込み」とあり、同②では、「さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか」とある。</p> <p>①では、客観的な基準として、（保険の種別や保障（補償）内容などの）「商品特性等」が挙げられ、②では、「商品特性や保険料水準など」が挙げられており、表現が異なっているが①では、「保険料水準」は明記されていない、その理由は何か。</p> | |
| 519 | Ⅱ-4-2-9 (5) ①、②、③ | <p>① 例えば、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う商品の中から、顧客の意向により 3 商品に絞り込まれた場合には、その段階でⅡ-4-2-9 (5) ①に基づき当該 3 商品に係る概要の明示を行う必要があるとの理解でよいか。</p> | <p>①について 顧客の意向に沿って商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明するとともに、その提示・推奨する理由を分かりやすく説明する必要がある</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | <p>② その後、保険募集人の判断により更に絞り込みを行った上で商品を提示・推奨する場合には、Ⅱ-4-2-9(5)②に基づき当該推奨理由を説明する必要があるという理解でよいか。</p> <p>③ 他方で、比較可能な商品に係る概要の明示を行った後、保険募集人の判断による絞り込みを行わず、顧客の判断のみにより加入する保険契約が特定された場合には、Ⅱ-4-2-9(5)②に基づく推奨理由の説明は求められないという理解でよいか。</p> | <p>ります。</p> <p>②③について 貴見のとおりです。</p> |
| 520 | Ⅱ-4-2-9 | 顧客の意向に沿った絞り込みをアンケート等で行い、比較可能な同種の保険契約を3乃至10程度の複数商品に絞り込みを行った後、概要及び当該提案の理由を説明すれば足りるか。 | 顧客の意向に沿った絞り込みを行う場合には、Ⅱ-4-2-9(5)①及び②に留意したうえで、それぞれに応じて、概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明するとともに、その提示・推奨する理由を分かりやすく説明する必要があります。 |
| 521 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由に基づくことなく、特定の商品を提示する場合の、理由等については、保険募集人の事情によって様々であり、他の法令に抵触するなどの不適切なものでもない限り、許容されるとの理解でよいか。</p> <p>例えば、以下のような理由が考えられる。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ××損保・生保のグループ会社である ・ 円滑な契約事務手続きを行うため、所属保険会社の中でも特に事務に精通している××損保を提案する ・ 万一の際に円滑な事故対応を行うため、所属保険会社 | <p>保険募集人が特定の商品を提示する理由等は様々であると考えますが、いずれの場合においても、その理由が合理的なものである必要があるとともに、理由が複数ある場合にはその主たる理由を説明する必要があり、また、分かりやすく説明を行う必要があります。貴見のような場合は、上記の観点から、個別具体的にその適否を判断する必要があります。</p> <p>例えば、主たる理由が手数料水準である場合には、そのことを説明する必要がありますが、主たる理由が手数料水準であるかどうかは、実態に照らし</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|-----------------------------|
| | | <p>中でも特に事故時の対応実務に精通している××損保を提案する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・××損保・生保の商品を主に取り扱う経営方針であるなど | <p>て、個別具体的に判断する必要があります。</p> |
| 522 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>通信販売の形態で、乗合代理店が保険会社とタイアップして、顧客に商品パンフレット等を送付した上で特定の保険商品の販売推進活動を実施する際は、「〇〇保険会社の××保険の販売プロモーションを実施している」等といった旨の説明をすることで足りるか。</p> <p>また、特定の保険会社直販チャンネルと乗合保険代理店とで共同募集を行う場合、特定の保険会社のみを案内することになるが、「〇〇保険会社とタイアップにて、コンサルティングサービスを提供している」との説明で、推奨理由として足りるか。</p> | |
| 523 | Ⅱ-4-2-9(5)①②③ | <p>下記の理由により複数の乗合保険会社の商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、保険監督上の評価項目上、問題になるか、ならないか、について、ご意見をお願いします。</p> <p>(5)-1について</p> <p>たとえば住宅メーカーが保険代理店をしている場合。</p> <p>「戸建はA保険会社、賃貸はB保険会社、マンションはC保険会社を」代理店の政策上、事務効率化を理由に顧客への特定商品の提示・推奨</p> <p>(5)-2について</p> <p>たとえば商品別に保険会社を絞り込む場合。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|---------|
| | | <p>「傷害保険はA保険会社、火災はB保険会社、自動車はC保険会社を」代理店の政策上、事務効率化を理由に顧客への特定商品の提示・推奨</p> <p>(5) -3について</p> <p>「保険会社のニーズチェック、見積、保険設計システムの利便性が優れている」を理由に顧客への特定商品の提示・推奨</p> <p>(付記)</p> <p>上記のどの場合にも、下記を合わせて実施していきます。</p> <p>絞り込んだ商品以外の乗合保険会社との商品比較を希望される顧客には(5)①に沿った顧客の意向に基づき比較可能な商品の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明する対応を行います。</p> <p>また、顧客には上記の説明をした後、顧客の意向把握⇒当該意向に基づいた個別プラン提案⇒当該プランの説明⇒意向と保険契約内容等の意向確認のステップを踏んだ契約を行います。</p> | |
| 524 | II-4-2-9(5)③ | <p>3の所属保険会社等(A社、B社、C社とする。)を有し、複数の店舗(X店、Y店)および従業員たる複数の保険募集人(α、β、γ・・・)を擁する保険代理店が所属保険会社等のうちの一部の複数の先(上記3社のうちのA社およびB社)と提携関係を有している場合において、同様の意向を有していることを把握した複数の顧客に対し、</p> <p>(1)ある顧客に対しては、A社と提携関係がある旨を説明して、A社の商品を提示・推奨し、他の顧客に対しては、</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|---------|
| | | <p>B社と提携関係がある旨を説明して、B社の商品を提示・推奨することは、妨げられていないとの理解でよいか。</p> <p>(2) (1) が否である場合において、従業員たる保険募集人ごとに顧客に対して提示・推奨する所属保険会社等の商品を分けること（保険募集人αおよびβは、A社と提携関係がある旨を説明して、A社の商品を提示・推奨し、保険募集人γは、B社と提携関係がある旨を説明して、B社の商品を提示・推奨するなどとする）は妨げられていないとの理解でよいか。</p> <p>(3) (1)、(2) がいずれも否である場合において、同一の保険代理店に属する店舗ごと顧客に対して提示・推奨する所属保険会社等の商品を分けること（X店においては、A社と提携関係がある旨を説明して、A社の商品を提示・推奨し、Y店においては、B社と提携関係がある旨を説明して、B社の商品を提示・推奨するなどとする）は、妨げられていないとの理解でよいか。</p> | |
| 525 | II-4-2-9(5) ③ | <p>生損保別や、法人・個人という顧客属性別に、お客さまの意向に沿った比較可能な商品を提供できる分野では、その態勢をとり、それ以外は“商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく商品を絞り込んで、その基準や理由を明示する”という態勢がとれると考えているが、いかがか。</p> <p>また、上記の経営方針上の理由のひとつには、大手比較サイトの人気ランキングを参考にすることも認めら</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|---------|
| | | れると考えているが、いかがか。 | |
| 526 | Ⅱ-4-2-9(5)③ | Ⅱ-4-2-9(5)③について、例えば、乗合代理店が保険会社から受け取る手数料水準を一因に商品の絞り込み、特定の商品の提示・推奨等を行っている場合には、手数料水準を勘案している旨を説明する必要があるとの理解でよいか。 | |
| 527 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>乗合代理店において比較推奨を行わない場合の理由は、規定上、客観的な基準は求められていないため、保険代理店の個々の事情による判断でも可能と考えていいか。</p> <p>例えば、以下の事例は許容されると理解していいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 損害サービス拠点が近くに所在し、円滑・迅速な事故処理が可能 ・ 長年に亘る取引関係があり、相互信頼関係が構築されているため、顧客対応が迅速 ・ ITインフラが優れており、顧客管理や契約手続きが迅速 など | |
| 528 | Ⅱ-4-2-9(5)① | <p>「手数料の水準」を一つの理由として、商品を絞り込んでいる場合には、「手数料の水準」を絞り込みにおいて勘案したことを説明しなければならないということになるのか。</p> <p>それとも、手数料の水準を絞り込みの理由とすることは、保険代理店にとってはあくまで当該保険代理店の「経営方針上の理由」であることから、「手数料水準を勘案した」ということを明示して直接伝えなければならない一義的な義務はなく、「経営方針上の理由」という理由をもって、足りるという理解でいいか。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|---------|
| 529 | Ⅱ-4-2-9 | <p>同種の保険で、同じような特約であっても保険会社によって保険金の支払い基準が異なっていることがあります。</p> <p>パンフレット等の文言がほとんど同じであってもそのようなことがあるため、単純に保険料のみでの比較は危険であると感じています。</p> <p>しばしば保険会社の社員に問い合わせても即答ができない場合もあり、顧客からの問い合わせがあってもすべての保険について細かな点まで把握することは困難です。</p> <p>うっかり間違った説明を避けるためにも、ある保険商品を熟知しているので安心してお勧めできるという推奨理由で顧客に提案することは可能でしょうか。</p> | |
| 530 | Ⅱ-4-2-9 (5) | <p>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人(「乗合代理店」)の体制整備における絞込みの実務について、以下の整理はⅡ-4-2-9 (5)の記載に沿ったものとの理解でよいか。</p> <p>(1) 特定の保険会社の系列代理店が、特定の保険会社の商品を提示する場合、結果的に系列代理店の手数料が最も高かった場合でも、特定の保険会社の系列代理店である旨を説明してその商品を提示すれば足りる。</p> <p>(2) 乗り合っている保険会社の保険商品のうち、分野ごとに販売する保険商品3つ程度を社内決定した場合、顧客に対し、経営方針として当社はこの分野はこの商品を販売することとしている旨を説明すれば足りる。</p> <p>(3) 商品分野ごとに保険会社と提携関係を構築し、優先的に販売する商品を社内決定した場合、結果的に提携保険</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|---|--|
| | | <p>会社の提示する手数料が最も高かった場合でも、経営方針として当社はこの分野はこの商品を販売することとしている旨を説明すれば足りる。</p> <p>(4) 保険会社がキャンペーンを張り、一定の期間中にその保険会社の商品を販売すると通常よりも条件の良い手数料を支払う（又は成績優秀な代理店に海外旅行をプレゼントする等）こととしている場合、平素からその保険会社の商品を選別して販売することとしている保険代理店は、キャンペーンであることを顧客に説明せずに、経営方針としてその商品を販売している旨を説明すれば足りる。</p> <p>(5) 保険商品のみならず、投資信託商品やその他の金融商品も販売している保険代理店が、期間ごとの収益を最大化するために、取扱保険商品を含む販売対象の商品の手数料を比較検討し、最も手数料収入が大きくなる商品構成を判定して、顧客に意向に沿った選別することなく提案契約の提案をすることとしている場合、その提案の理由として説明する中に手数料の要素を含まないことはありうる。</p> | |
| 531 | Ⅱ-4-2-9(5)③ | <p>商品特性等の客観的な基準等に基づくことなく、特定の商品のみを推奨する場合にはどのような情報提供が求められるのか。</p> | <p>商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の保険会社との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明することが求められます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | | <p>例えば、特定の保険会社の系列代理店において、特定の保険会社の商品を提示する場合には、当該代理店が特定の保険会社の系列代理店である旨を説明することで足りる。</p> |
| 532 | Ⅱ-4-2-9 | <p>特定の保険会社の系列代理店においては、特定の保険会社の系列代理店であることを説明すれば、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞り込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨することができるかとされているが、当該代理店或いはその親会社又は系列会社等が特定の保険会社の主要株主である場合についても、その事実を説明すれば商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞り込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨することができるかと考えてよいか</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 533 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>乗合代理店において、選定商品に関する会社方針を予めHPや勧誘方針に掲載・掲示している場合は、個々の顧客との商談の際には、それを示すことでよいか。 その場合であっても、改めて明示的に当該方針を説明する必要があるのか。</p> | <p>勧誘方針が具体的にどのようなものか必ずしも明確ではありませんが、いずれにしましても、顧客への説明については、Ⅱ-4-2-9(5)を踏まえて適切に行う必要があります。</p> |
| 534 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>更改契約については、当該商品を特定して提示した理由は既契約の募集時に説明済みであり、また、「昨年契約した保険会社で更改する」ことも特定の商品を提示することの理由と考えられ、改めて特定した理由等を説明する必要はないと考えてよいか。</p> | <p>更改契約時における提案契約の特定の理由説明については、単に既契約の募集時に説明済みであることをもって不要となるものではありませんが、顧客が既契約の更改を希望している場合には、比較推奨を行う必要はありません。</p> |
| 535 | Ⅱ-4-2-9(5)③ | <p>「公平・中立」を掲げていない乗合代理店の一部店舗に</p> | <p>比較可能な商品の取扱いがない場合にまで、比較</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|---|
| | | <p>において、特定の保険会社の保険商品のみしか取り扱っておらず、当該店舗において当該商品を推奨する行為は、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合に該当し、「この店舗では、A保険会社の保険商品のみしか取り扱っていない」という経営方針上の理由を説明すれば足りるという理解で良いか。</p> | <p>推奨を行うことを求めるものではありません。ただし、他店舗で取扱商品が異なる場合には、Ⅱ-4-2-9(8)において準じて扱うものとするⅡ-4-2-2(3)④イ.(サ)を踏まえ、その旨を説明することが必要と考えられます。</p> |
| 536 | Ⅱ-4-2-9(5)③ | <p>上記の場合に、顧客から「他の保険会社の商品はないのか」と問われたとしても、「この店舗では、A保険会社の保険商品のみしか取り扱っていない」と説明すれば足り、他の店舗では、他の保険会社の商品を取り扱っている旨を説明する必要まではないという理解で良いか。</p> | |
| 537 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>比較推奨を行う場合においては、提示・推奨の基準や理由については、代理店単位で画一的な基準や理由に限定された一つの方針に限定されるわけではないとの理解でよいか。</p> <p>その場合、代理店内で各拠点や所属する保険募集人に対する教育・管理・指導が適切に行われている前提においては、拠点や所属募集人ごと各々の事情に応じた基準や理由による提示・推奨も許容されるとの理解でよいか。</p> <p>例えば、比較推奨を行うか否かも含め、「所属している個々の保険募集人の判断に委ねる」との組織方針は許容されると考えてよいか。(組織としてのガバナンスが確保されている前提で、各募集人の保有する能力・ノウハウに期待する経営のあり方は認められるのか。)</p> | <p>二以上の所属保険会社等を有する保険募集人の場合に、Ⅱ-4-2-9(5)①②に基づき提示・推奨する理由は、顧客の意向に照らして、当保険代理店が定める基準に基づくものであり、「所属募集人ごと各々の事情に応じた基準や理由」による提示・推奨が許容されるものではありません。</p> <p>一方、Ⅱ-4-2-9(5)③に基づいて販売する保険代理店においては、示される基準や理由は合理的なものである必要があります。</p> <p>また、その場合において、保険代理店の拠点によって、その基準や理由が異なることも許容され得ると考えますが、その基準や理由が合理的であるとともに、顧客に分かりやすく説明がなされる必要があ</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|-------------|
| 538 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>Ⅱ-4-2-9(5)②及び③における提示・推奨の基準や理由については、代理店は、必ずしもすべての募集人に対し、取り扱う保険契約すべてにおいて一律のものを用いさせなければならないものではなく、適切な教育・管理・指導を前提として、たとえば、募集人が保険契約の選別に用いることができる一または二以上の基準・理由を適切に定め、これを周知・徹底したうえで、募集人の所属する事務所ごと、あるいは個々の募集人の判断により、このように定めた基準や理由の中から個々の保険募集に関する事情に照らして適切なものを選択して用いるといったように、一定範囲の裁量を与えることも許容されると考えてよいか。</p> | <p>ります。</p> |
| 539 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>比較推奨を行わない場合の理由は、同一代理店の営業拠点毎やマーケット属性別（大企業・中小企業・個人等）に異なっても許容されるとの理解でいいか。（例えば、代理店が他代理店との合併に伴って当該代理店の支店になる場合、それぞれの取引の歴史に応じて、拠点毎に保険会社を決めるようなケースの場合）</p> | |
| 540 | Ⅱ-4-2-9 | <p>保険代理店が採用する保険販売モデルを1つに決定しなければならないという法令上の規制が課されていないことからすると、保険代理店が販売モデルを定めて保険募集人の一挙手一投足を縛る保険募集態勢ではなく、保険募集人ごとの個性を重視して、自らの販売モデル（比較推奨モデルを採用するか否か、比較推奨の方法、意向把握・確認の方法、情報提供の方法）を決めさせる募集態勢も、知識・経験が豊富で自律的に活動することができる高品質な保険</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | 募集人を揃えることを前提に、保険代理店がそれぞれの保険募集人の販売モデルを把握し、その内容の適切性を検証のうえで、これを厳格に順守させ、問題があれば改善のための指導を行う態勢が整っていれば、保険募集態勢として採用し得ないものではないという理解でよいか。 | |
| 541 | Ⅱ-4-2-9(5)① | 「〇〇が保障（補償）される」といった「支払事由」「保険事故」に着目した絞込みは、Ⅱ-4-2-9(5)②にいう「客観的な基準や理由」といえるという理解でよいか。 | Ⅱ-4-2-9(5)②・③で用いる理由としての適切性については、個々の事案に応じて、用いる理由の客観性や合理性等を踏まえたうえで判断する必要があります。 |
| 542 | Ⅱ-4-2-9(5)① | 「新しく発売された保険商品」という理由の説明は、Ⅱ-4-2-9(5)②ではなく、Ⅱ-4-2-9(5)③が適用されるという理解で良いか。 | |
| 543 | Ⅱ-4-2-9(5)① | 「取扱い実績が（最も）多い」、「〇〇ランキングで第1位／高い評価を得ている」という理由の説明は、Ⅱ-4-2-9(5)②ではなく、Ⅱ-4-2-9(5)③が適用されるという理解で良いか。 | |
| 544 | Ⅱ-4-2-9(5)① | 例えば、「人気ランキング」や「資料請求件数ランキング」と謳っているものの、実際には、「保険代理店の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するような仕組み」がとられていることが発覚した場合には、この「②」の「注1」に該当する可能性が高いという理解でよいか。 | 貴見のケースはⅡ-4-2-9(5)②（注1）に該当します。 |
| 545 | Ⅱ-4-2-9(5)① | 「比較可能な商品（省略）の概要を明示し」とあるが、どの程度の内容を明示することが想定されているのか。 | 例えば、パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の情報を明示する必要があります。 |
| 546 | Ⅱ-4-2-9(5) | 「二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う商品の中から、顧客の意向に基づき比較可能な商品（保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保 | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|--|--|
| | | 障（補償）内容などの商品特性等に基づく客観的な商品の絞り込みを行った場合には、当該絞り込み後の商品）の概要を明示し」とありますが、「概要」というのは、具体的にはどのような内容をいうのでしょうか。 | |
| 547 | Ⅱ-4-2-9(5) ① | 二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取扱う保険商品の中から、顧客の意向に基づき比較可能な商品（略）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか」と規定されているが、ここで言う「概要」とは、保険会社作成の「契約締結前交付書面」の「契約概要」が該当するとの理解でよいか確認したい。 | |
| 548 | Ⅱ-4-2-9 | 監督指針Ⅱ-4-2-2（2）の「契約概要」と、監督指針Ⅱ-4-2-9（5）の「商品の概要」との相違点はなにか確認したい。 | Ⅱ-4-2-2（2）の「契約概要」とは、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報をいい、主な項目はⅡ-4-2-2（2）②ア. やⅡ-4-2-2（2）③イ.（ア）に記載されています。 Ⅱ-4-2-9（5）の「商品の概要」とは、例えば、パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の情報をいいます。 |
| 549 | Ⅱ-4-2-9 | (5) ①につき、「顧客の意向に基づき比較可能な商品（中略）の概要を明示」することを求めているが、どのような態様で明示すればよいのか、具体的な基準を示して頂きたい。 例えば、各商品の「商品パンフレット」及び「契約概要」を表示することでもよいか。 また、保障（補償）項目を横軸とした商品一覧表等、各商品を保障（補償）項目ごとに比較する態様で表示する必 | Ⅱ-4-2-9（5）①に基づく、概要の明示については、商品案内パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の資料を用いることが考えられ、貴見にあるような商品一覧表を用いることを求めるものではありません。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|---|
| | | <p>要までではないとの理解でよいか。</p> <p>かかる商品一覧表によって商品の概要を正確に表示しようとすると、保険会社ごとに保障（補償）内容の前提条件が異なるため、複雑な表示となり、顧客にとって理解しにくくなる可能性がある。</p> <p>また、かかる商品一覧表を表示するには、事前に各保険会社による募集文書登録が必要となるが、保険会社から募集文書登録を拒否されてしまうと、拒否した保険会社の商品にかかる商品一覧表に表示できなくなり、比較可能な商品の概要を明示できなくなるという問題もある。</p> | |
| 550 | Ⅱ-4-2-9(5) ① | <p>「保険募集人が取扱う商品の中から、顧客の意向に基づき比較可能な商品（略）の概要を明示し・・・」と規定されているが、ここで言う「商品の概要を明示」とは「契約概要／注意喚起情報」等の書面の交付までを求めるものではなく、例えば、比較可能な商品の「商品名・引受保険会社名」が記載された一覧を明示し、各商品の仕組み・特徴等の概要を口頭で説明することで足りるとの理解でよいか。</p> <p>また、その結果、顧客の求めに応じて商品内容の説明を行った場合は、募集人による「特定商品の絞込み」には該当せず、したがって当該商品の推奨理由を説明する必要はないとの理解でよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-9(5) ①に基づき、二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が明示する「概要」としては、貴見にあるような「商品名・引受保険会社名」が記載された一覧のみでは不十分であり、商品案内パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の資料を用いることが考えられます。</p> <p>また、その際、絞込みを行った理由を分かりやすく説明する必要があります。</p> |
| 551 | Ⅱ-4-2-9(5) ① | <p>意向の事前把握型のケースでは、顧客の意向が茫漠としていると、比較可能な商品が膨大な数になることが想定される。</p> <p>そこで、意向の事前把握型のケースでは、顧客意向を絞</p> | <p>意向に沿って絞り込んだ商品の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明し、絞込みの理由を説明する必要があります。</p> <p>その上で、1つの商品に決まった場合には、顧客</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------|--|--|
| | | <p>り込んで、その絞り込んだ意向に対応して比較可能な商品の概要を明示することで足りるという理解でよいか。</p> <p>また、このような募集は、必ずしも意向把握・確認義務に抵触するものではないという理解でよいか。</p> | <p>の意向を把握しながら、具体的に商品の提案を行って、意向把握・確認義務に従い、適切な保険募集を行う必要があります。</p> |
| 552 | Ⅱ-4-2-9(5)① | <p>①の「比較可能な商品の概要を明示する」とは、実務上は、どのようなレベルの「概要」が明示されることが想定されているのか。</p> <p>この点、既に制度として一般化されている、銀行窓販におけるいわゆる「商品ラインナップ」(Ⅱ-4-2-6-3(2))においては、「複数の保険契約の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供を行うこと」と規定されているが、同商品ラインナップの根拠規定においては、今般の監督指針のような「比較可能な」や「概要」という語は明示されていない。</p> <p>規定文言が異なることから、商品ラインナップとは異なるものという理解になるのか、考え方をお示しいただきたい。</p> | <p>Ⅱ-4-2-9(5)①に基づく、概要の明示については、商品案内パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の資料を用いることが考えられ、貴見にあるような商品ラインナップとは異なるものです。</p> |
| 553 | Ⅱ-4-2-9(5)① | <p>比較可能な商品の概要を明示する行為は、銀行窓販において求められている「複数の保険契約の中から顧客の自主的な判断による選択を可能とするための情報の提供」(Ⅱ-4-2-6-3(2)参照)と同義であるという理解でよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-6-3(2)で求めている情報の提供については、必ずしも、比較推奨において求められるものではありません。</p> |
| 554 | Ⅱ-4-2-9(5)① | <p>比較可能な商品の概要を明示した書面は、顧客に対して明示する他の書面と一体型のものであってもよいか。</p> | <p>商品の概要明示を適切に行うことができるのであれば、他の書面と一体型とすることも認められます。</p> |
| 555 | Ⅱ-4-2-9(5)① | <p>「比較可能な商品(保険募集人の把握した顧客の意向に</p> | <p>貴見の場合、必ずしも取り扱う医療保険全ての概</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|--|
| | | <p>基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等に基づく客観的な商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品）の概要を明示し」とあるが、例えば、「医療保険に加入したい」という顧客の意向が示された後、保険募集人から顧客に対して保険料重視なのか保障内容重視なのかといったヒアリングを行うこと等を通じ、追加的に明らかになった顧客の意向に沿って更なる絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品について概要を明示することでよいとの理解でよいか。</p> | <p>要を明示する必要はなく、追加的に明らかになった顧客の意向に沿って更なる絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品について概要を明示することで足りる。</p> |
| 556 | Ⅱ-4-2-9(5) ① | <p>「顧客の意向に基づき比較可能な商品（保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等に基づく客観的な商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品）の概要を明示し」とあるが、顧客の意向に沿った比較可能な同種の商品の概要明示は、顧客の求めがあったときのみに行うのではなく、顧客の意向に沿った比較可能な同種の商品が絞り込まれた段階（募集人の判断による絞り込みを行う前）において必ず概要明示が必要となる理解でよいか。</p> | <p>保険募集人は、顧客の意向に沿った比較可能な同種の商品が絞り込まれた段階で、当該同種の商品の概要を明示する必要があります。</p> |
| 557 | Ⅱ-4-2-9(5) ① | <p>「比較可能な商品（保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等に基づく客観的な商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品）の概要を明示し」とあるが、例えば、「医療保険に加入したい」という顧客の意向が示された段階で概要の明示を行った場合、その後、保険募集人から顧客に対して保険料重視なのか保障内容重視なのかといったヒア</p> | <p>Ⅱ-4-2-9(5) ①に基づく、概要の明示については、商品案内パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の資料を用いることが考えられ、貴見のようなケースにおいて、既に概要を明示した商品について、更なる顧客の意向に基づいた絞込みが行われた場合は、当該絞込み後の商品の資料を明示することで足りる。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------|--|---|
| | | リングを行うこと等を通じて、更なる顧客の意向に基づく絞込みを行った場合であっても、当該絞込み後の商品について再度の概要明示までは求められていないとの理解でよいか。 | す。 |
| 558 | Ⅱ-4-2-9(5) | 法第300条第1項第6号との関係において、比較推奨販売で求められる絞込みの基準や理由を説明する際、同時並行で、他の事項を含めて商品の網羅的な説明が求められるものではないと理解してよいか。 | Ⅱ-4-2-9(5)において、法第300条第1項第6号に基づく網羅的な説明は求められるものではありませんが、Ⅱ-4-2-9(5)②(注2)の場合には法第300条第1項第6号に留意が必要です。 |
| 559 | Ⅱ-4-2-9(5)④ | Ⅱ-4-2-9(5)1④に「商品の提示・推奨や保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めよう」とあるが、Ⅱ-4-2-9(5)③にて顧客への説明が求められている「商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等」の内容を予め社内規則等に定めておくことまで求めるものではないという理解でよいか。 | 客観的な基準や理由等に基づくことなく商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、社内規則等に規定した基準や理由等を説明する必要があります。 |
| 560 | Ⅱ-4-2-9(5) | 「顧客の意向に基づき比較可能な商品の概要を示し」とあるが、比較可能な商品を漏れなく、すべて説明するというのではないと考えてよいか。 また、医療保険は主契約の多様化、特約の多数化・多様化により、組み合わせによっては、類似した商品設計が可能となるが、その特約部分も含めた比較も漏れなく、すべて説明するというのではないと考えてよいか。 | 保険募集人は、顧客の意向に沿った比較可能な同種の商品が絞り込まれた段階で、当該同種の商品の概要を明示する必要があります。 その際の概要の明示については、商品案内パンフレットにおける商品概要のページなど、商品内容の全体像が理解できる程度の資料を用いることが考えられます。 |
| 561 | Ⅱ-4-2-9(5)②(注1) | Ⅱ-4-2-9(5)②(注1)における「手数料」について、募集手数料のみならず、保険会社から支払われる総報酬(名 | Ⅱ-4-2-9(5)②(注1)に規定される「手数料」については、募集手数料といった名目のみなら |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|--|--|
| | | 目を問わない) も含まれるとの理解でよい。 | ず、保険会社から支払われる報酬、その他の対価も該当し得るものと考えられますが、個々の理由等を勘案のうえ、該当するか否かを判断する必要があります。 |
| 562 | Ⅱ-4-2-9(5) | 複数保険会社の商品から比較推奨して販売する場合に係る措置について、その実施状況を確認・検証する態勢の構築を求められているが、確認・検証を行うにあたり、どのような記録や証跡等が必要になるか例示していただきたい。 | 比較推奨販売の実施状況の適切性を確認・検証し、必要に応じて、改善することが重要であることから、その適切性の確認・検証に資する記録や証跡等の保存が必要と考えます。 |
| 563 | Ⅱ-4-2-9(5) ④ | <p>「社内規則等において定め」との表現があるが、同「社内規則等」とは、細かく形式を限定するものではなく、また、「社内規則」であるので、公表の必要もないと考えられる。</p> <p>しかしながら、「実施状況の確認・検証する態勢」が求められているので、文書等による明確化や一定程度の継続性を前提としているようにも見える。</p> <p>どの程度までの態勢整備を求めたものなのか考え方を明らかにしていただきたい。</p> | Ⅱ-4-2-9(5) ④は、その具体的な方法、程度や期間等については、商品特性や募集形態を踏まえつつ、Ⅱ-4-2-9(5) ①～③を適切に行うことを社内規則等で定めた上で、事後に効率的かつ効果的に確認・検証できる態勢を求めることとしたものです。 |
| 564 | Ⅱ-4-2-9(5) | <p>「④ 上記①から③に基づき、商品の提示・推奨や保険代理店の立場を表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めたいうで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。」について、以下確認させていただきたい。</p> <p>当該①から③の各項目で示されているルールについて、社内規則等において更なる詳細規程を設ける必要はある</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | <p>か。</p> <p>当該①から③の各項目について説明したことを示す証憑（帳票類等）は、確認・検証のための保存期間は最低何年とすれば良いか。</p> <p>「定期的」とは、具体的にどの程度の期間を示すのか。</p> | |
| 565 | Ⅱ-4-2-9(6) | <p>保険募集人が他人から商号等の使用許諾を受けている場合についても、Ⅱ-4-2-9(6)に記載される顧客の誤認防止措置が求められるとの理解でよいか。</p> | <p>規則第227条の13は、商標等の使用の許諾を受けた保険募集人（被許諾募集人）に、ご指摘の措置を求めるものではありません。</p> <p>なお、商標等の使用を許諾した保険募集人（許諾募集人）は、規則第227条の13に基づき、被許諾募集人が顧客の誤認防止のための適切な措置をとっているかを確認し、措置が適切に取られていない場合には適切な対応を求めることが必要となること（最終的には、被許諾募集人に対する商標等の使用の許諾を適切に終了させる措置を含みます。）にご留意ください。</p> |
| 566 | Ⅱ-4-2-9 | <p>保険募集人が他人（他の保険募集人を含む。）に対して商号等の使用を許諾している場合のみならず、保険募集人が他の保険募集人にフランチャイズ展開を行う場合においても、両者が同一の事業を行うものと顧客が誤認することを防止するための措置を講じる必要があるとの理解でよいか。</p> | <p>フランチャイジーにおいて取り扱う保険商品の品揃えが、フランチャイザーが顧客に宣伝しているものと異なる場合には、顧客に対して、品揃えの相違点を説明することが必要となります。</p> |
| 567 | Ⅱ-4-2-9(7) | <p>フランチャイズ展開を行う保険募集人においては、どのような体制整備が必要となるのか。</p> | <p>フランチャイズ展開を行う保険募集人等、保険募集人指導事業を実施する保険募集人は、通常の体制整備に加えて、以下の体制整備が必要となります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ フランチャイジーである保険募集人における保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行う態勢を構築し、必要に応じて改善等を求めるなどの措置。例えば、一定の知識・経験を有する者を配置するなど、教育・管理・指導を行うための措置。 ・ フランチャイジーに対してどのように指導を行うかについての実施方針の策定、フランチャイジーである保険募集人との適正なフランチャイズ契約の締結と適切な指導、フランチャイジーにおける保険募集の業務の実施状況の検証・改善等の措置。 <p>なお、実施方針については、フランチャイズを行う上での留意事項（業務の方法・条件等）を記載することが必要となります。</p> |
| 568 | Ⅱ-4-2-9(7) | <p>保険募集人指導事業は、保険WG報告書に記載されているとおり、「フランチャイズ方式を採用している場合」の規制として設けられたものと理解している。</p> <p>この「フランチャイズ方式」は、保険会社の委託・指示に基づくものではなく、代理店同士の連携によって実施するものが想定されていると思われ、保険会社との委託契約・保険会社の指示に基づき統括代理店が実施する新設代理店に対する教育・管理・指導（三者間スキーム）とは、その目的・内容・性質等が異なるものと認識しているが、三者間スキームは本規制の対象として、各措置を講じる必</p> | <p>貴見のような代理店間における教育・管理・指導は、屋号を共通して使用する場合など、「保険募集人指導事業」に該当し得る場合もあると考えますが、その場合においても、当該事業とは目的や内容等は異なるものであることから、必ずしもⅡ-4-2-9(7)に規定する措置を一律に講じる必要はないものと考えます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|---|
| | | 要があるか、確認したい。 | |
| 569 | Ⅱ-4-2-9(7) | 「保険募集人における保険募集の業務のあり方を規定しないコンサルティング等の業務については、保険募集人指導事業に該当しない」とあるが、この規定の趣旨や想定している事柄が理解しかねる。当該除外規定は、具体的にどのようなコンサルティングを想定しているのか、具体例を示していただきたい。 | <p>例えば、店舗レイアウトなどに係るコンサルティングのみを行う場合等が考えられます。</p> <p>なお、コンサルティングとの名称かどうかに関わらず、保険募集人における保険募集の業務のあり方を規定しないものについては、保険募集人指導事業に該当しません。</p> |
| 570 | Ⅱ-4-2-9(7) | (注)にある、「保険募集の業務のあり方を規定しないコンサルティング等」の業務について、「コンサルティング(≡助言・アドバイス)であれば、保険募集の業務のあり方に踏み込んだものであっても、本規制の対象外」との趣旨ではなく、「コンサルティングのうち、保険募集の業務のあり方に踏み込まないものに限っては本規制の対象外」との趣旨でよいか確認したい。 | |
| 571 | Ⅱ-4-2-9(7) | 募集人指導事業に関する業務は、一義的には保険募集人自身に体制整備が求められるものであり、保険会社は、保険募集人に対して、保険募集人指導事業を行う場合の留意点等について、教育・指導を実施するほか、不適切な事象が判明した場合は適切な対処等を行う体制整備が求められるという理解でよいか。 | 適切な保険募集を行うよう保険募集人に教育・指導・管理を行う中で、適切な保険募集人指導事業を行うことを求めたり、不適切な事象が判明した場合は適切な対処等を求めることが、望ましいと考えられます。 |
| 572 | Ⅱ-4-2-9(7) | 新たに規定された保険募集人の体制整備義務において、保険募集人指導事業に係る規定が新設されているが、保険会社から保険募集人への直接の教育・管理・指導は不可欠であるとの従来の解釈について、変更がないとの理解でよいか。 | Ⅱ-4-2-9(7)①(注2)に規定されており、保険募集人指導事業を行う保険募集人の指導により、保険会社における保険募集人への教育・管理・指導の責任が免除されるものではありません。したがって、保険会社から保険募集人への直接の |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------------|--|--|
| | | | <p>教育・管理・指導は不可欠であり、保険募集人指導事業を行う保険募集人の指導とあいまって適切な保険募集を行わせる態勢を構築する必要があると考えます。</p> |
| 573 | Ⅱ-4-2-9(8) | <p>保険募集人の規模や業務特性に応じてとあるが、例えば、中小企業基本法には5名以下の法人を小規模企業者と定義している。それに準じ募集人5名以下の法人代理店を小規模代理店と定義して社内規則等を定め適切な運用を行うことで足りると理解してよいか。</p> | <p>規模や業務特性に応じてとは、募集形態や保険募集人の人数、収入保険料などから、個別具体的に判断する必要があります。</p> <p>いずれにしましても、保険募集人においては、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じる必要があります。</p> |
| 574 | Ⅱ-4-2-10 | <p>帳簿書類の備え付けについて、改正業法第303条では「保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の内閣府令で定める事項を記載し」とされ、府令案第237条の2では「法第303条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあつては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。」とされている。</p> <p>したがって、規模の大きい代理店は、帳簿書類上、「保険契約者ごと」かつ「所属保険会社等ごと」に法定事項を記載していく必要があるという理解で良いか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |
| 575 | Ⅱ-4-2-10 | <p>当社は特定保険募集人の条件を満たす金融機関代理店であり、各営業部にて保険の募集行為を行っている。</p> <p>その場合、帳簿書類の作成・保存は、各営業部で行う必要があるということか。</p> <p>本部で作成したもの（電子ファイル又は紙）を支店で確認し、保管するという運用は許容されるか。</p> | <p>保険募集人が所在する事務所ごとに備付けを行う必要があり、店舗を異にする場合には、それぞれに備え付ける必要があります。</p> <p>ただし、対応が施行後直ちには困難な場合には、当分の間、主たる事務所に備え付けることも認められます。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|---|---|
| | | | <p>また、貴見のように、本部で作成したものを支店で保管することも認められます。</p> |
| 576 | Ⅱ-4-2-10 | <p>保険募集代理店は所属保険会社が提供する専用画面において保険契約情報を閲覧することが通常であり、適切な情報管理の観点も含め、帳簿書類備付の方法として、代理店専用画面で保険契約の締結の年月日等の事項を閲覧する等の方法を社内規則等に定めて対応することも認められるとの理解でよいか。</p> | <p>規則第237条の2第1項第1号から第4号に規定する内容を満たすものであれば、適当と認められる保存方法を社内規則等に定めたうえで、適切に備え置くことが認められます。</p> |
| 577 | Ⅱ-4-2-10 | <p>Ⅱ-4-2-10では、「社内規則等に、規則第237条の2第1項に規定する書類の作成及び保存の方法を具体的に定めるものとする。」とあるが、例えば、保険会社から提供された書類（契約リストやデータ等）に、帳簿に記載すべき情報が記載されている場合には、当該書類を保存すれば良く、別途、「書類の作成」の方法は定める必要はないとの理解でよいか</p> <p>また、規則第237条の2第1項第1号～4号に係る事項の帳簿書類として、保険契約申込書を用いる場合、その保存方法として、所属保険会社が保存している申込書について、所属保険会社より遅滞なく当該書面の写しを入手するといった方法を定めることも認められると理解してよいか。</p> | <p>Ⅱ-4-2-10については、各保険会社と特定保険募集人との間における情報共有などの実務に配慮したうえで、その実務に照らして適当と認められる方法を社内規則等に定めたうえで、適切に備え置くことを求めるものです。</p> <p>保険契約申込書を用いる場合、契約成立後、所属保険会社から遅滞なく当該書面の写しを入手し、その後適切に保存することにより、常時閲覧できる体制が整備されている場合には、認められることもあります。</p> |
| 578 | Ⅱ-4-4-1-1(5) | <p>保険会社の営業職員等が、保険募集プロセスの一部として電話にて保険募集を行う場合においては、Ⅱ-4-4-1-1(5)①から⑤で規定される措置を講じる必要はないという理解でよいか。</p> | <p>当規定は、営業職員か代理店かに関わらず、業として反復継続的に電話による保険募集を行っている場合を想定したものです。</p> <p>なお、基本的には、既契約者に対する単なる訪問</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|---|--|
| 579 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | 当該規定については、業として反復継続的に電話による保険募集を行うための設備等を構築しているテレマ業者等が主な対象であり、例えば、保険会社の営業職員等が、保険募集プロセスの一部として電話にて保険募集を行う場合については、当該規定の対象外となるという理解でよいか。 | アポイント取得等の契約保全や既契約の更新（更改）を目的とした電話については、生保・損保に関わらず、今回の改正の趣旨に該当しない限りは、当規定にある措置を講じるなどの必要はないものと考えられますが、営業職員等が行う保険募集においても、顧客の予期しないタイミングで行うこともあり得ることから、当規定の趣旨に配慮した対応が必要と考えられます。 |
| 580 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | 当該規定については、業として反復継続的に電話による保険募集を行うための設備等を構築しているテレマ業者等が主な対象であり、例えば、保険会社又は保険募集人が、保険募集プロセスの一部として電話にて保険募集を行う場合については、当該規定の対象外となるという理解でよいか。 | |
| 581 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | 本文にいう、「当該行為（電話による新規の保険募集・加入勧奨）を反復継続的に行う」保険会社又は保険募集人とは、どのような者を指すのか。 電話による募集を行う可能性があるというだけでは該当しないという理解でよいか。 | |
| 582 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | 対面募集のみを行う保険募集人については、訪問や来店の前後に電話による勧誘や契約内容の説明を行う場合があったとしても、Ⅱ-4-4-1-1 (5) は適用されないと考えてよいか。 | |
| 583 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | 保険会社の営業職員等がアフターフォローの一環として行う、既契約者に対する単なる訪問アポイント取得や、既契約内容の説明や保全手続き等を目的とした電話は、苦情等のトラブルを惹起する懸念が低いと考えられることから、当該規定の対象外となるという理解でよいか。 | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-------------------|--|---|
| 584 | Ⅱ-4-4-1-1(5) | 既契約の更新（更改）等については、電話にて内容を説明した後に、当該手続きに係る書面を送付する等のケースも想定されるが、このような「電話による保険募集等を当該時期で行うことに一定の合理性がある」ケースについては、当該規定の対象外となるという理解でよいか。 | |
| 585 | Ⅱ-4-4-1-1(5) | <p>現在、損害保険では、電話募集は更改契約手続きのみ認められている。</p> <p>したがって、監督指針にある「電話による新規の保険募集等」の対応については、損害保険の場合は不要ということによいか。</p> <p>今回の監督指針の「電話による新規の保険募集等」の対応は、現時点では、生保の新規募集を想定しているという理解でよいか。</p> | |
| 586 | Ⅱ-4-4-1-1(5) ③ | 通話内容の記録・保存の措置は、保険に関する事務的な事項を顧客に電話連絡するケース等は対象とならず、保険契約の勧誘等の保険募集行為のみが対象となると考えてよいか。 | |
| 587 | Ⅱ-4-4-1-1 | 顧客から、保険会社または保険募集人に電話連絡し、契約手続きを行うものについては、顧客の予期しないタイミングで行われるものではないことから、本規制の対象外と理解してよいか。 | 当規定については、電話による保険募集が非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性にかんがみて、保険会社及び保険募集人に対して、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを求めたものです。 |
| 588 | Ⅱ-4-4-1-1(5) | 保険会社又は保険募集人（保険代理店）のホームページやコールセンターに資料請求を行った顧客に対し、後日、保険会社又は保険募集人が電話と資料送付のみで保険募集を行うケースについては、顧客の能動的な行為によるもの | よって、貴見にあるケースについては、当規定の趣旨に照らし、特に苦情等が生じ得るものとは考え |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------|--|---|
| | | であり、このような「電話による保険募集等が行われることに一定の必然性がある」ケースについては、当該規定の対象外となるという理解でよいか。 | られないことから、当規定の対象とするものではありません。 |
| 589 | Ⅱ-4-4-1-1 | <p>(5)につき、顧客に対して電話によって保険商品の説明等を行うものの、その後、当該顧客に対し、郵便、インターネット又は対面によって保険募集を行うことが予定されている場合、かかる電話による保険商品の説明等は保険募集には当たらないと考えてよいか。</p> <p>顧客に対する電話による保険商品の説明等が保険募集に当たらなければ、かかる電話による保険商品の説明等を「通話内容の確認（成約に至らなかったものを含む）」の対象としていなくてもよいか。</p> | <p>「保険募集」(Ⅱ-4-2-1(1)①エ.)への該当の適否判断にあたっては、特定の行為がⅡ-4-2-1(1)②ア.とイ.のいずれにも該当するか否かを判断したうえで、具体的な商品説明の程度などから総合的に判断する必要がありますが、貴見のケースは保険募集に該当すると考えられます。</p> |
| 590 | Ⅱ-4-4-1-1(5) | <p>「保険会社又は保険募集人が行う電話による新規の保険募集等は、非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情が発生しやすいといった特性にかんがみ、当該行為を反復継続的に行う（略）」とあるが、例えば、顧客宛に意向を推定したプラン提案のダイレクトメールを発送（以下「DM」。電話により検討意向を確認する旨附記）し、DM到着後に電話を使用した保険募集を行うとした場合、当該募集方法はここでいう「電話による新規の保険募集」に該当するか。</p> <p>また、「反復継続的」についても定量的に定義することはできないか。</p> | <p>当規定は、電話による保険募集が非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等から、特に苦情等が発生しやすいといった特性にかんがみて、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを保険会社又は保険募集人に対して促すものであり、貴見のようにDMを一方向的に送ることのみをもって、当規定の対象から除外されるものではありません。</p> <p>また、「反復継続的」の有無については、個々の事案に応じて総合的に判断する必要があります。</p> |
| 591 | Ⅱ-4-4-1-1(5) | <p>保険商品の紹介を電話で行い、その後、改めて面前で意向把握・確認の上、説明を行い、保険契約の締結を行うと</p> | <p>当規定については、電話による保険募集が非対面で、顧客の予期しないタイミングで行われること等</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------------|--|--|
| | | <p>いう場合においては、監督指針記載の対応（主として①）は不要という理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>から、特に苦情等が発生しやすいといった特性にかんがみて、保険会社及び保険募集人に対して、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを求めたものです。</p> <p>貴見の前提となる募集場面が必ずしも明確ではありませんが、電話による新規の保険募集等を反復継続的に行っている場合には、当規定に該当するものであり、事後に対面での説明と契約の締結を行ったとしても、当規定の対象から除外されるものではありません。</p> |
| 592 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | <p>電話帳を利用した電話募集については、苦情等のトラブルを惹起する懸念が高いと考えられることから、当該規定の対象となるという理解でよいか。</p> | <p>電話帳を利用した保険募集については、貴見にあるような懸念が高いことから、当該行為を反復継続して行う者については、当規定の対象となります。また、反復継続して行わない者についても、当規定の趣旨に配慮した対応が必要と考えます。</p> |
| 593 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | <p>乗合代理店等において、自組織保有情報を利用した他社加入顧客への乗換案内を電話で行う場合については、電話がかかってくることを顧客が予期しているとは想定し得ないため、苦情等のトラブルを惹起する懸念が高いと考えられることから、業として反復継続的に上記の保険募集を行う場合は当該規定の対象となり得るという理解でよいか。</p> | <p>貴見のような行為が、業として反復継続的に行われる場合は、当規定に基づいた措置等を講じる必要があると考えます。</p> |
| 594 | Ⅱ-4-4-1-1 | <p>規則第227条の2第2項各号に該当する団体が被保険者となるものに対して、電話による加入勧奨を行う場合は、本規制の対象外と理解してよいか。</p> | <p>規則第227条の2第2項各号に該当する団体が被保険者に対して電話を用いて行う加入勧奨行為については、当団体内のルールに委ねられるものであるため、本規定の対象となるものではありません。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|-----------------|--|---|
| 595 | Ⅱ-4-4-1-1(5)①～⑤ | Ⅱ-4-4-1-1(5)①から⑤の措置については、当然ながら、全ての措置の適切な取組みが求められるという理解でよいか。 | 保険会社又は保険募集人が電話により新規の保険募集等（転換及び自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為を含む。）を行う場合においては、当規定にある①～⑤の全ての措置を適切に講じる必要があります。 |
| 596 | Ⅱ-4-4-1-1(5) | <p>「②」に関し、「顧客から、今後の電話を拒否する旨の意向があった場合、今後の電話を行わないよう徹底していること」とあるが、所属保険会社を一にするA代理店とB代理店との間で、電話NG顧客を共有することが許容できるのか。</p> <p>現実問題としては、A代理店から電話をかけてNGとなった場合、このNG顧客リストを、保険会社に提供し、保険会社からBを含む全国の所属代理店に共有するというのは、NG顧客の意思にも反するようにも思われるが、いかがか。</p> <p>次のⅡ-4-4-1-1(6)「顧客情報は法的に許される場合及び顧客自身の同意がある場合を除き、第三者に開示していないか」にも反しかねないと思われ、少なくともその趣旨からして、開示すべきではないと思われるが、いかがか。</p> | 貴見のケースにおいて、今後の電話を拒否する旨の意向を示した顧客の情報を、他の代理店に共有することまで求めるものではありませんが、個人情報に係る関係法令等にも留意した上で、適切に対応する必要があります。 |
| 597 | Ⅱ-4-4-1-1 | ③の「通話内容を記録・保存」は、通話内容の録音に限られるものではなく、通話記録簿等の作成等他の方法によることでも差支えないか。 | 通話内容の記録方法としては、必ずしも録音に限られるものではありませんが、事後的に精緻な確認・検証が可能な方法である必要があります。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|--------------------|--|---|
| 598 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) ③ | 通話内容の記録・保存の方法についての記述がないが、適切性の検証等を行うことが可能と考えられるものであれば、特段の定めはないという理解でよいか。 | |
| 599 | Ⅱ-4-4-1-1(5)③ | 電話による保険募集について、通話内容を記録・保存していること。と規定されている。 当該内容については、例えば電話帳による電話をかけ、お客さまにお会いすることのアポイントを取ることをのみを行う場合は、通話内容の記録・保存を録音するのではなく、紙媒体等を使用して記録・保存することで足りるとの理解でよいか。 | |
| 600 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) | Ⅱ-4-4-1-1「顧客保護を図るための留意点」の (5) ③に関し、通話内容の記録・保存の期間は、どのように考えればよいか。 | 通話内容の保存期間については、保険会社又は保険代理店において、保険募集の適切性等を事後的に確認・検証するために適当と考えられる期間、保存することが必要と考えられます。 |
| 601 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) ③ | 通話内容の保存期間についての記述がないが、適切性の検証等を行うことが可能と考えられる期間を、保険会社または保険代理店等が判断すればよいという理解でよいか。 | |
| 602 | Ⅱ-4-4-1-1 | ⑤「保険募集等を行ったもの以外の者による通話内容の確認」とあるが、全件の確認が求められるものではなく、一定程度のサンプリング抽出により行うことでも足りるとの理解でよいか。 | 通話内容の確認については、必ずしも全件確認を求めるものではありませんが、保険募集の適切性を十分に確認する必要があります。 |
| 603 | Ⅱ-4-4-1-1 (5) ⑤ | 通話内容の確認については、全ての通話内容を確認する必要はなく、適切と考えられる確認を行えばよいという理解でよいか。 | |
| 604 | Ⅱ-4-4-1-1 | ⑤「保険募集等を行ったもの以外の者による通話内容の確認」とあるが、代理店が行った場合、保険会社が確認す | 貴見のとおりです。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|---------|---|-----------------------|
| | | <p>る、逆に保険会社自身が行ったものを代理店が確認することが必ずしも求められるものではなく、保険会社内あるいは代理店内の各役員・使用人相互の確認も認められるという理解でよいか。</p> | |
| 605 | Ⅱ-4-2-2 | <p>今般の保険会社向けの総合的な監督指針案は、保険業法施行規則第227条の2第2項に定める団体保険について、Ⅱ-4-2-2「(前略) 保険契約の募集上の留意点」の中で「保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合には、(中略) 保険会社又は保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。」等の視点を明示している。この点に関しては、顧客保護の観点から評価できるものである。</p> <p>ところで、法人である生命保険募集人又は保険仲立人を対象とする構成員契約規制がある。本規制は、団体構成員を保護する観点から、当該法人又は密接な関係を有する者(特定関係法人など)の構成員に対して金融庁長官が定める保険以外の保険の申込み等をさせることを制限し、圧力募集の排除に効果をもたらしてきたと考えられる。</p> <p>一方、構成員契約規制は保険募集人又は保険仲立人としての関わりを制限する趣旨であると理解している。こうした中であって、今でも「半ば強制的に団体保険に加入させられた」とか「団体保険の説明会で直ぐに加入申込書の提出を迫られた」といった新入社員等の切実な声を耳にすることがある。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|---|---------|
| | | <p>企業グループに属する法人である生命保険募集人（機関代理店）の多くは、保険業法施行規則第 227 条の 2 第 1 項に定める特殊の関係にある者に該当するような立場を選択することなく今日に至っている。これは、構成員契約規制の趣旨などを真摯に検討し、企業グループの構成員に対する加入勧奨（団体保険の被保険者となるよう勧誘する行為）について自主規制を設けた上で、それを自粛しているからに他ならない。</p> <p>機関代理店であっても第三分野の保険募集は認められており、個人保険の生命保険募集人として団体構成員と関わっている場合が多い。団体保険の保険契約者である団体に対しては、パンフレットの配付、加入申込書の回収、保険金請求書類の受付、集金事務などの保険事故の委託に係る手数料が保険会社から支払われている。こうした保険事務の再委託に関しても、第三分野の生命保険募集人との立場の相違について団体構成員の誤解を招く可能性があるため、その受託を自粛している機関代理店が見受けられる。保険会社向けの総合的な監督指針案は、構成員契約規制に直接触れている箇所はないと受け止めているが、上述したような自主規制による自粛の見直しを求める意図はないことを念のため確認しておきたい。</p> <p>また、法人である生命保険募集人に対しては、少なくとも第三分野の生命保険募集人と保険事務の受託者との立場の相違について団体構成員の誤解を招かないための監督行政を求めたいと考えているが、この点に関しコメントがあ</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|----------------|
| | | ればお聞かせいただきたい。 | |
| 606 | その他 | <p>年間 1000 件以上の保険診断を実施する診断スペシャリストからの意見</p> <p>1. 「比較推奨販売」「特定商品の比較」に焦点を当てても、現在の乗合代理店の販売方法は変わりません。何故なら、複数商品を比較して販売しているのではなく、「お客様が加入されている保険」と「推奨する保険商品」の比較、すなわちビフォー／アフターの見直しご提案だからです。30 社扱っている保険会社が「終身保険」「定期保険」「医療保険」「がん保険」の提案するのに 4 種類 30 社の 120 通りの比較どうするのか。一覧表だけでは不十分でしょう。設計書だけで 1200 枚印刷。お客様が混乱します。</p> <p>ビフォー／アフターすれば、エビデンスもありません。お客様が納得されるからです。</p> <p>市場にある 12,000 万件の個人保険の内、問題の多い日本社大手社のアカウント型や特約山積・10 年更新型の無謀・説明不足な販売による件数は、7 割を超えています。また、一部外資系や、カタカナ系の高額・説得販売による問題は増えるばかりです。それにメスを入れたのが、乗り合い代理店でしょう。既加入保険にメス(正しい診断を実施する)を入れないと、問題解決になりません。保険診断士の養成が急務ですね。</p> <p>今回の改革は、複数商品販売の乗合代理店が標的になっていますが、問題が起こらない商品認可(保険料格差 2～2.8 倍の不思議・謎)・販売資格の強化が先だと思います(レ</p> | 貴重なご意見として承ります。 |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|---|-----------------------|
| | | <p>ベルが低い人に募集人資格を与えている責任は誰か。)</p> <p>2. 意向確認</p> <p>簡保の「ながいき君」の支払い終了後死亡時の解約返戻金没収なんて、全国かんぽ販売時窓口では、誰も説明していない典型的な「意向確認違反」です。</p> <p>商品が複雑化しているため、今のやり方では、ほとんど意味がありません。</p> <p>お客様にとっての不利益情報が説明されていません。保険見直し相談で、一番問題になるのが、「あれもこれも聞いていません。聞いていたら、この保険に加入していません」と言われます。乗合代理店の見直し相談は、「意向確認のやり直しなんです。</p> <p>業法改正のために、もっと「現場で何が起きているか」の意見聴収をやっていただきたい。</p> | |
| 607 | その他 | <p>意向の確認について</p> <p>保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、保険会社又は保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明し、その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と保険会社又は保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する点は、顧客の意向が刻々と変化する場合についての合理的な確認方法となっており、賛成である。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|-----|------|--|-----------------------|
| 608 | その他 | <p>インターネットサイトへの取り締まりが相当に厳しく扱われているが、比較サイトにせよ見込み客紹介サイトにせよ、結局のところ営業にかける交通費や資料作成代、広告費と同じ類いのものであり、工夫されて作られてきたものである。</p> <p>営業職員を多く抱える大手生保社にとって都合が良いように改悪されてるのではという疑念を抱かざるを得ない。</p> <p>なぜそういったインターネットサイトが利用されてきているのか、保険商品の分かりやすい説明や情報を得ようにもほとんどの消費者は得られない(ネットを活用して自主的に学ばれる消費者も多い。その意味で前述のサイトは社会的にも役立っている)という原因があるからである。</p> <p>今回の修正はその解決を金融庁自ら放棄しているもので、その解決がなければ結局不便や損害が生じるのは消費者である。</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |
| 609 | その他 | <p><顧客の意向確認について></p> <p>最近、高齢者に対する提案プロセスでの証拠を生命保険会社は強化しており、特に第三者の立ち合いや2名以上の募集（あるいは2回以上の募集等）が必要になっていますが、今回の保険業法改正案の中で、顧客の意向確認を見ますと、高齢者に限らず、提案プロセスの証拠の必要性が記載されています。</p> <p>上記に関して、お客には主に個人と法人とあるかと思えます。</p> <p>以前、某保険セミナーに参加した際に初対面で同席した</p> | <p>貴重なご意見として承ります。</p> |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|--|---------|
| | | <p>税理士は「保険募集人と提携契約書を交わし、保険手数料の9割は私がもらう。募集人は私が紹介したから決まるだけなので、1割もらえ、更に会社からボーナスがもらえるのだから良いだろう」と言っていました。</p> <p>(営業成績のほとんどを持っていく税理士のやり方に驚きましたが、実際には提携書を交わさず同様の事を行っている税理士も聞きますので、まだマシなのかもしれません。)</p> <p>また、以前参加した経営者向けセミナーで講師の税理士は「遡増定期などの保険は毎年、切り替えるのがよい」と言っています。(内容からしたら私は疑問ですが、経営者に向けて話しておりました。)</p> <p>他にも、某保険会社主催のセミナーに登壇した税理士は聴衆(保険募集人)の前で「みなさんは社長に提案する際、例えば社長が知人でも、その顧問税理士へ挨拶に行っていますか？保険契約が決まったら、半分渡すから妨害しないでくれと税理士にアプローチする方が早い」と話しておりました。(その税理士は半分渡せとは言わないが、周りの税理士には多いとの事。)</p> <p>法人契約などは単価が高いため、1件の契約につき数百万円以上の手数料が募集人に入る事もあるかと思えます(初年度手数料だけで数千万円以上稼ぐ保険募集人などは法人契約が多いのもそのためだと思えます)が、その手数料のうち少なくない額(或は大半)が、上記のように税理士に流れる事もあるかと思えます。</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|--|---------|
| | | <p>このような場合、顧客の意向は、保険募集人よりも税理士の意向によるところも少なくないと思われます。</p> <p>税理士が判断や許可をしているから募集人が提案している事もあり得るので、「顧客の意向の確認」の部分には、募集プロセスで、保険募集人の提案を証拠に残すだけでなく、提案や判断に関わった税理士（又はその他士業等）、また提案に関わらずとも、紹介をした税理士（又はその他士業等）がある場合には、その名前も書面に同時に記載し、証拠として残す事が、何かトラブルがあった場合（あるいは納税等での調査が必要な場合）等に、有効と思われます。</p> <p>その記載方法としては第3者がそのように関わる場合には、意向確認書等へは、募集人が任意で記載するのではなく、顧客自身に紹介者との関係を含めて記入いただくのが、特に法人契約等では有効と思われます。</p> <p>それと上記のように、法人を税理士が紹介しなくとも「手数料の半分をあげるから妨害しないでくれと先にアプローチして言え」とセミナーで税理士が保険募集人に言うようなケース（会長や社長は知らずとも税理士と募集人が裏で繋がって手数料を半分渡すようなケース）で書面に顧客が記載する事は難しいとは思いますが、少なくとも税理士が法人を先に紹介するような経由については提案プロセスの証拠を残せるものと思います。</p> <p>また最近では、手数料分担がダメなら税理士へ顧問料として返せと言うコンサルタントも居ますので、募集人と税理士（その他士業の関係）の関係を表すために、意向確認書</p> | |

| 番号 | 関係箇所 | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|------|--|---------|
| | | に合わせて、該当顧客の顧問税理士（その他士業）を提案プロセスの前に保険募集人が知っていたか、また現在あるいは今後、顧問料を保険募集人が払うことの有無も合わせて添付書類として提出させるのが、手数料優先のために法人顧客へ提案していることが無いかのチェックに有効かと思ひコメントさせていただきます。 | |

以 上